第4次亀岡市総合計画

～夢ビジョン～

後期基本計画

平成28年4月～平成33年3月

亀　岡　市　民　憲　章

京都から西へ、老ノ坂を越えれば朝霧の晴れ間に亀岡盆地が広がる。豊潤な水脈は、田園や里山に多彩な実りをもたらし、舟運を支えてきた保津川は、いまも渓流の舟下りで賑わっている。

古来、人びとは自然との調和やお互いの絆、家族のぬくもりを大切にしながら暮らしてきた。そこには石門心学が生まれ、円山応挙の芸術が育まれた。城下町のたたずまいを色濃くとどめ、華麗な山鉾が巡り、地域に根ざした芸能が息づいている。

そんな亀岡に生きるわたくしたち市民は、こうした平安の営みを未来につなぐことを願って、市民憲章を掲げます。

一　水と緑の恵みを大切にし、豊かな環境を次代に引き継ぐまちをつくります

一　いのちを尊重し、共に輝き、心の通いあう家族とまちをつくります

一　健やかな心とからだを育て、安らぎのあるまちをつくります

一　互いにまなび、高めた力を活かす生涯学習のまちをつくります

一　歴史と伝統を生かし、先人の知恵が香る文化のまちをつくります

一　世界にはばたく、豊かな感性と英知を育むまちをつくります

一　一人ひとりが主役となって、共に生き、ともに支え、平和と人権の根づくまちをつくります

平成17年11月3日

水・緑・文化が織りなす　笑顔と共生のまち　かめおか

～セーフコミュニティの推進とにぎわいのまちづくり～

はじめに

亀岡市長
桂 川 孝 裕

私たちのまち亀岡は、豊かな自然や田園環境にめぐまれ、京の都に近接する要衝の地、そして京都丹波地域の玄関口として、悠久の歴史や文化を育むとともに、関西で最初の生涯学習都市宣言に基づく生涯学習の展開、日本初のセーフコミュニティの認証など、市民とのパートナーシップを基礎とした先進的な取組を進めてきたまちです。

平成23年に、32年度までの10年間を対象期間とした第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～を策定し、目指す都市像である「水・緑・文化が織りなす　笑顔と共生のまち　かめおか～セーフコミュニティの推進とにぎわいのまちづくり～」の実現に向けてまちづくりを進めてきました。

平成27年度までの前期基本計画期間の約5年の間に、急速な少子高齢化に伴う人口減少、経済活動のグローバル化など社会経済状況は大きく変化しており、本市においてもこの変化に迅速に対応し、様々な問題を克服していかなければなりません。一方で本市には京都縦貫自動車道の全線開通や、京都スタジアム（仮称）の建設決定等、にぎわいの創出に向けた絶好の機会が到来しています。

後期基本計画には、社会経済状況の変化に迅速に対応するため、またにぎわい創出に向けた絶好の機会を確実にとらえて更なる発展に結び付けるために、前期基本計画の進捗と成果を踏まえて様々な施策を盛り込みました。

ここに位置付けた一つ一つの施策を着実に実践し、ふるさと亀岡の魅力を磨き上げ、「選ばれるまち」・「住み続けたいまち」・新たな亀岡市の実現を目指してチャレンジしていきます。

最後になりますが、第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～後期基本計画の策定に際して、幅広い御意見をいただいた市民の皆様や、慎重に審議を重ねていただいた総合計画審議会委員の皆様に感謝申し上げます。

平成28年4月

目　次

序　論

1　第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～とは

（1）計画の目的 …… 6
（2）計画の性格 …… 6
（3）目指す都市像と計画の構成・期間 …… 7

2　前期基本計画期間の本市を取り巻く状況の変化

（1）前期基本計画期間の本市の変化 …… 8
（2）市民意識 …… 16
（3）前期基本計画の進捗状況 …… 24
（4）まちを取り巻く動向と課題 …… 27

3　後期基本計画の重点テーマ …… 30

施策分野別基本計画

第1章　互いを認め合う、ふれあいのまちづくり
～人権の尊重・市民協働の推進～

第1節　人権尊重・平和 …… 38
第2節　男女共同参画 …… 40
第3節　コミュニティ …… 42
第4節　市民協働 …… 44

第2章　安全で安心して暮らせるまちづくり
～安全・安心の推進～

第1節　セーフコミュニティ …… 48
第2節　防災・消防 …… 50
第3節　交通安全・防犯 …… 53
第4節　消費者保護 …… 55

第3章　健康で元気あふれるまちづくり
～健康づくり・福祉の充実～

第1節　健康づくり・医療 …… 58
第2節　地域福祉 …… 61
第3節　子育て支援 …… 63
第4節　高齢者福祉 …… 66
第5節　障害のある人の支援 …… 69

第4章　豊かな心と文化を育むまちづくり
～生涯学習・教育の推進～

第1節　生涯学習 …… 74
第2節　就学前教育・学校教育 …… 76
第3節　社会教育 …… 81
第4節　文化芸術・歴史文化 …… 83
第5節　生涯スポーツ …… 86
第6節　地域間交流・国際交流 …… 88

第5章　人と環境にやさしいまちづくり
～生活環境の向上～

第1節　自然環境 …… 92
第2節　地球環境・省エネルギー …… 95
第3節　資源循環・廃棄物処理 …… 97
第4節　市街地 …… 100
第5節　景観保全・形成 …… 102
第6節　公園・緑地 …… 103

第6章　活力あるにぎわいのまちづくり
～産業の振興～

第1節　農業……106
第2節　林業……109
第3節　商業……111
第4節　ものづくり産業……113
第5節　観光……115
第6節　就労支援……118

第7章　快適な生活を支えるまちづくり
～都市基盤の整備～

第1節　道路……120
第2節　公共交通……122
第3節　河川……124
第4節　水道……126
第5節　下水道……128
第6節　住宅・住環境……130
第7節　火葬場……132
第8節　情報・通信……133

第8章　効率的で明るい都市経営
～計画を推進する行財政運営～

第1節　行政運営……136
第2節　財政運営……139
第3節　広域連携……141

■後期基本計画のシンボルプロジェクト……142

■後期基本計画の進行管理……143

■後期基本計画の「目指す目標」……144

資料編

1　亀岡市の歴史……148
2　亀岡ゆかりの人物……150
3　名所・観光地……152
4　特産物……156
5　用語解説……157
6　市民アンケート結果
　(1) 亀岡市まちづくりアンケート……168
　(2) 亀岡市まちづくり学生アンケート……191
　(3) 亀岡市まちづくりWebアンケート……203
7　策定経過
　(1) 策定体制……217
　(2) 策定経過……223

「序論」

序　論

1 第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～とは

(1) 計画の目的

本市では、平成23年1月に「第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～」を策定し、「水・緑・文化が織りなす　笑顔と共生のまち　かめおか～セーフコミュニティの推進とにぎわいのまちづくり～」を目指す都市像として、市政を進めてきました。

また近年、人口減少社会が現実のものとなり、さらに少子高齢化の進展、自然災害の激甚化など、まちをとりまく状況は、ますます大きく変化してきました。

こうした中、本市においては、京都府の南北をつなぎ、府内の観光や産業の活性化への効果が期待される京都縦貫自動車道の全線開通、そして京都府による京都スタジアム（仮称）の整備計画の進展など、次代の飛躍に向けたポテンシャルが高まってきました。

「第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～」に位置付けた前期基本計画がその目標年度を迎えたことから、これまでの成果を踏まえつつ、ポテンシャルの向上、新たな地域課題への迅速な対応に向け、「第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～後期基本計画」を策定しました。

(2) 計画の性格

総合計画は本市の目指す都市像を示すとともに、その実現のための基本的指針としての役割を担うものであり、基本構想で次の3つの性格を示しています。

◆市民の参画と協働による計画

計画策定初期の段階から市民や学生を対象としたアンケートの他、これまであまり聞こえてこなかった市民の意見を把握するWebアンケートなどのプロセスにより、市民の想いや意見を計画の基盤に置き、市民の参画と協働により策定しました。

◆市民の視点にたったわかりやすい計画

市民の参画と協働により策定した計画を、市民と行政が目標を共有し、お互いの役割を明確にし、分担しながら実現に向けた取組を進め、それぞれの役割に応じて最大限に効果が発揮できるよう、誰もがわかりやすい計画内容とします。

◆市民ニーズを踏まえた重点課題を戦略的に取組む計画

限りある地域資源や手段により目指す都市像を実現していくためには、これまで以上に効率的・効果的な取組が必要であり、多様化・専門化する市民ニーズを的確にとらえ、まちの重点課題を明らかにし、戦略的に課題解決に取組む計画とします。

(3) 目指す都市像と計画の構成・期間

■目指す都市像

水・緑・文化が織りなす
笑顔と共生のまち　かめおか

～セーフコミュニティの推進とにぎわいのまちづくり～

■計画の構成と期間

① 計画の構成

第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～後期基本計画は、将来像等を定める基本構想を実現するため、前期基本計画を引き継ぐ基本計画として策定しました。

基本構想	目標年次に向け、本市が目指す都市像や施策の基本方針（施策の大綱）、さらには象徴的な事業であるシンボルプロジェクトを示しており、計画期間における将来のまちづくりの指針となるものです。
後期基本計画	基本構想で示された目指す都市像を実現するために、取組むべき施策を体系的・総合的に示す計画です。 計画は、社会経済環境の変化に柔軟に対応できるよう前期と後期に分けて策定・検証するものです。

② 計画の期間

基本構想は、平成23年から平成32年度までの概ね10年間の長期的ビジョンです。前期基本計画は平成23年を初年に平成27年度を目標とし、後期基本計画は平成28年度を初年度に平成32年度を目標とする各5ヵ年の計画です。

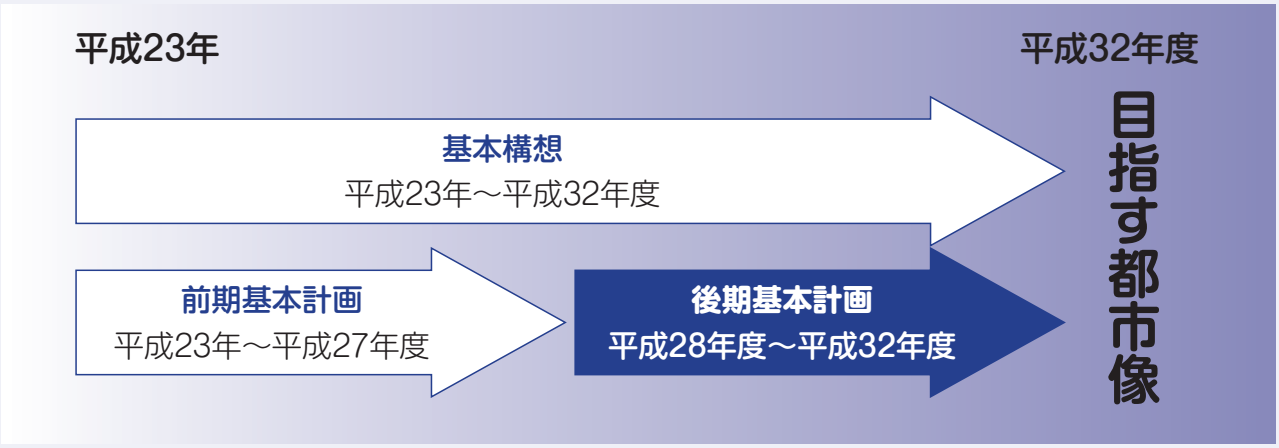

2 前期基本計画期間の本市を取り巻く状況の変化

(1) 前期基本計画期間の本市の変化

① 人口等の推移

ア) 人口・世帯数の推移

本市の人口は平成14年に市制施行後初めて減少に転じ、微減傾向にあります。一方で世帯数は年々増加し、一世帯あたりの世帯人員が減少傾向にあるなど、大家族世帯の分離や核家族化、単身世帯の増加が進んでいると考えられます。

人口・世帯数の推移

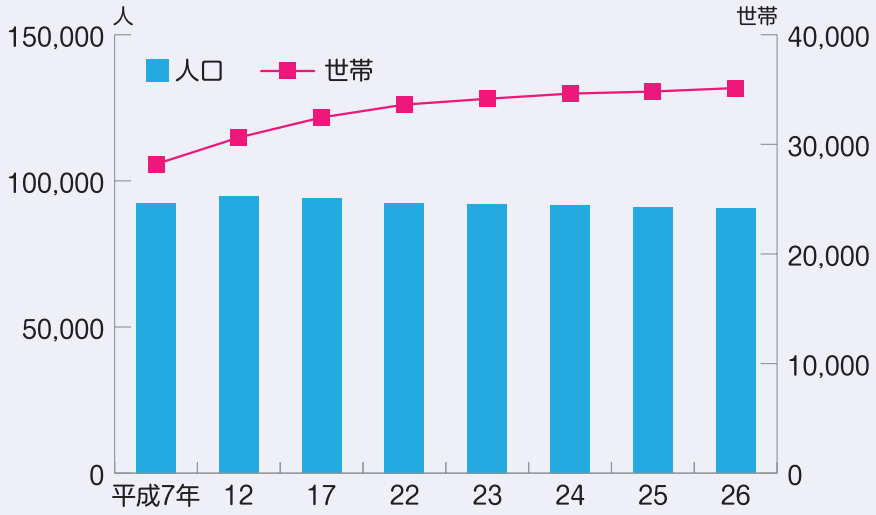

一世帯あたり人員の推移

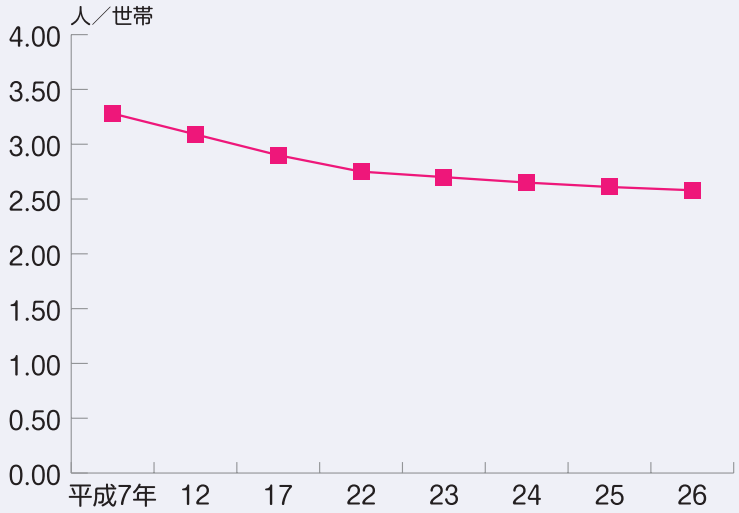

	平成7年	12	17	22	23	24	25	26
人　口(人)	92,398	94,555	93,996	92,399	92,142	91,740	91,009	90,572
全世帯(世帯)	28,198	30,625	32,455	33,625	34,157	34,628	34,819	35,136
世帯あたり人口(人)	3.28	3.09	2.90	2.75	2.70	2.65	2.61	2.58

出典）平成7～22年は国勢調査、平成23年以降は推計人口

イ）年齢別人口の推移

年齢3区分別の人口構成をみると、0～14歳人口の比率は微減ですが、15～64歳人口比率の低下が大きく、その分、65歳以上人口比率が高くなっています。

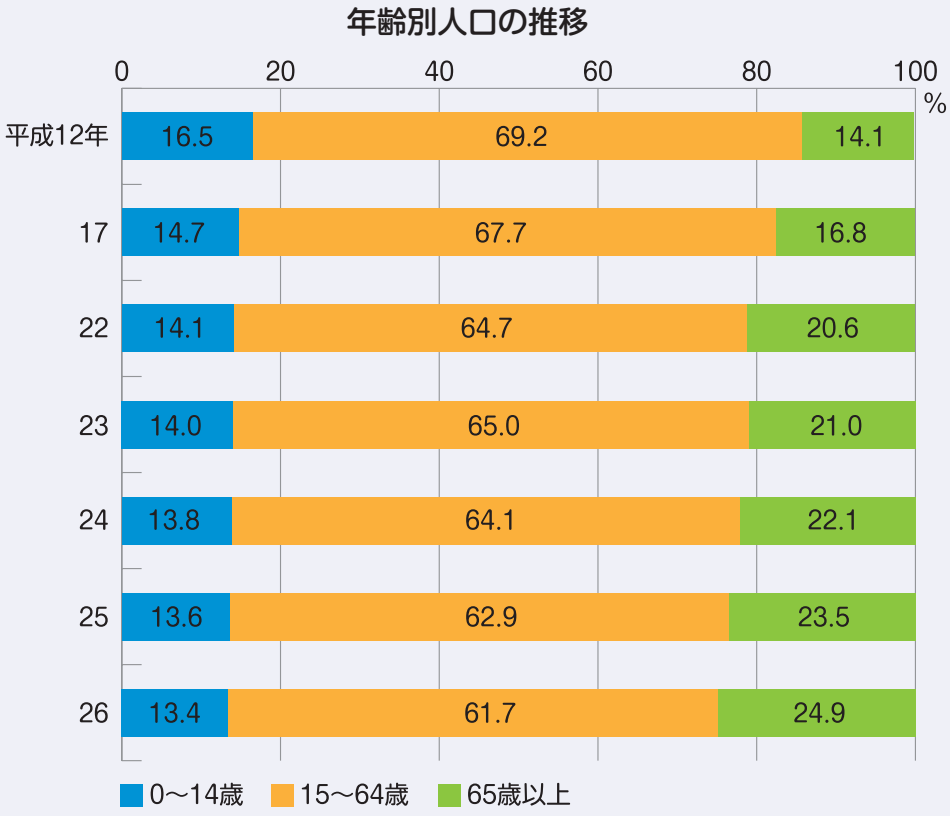

出典）平成12～22年は国勢調査、平成23年以降は住民基本台帳人口（いずれも10月1日現在）

ウ）地域別人口の推移

近年の人口推移を地域別にみると、平成22年～ 26年で全ての地区で減少しており、南部地区、西部地区の減少が大きくなっています。特に南部地区は10%を超える減少となっています。

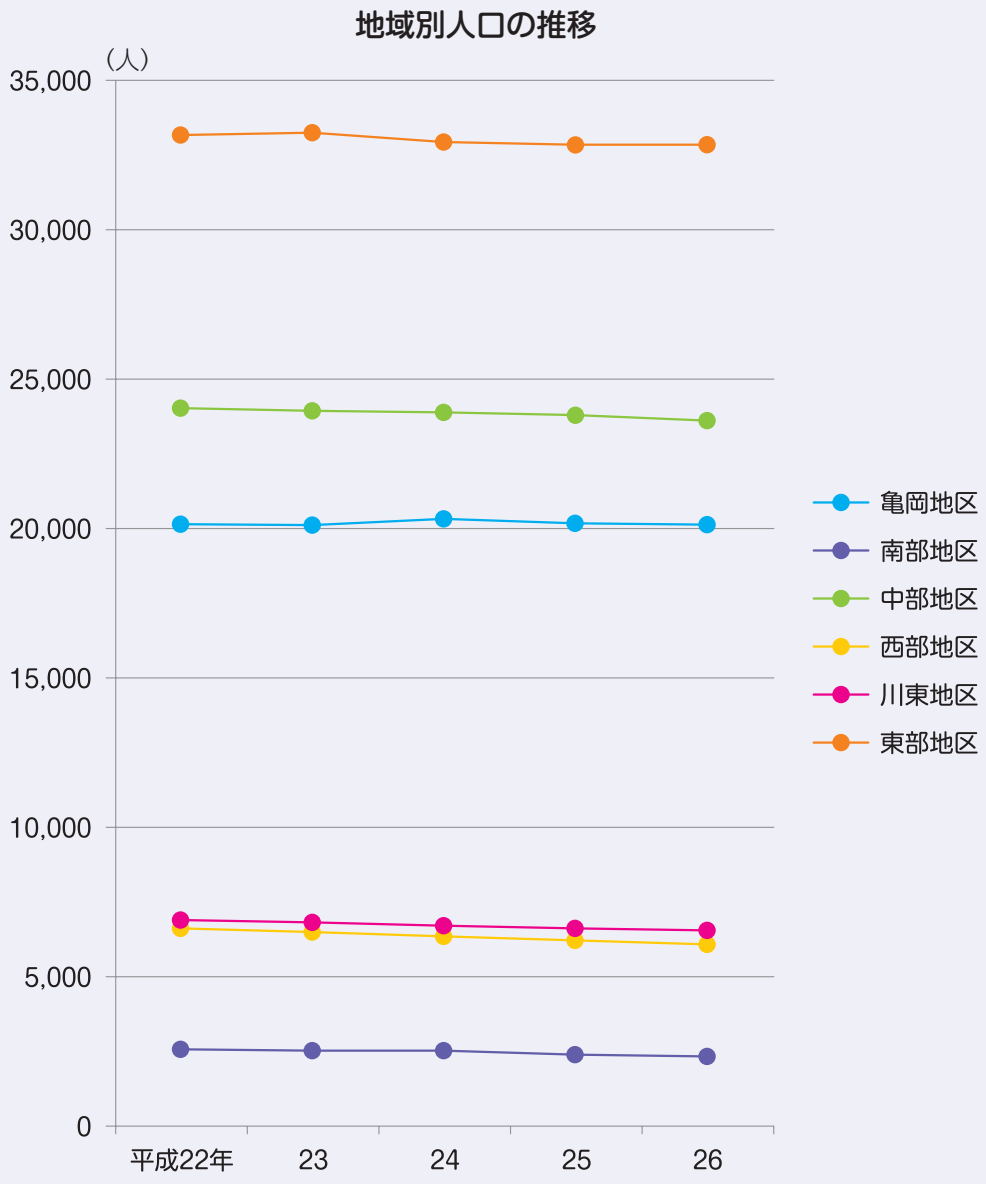

※亀岡地区（亀岡地区東部、亀岡地区中部、亀岡地区西部）
南部地区（東別院町、西別院町）
中部地区（曽我部町、吉川町、薭田野町、大井町、千代川町）
西部地区（本梅町、畑野町、宮前町、東本梅町）
川東地区（馬路町、旭町、千歳町、河原林町、保津町）
東部地区（篠町、東つつじケ丘、西つつじケ丘、南つつじケ丘）

出典）住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

② 産業の推移

ア）農業

本市の農業は都市近郊農業として発展し、特に京都有数の稲作地帯を有していますが、近年は農家数、経営耕地面積とも減少傾向が続いています。

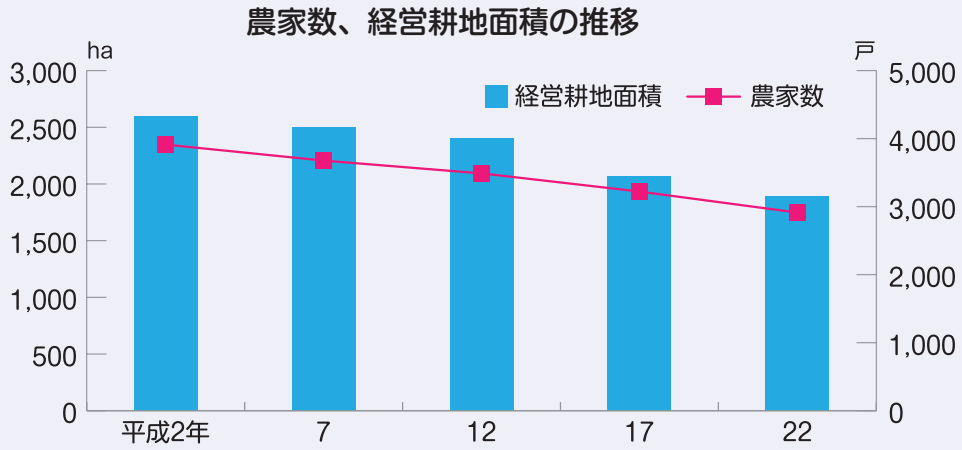

	平成2年	7	12	17	22
農家数(戸)	3,912	3,677	3,489	3,222	2,913
経営耕地面積(ha)	2,599	2,499	2,401	2,072	1,891

出典）各年農林業センサス

イ）工業

工業の事業所数は減少傾向にありましたが、近年はほぼ横ばいになっています。製造品出荷額等は景気動向の影響も大きく、平成15年から平成20年には改善したものの、平成23年に再び減少に転じました。

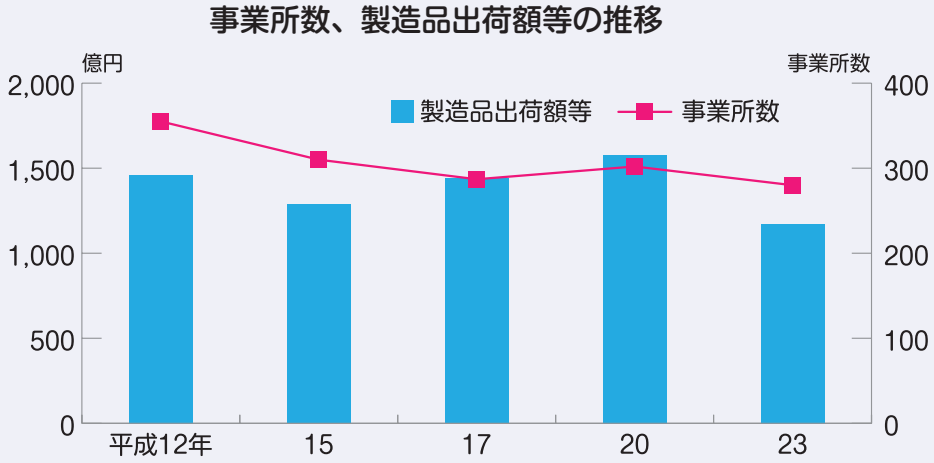

	平成12年	15	17	20	23
事業所数	355	310	287	302	280
製造品出荷額等(億円)	1,461	1,286	1,440	1,579	1,171

出典）各年工業統計・経済センサス（従業員数3人以下を含む全事業所）

ウ）商業

近年における本市の小売業商店数は、横ばいからやや減少傾向にあり、平成19年では772店となっています。年間小売販売額もほぼ同様の傾向を示しており、同じく平成19年では約888億円となっています。

小売業従業者数、年間小売販売額の推移

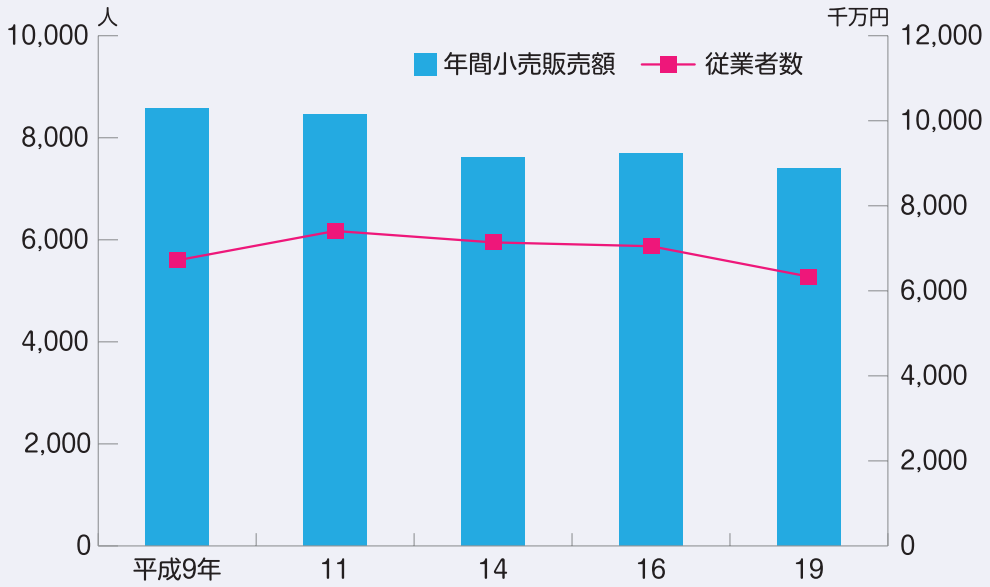

	平成9年	11	14	16	19	24(※)
小売業商店数(店)	899	912	850	850	772	463
小売業従業者数(人)	5,598	6,173	5,949	5,871	5,278	3,641
年間小売販売額(千万円)	10,288	10,137	9,130	9,222	8,886	6,388

出典）平成9～19年は商業統計、24年は経済センサス。
※）商業統計と経済センサスでは調査方法が異なるため比較ができない。

エ）観光

観光入込客数は順調に伸びており、平成26年は過去最高となる240万人を超える来訪がありました。観光消費額については、天災により観光施設が被害を受け休業を余儀なくされる等のマイナス要因はありますが、観光入込客数が急増した平成26年は、それに比例した伸びが見られました。

観光入込客数、観光消費額の推移

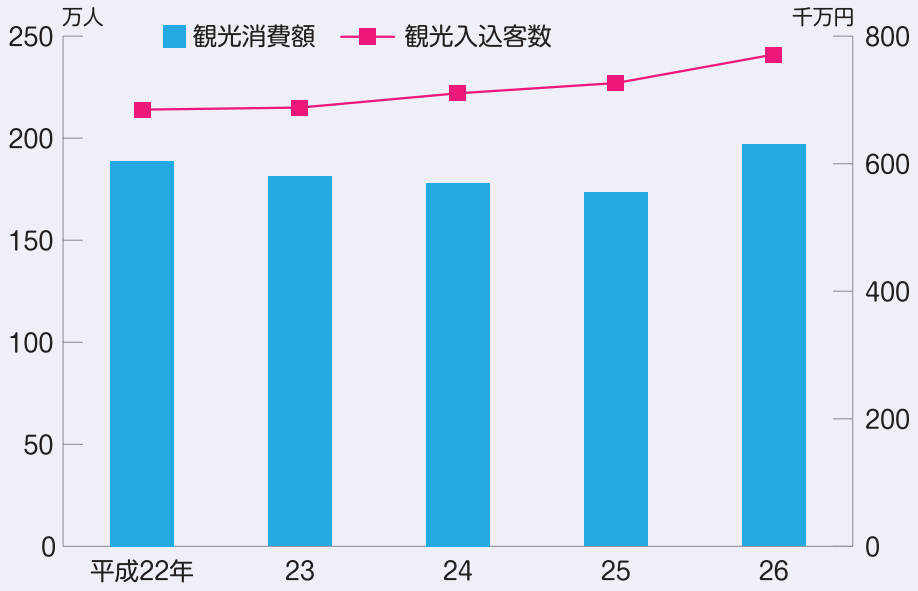

	平成22年	23	24	25	26
観光入込客数(万人)	214	215	222	227	241
観光消費額(千万円)	604	580	570	555	630

③ 決算状況

ア）歳入（普通会計）

歳入は、最大の比率を占める地方税が金額ベースで減少傾向にあり、歳入全体に占める比率は30%程度に止まっています。

地方債は金額・比率とも平成25年度に減少・低下しましたが、平成26年度には再び増加・上昇しており、歳入のうち、地方税・地方交付税に次ぐ比率を占める財源となっています。

財政面からも自立した都市経営を進めるためには、今後とも地方税など自主財源の確保が課題となっています。

（千円）

	決算額			比　率		
	平成26年度	平成25年度	平成24年度	26年度	25年度	24年度
歳入総額	36,501,891	33,217,162	35,029,252	100.0%	100.0%	100.0%
地方税	9,993,813	10,000,373	10,042,347	27.4%	30.1%	28.7%
地方譲与税	217,864	229,257	239,201	0.6%	0.7%	0.7%
利子割交付金	30,382	34,831	37,930	0.1%	0.1%	0.1%
配当割交付金	102,362	54,866	29,481	0.3%	0.2%	0.1%
株式譲渡所得割交付金	57,874	86,636	7,214	0.2%	0.2%	0.0%
地方消費税交付金	989,265	794,060	800,885	2.7%	2.4%	2.3%
ゴルフ場利用税交付金	83,713	89,548	89,118	0.2%	0.3%	0.3%
自動車取得税交付金	45,899	84,978	98,743	0.1%	0.2%	0.3%
地方特例交付金等	60,173	65,823	68,566	0.2%	0.2%	0.2%
地方交付税	6,888,388	6,967,046	7,073,719	18.9%	21.0%	20.2%
交通安全対策特別交付金	14,881	16,841	17,076	0.0%	0.1%	0.0%
分担金及び負担金	540,736	573,637	1,585,939	1.5%	1.7%	4.5%
使用料	489,939	495,916	497,314	1.3%	1.5%	1.4%
手数料	369,101	387,837	392,932	1.0%	1.2%	1.1%
国庫支出金	5,159,920	5,948,404	4,225,755	14.1%	17.9%	12.1%
府支出金	2,625,417	2,485,590	2,474,216	7.2%	7.5%	7.1%
財産収入	294,679	198,624	368,126	0.8%	0.6%	1.0%
寄附金	4,082	5,540	40,898	0.0%	0.0%	0.1%
繰入金	964,335	382,994	525,337	2.6%	1.1%	1.5%
繰越金	644,041	367,112	419,040	1.8%	1.1%	1.2%
諸収入	1,551,382	273,849	270,615	4.3%	0.8%	0.8%
地方債	5,373,645	3,673,400	5,724,800	14.7%	11.1%	16.3%

イ）歳出（普通会計）

歳出は、最大の比率を占める扶助費が年々増加しており、今後も増加傾向が続くものと予測されます。また、金額ベースでは、平成26年度において投資及び出資金、繰出金、投資的経費などの比率が拡大しています。

（千円）

	決算額			比率		
	平成26年度	平成25年度	平成24年度	26年度	25年度	24年度
歳出総額	35,967,574	32,573,121	34,352,140	100.0%	100.0%	100.0%
人件費	5,489,433	5,413,761	5,262,807	15.3%	16.6%	15.3%
扶助費	7,510,169	6,956,427	6,784,120	20.9%	21.4%	19.8%
公債費	3,735,340	3,605,061	3,705,760	10.4%	11.1%	10.8%
物件費	3,529,599	3,193,811	3,230,844	9.8%	9.8%	9.4%
維持修繕費	307,295	325,799	280,625	0.9%	1.0%	0.8%
補助費等	4,027,295	4,564,735	4,319,900	11.2%	14.0%	12.6%
投資及び出資金	668,007	197,958	274,402	1.8%	0.6%	0.8%
繰出金	3,003,683	2,793,425	2,758,165	8.3%	8.6%	8.0%
積立金	239,427	13,516	27,230	0.7%	0.0%	0.1%
貸付金	34,820	38,830	491,730	0.1%	0.1%	1.4%
投資的経費	7,422,506	5,469,798	7,216,557	20.6%	16.8%	21.0%

ウ）財政指標等

財政指標等については、府内14市平均と比較すると、収入に占める負債の返済割合である実質公債費比率、将来負担すべき実質的な負債である将来負担比率は高くなっています。また、類似団体平均と比較すると、市の累積黒字（または累積赤字）を示す実質収支が大きく下回り、実質公債費比率、将来負担比率は高くなっています。

		亀岡市		府内14市平均	類似団体平均
		平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度
歳入総額	（百万円）	36,502	33,217	30,388	31,173
歳出総額	（百万円）	35,968	32,573	29,711	29,780
歳入歳出差引額	（百万円）	534	644	677	1,393
実質収支	（百万円）	382	462	425	935
標準財政規模	（百万円）	18,307	18,375	16,653	16,569
財政力指数（3カ年平均）	-	0.580	0.581	0.597	0.63
実質公債費比率（3カ年平均）	（%）	11.4	12.0	8.6	9.6
将来負担比率	（%）	157.7	146.5	74.6	50.3

(2) 市民意識

計画の策定にあたっては、18歳以上の市民から無作為抽出で依頼した「亀岡市まちづくりアンケート」、大学生・高校生に依頼した「亀岡市まちづくり学生アンケート」及びインターネットを使った「亀岡市まちづくりWebアンケート」の3つの意識調査を実施しました。調査結果からいくつか特徴的な内容を抜粋します。(全体については資料編参照)

① 亀岡市まちづくりアンケート

ア) 調査目的

第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～の中間時点において、市民がまちづくりをどのように評価し、また、市民意識がこの間、どのように変化しているかを把握し、後期基本計画策定の基礎資料として活用するために実施しました。

イ) 調査方法

調査名称	亀岡市まちづくりアンケート(市民アンケート)
調査地域	亀岡市全域
対象者	18歳以上の市内居住者
対象抽出方法	無作為抽出
抽出数	3,000件
実施期間	平成26年9月10日(水) ～9月30日(火)
調査方法	郵送により配布・回収
回収状況	有効回収数1,074件、有効回答率35.8%

ウ) 分析についての注意点

- 実数とともに、特記しない限り回答者総数(n=1,074)を母数とした出現率(%)を算出しています。
- 集計結果において、出現率の値は全て小数点以下第二位を四捨五入して表記しているため、合計値が100%にならない場合があります。
- 「2つ以上を選択回答」の設問については出現率の合計が100%を超える場合があります。

エ) その他

- 「前回調査」とは、第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～基本構想及び前期基本計画の策定にあたり、平成21年6月に実施した亀岡市まちづくりアンケートを示しています。

■住みごこちや、まちづくりの取組について

■ 市民の定住意向

Q あなたはこれからも亀岡市に住み続けたいと思いますか。（回答1つ）

○市民の定住意向は、「ずっと住み続けたい」「当分の間は住みたい」を合わせて80%を超えており、前回調査から継続して高くなっています。

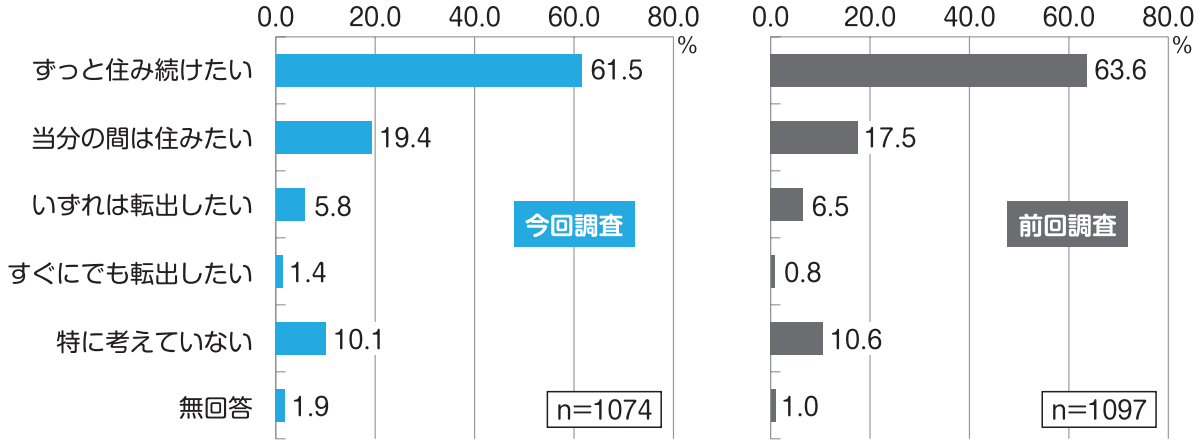

■ 住みごこちやまちづくりへの評価

Q あなたは、まちの住みごこちやまちづくりについて、日ごろどのように感じたり、評価しておられますか。また、今後の重要性について、どのようにお考えですか。

○上下水道や健康・医療、防災・消防など、ライフライン及び安全・安心の分野に関して市民の満足度が高くなっています。
○満足度は高いが、防災・消防や交通安全・防犯、さらには健康・医療、高齢者福祉などについて、安全・安心のさらなる取組が期待されています。

●満足度上位

選択項目	係数
良質な水の安定供給	3.50
健康づくりや医療の充実	3.48
下水道の整備と適切な維持管理	3.41
防災・消防の強化	3.39
資源の循環の取組や適切なごみ処理	3.31

●重要度上位

選択項目	係数
防災・消防の強化	4.23
交通安全・防犯の強化	4.18
良質な水の安定供給	4.14
健康づくりや医療の充実	4.11
高齢者福祉	4.05

※係数は、満足度・重要度の5段階評価について、「高い」を5点、「低い」を1点として算出した平均値。全回答が「普通」と答えると、係数は3.0となる。

■まちづくり課題について

■ 防災で大切なこと

Q 東日本大震災や昨年（平成25年）の台風18号被害など、防災や災害発生時への備えがますます重要になっています。あなたは防災や災害時の被害を抑える減災において、どのような取組が特に大切だとお考えですか。（回答2つまで）

○市民の関心の高い防災分野では、公的な防災体制とともに、「地域における自主防災意識の啓発」が大切と考える回答が前回調査から増加しています。

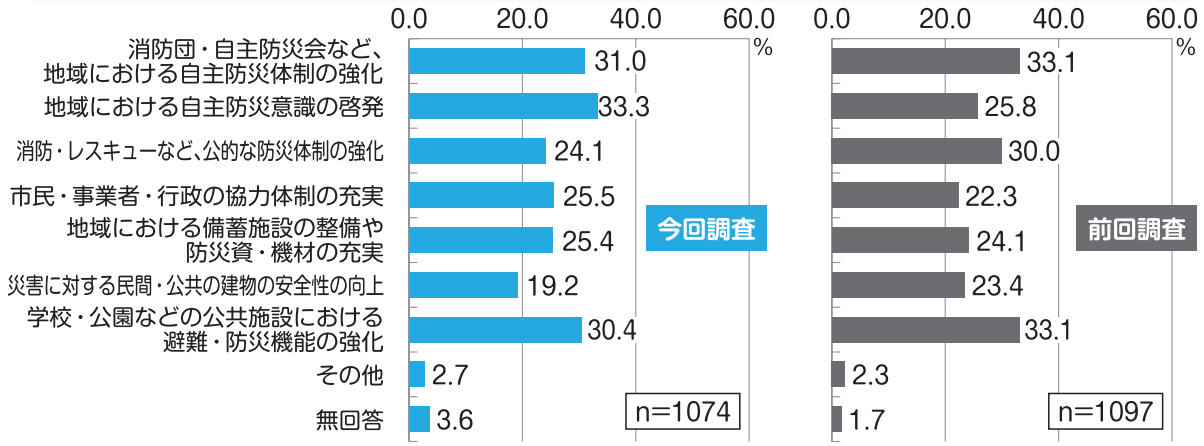

■まちの将来について

■ 交通利便性の向上への期待

Q 亀岡市内の道路整備や京都縦貫自動車道の沓掛IC ～大山崎JCT・ICが開通して名神高速道路と接続するなど、この数年で本市をとりまく交通網の整備が進みましたが、あなたは、こうした交通利便性の向上にどのような期待をお持ちですか。（回答2つまで）

○京都縦貫自動車道に対しては「遠距離の観光や移動への利便性の向上」及び「市内道路の交通混雑の緩和」に強く期待が寄せられています。

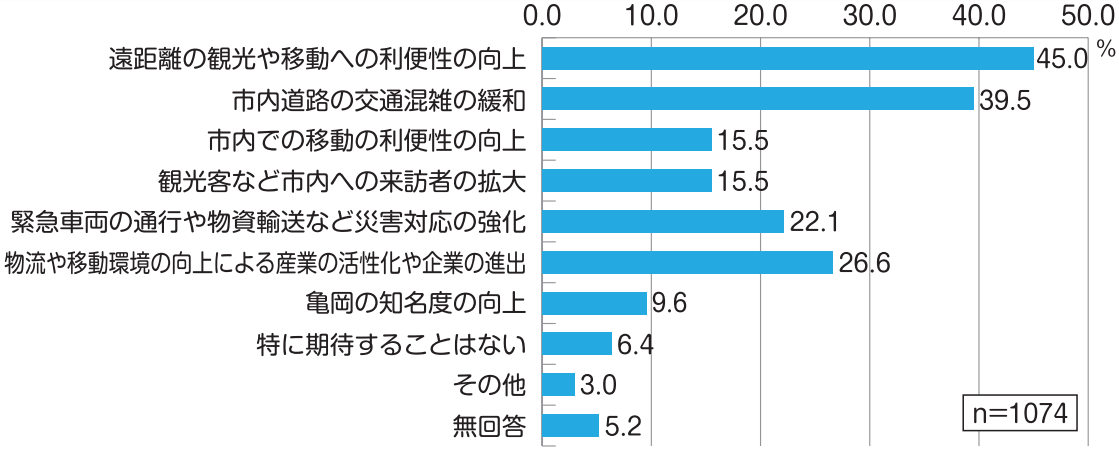

■ 大規模スポーツ施設の活かし方

Q JR亀岡駅北側に、京都府による大規模スポーツ施設の建設計画が進んでいます。このスポーツ施設をまちづくりにどう活かしていけばよいとお考えですか。（回答1つ）

○大規模スポーツ施設については、「市民が気軽にスポーツに参加・体験できる機会を増やす」が最も多くの回答を集めるほか、各種イベントや観戦機会の増加についても期待されています。

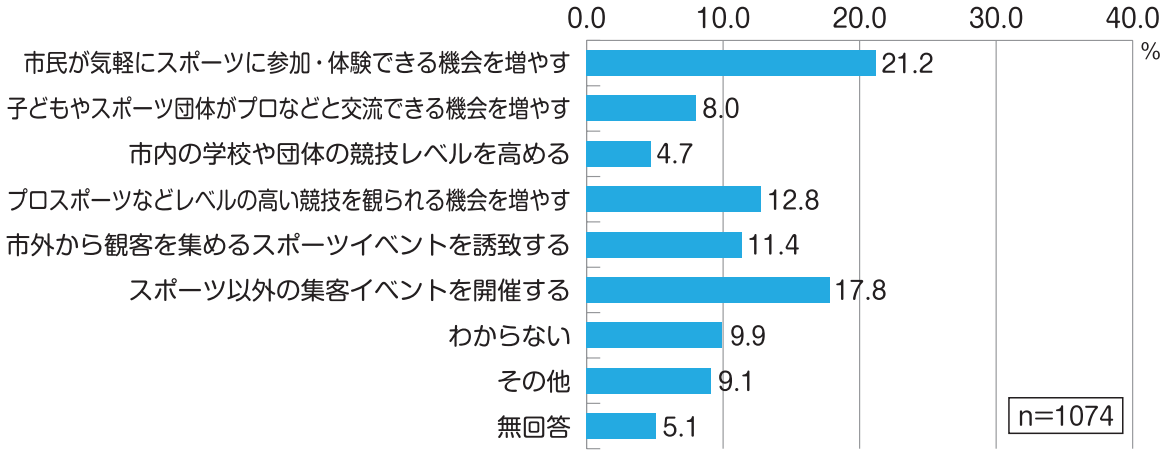

■ 亀岡市の将来像

Q あなたは、亀岡市が将来、どのようなまちであってほしいとお考えですか。（回答3つまで）

○期待するまちの姿としては、前回調査の「自然やみどりが豊かでうるおいのあるまち」を抜いて「災害に強く、犯罪の不安のない安全なまち」がトップとなっています。

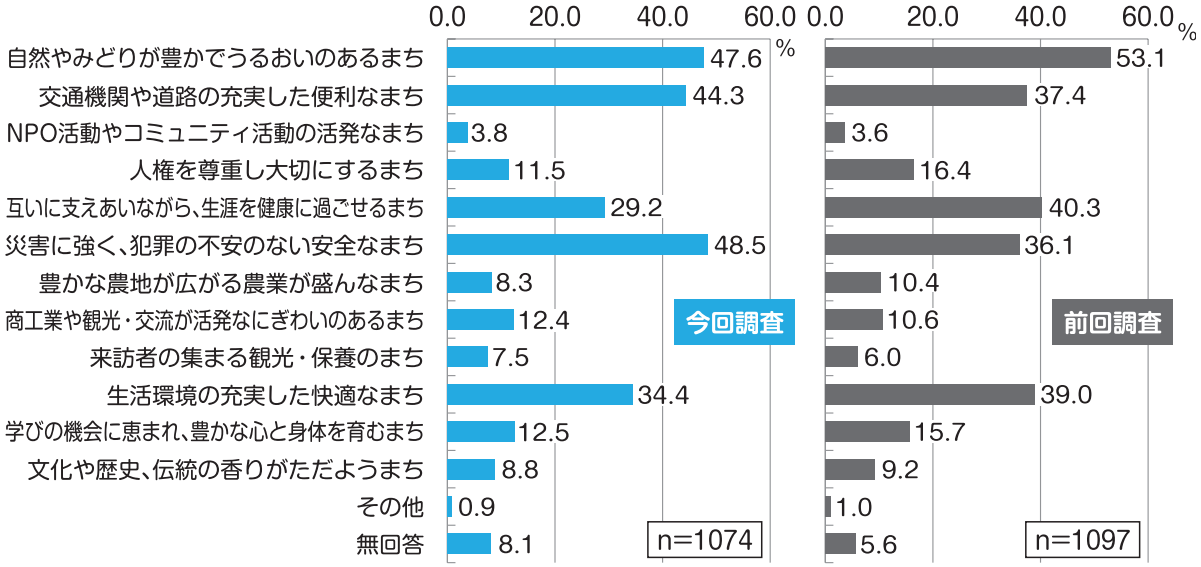

② 亀岡市まちづくり学生アンケート及びWebアンケート

ア）調査目的

第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～の中間時点において、市内に就学・通学する若者（大学生、高校生）がまちづくりについてどのように考えているかを把握し、後期基本計画策定の基礎資料として活用するために実施しました。

また、考え方やニーズの異なる市民層の意見や評価をさらにきめ細かく把握するため、これまでとは全く異なる手法として、Webアンケートを実施しました。

イ）調査方法

調査名称	亀岡市まちづくり学生アンケート(学生アンケート)
調査地域	亀岡市全域
対象者	亀岡市内の高校・大学に就学する学生
対象抽出方法	亀岡市内の高校、大学に依頼
回収数	110件(高校生31件、大学生79件)
実施期間	平成26年10月～11月
調査方法	亀岡市内の高校、大学に依頼し、配布・回収

調査名称	亀岡市まちづくりWebアンケート(Webアンケート)
調査地域	亀岡市全域
対象者	18歳以上の市内居住者
対象抽出方法	インターネットリサーチに登録している市民対象
回収数	106件
実施期間	平成26年11月6日(木) ～11月10日(月)
調査方法	インターネットリサーチ登録者のうち、亀岡市に居住する市民を対象に、アンケートサイトへの案内を送信し、Web上で回答・送信する方法により回収

ウ）分析についての注意点

- 実数とともに、特記しない限り回答者総数(高校生n=31、大学生n=79、インターネットリサーチn=106)を母数とした出現率(%)を算出しています。
- 集計結果において、出現率の値は全て小数点以下第二位を四捨五入して表記しているため、合計値が100%にならない場合があります。
- 「2つ以上を選択回答」の設問については出現率の合計が100%を超える場合があります。

■住みごこちや、まちづくりの取組について

■ 定住意向

●学生アンケート

Q あなたは、学校を卒業してからも亀岡市に住み続けたいと思いますか。（回答1つ）

●Webアンケート

Q あなたはこれからも亀岡市に住み続けたいと思いますか。（回答1つ）

○市民アンケートより比較的若い世代として、市外在住の多い大学生で「特に考えていない」が多いが、高校生やWebアンケートでは「ずっと住み続けたい」「当分の間は住みたい」を合わせて60%程度が定住意向を示しています。

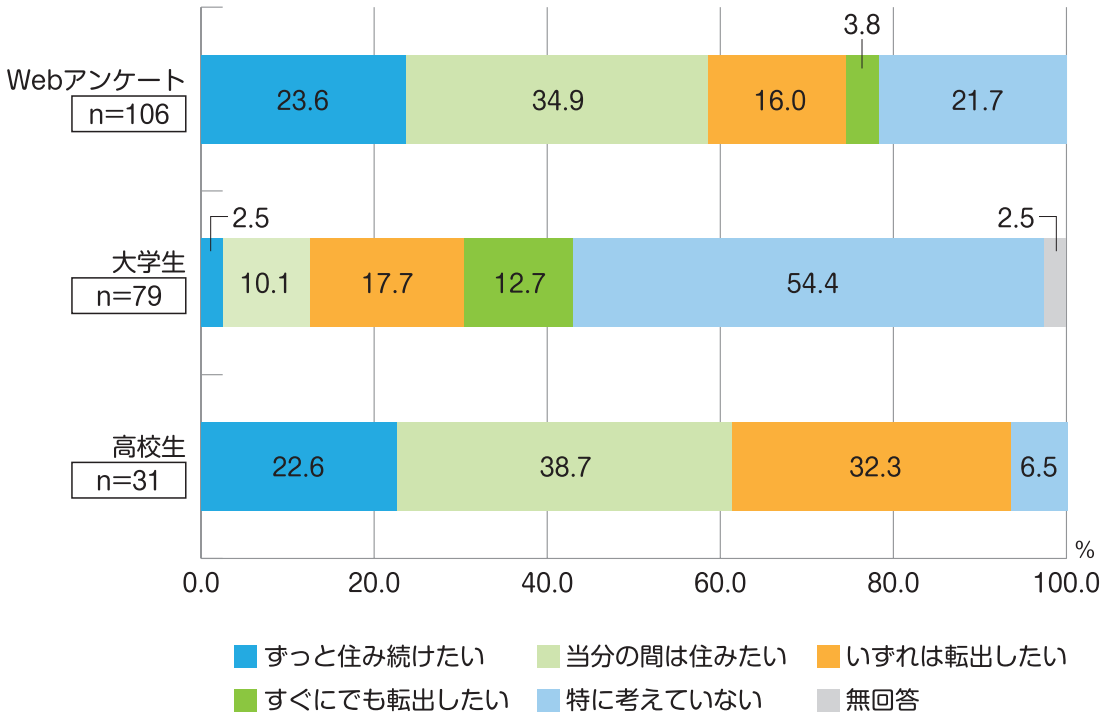

■ 学生のまちづくり参加

Q まちづくりで高校や大学とまちが協力する例が数多くみられますが、あなたは、亀岡市のまちづくりにおいて、あなたの学校や生徒・学生がどんなことをできればいいと思いますか。（回答1つ）

○学生のまちづくりへの参加については、高校生では産業への貢献に関心が見られ、大学生ではボランティアや共同研究などに関心が見られます。

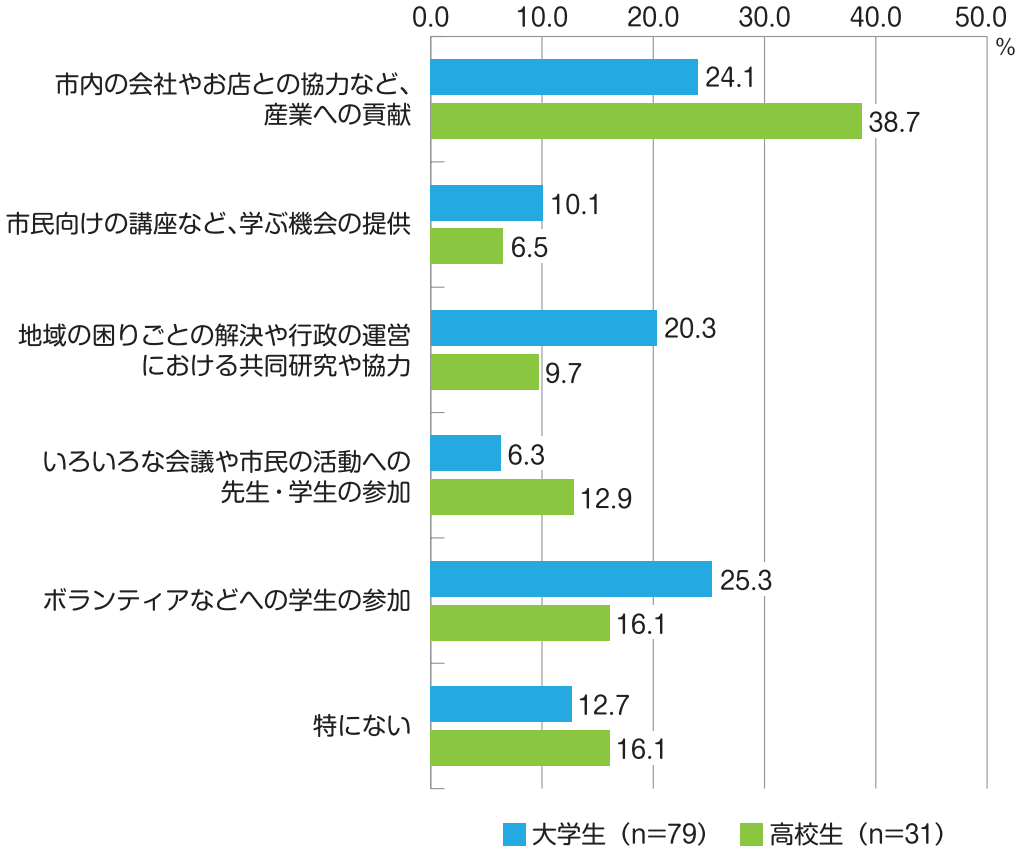

■ セーフコミュニティへの認識

Q 亀岡市は、平成20年にWHO（世界保健機関）セーフコミュニティ協働センターから日本初の「セーフコミュニティ」の認証を受け、平成25年には再認証を受けました。
あなたは、「セーフコミュニティ」という言葉を聞いたことがありますか。また、内容を知っていますか。（回答1つ）

○本市の特色のひとつであるセーフコミュニティの認知度は、若い世代への浸透がまだ不十分です。特に大学生では「聞いたことがない」が6割を超え、地元地域を知る機会づくりなどが課題となっています。

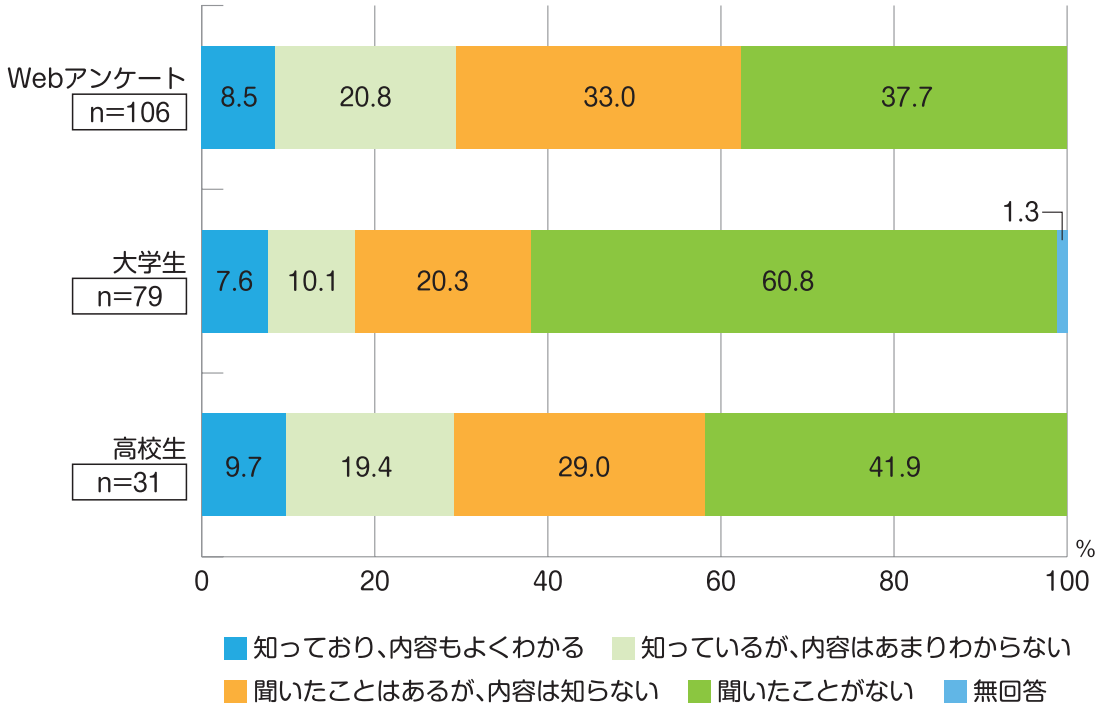

(3) 前期基本計画の進捗状況

① 定住人口

次のとおり、計画策定時と比較して約3.3%減少しています。

平成21年度	平成27年	平成32年度
実績値 94,003人	実績値(H28.1.1現在) 90,931人	目標値 100,000人

② にぎわい人口

次のとおり、計画策定時と比較して約1.4%減少しています。

平成 21 年度	平成 26 年度	平成 32 年度
実績値 564 万人	実績値 約 556 万人	目標値 600 万人以上

③ 目指す目標（後期基本計画の目指す目標については144頁～参照）

まだ計画を1年残していますが、平成26年度末現在の進捗状況は次のとおりです。

全54項目に対して、ア）既に目標を達成した項目は19項目（35.2%）、イ）取組が進捗している、または数値が向上・改善している項目は22項目（40.7%）、ウ）進捗のない項目、または数値が低下・増減のない項目は13項目（24.1%）となっています。

「第4章　豊かな心と文化を育むまちづくり」及び「第6章　活力あるにぎわいのまちづくり」において目標達成に到達していない項目がやや目立つ一方、「第7章　快適な生活を支えるまちづくり」「第8章　効率的で明るい都市経営」では全ての項目で「完了･達成」または「進捗･向上」となっています。

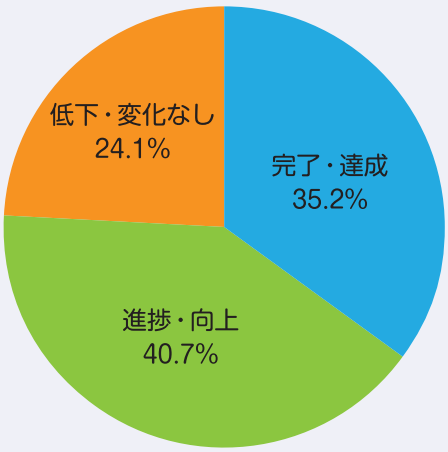

第1章　互いを認め合う、ふれあいのまちづくり

節	目指す項目	前期基本計画策定時	H26年度末	前期基本計画の目標
人権尊重・平和	平和推進事業に参加した人数	(H21)2,110人	2,428人	(H27)2,500人
	人権教育講座等への参加者の拡大	(H21)3,000人	1,967人	(H27)3,300人
男女共同参画	審議会等への女性の登用の比率	(H21)　30.6%	32.3%	(H27)50%
コミュニティ	自治会加入世帯数	(H21)28,252世帯	28,473世帯	(H27)増加
市民協働	企画提案型協働事業の創設	(H21)　未着手	創設	(H27)創設

第2章　安全で安心して暮らせるまちづくり

節	目指す項目	前期基本計画策定時	H26年度末	前期基本計画の目標
セーフコミュニティ	救急搬送件数(外傷分)	(H21)　863件	989件	(H27)　減少
防災・消防	地域版ハザードマップの作成	(H21)　4件	9件	(H27) 20件 (H30 23件)
交通安全・防犯	交通事故死傷者数	(H21)　580人	421人	(H27)　減少
	街頭犯罪認知件数	(H21)　513件	307件	(H27)　減少
消費者保護	消費生活相談の開催回数	(H21)　週1回	週5回	(H27)週3回以上

第3章　健康で元気あふれるまちづくり

節	目指す項目	前期基本計画策定時	H26年度末	前期基本計画の目標
健康づくり・医療	がん検診受診率	(H21) 11.2%	14.3%	(H27) 50% (国の目標値)
	特定健診の受診率(亀岡市国保加入者、40歳～74歳)	(H21) 28.1%	33.6%	(H24) 65% (国の目標値)
地域福祉	地区社会福祉協議会(地区社協)設立数	(H21)　7箇所	12箇所	(H27)11箇所
子育て支援	ファミリー・サポート・センター登録会員数	(H21)　801人	752人	(H27)　増加
高齢者福祉	介護保険地域密着型サービス事業所数	(H21) 11事業所	14事業所	(H27)16事業所
障害のある人の支援	グループホーム、ケアホーム設置数	(H21) 13箇所	16箇所	(H27)20箇所

第4章　豊かな心と文化を育むまちづくり

節	目指す項目	前期基本計画策定時	H26年度末	前期基本計画の目標
生涯学習	人材バンクの登録者数	(H21)　57人 (団体含む)	69人	(H27) 増加
就学前教育・学校教育	小中学校施設の耐震化率	(H21) 87.5%	96.4%	(H27) 100%
	市立小中学校児童生徒の年間読書冊数	(H21)533,619冊	420,000冊	(H27)650,000冊
社会教育	市民一人当たり年間貸出冊数	(H21)5.01冊	4.66冊	(H27)5.30冊
	各町「心の教育」取組参加者数	(H21)3,000人	5,350人	(H27)4,000人
文化芸術・歴史文化	新資料館構想の策定	(H21)未着手	策定中	(H27) 策定
生涯スポーツ	各種スポーツ大会・教室参加者数	(H21)10,735人	9,809人	(H27)13,000人
地域間交流・国際交流	亀岡市・西京区住民交流推進事業参加者数	(H21)840人	705人	(H27)1,000人

第5章　人と環境にやさしいまちづくり

節	目指す項目	前期基本計画策定時	H26年度末	前期基本計画の目標
自然環境	公害監視活動日数	(H21)　0日	月3日	(H27)週1回
地球環境・省エネルギー	亀岡市の温室効果ガス排出量	(H2 1990) 359.2千t-CO2	(H24 2012) 471.2千t-CO2	(H30 2018) 10%減
資源循環・廃棄物処理	市民一人当たりの年間ごみ排出量	(H21)184kg/人	172kg/人	(H27)現状以下に削減
	資源化率	(H21)15.4%	16.4%	(H27) 17.5%
市街地	土地区画整理事業箇所数	(H21)11箇所	13箇所	(H27)15箇所
景観保全・形成	修景、景観保全のための支援制度	(H21)未創設	未創設	(H27) 創設
公園・緑地	都市公園の整備面積	(H21)62.37ha	62.44ha	(H27)63.54ha

第6章　活力あるにぎわいのまちづくり

節	目指す項目	前期基本計画策定時	H26年度末	前期基本計画の目標
農　業	認定農業者数(地域認定を含む)	(H21)　81人	104人	(H27) 100人
	ほ場整備率	(H21)56.4%	56.4%	(H27)65.8%
林　業	林道・作業道延長	(H21)　122km	130km	(H27) 127km
商　業	卸売業・小売業の年間商品販売額	(H19)1,188億円	841億円	(H27)1,200億円以上
	卸売業・小売業の従業者数	(H19)5,956人	5,780人	(H27)6,000人以上
ものづくり産業	誘致企業数(既存工場の増改築を含む)	(H21)　24箇所	32箇所	(H27)31箇所
	工業の従業者数	(H20)6,014人	5,013人	(H27)6,200人
観　光	観光入込客数	(H21)2,194,000人	2,408,467人	(H27) 5%増
	観光消費額	(H21)56.9億円	63.0億円	(H27)10%増

第7章　快適な生活を支えるまちづくり

節	目指す項目	前期基本計画策定時	H26年度末	前期基本計画の目標
道　路	都市計画道路(国道・府道を除く)整備率	(H21)47%	49.8%	(H27) 50%
公共交通	コミュニティバス乗車人数	(H21)91,022人	100,766人	(H27) 増加
	ふるさとバス乗車人数	(H21)118,258人	145,611人	(H27) 増加
河　川	準用指定10河川の整備率	(H21)81%	84.8%	(H27) 85%
	桂川堤防・護岸高水敷の活用	(H21)　検討	事業推進	(H27)事業推進
水　道	公営水道普及率	(H21)94.6%	98.0%	(H27) 98.1%
下水道	下水道水洗化率	(H20)71.8%	85.6%	(H31) 88.7%
住宅・住環境	住宅の耐震化率	(H15)72.5%	80.0%	(H27) 90%
火葬場	新火葬施設整備構想の策定	(H21)未着手	策定中	(H27)　策定
情報・通信	ブロードバンド加入率	(H21)44.6%	57.1%	(H27)90%

第8章　効率的で明るい都市経営

節	目指す項目	前期基本計画策定時	H26 年度末	前期基本計画の目標
行政運営	市民情報コーナーの利用者数	(H21) 13,310 人	14,324 人	(H27)15,000 人
	市の審議会等における公募委員の比率	(H21)7.9%	9.7%	(H27)10.0%
財政運営	市税などの収入額に対する借入金返済額の割合（実質公債費比率）	(H21) 15.6%	11.4%	(H27)14.6%
広域連携	観光キャンペーン実施数	(H21)　1 回	3 回	(H27) 3 回

(4) まちを取り巻く動向と課題

① 急激な少子高齢化と人口減少

戦後、増加を続けてきた日本の人口の伸びが2000年代に鈍化、平成17（2005）年の国勢調査で戦後はじめての減少に転じ、今後も減少が予想されています。

また、世界でも前例のない速さで少子高齢化が進み、人口構造は若年層が少なく年長者が多い、「人口減少社会の特徴である壺のような形（平成23年版厚生労働白書）」に移行しつつあります。

本市の人口は、近年まで自然動態（出生-死亡）において増加を続けてきましたが、前期基本計画策定後、わずかずつですが自然動態･社会動態ともに減少が続き、同時に少子高齢化も進んでいます。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、計画の目標年とする平成32（2020）年には88,214人、高齢化率は29.6%と予想されています。

急激な人口の減少及び少子高齢化は、労働力の不足やコミュニティの衰退による地域活力の低下、税収の減少や社会保障制度の不安定化による将来不安の高まり等につながります。また、総合計画においても目標人口との乖離が進んでいることから、後期基本計画の策定にあたって、少子化及び人口減少に対する総合的な取組を進めていく必要があります。

■ 亀岡市の将来推計人口

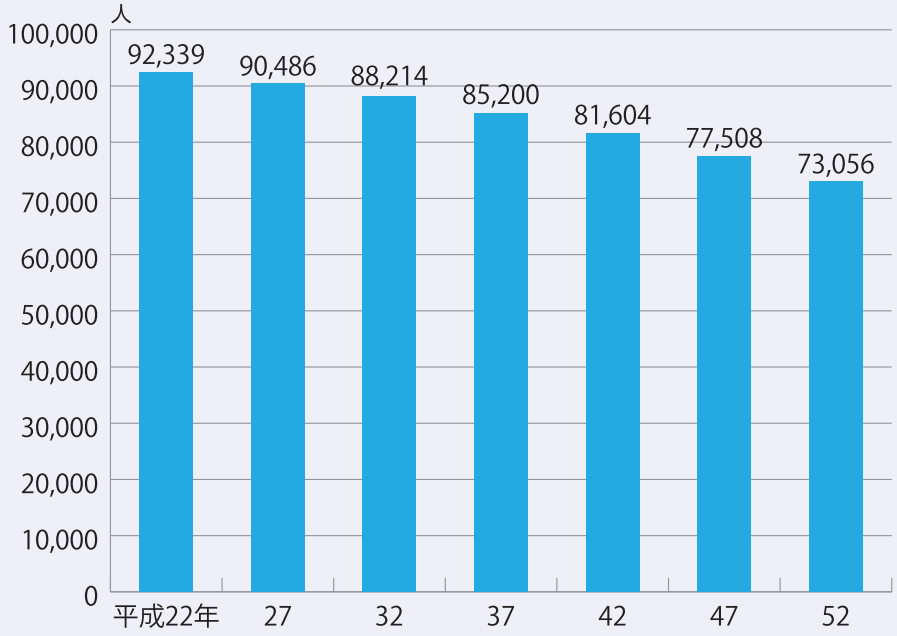

出典）国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月）」

② 安全・安心に対する意識の高まり

阪神・淡路大震災、そして東日本大震災は、まちづくりにおいて生命の安全確保やコミュニティの振興という視点の重要性を強く認識させました。近年では突発的な豪雨など、これまでには予想してこなかった自然災害への備えが重要性を増しています。

また、本市においては自動車事故によって罪のない大切な命が失われる痛ましい事件があり、市民にも安全を求める意識が非常に高くなっています。

これまでにもセーフコミュニティの取組を中心に、最先端の安全・安心への取組を進めてきましたが、若者（市内の高校、大学に通う学生）へのアンケートにおいては、半数を超える若者がセーフコミュニティを「聞いたことがない」と回答しています。さらに「聞いたことはあるが、内容は知らない」を加えると、実に8割近い若者がまだ十分に認識していない実態があります。また、新たな形態の犯罪の発生や新型感染症の発生への対応など、広報啓発を含めてさらに安全・安心な市民の暮らしを追求していくことが必要です。

■ セーフコミュニティへの認知度

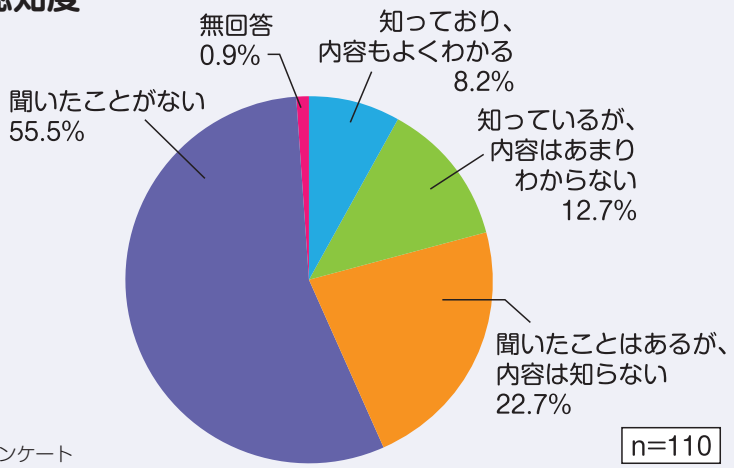

出典）学生アンケート

③ 地方を取り巻く厳しい状況と市民と行政の関係の変化

地方分権がますます進展し、政策の自由度が高まる一方、厳しい財政状況や市民ニーズの多様化・高度化に対応して、自ら考え、自ら決定し、自立した都市経営を実行することが求められ、地方自治体の責務が大きくなっています。

国が進める「地方創生」においても、かつてのように全国一律ではなく、工夫やアイデア、主体的な取組に応じて支援対象を選別するものとなります。

厳しい状況ではありますが、その一方、本市においては「市民協働」の取組を進めてきた結果、市内で活躍する市民団体が育ち、また、これまでのように行政任せにするのではなく、自ら主体的に地域の課題解決やまちづくりに取組もうとする市民の意識が高まってきました。

地域内分権や市民と行政の役割の見直しを通じて、近い将来、行政運営システムの抜本的な変革が見通される中、まちづくりのあらゆる場面で今後、市民と行政との協働はこれまで以上に不可欠なものになると考えられます。

■ まちづくりにおける市民や企業（民間）と行政の役割や責任の分担について、どう思うか。

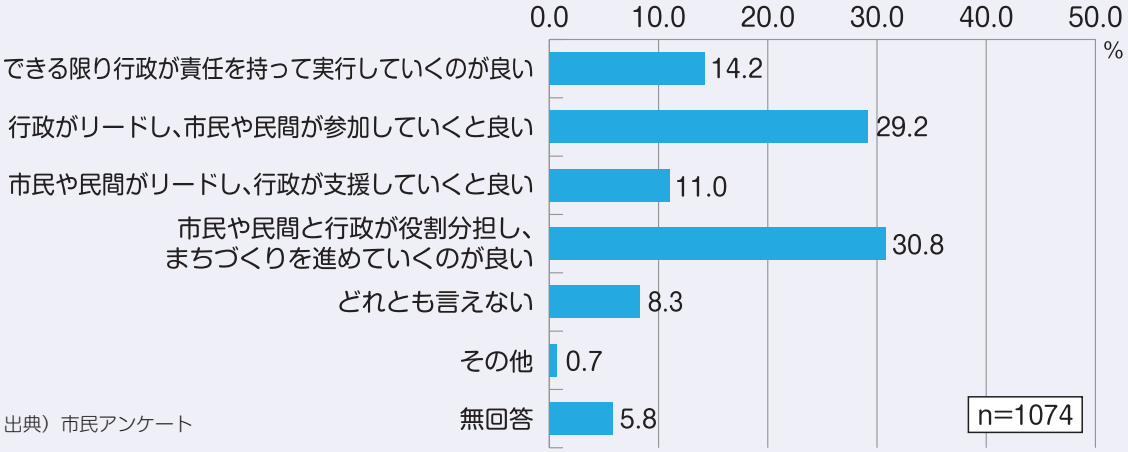

出典）市民アンケート

④ グローバルな交流の進展と新たな魅力資源の創出

地球環境問題をはじめとして、身近な地域の暮らしにおいても地球的な視野に立って考えなければならない問題が認識されるようになっています。また、経済活動のグローバル化や交通･情報通信ネットワークの急速な発達により、これまで以上に人・物・文化・情報を通じて、地域や国を越えた活発な交流が生まれています。一方、地域間・国際間の競争も厳しさを増しています。

こうした中、2013年には日本を訪れる外国人来訪者がはじめて1,000万人を超え、2019年にはラグビーワールドカップ、さらに2020年には東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されており、世界からさらに多くの人々が訪れることが予想されます。特にスポーツを通じた交流活動が活発になることは、京都府による京都スタジアム（仮称）の整備が進む本市にとっても、大きなチャンスと言えます。

市民からもこの施設に対して、実際にスポーツにふれる場として、またスポーツ以外の大規模なイベント等の集客・交流拠点として期待があり、このスポーツ施設をシティプロモーションや地域の活性化など、まちづくりに活用していくことが必要です。

■ 大規模スポーツ施設をまちづくりにどう活かしていけばよいか。

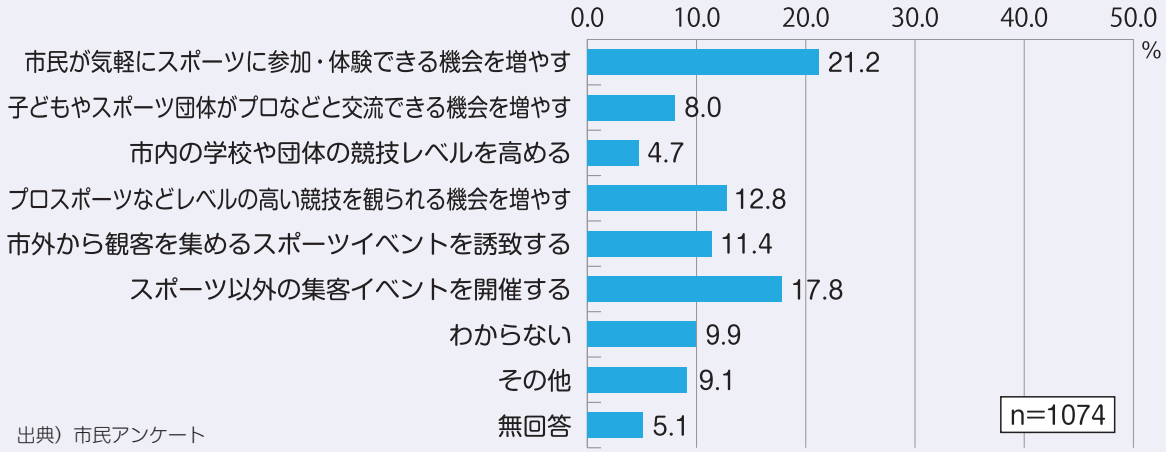

出典）市民アンケート

3 後期基本計画の重点テーマ

基本構想に掲げる「水・緑・文化が織りなす　笑顔と共生のまち　かめおか～セーフコミュニティの推進とにぎわいのまちづくり～」を目指す都市像として示し、社会動向の変化や新たなチャンスに対応していくため、各分野にまたがる次の3つを重点テーマとして掲げ、あらゆる分野の取組において、この3つのテーマとの連携や貢献を意識した施策を展開します。

■重点テーマの考え方

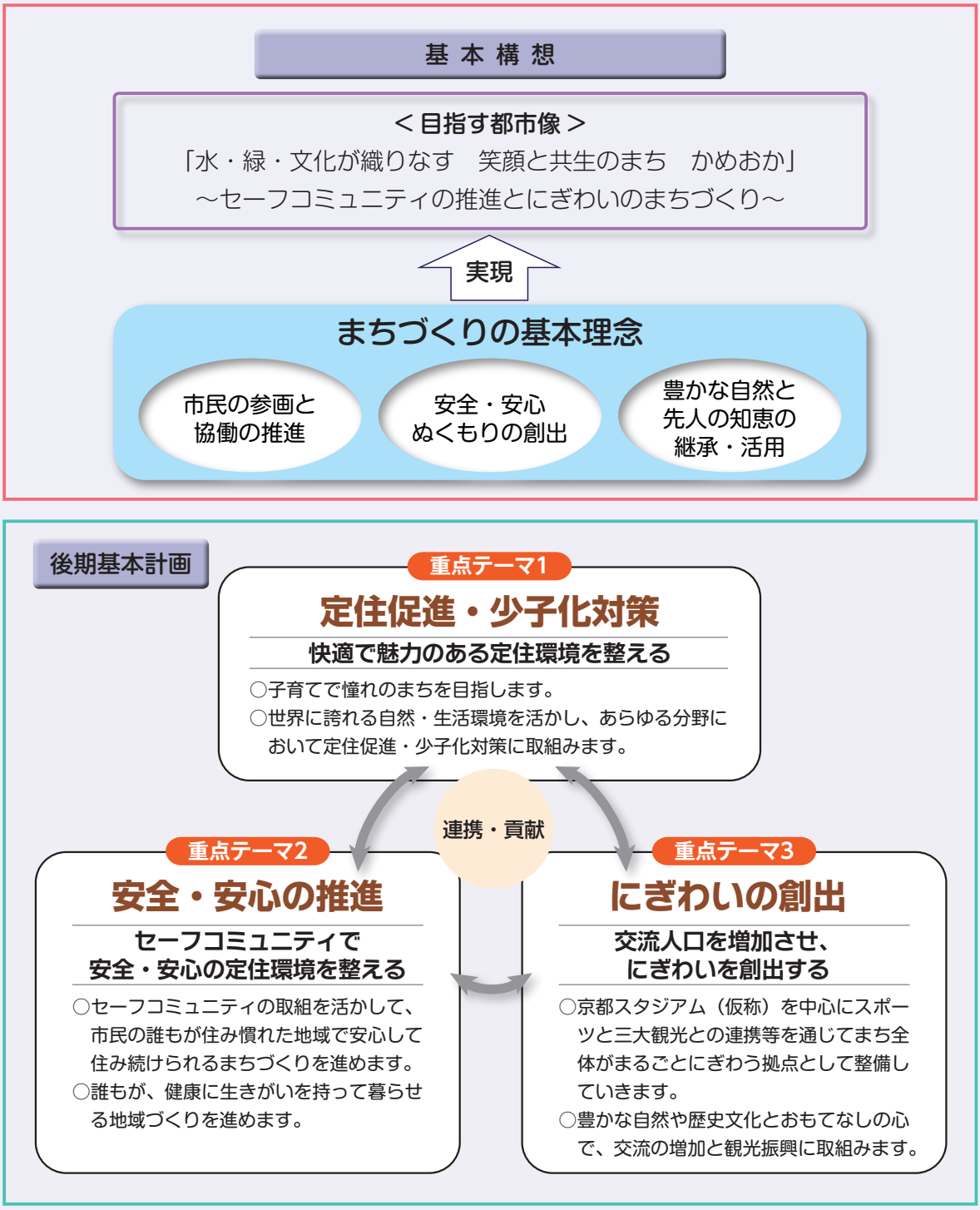

重点テーマ1　定住促進・少子化対策

趣　旨

目指す都市像「水・緑・文化が織りなす　笑顔と共生のまち　かめおか」を実現していくためには、多様な年代、特に若い世代・子育て世代の定住、そして次代を担う子どもを安心して産み育てることができるまちであることが必要です。

しかし全国と同様、本市においても人口減少と少子高齢化が同時に進行しており、手をこまねいていては、この傾向がさらに加速度的に進行することが危惧されます。

幸い本市においては、市民の定住意向が高く、また、豊かな自然や田園、セーフコミュニティや生涯学習への先進的な取組など、新たな居住者を迎える定住都市としての魅力、健やかな子どもを育てたいと願う子育て世代の期待に応えうる環境を有しています。

このため、基本構想に掲げる「定住人口10万人」の将来目標の実現をめざし、今、このまちに住む人、新たに居住する人が豊かで快適な暮らしを送り、未来の担い手となる子どもを安心して産み、育てることができるように出産・子育て・教育環境の充実を図り、子育てで憧れを持たれるまちづくりを進めます。

また、誰もが憧れ、世界に誇ることができる快適な自然・生活環境、まちに多様な就業機会や個性・活力を創り出す産業の振興や効果的な土地利用など、あらゆる分野において定住促進・少子化対策につながるような取組を推進していきます。

定住促進・少子化対策のため横断的に取組む施策例

○地域ぐるみで取組む産前産後の子育て支援の強化

○市民参画・市民協働による生きがいを育む生涯学習の推進

○学校・家庭・地域の連携で生きる力や個性を育む学校教育の充実

○まちへの愛着を育む地域文化の振興

○資源循環や生態系の保全による世界に誇れる先進的な環境の創出

○誰もが憧れる花と緑の庭園都市づくりの推進

○多分野産業の連携・創造・誘致による安定した雇用（働く場）とまちの活力の創出

○地域産品のブランド力の向上とプロモーションによる農業の振興

○快適で利便性の高い住環境や都市基盤の維持・向上

重点テーマ2 安全・安心の推進

趣　旨

「セーフコミュニティ認証センター」による日本初のセーフコミュニティ認証都市である本市においては、安全・安心のまちづくりが最も重要な個性・アイデンティティのひとつであり、その経験を活かして、府内全域に、そして全国に活動を広めていく先駆者としての役割も担っていく必要があります。

一方で今、私たちを取り巻く環境には、自然災害、犯罪、事故をはじめ、様々な危険が潜んでおり、子どもや年長者など社会的弱者が被害を受けるケースも少なくありません。また、グローバル社会における人権の問題、高齢化の進展等による社会保障ニーズの拡大など、社会の変化に伴う課題も、より大きなテーマとなっています。

本市及び周辺地域でみても、近年の集中豪雨等による自然災害や全国的な社会問題ともとらえられた痛ましい交通事故などがあり、市民アンケートでは「災害に強く、犯罪の不安のないまち」が目指すべき将来像として最も多くの期待を集めています。

このため、全国に先駆け安全・安心への取組を蓄積してきたセーフコミュニティの経験を活かし、個々人の意識や準備、市民同士そして市民と行政との協働、身近なコミュニティや専門家の連携によって、災害や事故に対する不安を除き、万が一の際の被害を最小限に抑えることで、市民の誰もが住み慣れた地域で安心して住み続けられるまちづくりを推進します。

また、かかりつけ医を中心とした地域医療との連携、高齢者や障害のある人、その家族が健康に、生きがいをもって暮らせる地域づくりを進めるとともに、市民や市民団体によるまちのにぎわいづくりへの主体的な取組を応援します。

安全・安心の推進のため横断的に取組む施策例

○災害・犯罪・事故を予防するセーフコミュニティやインターナショナル・セーフスクールの推進

○防災・減災や安全な交通環境に向けた都市基盤及び公共インフラの整備

○女性が活躍しやすく、あらゆる人権と平和を尊重する社会づくり

○地域課題の解決やまちのにぎわいづくりに向けた市民・コミュニティの主体的な活動と協働の推進

○自ら行動し、地域でともに支えあう健康・医療、高齢者・障害のある人の福祉の推進

重点テーマ3　にぎわいの創出

趣　旨

市外からの来訪者は、観光や市民、コミュニティとの交流を通じて、市民にまちの魅力を再認識させ、新しい文化を創造する刺激をもたらす貴重な存在です。また、観光を産業としてとらえた場合、労働集約的ですそ野が広く、雇用創出効果が高い産業であるとともに、健康、環境、安らぎ、体験など、個人の志向に応じた多様なニーズが広がっています。つまり、国内外の観光客の目的地は従来の観光地だけに限定されないため、個性豊かな地域資源の活用によりまちのブランド価値や知名度を高めることができ、新たな観光客を誘致することが可能になります。観光による来訪は、まちの良さを知ってもらうきっかけとなり、まちのファンづくり、そして将来的な定住人口の増加にもつながることが期待されます。

本市においては三大観光（保津川下り、湯の花温泉、トロッコ列車）という地域資源があり、京都という世界規模の観光地に隣接することもあり、一定の来訪者を集めてきましたが、その移動範囲は限定的で、経済的な広がりも限られていました。

しかし、2019年のラグビーワールドカップや2020年の東京オリンピック・パラリンピックなどの国際的にも注目度の高いスポーツイベントの国内開催が決まり、また健康意識の高まりもあって、全国的にスポーツに対する関心が強まるなか、本市では京都府によって京都スタジアム（仮称）の整備が進められています。これは、にぎわいの創出・拡大に向けた数少ない、そして絶好のチャンスであり、基本構想の目標として設定するにぎわい人口の拡大を実現するため、スポーツ観光やスポーツと三大観光との連携等を通じてまち全体がまるごとにぎわう拠点として整備していきます。

また、まちの豊かな自然や歴史文化を活かした観光資源の効果的な発信による観光客の誘致、観光サインや自転車利便性の向上による来訪者の受け入れ環境の向上により、交流促進・観光振興に取組みます。

にぎわいの創出のため横断的に取組む施策例

○まちをまるごとスタジアムとしたスポーツを活かしたまちづくりの推進

○歴史文化など地域資源を活かし、国内外から来訪者を誘致する観光の活性化

○新たな観光資源の発掘と受け入れ体制・シティプロモーションの強化

「施策分野別基本計画」

第1章　互いを認め合う、ふれあいのまちづくり

第2章　安全で安心して暮らせるまちづくり

第3章　健康で元気あふれるまちづくり

第4章　豊かな心と文化を育むまちづくり

第5章　人と環境にやさしいまちづくり

第6章　活力あるにぎわいのまちづくり

第7章　快適な生活を支えるまちづくり

第8章　効率的で明るい都市経営

施策分野別基本計画の見方

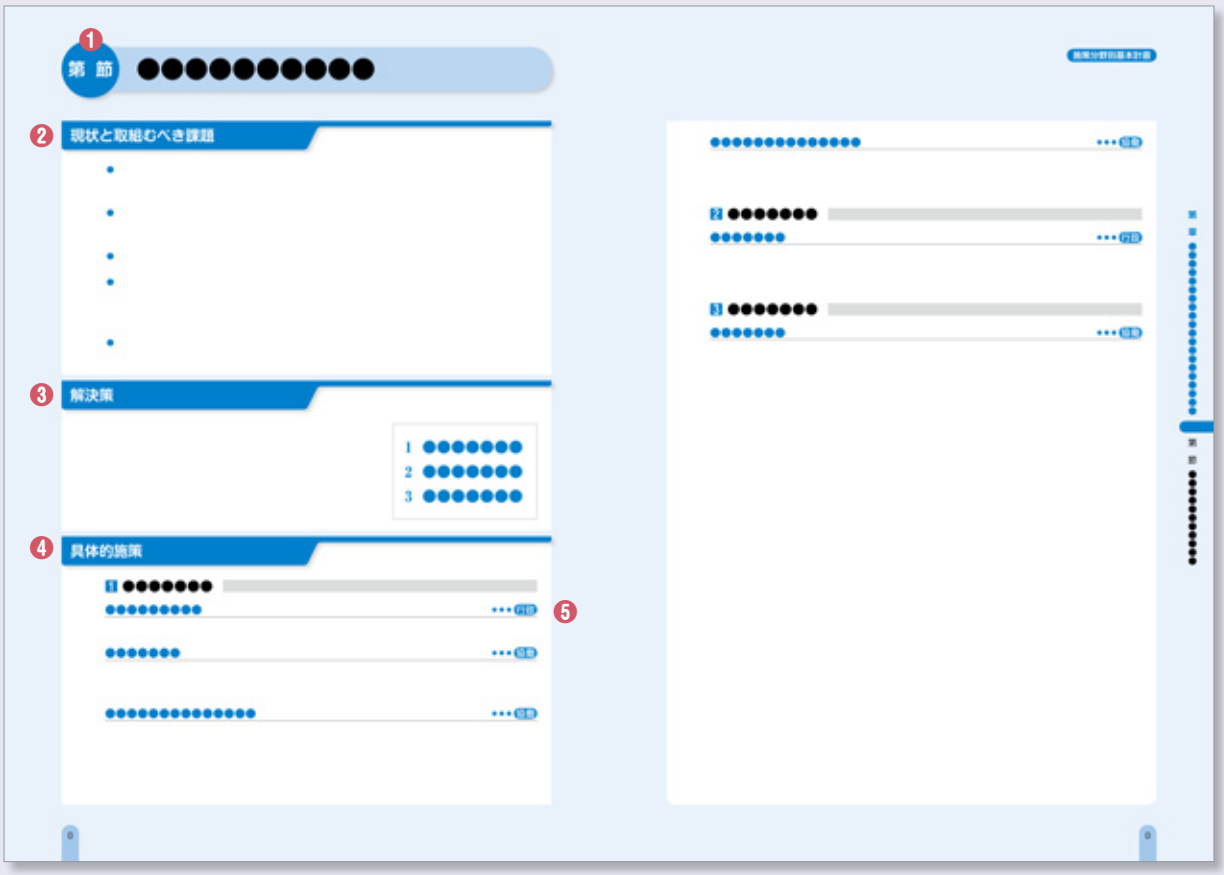

❶【節】

取組むべき施策の基本方向を示しています。

❷【現状と取組むべき課題】

その時代における市民ニーズを的確に捉え、取組むべき方向性と実施施策を見極めるに当たり、各分野別の現状と課題を示しています。

❸【解決策】

明らかにされた現状と課題を踏まえ、具体的施策につながる方向性と解決策を示しています。

❹【具体的施策】

具体的施策は、より実行性の高い概ね5年間の中期的計画の期間内に取組む施策とその内容を示しています。

❺【取組主体】

具体的施策を実施していくに当たり、その取組主体を示しています。〔市民、事業者、行政、協働いずれかを表示〕

第1章

互いを認め合う、ふれあいのまちづくり

～人権の尊重・市民協働の推進～

第1節　人権尊重・平和

現状と取組むべき課題

- 本市は生涯学習都市宣言に掲げる「人間の尊重」及び亀岡市民憲章に謳う「平和と人権の根づくまち」に基づく人権尊重のまちづくりを基礎としています。
- 今後も、豊かな人権感覚と、差別のない人権尊重のまちづくりに向けて行動できる意識を育む啓発事業の深化が必要です。
- また、市民や関係団体による主体的な活動を促し、支援していくことが必要です。
- 人権に関わる活動の中核となる文化センター・児童館事業の活性化に向け、より広い範囲の市民の利用と住民同士の交流促進と人権を基本に据えたコミュニティの拠点施設として活性化を図る必要があります。
- 21世紀を「平和の世紀」とするため、世界の恒久平和を願い、平和な社会を実現する、市民をあげた具体的取組が必要です。

解決策

「世界連邦・非核平和都市」を宣言した市として、啓発及び学習機会の提供や交流機会の充実等によって、平和・人権の世紀にふさわしい、人権尊重と平和のまちづくりを進めます。また、人権に関わる活動の拠点施設である各文化センター・児童館の利用を促進します。

1　人権尊重の啓発
2　人権教育の推進
3　平和活動の推進

具体的施策

1 人権尊重の啓発

広報・啓発活動の充実　●●●行政

インターネット等も活用しながら、広報活動･人権啓発活動、イベント等を充実します。

市民活動の支援　●●●協働

人権啓発推進協議会等、主体的に人権啓発活動に取組む人権啓発推進組織への支援を図ります。

文化センター・児童館事業の推進　●●●協働

人権に関わる活動の中核となる施設に事業・人員等を集約し、市民参画のもとに地域と時代の状況変化に適応した事業を各地域で実施し、市民の人権意識の高揚と人権を守り育むコミュニティ拠点施設としての活性化を図ります。

人権侵害被害者救済に向けた法整備の要請 ●●● 協働

国に対し、市民団体や他の自治体、各関係機関との連携により、実効性のある法律の制定を要請します。

2 人権教育の推進

学習機会の提供 ●●● 行政

人権教育講座等の学習機会を提供するとともに、人権教育啓発指導員の講師派遣及び情報提供を実施します。

3 平和活動の推進

平和推進事業の実施 ●●● 協働

「世界連邦・非核平和都市」を宣言した市として、ホームページや広報紙等で平和の発信をPRし、特色ある平和活動における内容の充実を図るとともに、市民による主体的な平和活動への取組を促進します。

平和祈念式典

第2節　男女共同参画

現状と取組むべき課題

- 男女共同参画に向けた意識改革のため、地域や家庭、学校等において、生活に密着し、課題解決につながる具体的な仕掛けや枠組みを構築することが必要です。
- 「亀岡市男女共同参画条例」に基づき、社会のあらゆる分野における政策や方針決定過程に女性の参画を進めることが必要です。
- 配偶者等からの暴力の根絶に向け、DV被害者の支援をさらに効果的に進めることのできるシステムづくりが必要です。
- 女性登用の数的拡大とあわせて、審議会等政策・方針決定の場で活躍できる人材の確保及び育成が必要です。

解決策

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画し、互いに責任をもつことができる男女共同参画社会の形成を進めます。

1　男女共同参画意識の形成
2　男女共同参画社会の実現

具体的施策

1 男女共同参画意識の形成

男女共同参画社会への意識変革の促進　●●● 行政

広報活動や学校教育、生涯学習等の様々な場を通じ、これまでの社会制度・慣行の見直しや固定的性別役割分担意識の解消等、意識変革に向けた啓発や教育、情報提供を推進します。

また、仕事と家庭、地域生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）のための環境の整備を促進します。

2 男女共同参画社会の実現

政策・方針決定過程への女性の参画の促進　●●● 行政

多様な分野における政策・方針決定過程への女性の参画促進に向け、女性人材の登録等の活用を進めながら、審議会や委員会への女性の積極的な登用や、女性参画を支援する環境づくりを推進します。

暴力の根絶に向けた環境整備

●●● 行政

マタニティ・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント、配偶者等からの暴力などあらゆる暴力の根絶に向け、啓発活動を推進するとともに、相談体制を充実します。

ゆう・あいフォーラム

第3節 コミュニティ

現状と取組むべき課題

- 価値観やライフスタイルの多様化で地域社会における人と人とのつながりが希薄化する傾向にあり、地域力の衰退が懸念されています。
- 多様な市民ニーズに対応した、新しい時代のコミュニティ活動のあり方を考える必要があります。
- コミュニティ活動の活性化のため、コミュニティ活動を誰もが参加しやすいものとして推進していくことが必要です。

解決策

地域のつながりや市民と行政による協働によって、自発的に参画できるコミュニティ活動ができるまちづくりを進めます。また、地域特性を活かした多彩な事業実施により地域間・住民間交流を促進します。

1 コミュニティ活動の推進
2 連携の強化

具体的施策

1 コミュニティ活動の推進

コミュニティ活動への参加の促進 ●●● 市民

住民ニーズにあったコミュニティ活動を推進するため、コミュニティ組織の役員会等での協議を促進します。

住民へのコミュニティ活動の周知 ●●● 市民

コミュニティ活動を広く市民に周知するため、PR活動を充実します。

研修・先進地視察・情報交換 ●●● 協働

情報収集のため、亀岡市自治会連合会における市内自治会活動の情報交換や先進地視察などの活動を促進します。

2 連携の強化

コミュニティの相互連携の促進 ●●● 協働

共通課題の解決や協働の取組によるコミュニティの活性化に向け、コミュニティ組織間の連携・協力や情報交流を促進します。

コミュニティ組織と行政の連携の推進

●●● 協働

コミュニティ推進員制度等を活用して各町における自治会、各種団体との連携を図り、地域活動の母体となる住民組織との連携を推進します。

コミュニティの活動

第4節　市民協働

現状と取組むべき課題

- 本市は、「市民の参画と協働の推進」をまちづくりの基本理念として掲げており、「亀岡市まちづくり協働推進指針」及び「第2次亀岡市まちづくり協働推進実施計画」に基づき、協働の施策推進を図っています。
- 本市を取り巻く現状を市民と行政が客観的に受け止め、共に考えていくためには、その基礎となる情報共有、様々な立場の人や組織が得意なことを持ち寄り、課題解決を図るための仕組みや基盤づくりが必要です。
- これまでの市民活動団体の数的拡大や活動を支援する段階から、課題解決に向けて成果が見える取組の支援へと移行する必要があります。
- 「協働」を課題解決の手段として、一部の取組ではなく、全市的な取組へと発展させる必要があります。

解決策

「第2次亀岡市まちづくり協働推進実施計画」の着実な実施を図ります。

1　市民協働の推進

具体的施策

1 市民協働の推進

協働を促進するプロモーションの強化　●●● 協働

多様な主体の協働に対する理解を促進するため、市民、市民団体、事業所等へ、協働を促す情報発信を充実します。

市民活動への寄附を受け入れる基金の創設と運用　●●● 協働

市民の活動を市民等が支援する仕組みとして、市民活動への寄附を受け入れる基金づくりを推進します。

地域資源を循環させる仕組みづくりの構築と推進　●●● 協働

地域の課題解決への取組を促進するため、コミュニティビジネスの取組を支援します。

協働コーディネーターの仕組みづくり　●●● 協働

地域の課題解決に向けた活動のアドバイスや人材・組織の仲介等を行うコーディネーターの配置を図ります。

亀岡市を応援する組織づくり

●●● 協働

市内の観光や特産品、定住環境、事業用地に関する情報発信等を市域を越えて展開するため、市外で活躍する亀岡市出身者等のネットワーク化により、亀岡市を応援する組織づくりを推進します。

まちづくりに関するワークショップ

第2章

安全で安心して暮らせるまちづくり

～安全・安心の推進～

第1節　セーフコミュニティ

現状と取組むべき課題

- 本市は「安全・安心のまちづくり」を協働で実現していくためセーフコミュニティのまちづくりに取組んでおり、「WHO（世界保健機関）地域の安全向上のための協働センター」による認証を日本で初めて取得しました。
- より多くの市民、地区がセーフコミュニティの推進に参画する仕組みづくりが必要です。
- 犯罪・外傷データの抽出と、その削減に向けた、地域における具体的な活動の展開が必要です。
- 協働による安全・安心のまちづくりを継続していくため、再々認証に向けた申請等が必要です。

解決策

わが国で初めてセーフコミュニティの認証を受けたまちとしての成果を活かし、地域のつながりや市民と行政の協働によって、安全·安心なセーフコミュニティのまちづくりを進めます。

1. 安全·安心を推進するための組織と仕組みづくり
2. 安全·安心を守る地域活動の展開
3. 外傷発生状況の把握と取組効果の測定・分析
4. インターナショナル・セーフスクール活動の推進

具体的施策

1 安全·安心を推進するための組織と仕組みづくり

横断的ネットワークの拡充と活動推進　●●● 協働

亀岡市セーフコミュニティ推進協議会等、安全·安心を推進するネットワークの横断的な連携強化と併せ、活動を推進する仕組みづくりを進めます。

日常的な啓発活動の充実　●●● 行政

誰にもわかりやすいセーフコミュニティの解説を広報紙やホームページに掲載するとともに、本市全体や地域の取組状況の紹介を推進します。

シンポジウムや研修会の開催　●●● 協働

セーフコミュニティに関するシンポジウムや研修会を実施します。

セーフコミュニティ国際ネットワークのメンバーシップ維持 ●●● 行政

セーフコミュニティの再々認証に必要な諸条件を整え、「セーフコミュニティ認証センター」への申請を実施します。

2 安全･安心を守る地域活動の展開

安全･安心のプログラム構築 ●●● 協働

モデル地区において、安全･安心を守るためのプログラムを構築します。

地域におけるセーフコミュニティ活動の促進 ●●● 協働

セーフコミュニティ活動の促進に向け、安全･安心の取組を推進します。

3 外傷発生状況の把握と取組効果の測定・分析

外傷発生状況調査に基づく動向把握と対策 ●●● 協働

市内等で発生する外傷関連データ（交通事故、転倒、自殺等）の定期的な把握と調査･分析を行い、優先的に取組む課題の特定と対策を実施します。

予防プログラムの効果測定と対応 ●●● 協働

取組による地域への影響や効果を測定し評価することで、より外傷を減少させ、安全を向上させるためのプログラムへの改善とその実施を図ります。

4 インターナショナル・セーフスクール活動の推進

インターナショナル・セーフスクール活動の推進 ●●● 協働

子ども自らが身を守る力を育むとともに、地域や保護者との絆をさらに深め、誰もが安全に、安心して過ごせる学校・保育所づくりを推進します。

ISS活動

第2節　防災・消防

現状と取組むべき課題

- 自然災害は、急激な気象変動なども一因となって広域化･激甚化する傾向にあり、市民、関係機関、行政等が『自助・共助・公助』の役割を認識するとともに、一体となって連携し、防災対策・減災対策に取組む必要があります。
- より多くの市民、関係者が参加できる防災・減災のための啓発・体験企画の検討が必要です。
- 自主防災会・消防団等の参画により、地域の状況に応じた体制整備が必要です。
- 災害時要配慮者への支援など、防災や減災に関わる制度の有効かつ実戦的な運用を図る必要があります。
- 大規模災害発生時において、地域の状況に精通し、動員力を有する消防団及び常備消防力の強化が必要です。

解決策

防災ふるさと力の向上を目指し、「自助・共助・公助」のそれぞれの機能が有機的に連携することで、地域防災力の強化を図ります。

また、常備消防施設を増強整備し、複雑多様化する災害、救急事案に備えます。

1　防災意識の啓発
2　防災体制の強化
3　消防・救急体制の強化

具体的施策

1 防災意識の啓発

総合防災訓練の実施　●●● 協働

防災に関する知識・技術の習得と防災・減災に関する意識の啓発に向け、総合防災訓練や防災講演会の実施を推進します。

ハザードマップの作成　●●● 行政

防災意識の啓発に向け、自然災害に関わる各種ハザードマップを充実します。

2 防災体制の強化

「地域防災計画」の見直し　●●● 行政

「地域防災計画」について、現状に即応した修正を行い、実効性のある計画づくりを図ります。

ふれあいネットワーク制度の充実 ●●● 協働

避難行動要支援者を含む災害時要配慮者の視点に立った支援計画や運用方法、福祉避難所の整備を推進します。また、避難行動要支援者名簿の活用や自主防災会、民生委員・児童委員、社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会、自治会と防災関係機関・組織との有機的な連携を図ります。

情報伝達機能の強化 ●●● 行政

同報系防災行政無線等の整備により防災情報伝達機能を充実します。

避難所の充実 ●●● 行政

避難所の安全確認、食糧や資器材の京都府との共同備蓄による物資の供給体制の強化、及び避難所開設マニュアルに基づく運営体制の確立とともに、ジェンダー等の視点を取り入れた避難所を充実します。

また、現状ニーズに配慮した避難所の追加指定を図ります。

原子力災害への対応 ●●● 行政

原子力発電所等における事故による災害を想定し、医薬品の備蓄、予防・防護体制の整備、避難計画の策定を検討します。

避難行動要支援者名簿の整備 ●●● 行政

災害救助法に定められた避難行動要支援者名簿を整備し、避難に支援を要する人を把握するとともに、発災時には確実に避難所への避難ができるよう、個別避難計画等の体制整備を推進します。また、名簿情報を関係機関と共有するため、登録者に対しての同意確認を進めます。

3 消防・救急体制の強化

消防団員確保に向けた取組の推進 ●●● 協働

団員の確保に向け、団員募集チラシの配布や自治会と連携した勧誘活動に努めます。

また、入団しやすい消防団の環境づくりに努めます。

消防団活動の強化 ●●● 行政

消防団活動に必要な資機材を配備し、消防力の向上を図ります。

また、消防団員が勤務する事業所に対して、消防団活動への理解と協力を要請します。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化 ●●● 行政

消防団を中核とし、消防機関や自主防災会等が適切な役割分担及び相互の連携協力を図るための教育訓練等を実施することで、地域における防災体制の強化を図ります。

常備消防力の強化

●●● 行政

地域の状況に応じて消防署所新設等の整備を要請します。

また、消防職員の増員や消防車両・高規格救急車両・消防資機材・救命用資機材の充実を要請します。

市民による救急活動の強化

●●● 行政

市民救急員や応急手当普及員のさらなる養成に向け、消防機関と連携し応急救護知識の普及啓発を図ります。

救急医療体制の整備

●●● 行政

救急患者受入時間の短縮を図るため、救急医療体制の充実を関係機関に要請します。

総合防災訓練（集団避難訓練）

第3節　交通安全・防犯

現状と取組むべき課題

- 本市は交通安全都市宣言を行って交通安全運動を展開するなど、交通安全や防犯などに対し、市民ぐるみの安全で安心なまちづくりに取組んできました。
- 市民一人ひとりの交通安全意識を啓発し、市民ぐるみで交通安全に取組むとともに、安全・安心な道づくりを進めることが必要です。
- 市民による主体的な防犯活動の促進及び支援体制の強化が必要です。また、犯罪被害者等に対する相談体制の充実が必要です。

解決策

市民一人ひとりの交通安全意識の普及及び高揚を図り、交通事故死傷者の根絶を目標として、市民ぐるみで交通安全対策を進めます。また、犯罪のない安全で安心できるまちづくりのために防犯環境の充実に取組みます。

1　交通安全の推進
2　防犯環境の充実

具体的施策

1 交通安全の推進

交通安全の学習・啓発機会の充実　●●● 協働

交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践する市民の意識啓発を図るとともに、高齢者交通安全教室や小学生を対象とした交通安全子ども自転車大会の実施を推進します。

交通安全運動の推進　●●● 協働

交通安全の普及に向け、亀岡市交通安全対策協議会を通じて関係団体が連携する街頭啓発や交通安全功労者の表彰を実施します。

高齢者による交通事故の防止　●●● 行政

高齢者による交通事故を防ぐため、啓発物品の配布や交通安全教室を行うとともに、運転に不安のある高齢者を対象に運転免許証の自主返納を促す取組を推進します。

交通安全施設の整備　●●● 行政

安全・安心な道づくりのため、「亀岡市通学路交通安全対策プログラム」等に基づき、通学路等の危険個所の安全対策を実施し、通行の安全確保と交通事故の抑制を推進します。

2 防犯環境の充実

啓発活動の推進 ●●● 協働

現在活動されている防犯団体を核として、その活動を支援します。

街路灯の整備 ●●● 協働

自治会等の要望に基づき、危険度・緊急度の高い箇所への公衆街路灯の設置を推進します。

また、自治会管理街路灯の負担に対する効果的な助成を推進します。

防犯カメラの整備 ●●● 協働

犯罪の発生を未然に防ぐため、防犯カメラの設置等を図り、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

犯罪被害者支援の充実 ●●● 行政

犯罪被害者支援について、亀岡警察署をはじめ関係機関と連携しながら支援体制を充実します。

交通安全パトロール

交通安全教室

春の交通安全運動

第4節 消費者保護

現状と取組むべき課題

- ますます巧妙化する悪質商法や架空請求詐欺等の特殊詐欺、製品事故、食の安全を揺るがす事故や事件が発生し、消費生活をはじめとする日々の生活への不安が高まっています。
- 市民が自ら学び、行動することで消費者被害を未然に防ぎ、安心できる消費生活が営めるまちづくりを推進する必要があります。
- 被害を受けた人が身近なところで気軽に消費生活について相談し、被害の回復や拡大防止のできる体制づくりが必要です。

解決策

消費者被害を未然に防ぎ、安全で安心できる消費生活を営めるまちづくりを推進します。

1 消費者への啓発
2 消費生活相談の充実

具体的施策

1 消費者への啓発

消費生活学習活動や日常的な啓発活動 ●●● 行政

市民のきめ細かなニーズや必要性に対応し、市民向け講座の開催や地域・団体等の学習会への講師の派遣、広報活動を推進します。

2 消費生活相談の充実

消費生活相談の実施 ●●● 行政

「亀岡市消費生活センター」の機能を拡充し、窓口や消費者ホットラインでの消費生活相談を充実します。

消費者被害の防止 ●●● 行政

消費生活専門相談員による苦情・相談処理や事業者との斡旋等を実施し、PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）を通じて国や京都府との連携を強め、消費者被害の防止に努めます。

第3章

健康で元気あふれるまちづくり

～健康づくり・福祉の充実～

第1節　健康づくり・医療

現状と取組むべき課題

- 本市においても平均寿命が伸長する中、健康寿命の延伸に向けて、食生活や運動不足等が原因となる生活習慣病の増加や健康格差が、解決すべき課題となっています。
- 「かめおか健康プラン21（亀岡市健康増進計画）」に基づき、一人ひとりの健康を地域や社会全体で支える「ヘルスプロモーション」による健康づくり活動を推進していくことが必要です。
- 妊娠・出産や子どもの健やかな成長・発達が安心してできるよう、発達段階に応じた母子保健サービスなどの環境づくりが必要です。
- 生涯を通じた健康づくり、生活習慣病や介護の予防、がん検診の受診促進等により、健康寿命の延伸、QOL（生活の質）の向上を図る必要があります。
- 市民が安定的・継続的に医療を受けられるためには、市内医療機関や公立南丹病院等と連携して地域医療体制を充実していくとともに、かかりつけ医を中心とした医療連携ができる地域づくりを推進する必要があります。

解決策

1　健康づくりへの支援
2　保健事業の充実
3　地域医療の推進

「かめおか健康プラン21」を積極的に推進し、家庭、職場、地域での健康に対する意識の向上を図ります。

また、健康管理、疾病予防、生活習慣病・介護予防等の保健事業を充実させ、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた施策を推進します。

市民が安定的・継続的に医療を受けられるために、かかりつけ医を持つことの必要性を啓発するとともに、国・府の施策動向を踏まえ、市民と医療・介護・福祉の関係者が一体となった地域医療を推進します。

地域医療を支える公立病院として市民に信頼される市立病院づくりを推進するとともに、市内医療機関や公立南丹病院等とも連携して安心できる地域医療体制の構築に努めます。

具体的施策

1 健康づくりへの支援

仲間と取組む「健康な地域づくり」の支援　●●●行政

健康づくりに関わる市民活動と連携し、地域の声のかけあいや仲間づくりの促進、手軽で身近な健康づくりの紹介・実践など、家族や地域の健康づくりを応援できる人材の育成を推進します。

人生の「節目」ごとの健康支援 ●●● 行政

環境や人間関係の大きな変化が心身にも影響することのある育児期や退職期などライフステージの節目において、健康づくりの情報提供や支援を推進します。

保健・医療・福祉・教育との連携、協働による健康づくり ●●● 行政

保健・医療・福祉・教育などの関係団体や関係機関と連携・協働しながら、効率的、効果的な支援を推進します。

健康意識の啓発 ●●● 行政

広報紙・ホームページなどの媒体を通じた情報提供や健康いきいきフェスティバルなどのイベントによって、健康づくりの意識啓発に努めます。

2 保健事業の充実

安全・安心な出産の支援 ●●● 行政

安心して妊娠期から出産後を過ごせるよう、母子健康手帳とともに、妊婦健診や歯科健診の受診券を交付し、定期的な受診を支援するとともに必要な情報提供や相談支援を行います。

乳幼児期の各段階に応じた母子保健の推進 ●●● 行政

新生児期から乳児期・幼児期に家庭訪問や健診、相談、教室等を実施し、異常の早期発見、育児不安の軽減を図り、児童虐待の防止等にも努めます。

生活習慣病の予防 ●●● 協働

生活習慣病の予防に向け、食生活や運動、休養（睡眠等）の改善を促すとともに、すべての世代の心身の健康を促す良い生活習慣づくりのため、相談・指導・教育活動を充実します。

各種健（検）診の充実 ●●● 行政

がん検診等の受診状況を把握し、受診しやすい環境づくりに努めます。

予防接種の実施 ●●● 行政

疾病予防のため、亀岡市医師会等の協力により各種予防接種を実施します。

感染症予防対策の実施 ●●● 行政

京都府南丹保健所、亀岡食品衛生協会等関係機関と連携し、感染症予防のための啓発活動を実施します。

また、緊急時には、京都府をはじめ関係機関と連携を図り、発生状況・対応等に係る情報を迅速に把握するとともに、適正な注意喚起や対処方法等の情報発信に努めます。

3 地域医療の推進

地域医療の連携体制の構築

●●● 行政

医師会等関係機関と連携・協力し、かかりつけ医制度の普及を推進するとともに、かかりつけ医の後方支援体制の充実を図り、介護・福祉を含めた地域医療連携体制の構築に努めます。

市立病院診療体制の充実

●●● 行政

医療スタッフの確保や高度医療機器の整備等を図りながら診療体制の充実に努め、医療制度改革に則した地域における効率的かつ質の高い急性期を中心とした医療を展開し、市民に信頼される市立病院運営に努めます。

亀岡市立病院

第2節　地域福祉

現状と取組むべき課題

- 少子高齢化の急速な進展等により家族や地域社会の絆が弱まり、社会から孤立する人々が増えています。
- 希薄化した地域住民のつながりを取り戻し、孤立しがちな人々を支援するため、地域住民の参加・行動による福祉活動の充実が必要です。
- 地域に密着した福祉コミュニティ活動の相談・援助者としての人材育成と活動の支援・促進が必要です。
- 生活困窮者の抱える多様な要因の解決・援護に向け、相談体制・機能の充実による自立の支援及び生活保護制度の適正な運用が必要です。

解決策

地域社会のネットワークと信頼関係を醸成し、福祉コミュニティを推進する基盤の整備とユニバーサルデザインの導入により、住み慣れた地域で支え合い助け合う顔の見えるまちづくりを進めます。

また、生活困窮者等に対する相談体制・機能の充実とともに生活保護制度の適正な運用を推進します。

1　支え合いの基盤となる「福祉コミュニティづくり」の推進
2　人材育成とネットワークの構築
3　生活保護制度の適正な運用

具体的施策

1 支え合いの基盤となる「福祉コミュニティづくり」の推進

地域のコミュニティづくりの支援　●●● 協働

社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会等と連携して、地域の人同士が「話し合い」「助け合い」などの支え合い活動を実践するための高齢者サロン活動、子育てサロン活動、老人クラブ活動、地区社協活動を支援します。

地域生活を支えるしくみづくり　●●● 協働

何らかの支援を必要とする人が地域で生活し続けるために、専門的な支援を行うことができるよう、社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会と連携し、くらしのサポートやファミリーサポートの充実、権利擁護事業などを実施します。

また、市民からの相談に応じる相談支援員を配置し、相談支援体制の確立を図ります。

施設のバリアフリー化の推進

●●● 行政

公共施設や民間施設のバリアフリー化を促進し、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

2 人材育成とネットワークの構築

要支援者の見守り体制の充実

●●● 協働

支援を必要とする人の発見・予防・解決のため、民生委員や自治会等における見守り活動の推進、孤立防止対策事業としてのライフライン事業者との見守り協定の推進や社協寄り添いサポーターの拡大等、重層的な見守り体制の充実を、各団体と連携しながら推進します。

福祉人材の育成

●●● 協働

福祉コミュニティの推進を担う人材として積極的な活動を促進するため、社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会等と連携し、寄り添いサポーター･くらしのサポート協力会員･ファミリーサポートまかせて会員の養成、高齢者サロン等の支援者に対する出前講座、民生委員・児童委員の研修など、人材育成を図ります。

3 生活保護制度の適正な運用

最低生活の保障と自立助長

●●● 行政

生活困窮者に国が定めた保護基準に基づく扶助を実施するとともに、社会的・経済的自立に向けて支援します。

第3節 子育て支援

現状と取組むべき課題

- 子育ての不安感や育児負担感の増大、地域における子育て力の低下等の懸念に対し、地域社会全体で子育てを支援する仕組みが必要です。
- 共働き家庭の増加などに対し、子育てと仕事の両立が図れるよう、利用しやすい保育サービスの充実が求められています。
- 子どもの人権を脅かす問題の増加に対し、関係機関とのネットワーク等による発生予防、早期発見・早期対応が必要となっています。
- 離婚などによるひとり親家庭の増加に対し、自立と生活の安定のための相談体制の充実や、支援制度の情報提供が必要となっています。
- 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しや、仕事と子育ての両立が図れるよう、利用しやすい保育サービスの充実が求められています。

解決策

すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、地域ぐるみで子育てを支援する体制づくりの充実を図るとともに、多様な働き方に対応した保育サービスの充実に取組みます。

また、児童虐待等の防止及び早期発見、ひとり親家庭等の自立支援の推進など、子どもの健全な育成が保障される支援体制の充実に努めます。

1 地域ぐるみの子育て支援
2 保育所(園)の充実
3 配慮が必要な子どもと家庭への支援の充実

具体的施策

1 地域ぐるみの子育て支援

子ども・子育て支援事業の推進 ●●● 協働

子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図るため、亀岡市子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域における子育て支援の充実に向けて、利用者支援に係る事業をはじめとする各種施策・事業を推進します。

地域子育て支援拠点事業の推進 ●●● 協働

亀岡市子育て支援センターを中核施設として、社会福祉法人やNPO法人等既存の施設やノウハウを活用しながら地域子育て支援拠点事業を推進します。

ファミリー・サポート・センター事業の推進 ●●● 協働

地域における子育ての相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業の充実のため、会員登録者の増加と援助活動を促進します。

妊娠・出産から子育てまで切れ目ない支援の推進 ●●● 協働

関係機関と連携する中で、子どもの育ちと子育て家庭の支援を行い、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を行います。

子育てに関する情報の提供 ●●● 協働

すべての子育て家庭が、子育てに関する必要な情報を得られるように、市のホームページや広報紙などを活用した情報提供を充実するとともに、亀岡への移住をサポート、支援します。

子育てに関する相談体制の充実 ●●● 行政

子育て支援センターや保育所（園）、幼稚園の子育て相談事業の充実を図り、身近な場所で気軽に相談ができる体制を整備します。

青少年健全育成活動の実施 ●●● 協働

亀岡市青少年育成地域活動協議会等の地域住民組織を中心に、子どもを取り巻く有害環境対策の推進など、地域のつながりの中で青少年の健全育成を推進します。

子育て支援ネットワークづくり ●●● 協働

子育て支援に関わる関係機関が情報の共有、適切な情報発信、連携した取組を図る協働のネットワークづくりを促進します。

子育て世代が働きやすい職場づくり ●●● 協働

部下の育児やワーク・ライフ・バランスに理解のある経営者や上司を育てる取組など、市内事業所による女性や子育て世代が働きやすい職場づくりを促進します。

こども医療費助成制度の拡充 ●●● 行政

子育て家庭が安心して子どもの医療を受けられるよう、こども医療費助成制度の拡充を図ります。

2 保育所（園）の充実

保育サービスの充実 ●●● 行政

低年齢児（0～2歳）の受け入れ枠の拡充や延長保育、病児・病後児保育、一時預かり事業など多様な保育サービスを充実します。

施設の整備 ●●● 行政

多様化する保育ニーズに応じた保育所機能の整備や、集団活動の効果を維持できるよう、施設の適正な規模及び保育所の配置を検討します。

3 配慮が必要な子どもと家庭への支援の充実

児童虐待防止対策の充実 ●●● 行政

児童虐待等の防止及び早期発見のため「亀岡市要保護児童対策地域協議会」の活動を強化するとともに、関係機関との連携により虐待等の事象に速やかに対応する体制を整備します。

ひとり親家庭への支援 ●●● 行政

ひとり親家庭の自立・就業を促進・支援し、生活基盤の安定を図ります。

相談支援体制・情報提供の充実 ●●● 行政

配慮が必要な子どもと家庭への支援に向け、子育て等の問題や悩みについて相談・助言をする家庭児童相談室等の相談支援体制や、子育てに関する情報提供を充実します。

保育所風景

第4節 高齢者福祉

現状と取組むべき課題

- 本市における65歳以上の高齢化率は26%を超え（平成28年1月1日現在）、一人暮らし高齢者や高齢世帯が増加しています。また今後も高齢者人口の増加が予測されます。
- 高齢者が生きがいをもって生活し、社会がその力を引き出せるよう、多様な世代との交流の機会づくりなど社会参加を促進していく必要があります。
- 健康寿命を伸ばすとともに、地域包括支援センターを中心に、介護を必要としないための介護予防を総合的に推進することが必要です。
- 住み慣れた地域で生活し続けられるよう、高齢者の生活の自立を支援するとともに、介護サービス供給体制の充実が必要です。
- 認知症への理解や正しい知識を普及するとともに、認知症高齢者及び家族介護者を地域で支え、高齢者の人権を守る取組を進める必要があります。

解決策

「亀岡市いきいき長寿プラン（亀岡市高齢者福祉計画・第6期亀岡市介護保険事業計画）」に基づく各種施策の点検・評価を行い、3年ごとにプランを見直して総合的な高齢者福祉の推進を図ります。また、高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきと充実した生活を送ることができる地域社会を構築します。

1 生きがいづくり・社会参加の促進
2 健康づくりの推進と介護予防の充実
3 介護保険サービスの基盤整備・自立生活への支援
4 認知症高齢者・家族への支援

具体的施策

1 生きがいづくり・社会参加の促進

活動団体の育成 ●●● 行政

高齢者の地域・社会参加を促進するため、老人クラブの活動支援や市民活動団体・組織の育成・支援を図ります。

学習・スポーツ活動の促進 ●●● 協働

健康でいきいきとした高齢期を過ごせるよう、生涯学習やスポーツを通じた世代を超える交流や仲間づくりを促進・支援します。

社会活動への参加や就労機会の確保 ●●● 協働

高齢者の知識や経験を活かした社会活動への参加や就労機会の確保を支援します。

2 健康づくりの推進と介護予防の充実

「かめおか健康プラン21」に基づく健康づくり運動の実施 ●●● 行政

ライフステージに応じ、食生活や運動・口腔・こころなど健康に関する知識普及の充実を図ります。また、生活機能低下や閉じこもりの予防のため、心身活動が低下している人への相談指導を充実します。

介護予防知識の普及・啓発活動 ●●● 行政

高齢者に自主的な介護予防への取組を促すため、介護予防に関する基本的な知識の普及・啓発や情報提供を推進します。

高齢者の総合相談窓口の充実 ●●● 行政

地域包括支援センター及び老人介護支援センターを中心とした相談体制を充実します。

介護予防事業の推進 ●●● 行政

将来的な要支援・要介護状態を予防し、健康でいきいきとした生活が送れるよう、生活習慣の改善に向けた自主的な取組を支援します。

3 介護保険サービスの基盤整備・自立生活への支援

いきいき長寿プランの見直し ●●● 協働

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が継続できるように「いきいき長寿プラン」を見直し、介護保険制度のサービスを含めた総合的な施策を推進します。

介護保険サービス供給体制の整備 ●●● 協働

要介護（支援）者が状態に応じて必要なサービスを利用できるよう、居宅サービスや施設サービス（特別養護老人ホーム等）などの供給体制を充実します。

一人暮らし高齢者等の自立支援と家族介護者等の負担軽減 ●●● 行政

一人暮らし高齢者等の家庭生活の継続と、家族介護者等の介護負担の軽減及び心身の回復が図れるように、各種施策による支援を充実します。

4 認知症高齢者・家族への支援

正しい知識の普及 ●●● 協働

認知症に対する誤解や偏見をなくすため、正しい知識の普及啓発を図ります。

認知症高齢者及び家族等への支援

●●● 協働

家族介護者の精神的・身体的負担軽減のため、情報提供・交流・リフレッシュの機会づくりと、地域における認知症高齢者を見守る体制づくりを促進します。

人権意識の啓発と高齢者の権利擁護

●●● 協働

高齢者の人権が守られるように、あらゆる機会を通じた啓発活動と併せて、虐待や消費者被害の防止、権利擁護のための取組を推進します。

高齢者さわやか教室

第5節　障害のある人の支援

現状と取組むべき課題

- 「社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な配慮」の理念の普及に努めるとともに、障害のある人や子どもへの差別の解消、理解の促進及び権利擁護の推進・啓発に努める必要があります。
- 身近な地域において障害のある人や子どもの生活を支えるため、市民活動・ボランティアなどの連携による支援体制の充実が必要です。
- 障害のある人の生活基盤を安定させるため、生活を支える在宅福祉サービスや就労を支援する体制の充実が必要です。
- 障害のある人の社会参加を促進するため、多岐にわたるニーズに応えられる相談支援体制の充実が必要です。
- 障害のある人も等しく公的施設が利用できるよう、福祉のまちづくり及び施設のバリアフリー化を推進・促進していく必要があります。

解決策

障害のある人の自立と社会参加の支援のため、障害についての理解を進め、差別の解消、権利擁護の推進などに取組みます。また、障害のある人や保護者の高齢化が進む中でも安心して生活が営めるよう、個々の障害の状態やニーズに沿ったきめ細かな相談・支援など総合的な障害福祉サービスの整備を進めます。

1　市民啓発と地域福祉の推進
2　生活基盤の充実
3　社会参加の促進
4　障害のある人も暮らしやすいまちづくり

具体的施策

1 市民啓発と地域福祉の推進

理解と啓発活動の推進　●●● 協働

障害のある人に対する理解や合理的配慮に努め、人権意識を高める啓発活動を充実するため、関係機関との連携により、家庭・地域・学校など身近な場所での福祉教育を推進します。

交流・ふれあいの場の充実 ●●● 協働

障害者団体やボランティア・NPOなどと協力し、障害の有無に関わらず地域住民・事業者とのふれあい・交流の場を充実し、相互理解・尊重の意識啓発と障害福祉についての周知・普及を促進します。

地域支援体制の充実 ●●● 協働

障害のある人を地域で支えていく基盤づくりのため、福祉ボランティアの育成や市民活動・ボランティアの連携・ネットワーク化を推進し、相談・支援体制を充実します。

2 生活基盤の充実

障害の早期発見・療育 ●●● 行政

乳幼児に対し、障害の早期発見に努めるとともに、適切な療育相談や指導による療育の充実を推進します。

在宅福祉サービスの充実 ●●● 行政・事業者

障害のある人が必要な支援を受けながら、地域で生活し、社会に参加できるよう、在宅福祉サービスを充実します。また、医療的なケアや常時介護を必要とする重度の障害のある人などが、日中活動ができるサービスの確保を図ります。

居住支援の充実 ●●● 行政・事業者

障害のある人のそれぞれの状況に即した地域生活を支援していくため、グループホーム等の住まいの場を充実します。

雇用の創出と就労支援 ●●● 行政・事業者

職業安定所や障害者就業・生活相談支援センターなどの機関と連携し、個性を活かして働ける雇用機会を創出するとともに、就労後の相談支援や、就労訓練機会を充実します。

障害者雇用に関する啓発と就労施設支援 ●●● 行政

市内事業主への障害者理解と障害者雇用に関する啓発を進めます。また、障害者就労施設への仕事確保のために支援します。

3 社会参加の促進

相談支援体制の充実 ●●● 行政・事業者

障害種別に関わりなく、難病、発達障害、高次脳機能障害など支援を必要とするすべての人が安心して相談のできる体制を充実します。

情報提供・コミュニケーション支援の充実 ●●● 行政

障害のある人に必要な情報が伝わるよう、コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化を支援します。また、手話通訳専任職員の確保を図ります。

権利擁護事業の普及・推進

●●● 行政

判断能力が充分でない障害者が安心して生活が送れるよう、福祉サービス利用手続きの援助や日常的な金銭管理などの権利擁護のための事業を推進します。

4 障害のある人も暮らしやすいまちづくり

安全・安心の支援体制の整備

●●● 協働

障害のある人が安全・安心に生活できるよう、ふれあいネットワーク制度などによる支援体制を充実します。

移動手段等の利便の徹底

●●● 協働

公的な施設や人の集まる施設における障害者にやさしい駐車スペースの確保など、障害のある人の移動を支援する仕組みや工夫の充実を進めます。

盲導犬オープンデー

第4章

豊かな心と文化を育む まちづくり

～生涯学習・教育の推進～

第1節　生涯学習

現状と取組むべき課題

- 変化の激しい現代社会で人々が主体的に生きるためには、生涯にわたって、社会のあらゆる場面で自ら学ぶ必要性が増大しています。
- かつて家族や地域、学校などが担っていた相互扶助や家庭学習の役割を、生涯学習を通じ、改めて再生・強化していく必要があります。
- 充実した生涯学習基盤・施設の効果的な活用や学習成果をまちづくりやコミュニティに還元するなど、生涯学習を新しい段階へと進めていく取組が必要です。
- 大学や企業など多様な主体やまちとの関わりが希薄な個人など、生涯学習への参加の裾野を広げていく取組が求められています。

解決策

市民が、あらゆるライフステージにおいて、「意欲とニーズに応じて自由に学習の機会や場を選択して学ぶことができる」「多彩な取組が市民の自主性で展開される」「生涯学習の成果が正しく評価され、社会生活の充実・発展に活かされる」社会の実現を目指し、市民協働による循環型生涯学習システムの構築を計画的に推進します。

1　新たな生涯学習システムの構築
2　生涯学習機会の充実
3　人材の育成
4　施設の管理運営の充実

具体的施策

1 新たな生涯学習システムの構築

学習社会を支える仕組みづくり　●●● 協働

これからの生涯学習の推進に向け、学習の成果が社会的に評価され、かつ社会に還元される仕組みづくりを推進します。

充実した学習基盤の活用　●●● 行政

充実した学習基盤の活用を図るため、「ガレリアかめおか」を中心とした生涯学習施設やコミュニティ施設のネットワーク化を図ります。

2 生涯学習機会の充実

楽しく学べる学習機会の充実　●●● 協働

大学・企業等との連携を強化し、楽しく学べる個性的な学習機会を充実します。

自ら学ぶ意欲づくり　●●● 行政

生涯学習に対するニーズ調査結果をもとに、個性ある情報の蓄積と発信を行い、一層の学習機会の充実を図ります。

3 人材の育成

次代を担う人材・指導者の育成　●●● 協働

市民協働の推進を図るとともに、生涯学習活動を支える人材の育成を推進します。

4 施設の管理運営の充実

ガレリアかめおかの管理運営の充実　●●● 行政

生涯学習活動の拠点施設である「ガレリアかめおか」の施設整備及び適切な管理運営を推進します。

ガレリアかめおか

第2節　就学前教育・学校教育

現状と取組むべき課題

- 就学前教育の充実に向け、公・私立幼稚園相互の連携、そして保育所も含めた就学前教育と小学校の連携強化が必要です。
- 教育環境の向上のため、教育施設の整備や学校給食の充実などとともに、学校図書館図書や学習教材、資機材の充実が必要です。
- 自ら学び、考え、主体的に判断し、行動できる児童生徒を育成するため、一人ひとりの学力を高め、個性を伸ばすとともに、時代の要請に対応した教育内容の充実に向けた取組が必要です。
- 登下校や学校内における児童生徒の安全を確保するため、家庭・地域・学校の連携した取組の継続と、児童生徒への安全教育の充実が必要です。
- 幼児や児童生徒が安心して就学前・学校教育を受けることができるよう、相談体制の充実や就学保障に向けた支援の充実が求められています。

解決策

すべての子どもの就学保障を図りながら、子どもたちが生きていく上で必要な基礎的・基本的な力を確実に身に付け、自ら学び、考え、主体的に判断し、行動し、問題をよりよく解決する資質や能力などの「質の高い学力」を育成します。また、豊かな人間性を育む「心の教育」の充実を図ります。さらに、そのために必要な教員の資質の向上、安全対策、施設・設備の充実、家庭・地域社会との連携を図ります。

1. 就学前教育の充実
2. 教育環境の充実
3. 教育内容の充実
4. 児童生徒の安全確保
5. 就学援助・相談体制等の充実

具体的施策

1 就学前教育の充実

幼児教育総合センター機能の強化　●●● 行政

公立幼稚園の幼児教育の充実を図るとともに、幼児教育総合センターとしての機能の強化を推進します。

保育所（園）、幼稚園と小学校との連携強化 ●●● 協働

保育所（園）、幼稚園、学校、家庭との連携を強化し、学びの連続性を踏まえ、円滑に小学校へ移行できるよう、子どもたち一人ひとりの特性に応じた就学前教育を推進します。

幼稚園・保育所教職員の資質の向上 ●●● 行政

幼稚園教育研究会や教育研究所との連携による実践的な研究会等を通して、公私立幼稚園、保育所・園の教職員の資質の向上を図るとともに、教育、保育内容を充実します。

2 教育環境の充実

学校施設整備の推進 ●●● 行政

老朽化した建物から計画的に大規模改修を行う等、教育施設の整備を推進します。

学校規模適正化の推進 ●●● 行政

学校規模適正化基本方針に基づき、学校規模の適正化を推進します。

学校施設における空調機器の整備の推進 ●●● 行政

小・中学校の普通教室等への空調機器の整備を推進します。

学習教材・資機材の充実 ●●● 行政

小・中学校の教育活動及び学習指導要領に沿った各種教材や時代の変化に対応した教育のための資機材を充実します。

学校図書の充実 ●●● 行政

学級数に応じて国が定める「学校図書館図書標準」に対する整備率を指標に、小・中学校の教育活動に沿った図書を充実します。また、司書が本のコーディネートなどを行う取組を推進します。

安全・安心で美味しい小学校給食の提供 ●●● 行政

安全・安心な食材の調達及び地元で生産された新鮮で安全な地場産物の積極的な活用の他、亀岡産京野菜の利用を図るとともに、新たなメニューの開発などにより「美味しい給食」の提供を図ります。また、「給食だより」等により亀岡産野菜を紹介するなど、地場特産物を学ぶ機会とします。

小学校給食の安定供給の確保 ●●● 行政

大型厨房機器及び設備機器等を適切に整備します。

中学校給食のあり方についての検討 ●●● 行政

中学校給食については、生徒や保護者、学校等の意見を踏まえ、本市の実態に見合った方式等について検討します。

3 教育内容の充実

学力の充実・向上

●●● 行政

亀岡市教育振興基本計画に基づき、創意工夫を活かした、朝読書など特色ある教育施策を展開し、魅力ある学校づくりを進めるとともに、全国学力・学習状況調査などから成果や課題を明確にし、指導方法の工夫改善などの取組を進め、「確かな学力」や「学ぶ意欲」の向上を図ります。

小中一貫教育の推進

●●● 行政

義務教育9年間を見通した系統的・継続的な学習指導を行い、児童生徒の学習意欲の向上や学習習慣の定着を図り、確かな学力を育成するとともに、地域に根ざした特色ある教育活動により一人ひとりの個性や能力を伸長し、人間性や社会性を育めるよう、小中学校の連携した取組を推進します。

体験活動等の充実

●●● 行政

ふるさとへの愛着や誇りを育む一環として、ふるさと亀岡の歴史・文化・自然などの原風景とのふれあいや原体験を通したふるさと学習「かめおか学」を推進するとともに、キャリア教育の視点を踏まえ、社会体験や生産活動などの体験活動を通じて、望ましい職業観、勤労観を育む取組を推進します。

国際理解教育の推進

●●● 行政

世界の変化を的確にとらえ、国際的な視野で考え行動できる意識や力を育成するため、外国の言語・歴史・文化にふれる機会づくりを進めて国際理解を深めるなど、時代の進展に対応し、グローバルな人材を育てる教育を推進します。

生徒指導や教育相談活動の充実

●●● 行政

規範意識の高揚や自他の生命の尊重、自尊感情の育成、他者への思いやりなど、豊かな人間性や社会性の育成を指導の基盤として取組むとともに、保幼小連携や小中連携、中高連携を推進します。また、児童生徒や保護者からの相談に適切に対応するため、関係諸機関との連携やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を推進します。

学校教育における人権教育の推進

●●● 行政

人権教育は、「生きる力」を育む教育活動の基盤として、学校教育活動全体に位置付け、子どもたちの発達段階を踏まえ、関係機関や校種間連携を進める中で、知的理解、人権感覚及び実践・行動力、人権尊重の意識・態度の育成を図り、系統的・継続的な人権教育を推進します。

特別支援教育の充実 ●●● 行政

子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握する中で充実した学校生活が送れるよう、特別支援教育推進体制の充実を図るとともに、一貫した指導・支援が行えるよう保幼小中学校（園・所）が保護者、関係機関と連携し柔軟できめ細かく対応するため、円滑な校種間連携を推進します。

健やかな体づくりと食育の推進 ●●● 行政

自ら進んで運動に親しみ、健康な生活を送ることができるよう、体力・運動能力の向上を図るとともに、食事の作法など社会性を育む指導や地元特産物を活かした食文化を楽しむなど、地域社会や家庭と連携した食育の取組を推進します。

社会の変化に対応する教育の推進 ●●● 行政

子どもたちが未来を切り開いていくために必要な知識や技能の習得、豊かな人間性や社会性を育む文化・芸術の体験やスポーツなど、個性と生きる力を育む教育を推進します。

また、外国語指導助手や英語活動サポーターの派遣、情報活用能力や情報モラルの育成、環境の保全等に主体的に取組む態度を育む学習などを推進します。

サイエンスボランティアの育成 ●●● 協働

サイエンスフェスタ及びサイエンスフレンズ学習クラブについて、学校や関係機関、地元企業、サイエンスボランティア等との連携と広報の充実など協力の輪を広げる活動を推進します。

4 児童生徒の安全確保

安全・安心な通学路の確保 ●●● 協働

セーフコミュニティの趣旨を踏まえ、学校、地域、保護者などが連携・協力して子どもたちを見守る活動と安全指導を充実します。また、「安全見守り隊」「地域子ども出迎えデー」などの取組を促進します。

遠距離通学する児童生徒の安全確保 ●●● 行政

山間部・周辺部で遠距離を通学する児童生徒に対し、安全確保のため必要な場合はスクールバスを運行するとともに、保護者の負担軽減を図ります。

学校内における児童生徒の安全確保 ●●● 協働

学校安全対策協力員の配置などにより、学校安全対策の向上を図るとともに、教職員の危機管理意識の高揚を図るなど、児童生徒を犯罪被害から守るための学校体制づくりを推進します。

安全教育の推進

●●● 行政

インターナショナル･セーフスクールの取組を全市的に展開させるとともに、防災訓練、防犯教室、交通安全教室などの実施、「こども110番のいえ」「こどもをまもる110番カー」の周知、学校安全マップづくりなど、児童生徒が身の回りの危険を察知し、自らを守る能力と態度を育成する安全教育を推進します。

学校安全メールシステムの活用促進

●●● 行政

児童生徒が不審者などの被害にあわないよう情報提供する学校安全メールシステムへの登録を促進するとともに、関係機関との連携強化により、関係情報の発信を充実します。

5 就学援助・相談体制等の充実

適応指導及び教育相談の充実

●●● 行政

教育研究所を活用し、不登校児童生徒の学校復帰を支援する適応指導教室事業や教育相談事業などの一層の充実を図ります。

就学援助・支援の推進

●●● 行政

教育の機会均等を図るため、経済的な理由により就学が困難な場合は、就学援助制度によって、児童生徒の学びの機会均等に努めます。また、亀岡市独自の奨学金制度による高等学校、大学等への修学支援を推進します。

こども110番の家

学校給食

第3節 社会教育

現状と取組むべき課題

- 家庭における教育力の低下が懸念されており、次代に生きる子どもの豊かな心を育むため、家庭の教育力向上が必要です。
- 市民の自主的・自発的な学習活動を促進・支援するため、活動の場の提供などを継続していくことが必要です。
- 近年、図書館利用が減少傾向にあることから、学びの基礎となる読書の習慣をつけるための家庭や地域、学校における子ども読書活動の充実が必要です。

解決策

市民が学び続けることを支援するとともに、教育の原点は家庭にあることを踏まえ、家庭・学校・地域の連携により健全な児童・生徒の育成を図ります。また、図書館の充実を図ります。

1 社会教育の推進
2 家庭・学校・地域の連携による児童の育成
3 図書館の充実

具体的施策

1 社会教育の推進

家庭教育の支援 ●●● 協働

すべての親へのきめ細かな家庭教育支援の取組を推進します。

家庭養育・教育の促進 ●●● 協働

子どもの育ちの基礎となる家庭の養育・教育の充実に向け、子育てに関する相談体制や情報提供の充実、保護者の責務・役割の意識啓発を推進します。

学習活動の支援 ●●● 協働

公民館サークル活動の支援に努めます。

障害者成人学級の推進 ●●● 協働

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者を対象とした障害者成人学級を継続して実施し、障害のある人の社会教育活動・社会参加を促進します。

2 家庭・学校・地域の連携による児童の育成

心の教育の推進 ●●● 協働

市内23地区において、学校や地域の組織・団体と連携して、地域の特色を活かした取組を充実します。

放課後児童対策の充実 ●●● 行政

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童が放課後に遊びや学習を通じて健やかに成長できるよう、その対象学年の拡大や良好な保育環境確保のための環境整備を含め、放課後児童健全育成事業を充実します。

自然活動者のデータベース化の推進 ●●● 協働

類似団体が組織結成を図りやすい環境をつくるため、連携事業を通じて活動の輪を広げながら、自然活動者の専門性を考慮して分野別にデータベース化を推進します。

3 図書館の充実

図書館管理運営の効率化、サービスの充実 ●●● 行政

施設管理運営の効率化を図るとともに、図書館電算システムの活用や多様な利用者ニーズに応える魅力ある図書館サービスを充実します。

図書資料等の充実 ●●● 行政

図書資料、視聴覚資料及び電子情報などあらゆる資料を充実します。

また、明智光秀や石田梅岩など亀岡にゆかりの人物に関する郷土資料や行政資料の収集･提供など亀岡らしさを活かした資料を充実します。

子どもの読書環境の充実 ●●● 協働

児童書の充実と、社会総がかりの子ども読書推進（赤ちゃんが絵本と出会うブックスタート、子どもの読書環境の充実を図るための学校図書指導員配置事業、読み聞かせなど）の充実を図ります。

読書ボランティアの養成とネットワークの強化 ●●● 協働

読書ボランティアを養成するとともに、ボランティア団体の支援とネットワークの強化を促進します。

第4節　文化芸術・歴史文化

現状と取組むべき課題

- 文化芸術活動に多くの市民が参加できる機会の充実と、市民主体の文化芸術活動の促進が必要です。
- 重要遺跡や地域資源に対する市民の理解を深め、市民意識やふるさと力を高めるため、国指定の活用などによる貴重な史跡・文化財の保存継承や、市民による伝統文化保存継承への取組に対する支援が必要です。
- 地域資源を活かした亀岡市のまちづくり、人づくり、未来づくりの拠点として、文化資料館の施設・活動の充実を検討していく必要があります。

解決策

文化芸術活動の気運の高い、文化の香るまちづくりを進めます。

また、亀岡の持つ歴史や文化、自然の特性を活かした個性あるまちづくり、人づくりを市民の参画と協働により推進し、「ふるさと力」を高めます。このため、既存施設の改修や新たな資料館施設の建設など、施設の充実を図るとともに、人材の拡充や企画・イベントの充実を図ります。

1　文化芸術活動の促進
2　伝統文化の保存と活用
3　歴史を学ぶ拠点の整備

具体的施策

1 文化芸術活動の促進

市民文化芸術活動の促進　●●● 協働

市民文化祭や美術展等を市民と協働して開催するとともに、市民主体の文化芸術活動を促進します。

広域的な文化芸術活動の促進　●●● 協働

南丹地域、京都府全域、そして全国の自治体や文化・芸術団体等と連携して文化芸術活動を実施します。

文化施設の適切な管理運営　●●● 協働

文化施設の適切な管理運営を推進します。

2 伝統文化の保存と活用

重要遺跡や資源の普及啓発 ●●● 協働

重要遺跡や地域資源に対する市民の理解を深めるため、展示やシンポジウム等による普及啓発を推進します。

円滑な発掘調査及び保全の推進 ●●● 行政

発掘調査を実施するとともに、得られた基礎データに基づき保全を推進します。

文化資料館活動の推進 ●●● 協働

資料館活動の充実のため、新資料館への移行も考慮しながら、ふるさと亀岡の歴史と魅力を展示紹介するとともに、亀岡の宝物としての収蔵品の管理と活用を目指して、資料の適正管理に努めるとともにデータベース化を促進します。

また、明智光秀など亀岡ゆかりの人物や、アユモドキに代表される自然環境など、亀岡地域の歴史文化にかかわる資料や情報の収集と発信を充実します。

各団体との連携・交流の推進 ●●● 協働

市民に文化資料館をさらに認知・利用する機会をつくり、利用促進につなげるため、市民団体と連携した催しの開催を支援します。

地域の民俗・伝承・伝統文化の継承 ●●● 協働

伝統的な民俗文化財を次代に伝えるため、継承者の育成を推進するとともに、資料・映像等の記録の活用によって住民意識の醸成を図ります。

伝統的・文化的景観の保全 ●●● 協働

国重要文化的景観の選定に向けた取組として、大堰川流域の自然的景観及び人々の営みによって培われた文化的景観の保全に努めます。

まちの歴史・文化を学ぶ機会の充実 ●●● 協働

市民団体や研究者等と連携し、ふるさと亀岡の歴史・文化や魅力ある地域の資源についてふれ、学ぶ機会を充実します。

特色ある食文化の発信 ●●● 協働

京野菜やブランド肉などの地場産品・地元料理を本市の誇る文化と位置付け、子どもたちをはじめ、市内外への情報発信・PRを推進します。

3 歴史を学ぶ拠点の整備

史跡公園の整備（体験型歴史公園）

●●● 行政

丹波NEW風土記の里の中核施設として、史跡丹波国分寺跡の遺構表示等を整備するとともに、当該施設を活用した歴史体験型の事業を推進します。

新資料館建設実現へのプロセスの検討

●●● 協働

新資料館構想を踏まえ、市民と行政が一体となって、新資料館建設実現へのプロセスについて検討します。

佐伯灯籠祭（人形浄瑠璃）

第5節 生涯スポーツ

現状と取組むべき課題

- 生活様式の変化、利便性の向上等により日常生活において身体を動かす機会が減少し、市民の健康管理についても影響が懸念されています。
- 世代別にスポーツの意義を啓発し、「学び、実践する」生涯スポーツの実現に向けたスポーツプログラムを計画的に提供することが必要です。
- 市民のスポーツ意識がさらに高まるような地域におけるスポーツネットワークの強化や生涯スポーツの一層の推進が必要です。
- 市民がより安全に安心して、効果的にスポーツに親しむことができるようスポーツに関わる人材・施設・情報が有効活用できる環境づくりが必要です。
- 本市の中心都市拠点であるJR亀岡駅北側に、集客力のある京都スタジアム（仮称）の建設が京都府によって進められています。

解決策

関係機関との連携を強固なものとし、人的資産、スポーツ施設の活用による地域を拠点としたスポーツネットワークの発展、世代間で受け継がれていくスポーツの循環型社会の構築を目指します。

また、京都スタジアム（仮称）及びその周辺を「スポーツを活かした新たな交流拠点」と位置付け、健康長寿、にぎわいの創出、スポーツの振興、子どもや青少年の夢の実現に向け、まちぐるみで効果的な活用を図ります。

1 生涯スポーツ社会の推進と充実
2 スポーツ環境の整備
3 スポーツを活かした地域づくり

具体的施策

1 生涯スポーツ社会の推進と充実

子どものスポーツ機会の充実 ●●● 協働

幼児期・児童期の子どもに対し、いろいろな種目のスポーツに親しめる機会を設けるとともに、トップアスリートやプロチームの選手とふれあう機会を提供します。

成人のスポーツ機会の充実 ●●● 協働

青年期以降の市民に対し、年代に応じて自主的・継続的なスポーツライフの実現に向けたサポートを推進します。

障害者・高齢者のスポーツ機会の充実 ●●● 協働

障害者・高齢者へのスポーツプログラムの定着とスポーツに取組む機会の提供を推進します。

2 スポーツ環境の整備

ソフト・ハード両面でのスポーツ環境の整備・充実 ●●● 協働

市民ニーズに応え、安全・安心のスポーツ環境を整備するため、体育協会を中心とした各競技団体のネットワークづくりやスポーツ指導者･識者による研究を促進します。また、「する」「みる」「支える」それぞれの立場に立った施設の有効活用を図ります。

3 スポーツを活かした地域づくり

スポーツ推進委員による市民スポーツの推進 ●●● 協働

地域住民と行政との調整役（コーディネーター）であるスポーツ推進委員を中心に、市民スポーツの普及を図り活性化を推進します。

スポーツ大会・イベント等の開催及び支援 ●●● 協働

スポーツ事業と、豊かな自然や観光、食などの地域資源を効果的に結び、健康づくりはもとより、交流やにぎわいづくりを推進します。

京都スタジアム（仮称）の活用 ●●● 協働

京都府と連携して、市民、事業者、関係団体、行政が一体となって、京都スタジアム（仮称）を活用します。

機運を盛り上げる情報発信の充実 ●●● 行政

京都スタジアム（仮称）への理解を深め、スポーツを活かしたまちづくりへの参画の機運を高めるため、わかりやすい情報の発信に努めます。

京都亀岡ハーフマラソン

第6節　地域間交流・国際交流

現状と取組むべき課題

- 現在実施している京都市西京区等との市民主体の交流事業の拡充に向け、他市における文化・スポーツ事業等の情報を提供していくことが必要です。
- 姉妹都市や友好交流都市との国際交流の成果を活かし、国際理解や交流を推進するための機会をさらに充実させていくことが必要です。
- 在住外国人が日本で過ごしやすく、暮らしやすいまちをつくるため、必要な情報やほしい情報を効果的に提供する仕組みの充実が必要です。
- 地域間交流・国内交流の拠点としての役割を担う亀岡市交流会館の整備及び効果的な運営が必要です。

解決策

市民と協働して地域間交流及び国際交流に取組み、世界にはばたく、豊かな感性と英知を育むまちをつくります。

1　地域間交流の推進
2　国際理解・交流の推進
3　在住外国人にも過ごしやすいまちづくり
4　交流基盤の充実

具体的施策

1 地域間交流の推進

市民主体の交流事業の実施　●●●協働

市民主体の交流事業がさらに盛んになるよう、他地域で実施される市民主体の文化事業やスポーツ事業等の情報提供を充実します。

2 国際理解・交流の推進

異文化体験学習等の実施　●●●協働

異文化を体験・体感する機会を通じて国際理解を推進するため、国際意識を育む交流事業の計画的な実施と、市民参画を促進します。

姉妹都市や友好交流都市との交流の推進　●●●協働

市民レベルの交流を図るため、市民参加による訪問団の姉妹都市等への派遣や招致を実施します。また、市民団体による姉妹都市等交流事業を支援・促進します。

3 在住外国人にも過ごしやすいまちづくり

在住外国人への情報提供・相談体制の充実

●●● 協働

より多くの情報提供を行い、在住外国人にも暮らしやすいまちづくりを推進するため、外国語による生活ガイドやニュースレター、ホームページを充実します。

4 交流基盤の充実

交流施設の管理運営

●●● 行政

地域・住民交流、国際交流の充実に向け、拠点となる亀岡市交流会館の施設整備及び適切な管理運営を推進します。

姉妹・友好都市交流（自治振興式典）

第5章

人と環境にやさしいまちづくり

～生活環境の向上～

第1節　自然環境

現状と取組むべき課題

- 本市は豊かな自然環境の中に快適な都市空間をつくり上げてきましたが、都市化の進展や農山村の暮らしの変化、外来生物の繁殖、地球規模での環境問題などにより、自然環境の変化が懸念されています。
- 豊かな水環境を享受してきた本市においては、恵まれた地下水をはじめ健全な水環境を今後も維持、保全していくことが必要です。
- 市民、事業者、行政が一体となって自然や環境の保全に取組んでいくため、環境に関する新たな指針を策定し、啓発していくことが必要です。
- 環境の変化に伴い野生生物の生息が減少しており、生物多様性の恵みを次世代に引き継ぐため、生息環境の保全を図ることが必要です。
- 山林における土砂の埋立て等については、条例だけで根本的な解決を図るには限界があることから、新規立法要望や既存の法制度の活用を含め多角的な対策を図る必要があります。
- 亀岡市環境美化条例に基づく新たな美化推進重点地域の指定に向け、市民等との協働による取組を強化していく必要があります。
- 漂着ごみ等は河川環境や景観、生物の生息環境にも影響を与えており、流域の住民、企業、関係団体、NPO、自治体等が連携した発生源対策が必要です。

解決策

第2次亀岡市環境基本計画に基づき、市民、事業者及び行政が一体となって総合的な施策を推進することにより、持続可能な社会システムの構築に寄与するとともに、生活の中で潤いを感じることができるような水辺環境づくりやアユモドキ等の希少種の生息環境の保全など、恵まれた自然環境を次世代に引き継ぎます。

また、公害の防止に係る関係法令の啓発と監視の強化、市民等との連携による美化推進活動の充実に努めます。

1　環境基本計画の進行管理と市民啓発
2　自然環境の保全と整備
3　環境を守るルールづくりと指導
4　市民活動の推進

具体的施策

1 環境基本計画の進行管理と市民啓発

第2次亀岡市環境基本計画の進行管理 ●●● 協働

環境の保全及び創造に関する長期的な目標と施策の方向を示した第2次亀岡市環境基本計画に基づき、市民、事業者、行政が一体となって進行管理を実施します。

環境意識の啓発 ●●● 協働

亀岡市環境美化条例や環境法令等に関する啓発パンフレットや広報誌、ホームページなどにより、市民、事業者の自然環境の保全に関する意識の啓発を図ります。行政はその先導的な役割を果たすため、環境マネジメントシステムの運用を図ります。

2 自然環境の保全と整備

アユモドキの保護増殖 ●●● 協働

本市の環境のシンボルであるアユモドキの保護増殖を推進します。

京都・亀岡保津川公園の一部をサンクチュアリ（保護区）として整備することで、アユモドキが安定して生息できる環境の創出に努めます。

生物多様性の維持増進 ●●● 協働

アユモドキやホタルなどの希少な野生生物をはじめとする、生物多様性の維持保全を図ります。

水辺環境の整備 ●●● 行政

多くの人に自然とのふれあいの場を提供するため、護岸工事等において環境にやさしい工法工種を採用するとともに、せせらぎや豊かな生態系の復活を図ります。

3 環境を守るルールづくりと指導

地下水の保全・管理・利用 ●●● 行政

市民共有の財産である地下水を守り、育み、次代へと引き継ぐために、地下水の保全・管理・利用に向けたルールづくりを検討します。

適切な規制・指導の推進 ●●● 行政

環境保全・災害防止に向け、許可基準に基づく適正な許可・指導等を実施します。

規制基準遵守のための監視活動の強化 ●●● 行政

監視活動強化のため、環境監視員として不法投棄専任監視員の併任により規制基準遵守に取組みます。

漂着ごみ対策

●●● 協働

保津川をはじめとする市内河川における漂着ごみの発生抑制に向け、海ごみサミット2012亀岡保津川会議で採択された「亀岡保津川宣言」「川のごみや海のごみをともに考える京都流域宣言」の主旨を踏まえ、流域の住民・企業・関係団体・NPO・自治体等の連携による効果的な発生源対策等に取組みます。

4 市民活動の推進

美化意識の醸成と新たな仕組みづくり

●●● 協働

美化推進重点地域である亀岡駅周辺を中心に市民、事業者、行政等が協働で取組む清掃活動等の拡大を図ります。

河川愛護団体の育成及び活動支援

●●● 協働

美しい川の創造に向けた体制づくりのため、河川に対する市民の愛護意識を高めるとともに、河川愛護団体の育成を図ります。

また、市民や河川愛護団体による活動を側面から支援するため、河川清掃や美化活動、案内板の設置を図ります。

森林ボランティアの育成及び活動支援

●●● 協働

市民共有の資源である山林や里山を「協働の森」として保全するため、市民ボランティアやNPOの参画・協働による山林の育成・保全への取組を促進します。

アユモドキ（市庁舎で撮影）

美化推進重点地域の早朝清掃

第2節　地球環境・省エネルギー

現状と取組むべき課題

- 各主体が協働し、亀岡市全体で総合的な地球温暖化対策に取組むことが必要です。
- 市庁舎等の省エネルギー化とともに、市民・事業者にもその取組を広げ、市全体として化石燃料への依存を軽減していく必要があります。
- CO2削減には車社会から公共交通等への利用転換が効果的なことから、より多くの市民・事業者の意識を改革するための取組が必要です。

解決策

「環境問題を地球規模で考え、地域で行動する」を理念に、市民・事業者・行政が一体となって、地球環境問題に取組みます。

また、低炭素社会の構築に向け、職場組織等から環境や健康に配慮した交通行動への自発的な転換を働きかけます。

1　環境学習推進体制の整備
2　地球温暖化対策に貢献するまちづくり
3　省エネルギーの推進
4　モビリティ・マネジメントの推進

具体的施策

1 環境学習推進体制の整備

地球環境子ども村事業の展開・発展　●●● 協働

広域的な環境学習の拠点として、地球環境子ども村事業を展開するため、市民団体の育成を図りながら、特色ある自然体験型環境学習事業の協働による実施を推進します。

人材（環境学習指導員）の確保　●●● 協働

積極的に他団体と連携し、環境学習指導員などの人材を確保します。

2 地球温暖化対策に貢献するまちづくり

亀岡市地球温暖化対策地域推進計画の推進　●●● 協働

市内企業及び市民に対し、自然エネルギーの利活用など環境に負荷の少ない取組を呼び掛け、計画を推進します。

環境に配慮した公的事業の推進　●●● 行政

公共事業において、環境に配慮した技術やノウハウの活用・導入を推進します。

亀岡市地球温暖化対策事業の推進 ●●● 協働

市民・事業者・行政が協働して地球温暖化対策を推進します。

再生可能エネルギーの活用の研究 ●●● 行政

間伐材等を活用したバイオマスの仕組みの導入推進など、新たな再生可能エネルギーの活用について研究します。

3 省エネルギーの推進

環境マネジメントシステムの運用 ●●● 行政

事務事業における省エネルギー化に向け、独自の環境マネジメントシステムの運用を推進します。

省エネルギーの普及啓発 ●●● 行政

ホームページや広報等を通して、学校・家庭・事業者に省エネルギーの取組の呼び掛けを推進します。

4 モビリティ・マネジメントの推進

モビリティ・マネジメントへの取組の支援 ●●● 協働

環境にやさしい交通行動への転換を促進するため、市民や企業に対し、環境に関する情報提供や車社会から公共交通等への利用転換を促す働きかけを推進します。

モビリティ・マネジメントの実践 ●●● 協働

企業に国の制度である「エコ通勤優良事業所認証」の取得を奨励するとともに、市内最大の事業所である市役所において、職員のエコ通勤を推進します。

亀岡生きもの大学

環境フェスタ

第3節 資源循環・廃棄物処理

現状と取組むべき課題

- 人と環境にやさしい資源循環型のまちづくりのため、ごみの減量化、リサイクル活動の活性化に向けた一層の意識啓発に取組む必要があります。
- 廃棄物処理施設の設備・機械の経年劣化や廃棄物の性状の変化が進んでおり、安全・適正な処分を維持していくため、計画的な設備更新等が必要となっています。
- 水環境の保全に対する市民意識の向上を図るとともに、浄化槽の適正な維持管理を啓発していく必要があります。
- 悪質化する投棄者に対する監視を強化していくため、市民・関係団体等との連携や不法投棄防止に向けた啓発に努める必要があります。

解決策

「3R型のライフスタイル・ビジネススタイルを目指して」を目標に掲げ、リサイクル率の向上と廃棄物の減量に努めるとともに、ごみの安定処理・処分のための安全･安心な施設整備を推進します。また環境保全のため、浄化槽の設置と適正な維持管理を啓発します。

不法投棄に対しては、検挙と監視強化及び市民啓発を図ります。

1. 適正排出の徹底による、ごみ減量・資源化の推進
2. ごみ処理体制の充実と廃棄物処理施設の機能維持
3. 生活排水処理の推進
4. 不法投棄に対する監視及び啓発

具体的施策

1 適正排出の徹底による、ごみ減量・資源化の推進

3Rの徹底によるごみの減量 ●●● 協働

市民・事業者・行政が協働して3R（リデュース・リユース・リサイクル）を徹底し、人と環境にやさしい資源循環型のまちづくりのため、ゼロエミッションの推進を目指します。

分別排出の徹底 ●●● 市民

カン・ビン、プラスチック製容器包装、ペットボトルや使用済み蛍光管を埋立てではなく再資源化していくため、機関紙の発行等による市民意識の啓発に努めます。

リサイクル機器の普及促進 ●●● 協働

各家庭におけるリサイクル活動を促進するため、生ごみの減量や堆肥化のための機器に対する補助制度の適用などを推進します。

資源ごみ集団回収・リサイクル活動の促進 ●●● 協働

地域や子ども会などの非営利団体による新聞紙、雑誌、ダンボール及び布類の集団回収・リサイクル活動を促進します。

リサイクル対象となる品目の拡大 ●●● 協働

より一層のごみ減量とリサイクルを促進するため、紙製容器包装など新たな分別品目の設定を推進します。

2 ごみ処理体制の充実と廃棄物処理施設の機能維持

廃棄物処理施設・設備の機能維持 ●●● 行政

ごみの安定処理と再資源化のため、廃棄物処理施設の機能維持やごみ処理及び資源化作業用重機類の計画的な更新に努めます。

民間リサイクル施設の活用 ●●● 行政

循環処理体系の充実に向け、市の施設で再資源化できないもののうち民間施設で再資源化可能なものについて、民間施設の活用を図ります。

新たな広域埋立処分場整備計画の促進 ●●● 行政

平成39年度で大阪湾圏域広域処理場整備事業（大阪湾フェニックス計画）が終了することから、大阪湾広域処理場整備促進協議会と連携し新たな広域埋立処分場整備計画を促進します。

浸出水処理設備の整備 ●●● 行政

最終処分場廃止基準への適合及び廃止手続の完了まで、医王谷エコトピア（旧埋立処分場）の計画的な整備保守を推進します。

3 生活排水処理の推進

生活排水の適正処理 ●●● 行政

「第5次亀岡市生活排水処理基本計画」に基づき、生活排水の適正処理のため、下水道とし尿との共同処理を進めます。

浄化槽の設置と維持管理 ●●● 協働

設置補助及び啓発等により浄化槽の設置と適正な維持管理を促進します。

4 不法投棄に対する監視及び啓発

監視活動の強化 ●●● 行政

美しいまちを堅持するため、監視員による監視パトロール、監視カメラの活用、業務委託による不法投棄物の早期撤去を推進します。

関係機関との連携強化 ●●● 行政

事案の検挙と不法投棄防止対策を推進するため、京都府、警察署などの関係機関と連携し、監視体制の強化を図ります。

不法投棄防止のための啓発活動の推進 ●●● 協働

土地所有者や施設管理者の不法投棄等に対する責務の啓発を推進します。

また、啓発パンフレット作成など、市民、事業者等への不法投棄に対する意識啓発を図ります。

不法投棄パトロール

第4節 市街地

現状と取組むべき課題

- 本市ではJR山陰本線と国道9号に沿って形成されてきた市街地を中心に良好な市街地の整備を図ってきましたが、人口減少や超高齢化社会という大きな転換期にあって、市街地の機能低下、集落地における地域コミュニティの維持・形成への影響などが懸念されています。
- 良好な市街地環境の形成と保全、亀岡駅北地区などにおける新市街地の誘導に向け、柔軟かつ適切な都市計画制度の運用を図ることが必要です。
- 亀岡駅南地区など都市核の一層の都市機能の向上と、公共交通の充実によるコンパクトなまちづくりが必要です。
- 今後のまちづくりのあり方と課題を明らかにするとともに、市民の活動を促進するための都市構造を確立していくことが必要です。
- コミュニティの形成や一体的な道路整備を阻害する無秩序な開発を防止するため、地域住民と行政が協働で「企画し、つくり、使う」コンパクトなまちづくりが必要です。

解決策

地域の特性を活かした、市民・企業・行政の協働による人にやさしい魅力あふれるまちづくりを進めます。また、土地区画整理事業等による計画的な市街地の誘導を行います。

1 良好な市街地環境の形成と保全
2 土地区画整理事業の推進

具体的施策

1 良好な市街地環境の形成と保全

良好な市街地環境の誘導 ●●● 協働

安全で快適な市街地環境と機能的な市街地形成を推進するため、市民参加による地区計画など地域に適合した法制度等の活用を図ります。

また、JR各駅周辺において、多様な都市機能の集積を推進し、求心力の向上や、にぎわいの創出を図ります。

計画的な市街地整備の促進 ●●● 協働

市街化区域の適正規模を考慮しつつ、面的整備を導入し、道路・公園など公共施設の適切な配置による計画的かつ良好な市街地整備を促進します。

魅力的な市街地の形成 ●●● 協働

魅力的な市街地の形成を誘導し、その保全を図るとともに、ミニ開発や無秩序な市街化を抑制するため、地区計画制度の導入などを促進します。

都市計画制度の啓発 ●●● 行政

都市計画マスタープランの着実な推進に取組みます。

また、市民のまちづくりへの参画を促進するため、ホームページにおける都市計画制度の紹介などの情報提供を充実します。

地域活力の維持・回復 ●●● 協働

少子高齢化の進行などにより地域コミュニティの維持・形成が課題となっている集落地においては、農林漁業施策と連携しながら、地域活力の維持・回復に向けた地域住民の取組を支援します。

2 土地区画整理事業の推進

啓発活動及び技術支援 ●●● 協働

土地区画整理事業の推進地区について、事業の進捗状況を踏まえ、円滑な事業化や事業推進のため、啓発活動及び技術支援を充実します。

第5節 景観保全・形成

現状と取組むべき課題

- 旧城下町の歴史的まちなみの保全や新しい都市景観の「創造」「育成」など、快適でまとまりのある都市景観の形成に取組んできました。
- 景観づくりをより効果的に進めていくため、景観法に基づく亀岡市景観計画の策定及び亀岡市景観条例の制定を行いました。
- 策定した亀岡市景観計画及び亀岡市景観条例について、市民の理解を求めるとともに、制度周知の徹底が必要です。

解決策

亀岡市景観計画の内容を充実させ、市民の理解と協力により、周辺環境との調和を図り良好な景観形成を図ります。

1 良好な景観の形成
2 市民による景観づくりの促進

具体的施策

1 良好な景観の形成

亀岡市景観計画の内容の充実 ●●● 協働

快適な景観を形成するため、市民との合意形成を図りながら景観形成地区の指定等を見直し、地域に応じた特色ある景観形成を誘導するとともに、計画内容を充実します。

2 市民による景観づくりの促進

市民活動の支援 ●●● 行政

良好な景観の形成を促進するために活動する団体を「亀岡市景観まちづくり市民団体」に認定し、市民による主体的な景観保全・創出への取組を支援します。

修景、景観保全のための支援 ●●● 協働

景観重要建造物及び景観重要樹木を保全するための助成制度の活用を推進します。

また、良好なまちなみを形成するため、景観形成地区への移行を推進するとともに、修景や景観保全への取組を支援します。

景観制度の周知 ●●● 行政

亀岡市景観計画及び亀岡市景観条例について、制度内容の周知に努めます。

文化的景観保全に向けた連携 ●●● 協働

伝統的・文化的景観の保全のため、市民や関係部署等との連携を図ります。

第6節　公園・緑地

現状と取組むべき課題

- 公園や緑地、山林、住宅の庭の緑など、本市の「緑」に関する総合的な指針・計画を示した「緑の基本計画」を策定し、緑化等に取組んできました。
- 都市計画公園の計画的かつ効果的な整備の促進とともに、身近で親しまれる公園緑地の適切な配置を推進する必要があります。
- 公園・緑地施設の維持管理、特に既存公園の長寿命化を図る必要があります。
- 都市緑化を推進するため、公益財団法人亀岡市都市緑花協会を中心に、市民への意識啓発と、市民主体の取組を促進していく必要があります。
- 京都府が建設を進める京都スタジアム（仮称）を新たな交流拠点として、同施設を含む都市計画公園「京都･亀岡保津川公園」の効果的な整備を推進していくことが必要です。

解決策

市民・企業・行政の協働により、豊かな自然環境と地域の特性を活かした潤いのある緑のまちづくりを進め、公園・緑地の適切な維持管理と地域緑化を図ります。

また、地域のにぎわいと交流のある拠点の整備を図ります。

1　身近な公園・緑地の確保
2　公園・緑地の維持管理
3　地域緑化とイベントの推進
4　新たな交流拠点の整備

具体的施策

1 身近な公園・緑地の確保

「緑の基本計画」に基づいた緑化等の推進　●●● 協働

改訂した「緑の基本計画」に基づき､計画的かつ効果的な緑のまちづくりを推進します。

市民に親しまれる公園・緑地整備の促進　●●● 行政

公園や緑地などの適正な配置を検討し、市民に親しまれる公園･緑地整備を促進します。

開発行為に伴う公園の設置　●●● 行政

開発行為者に対し、公園機能の設置を指導します。

2 公園・緑地の維持管理

施設の適正な維持管理 ●●● 協働

劣化・損傷による事故の未然防止等のため、市と地元管理者により開発公園施設を定期的に点検するとともに、維持管理に要する地域住民の経費負担の軽減を図ります。

公募による指定管理者の募集 ●●● 行政

都市公園については、公募による指定管理者の募集を行い、競争原理のもと、市民サービスの向上や施設維持管理経費の縮減を推進します。

既存公園の老朽箇所更新に重点を置いた整備 ●●● 行政

都市公園の老朽箇所の更新が行えるよう計画的に整備します。

緑地の適正な管理 ●●● 協働

市民・団体による取組を基礎に、公益財団法人亀岡市都市緑花協会などの連携による緑地の植栽管理を促進します。

3 地域緑化とイベントの推進

花と緑のイベントの展開 ●●● 協働

潤いと安らぎのあるまちづくりや花づくりを通じたコミュニティの形成に向け、「花と緑のフェスティバル」や「花づくりコンクール」を開催し、花と緑のまちづくりの普及啓発を促進します。

わがまちの花・緑づくりの推進 ●●● 協働

市の木「桜」の名所づくりと、桜を市民や地域で守り育てる桜守の仕組みを促進します。

また、市民参加による芝生グラウンドの整備やウェルカムガーデン、スポットガーデンづくりなど、地域との協働による花と緑のまちづくりを推進します。

4 新たな交流拠点の整備

京都・亀岡保津川公園の整備 ●●● 行政

京都スタジアム（仮称）を核として、京都府、地元地域、関係機関・関係団体などと連携を図り、京都・亀岡保津川公園を整備します。

新たな拠点を活かした交流機会の充実 ●●● 協働

京都府、地元地域、市民や市内の関係団体などと連携し、新たな交流拠点である京都・亀岡保津川公園及びその周辺におけるにぎわいづくりを推進します。

第6章

活力あるにぎわいのまちづくり

～産業の振興～

第1節　農　業

現状と取組むべき課題

- 農業の担い手の育成とともに、地域の実態に応じた営農システムの確立や担い手への農地集積などを行う必要があります。
- 市内の未整備田を解消するため、国営緊急農地再編整備事業等による農業基盤整備事業の推進が必要です。
- 国土保全の観点による農地の保全や環境への負荷を軽減した循環型農業の推進とともに、農業・農村や食への理解を深める多様な取組が必要です。
- 有害鳥獣による農作物及び生活環境への被害が増加傾向にあり、被害防止対策の充実・強化が必要です。

解決策

自然条件や立地条件に恵まれた亀岡市の優位性を最大限に活かし、国土や環境保全の視点も併せ持った農業振興を図り、ほ場整備等の農業基盤の整備と耕作放棄地の解消、担い手づくりや経営体の強化に取組みます。また、担い手農家や農業団体の活動を主体としたブランド化やより多様な流通経路の開拓、交流農業の振興を図るとともに、特定鳥獣保護管理計画に基づき、野生動物との共存を図りながら鳥獣による農作物の被害軽減に努めます。

1　営農組織と人材の育成
2　農業基盤の整備
3　多様な農業の振興
4　流通システムの充実
5　有害鳥獣対策の実施

具体的施策

1 営農組織と人材の育成

農業経営の支援　●●● 行政

農地を守り、引き継いでいくため、地域の中核的な担い手となる認定農業者の育成及び集落営農の組織化に向けた取組を支援するとともに、農業者の「やる気」を支援する助成制度を充実します。

継続性のある生産体制の構築　●●● 市民

継続性のある農業生産体制の確立を支援するため、地域リーダーの育成と地域の合意形成及び地域の営農実態に応じた組織化を促進します。

2 農業基盤の整備

ほ場整備事業の推進 ●●● 行政

農業振興地域内の未整備田を解消するため、ほ場整備事業による農地基盤の整備を促進します。

農地の基盤整備と農地集約化の推進 ●●● 行政

農業経営の効率化に向け、農地中間管理事業を活用し、農地の大規模化やあっせん、農作業の受委託等による担い手農家等への農地の利用集積拡大を図ります。

農業用施設の維持管理 ●●● 行政

土地改良区など施設管理者による農業用施設の維持管理を支援するとともに、老朽化施設の整備改修を促進します。

国営緊急農地再編整備事業の促進 ●●● 協働

効率的な土地利用と生産性の高い農業基盤を整備します。

遊休地の解消 ●●● 行政

市内農地の利用状況を調査し、農地の所有者に利用意向を確認するとともに、農地中間管理事業の活用を指導するなど、遊休農地の解消や適切な利用促進に努めます。

3 多様な農業の振興

人と環境にやさしい循環型農業の推進 ●●● 市民

耕種農家と畜産農家の連携やエコファーマー制度の周知、土づくりなど、環境にやさしい循環型農業に対する取組を支援します。

集落機能の維持向上 ●●● 市民

営農団体等による集落環境の維持・向上に向けた取組や、農産物の加工・販売、観光等と連携した新たな事業展開等を支援します。

また、中山間地域直接支払制度及び農地の多面的機能保全向上対策による共同管理の実施を支援します。

土地利用型作物の需給調整システムの構築 ●●● 市民

米の販売戦略や需要予測に基づき、生産者・生産者団体が、主体的に取組む生産計画の策定と地域条件を活かした農地の有効利用を促進します。

他業種との連携・交流の推進 ●●● 協働

新たな商品・サービスの開発や体験型ツーリズムの展開など、農業と商業、工業、観光産業などの連携・交流による農の六次産業化を促進します。

4 流通システムの充実

食と農を通じた地産地消の促進 ●●● 協働

農業体験農園の開設や農業体験機会の提供、農業者との交流など、地域間交流を通じて、食と農に関する理解と地産地消を推進します。

販売戦略の確立 ●●● 協働

安全・安心な農産物の生産振興や品質向上によるブランドの確立など、消費者ニーズに対応できる生産・流通・販売システムの確立を支援します。また、ふるさと納税の返礼品として地元産品の活用を推進します。

特産品の振興 ●●● 協働

京野菜、丹波大納言小豆など京都丹波ブランドの特産品の生産振興と販路拡大を図るため、関係機関等と連携し生産者を支援します。

「亀岡牛」のブランド化 ●●● 協働

食肉センターを中心とした安定供給・流通体制の強化と、「亀岡牛」の一層のブランド化を支援します。

農産物の発信・販売拠点の整備 ●●● 協働

地元農産物の情報発信・販売拠点の開設を支援します。

5 有害鳥獣対策の実施

有害鳥獣駆除 ●●● 協働

鳥獣の保護と自然との調和を基本に、亀岡市有害鳥獣対策協議会及び近隣市町とも連携を図り、農林水産物及び生活環境被害の発生予防を支援します。

また、捕獲した有害鳥獣の活用についても研究します。

防除施設の整備 ●●● 市民

農家組合等関連団体が設置する防除施設等の整備を地域単位で支援します。

京野菜えびいも

京野菜京夏すきん

第2節　林　業

現状と取組むべき課題

- 森林所有者の高齢化などから里山の荒廃が進み、森林の持つ機能が十分に発揮されておらず、また木材価格の低迷など林業の魅力も低下しつつあります。
- 生産性の向上だけでなく、防災、景観、生物の生息、そして地球温暖化防止のため、森林の健全な成長と保全を図ることが必要です。
- 有害鳥獣による林産物への被害に対し、被害防止対策の充実・強化が必要です。

解決策

自然豊かな亀岡市の森林保全と魅力ある里山づくりのための事業推進に取組むとともに、野生動物との共存を図ります。

1　森林整備の実施
2　林業経営の振興
3　有害鳥獣対策の実施

具体的施策

1 森林整備の実施

森林整備の推進　●●●行政

森林の健全な成長の促進と良好な生活環境を確保するとともに、森林施業の省力化、コスト低減を推進します。

森林路網の適正管理　●●●行政

森林管理・経営基盤となる森林路網の整備を推進するとともに、機能に応じた車止め・標識の設置や管理組織の育成など、森林路網の適正管理を推進します。

市民・企業・行政参加による森づくり　●●●協働

森林ボランティアや緑の少年団、NPOなど森づくりに協力、あるいは主体的に取組む「森の応援団」の結成と育成を推進し、環境保全活動（モデルフォレスト）を支援します。

病虫害の防除　●●●行政

公共性の高い森林を中心に、森林公園など公共性の高い地域の被害松林の処理と健全松林の維持を推進します。

2 林業経営の振興

林業組織の活性化 ●●● 協働

森林組合や各財産区管理組合等の主体的な活動を支援するとともに、経営基盤や組織の強化を促進します。

林産物の振興 ●●● 協働

丹波栗、丹波松茸など特産品のブランドを活かした林産物の付加価値の向上を図ります。

また、地元資源である間伐材の木材としての利用やバイオマスへの利用などについて、研究・検討します。

里山における経済循環の仕組みづくり ●●● 協働

里山の保全と活用のために、里山における産物の地産地消の仕組みづくりを推進します。

3 有害鳥獣対策の実施

鳥獣捕獲の実施 ●●● 協働

亀岡猟友会等の協力を得て、近隣市町との連携を図り広域的な有害鳥獣対策を推進します。

第3節　商　業

現状と取組むべき課題

- 消費者ニーズの多様化や基幹道路網の整備などにより、消費の市外流出が顕著で、市内の卸・小売額が減少傾向となっています。
- 市内の消費拡大のため、既存商店が一体となり、にぎわいの創出や、新たな事業展開が急務となっています。
- 京都府の「南丹地域商業ガイドライン」に基づき、商業施設の誘導及び商業拠点の確立や整備を進めていくことが必要です。

解決策

新たなにぎわいの創出や各個店の経営強化を図り、新商品の開発や販路開拓に取組みます。

1　商店街等の活性化
2　農商工観の連携による食産業の創造
3　商業拠点の創出

具体的施策

1 商店街等の活性化

「亀岡市商業活性化推進計画」に基づくにぎわい支援　●●●協働

「亀岡市商業活性化推進計画」に基づく取組を支援します。

各種支援制度の周知　●●●協働

国・府による融資や支援制度の周知を図り活用を促進します。

個店の経営強化と活力ある賑わいのまちづくりの推進　●●●協働

店舗経営における後継者の育成や、創業を支援します。

地産地消の推進　●●●協働

地元産品を取り扱う魅力ある店舗や商店街づくりを支援します。

2 農商工観の連携による食産業の創造

かめおか食産業振興プロジェクトの推進　●●●協働

農商工観連携及び産学官連携の体制を構築し、食産業を中心に新商品の研究・開発・販路開拓を進め、商業振興に努めます。

地産地消の推進

●●● 協働

地元産品の認定制度及び地産地消を活かした産業振興を支援します。

3 商業拠点の創出

「南丹地域商業ガイドライン」に基づく商業の適正誘導

●●● 協働

関係機関・団体との協議を踏まえて策定した「南丹地域商業ガイドライン」に基づき、商業まちづくりの基本方向や、大型店等の抑制・誘導エリアを指定する中で、地域の特性を活かした機能的な都市活動ができる「まちなか」再生を図ります。

100円商店街

街バル

第4節　ものづくり産業

現状と取組むべき課題

- 本市は京阪神地区の近郊に位置し、都市の利便性とアクセスという企業立地における優位性があり、これまでの企業誘致でも成果をあげてきました。
- 企業誘致においても都市間競争が激しさを増すなか、優遇措置の要件緩和や情報提供の強化により、新たな企業の立地促進や既存企業の市外流出を防止することが必要です。
- 企業誘致に係る情報の受発信に様々な手段で取組み、また既存企業に対しても企業訪問等によりニーズの把握や情報交流を行っていますが、社会経済状況が変化する中で、より効果的な施策を講じることが必要です。
- 本市において成功事例がこれまで蓄積されていない、大学や関係機関・団体との連携や産業間の複合的な取組に挑戦していくことが必要です。

解決策

働く場を創出する優良な企業を積極的に誘致するとともに、産学官連携及び農商工観の連携を図り、また付加価値の高い産業の振興や新産業の創造につながる環境づくりを支援します。

1　企業誘致の推進
2　産学官連携及び農商工観連携の推進
3　付加価値の高い産業の振興と新産業創出の促進

具体的施策

1 企業誘致の推進

企業誘致の促進と情報発信　●●●行政

製造業をはじめとして、流通・情報関連産業など幅広い産業の立地促進を図るため、京都府及び商工会議所等との連携を強化するとともに、京阪神地区をはじめ近畿圏・全国に企業誘致の情報発信を推進します。

企業立地奨励金及び雇用促進奨励金等の充実　●●●行政

企業立地に対する優遇措置の要件緩和や制度の充実など新たな施策の検討を進め、ベンチャー企業をはじめとする多様な企業の立地を促す条件を充実します。

企業用地の確保

●●● 協働

新たな企業立地や市内企業の用地ニーズに対応するため、市内の既存工場用地・適地に関する情報受発信を強化するとともに、新たな用地の確保に向け、京都縦貫自動車道インターチェンジ周辺の市街化調整区域に、新たな産業拠点の形成に向け地区計画制度等を活用した土地利用転換を誘導することにより、職住一体の魅力的な雇用環境や住居環境の創出を図ります。

2 産学官連携及び農商工観連携の推進

産学官連携及び農商工観連携の推進体制の確立

●●● 協働

大学、企業、農商工や観光など幅広い事業関係者による協議の場を設け、継続的な連携・推進体制づくりと支援を図ります。

3 付加価値の高い産業の振興と新産業創出の促進

新事業展開の促進

●●● 協働

既存企業をはじめ、それぞれの企業がそれぞれの強みを持ち、自社優位性の高い技術を有した高付加価値産業の創出が図られるよう支援します。

新産業の創出の支援

●●● 協働

本市における新産業の創出のため、国関係機関や大学等で実施されている起業家等への支援制度と連携し、新たな起業家やニュービジネスを育む環境づくりを支援します。

第5節　観　光

現状と取組むべき課題

- 本市は関西大都市圏に近接しながら、豊かな自然や観光資源に恵まれ、観光誘客に有利な条件を備える一方、長年にわたって、保津川下り、湯の花温泉、トロッコ列車の「三大観光」に依存する状況が続いています。
- 市内に点在する歴史文化・観光資源の整備やネットワーク化による新たな観光モデルコースの創造など、来訪者が市内各所へ立ち寄る仕組みが必要です。
- 京都縦貫自動車道全線開通等、高速道路網の整備により、従来からの「京都・亀岡」としてのイメージに加え、広く「京都・丹波」等、近隣自治体との広域的な連携と情報発信による観光誘客の強化が必要です。
- 国内からだけでなく、中国、台湾などアジア諸国をはじめとする外国人観光客の誘致に向けた取組と、滞在しやすい環境の整備が必要です。
- イベントなどでの交流を通じ、観光客をあたたかく迎える環境の整備と雰囲気づくり、そして市民の「おもてなしの心」を育むことが必要です。
- 京都府が建設を進める京都スタジアム（仮称）は、スポーツへの関心が高まる今日において、本市が新たに飛躍する貴重な資源として期待され、スポーツを活かした集客や交流のまちづくりへの取組が必要です。

解決策

豊かな自然・農産物とともに、有利な地理的条件や特色ある歴史と伝統文化を活かし、「明智光秀のまち亀岡」として、「明智光秀」「城下町」をキーワードに、一般社団法人亀岡市観光協会、民間団体や市民等との連携・協働により、にぎわい人口の拡充に向けた観光施策を推進します。

また、市民や事業所、関係団体と一体となって、京都スタジアム（仮称）を交流人口の拡大につなげる取組を推進します。

1　観光資源の活用・整備
2　観光PR活動の推進
3　観光地の意識づくりと市民参画
4　観光振興体制の強化
5　スポーツを活かした交流の振興

具体的施策

1 観光資源の活用・整備

観光資源の魅力の向上 ●●● 協働

来訪者の視点で、三大観光をはじめ自然・歴史資源・食などの発掘・見直しを行い、関係者との連携による魅力の向上を図ります。

また、湯の花温泉の環境整備をはじめ、来訪者を迎える個性的な環境・景観の創出を推進します。

観光資源のネットワーク化 ●●● 協働

観光客が市街地など市内各所に足を運ぶ仕組みづくりに向け、「三大観光」を含めて市内各所の観光資源や店舗を面的に結ぶ着地型･滞在型の観光コースの商品開発を推進します。

「明智光秀のまち亀岡」の確立 ●●● 協働

「明智光秀のまち亀岡」をメインテーマとした観光施策を、ゆかりの地自治体等でつくる「NHK大河ドラマ誘致推進協議会」と連携して推進します。

また、観光振興の観点から、石田梅岩、円山応挙、足利尊氏など本市にゆかりの人物を活用した観光施設などの整備について、財源を確保する中で検討します。

広域観光圏の情報発信強化 ●●● 協働

現在加盟している「京都丹波観光協議会」「大丹波連携推進協議会」「森の京都推進会議」「京都･西の観光推進協議会」等と連携した活動等を通じて、京都縦貫自動車道（ガラシャ･光秀街道）全面開通を機に「京都・丹波」地域の観光資源を一層効果的に観光客にPRし、観光誘客を図ります。

2 観光PR活動の推進

観光「亀岡」のPR ●●● 協働

亀岡の新たな魅力づくりを進めるとともに、一般社団法人亀岡市観光協会や「三大観光」と連携し、インターネット等多様なメディアの活用により、京阪神･中部圏等への観光キャンペーン及び観光PRの実施を促進します。

外国人観光客の誘致 ●●● 協働

観光入込客数・観光消費額の拡大を目指し、公益社団法人京都府観光連盟や近隣都市と連携し、近隣アジア諸国など、外国からの観光誘客を図ります。

3 観光地の意識づくりと市民参画

観光地にふさわしい環境整備とホスピタリティの育成 ●●● 協働

観光地にふさわしい雰囲気を作るため、要所への多言語表示による観光案内板などのサイン整備や観光マップ等の充実を図るとともに、観光客を迎える市民の「おもてなしの心」

など、観光ホスピタリティの育成・向上を推進します。

市民主体の観光まちづくりの推進 ●●● 協働

継続性と発展性のあるにぎわい創出のため、観光に対する市民意識の啓発と住民・民間団体による主体的な取組の促進、一般社団法人亀岡市観光協会の組織強化を図ります。

また、点在する観光資源や交通拠点を結ぶ仕組みとして、地域住民や事業者と協力しながら、レンタサイクル事業等を推進します。

体験・滞在型観光の推進 ●●● 協働

空き家を活用したゲストハウスや農家レストランを活用した観光客誘致、グリーンツーリズムやスローフード、匠、職人との交流の場など、滞在型の地域資源の活用や積極的なPRにより、観光推進に取組みます。

4 観光振興体制の強化

観光関連団体の育成 ●●● 協働

観光振興を市民・関係者主体で総合的に進めるため、一般社団法人亀岡市観光協会を中心とした推進体制の強化を検討します。

5 スポーツを活かした交流の振興

スポーツ観光の推進 ●●● 協働

京都スタジアム（仮称）の効果的な活用など、スポーツ観光を推進するとともに、スポーツ観光への市民の気運を盛り上げる取組を推進します。

京都スタジアム（仮称）と観光資源の連携強化 ●●● 協働

保津川遊船企業組合や一般社団法人亀岡市観光協会等と連携し、相互アクセスの向上や誘導板・案内板の整備など、京都スタジアム（仮称）から保津川下り乗船場間のネットワークの強化を推進します。

京馬車

三大観光（トロッコ列車）

第6節　就労支援

現状と取組むべき課題

- 企業訪問を通じて雇用情報の収集や企業に対する地元雇用の要請に取組んでおり、近年、経済状況や雇用環境は改善しつつあります。
- 動向を注視しながら、企業との更なる情報交換と連携を図っていくことが必要です。
- 国・府や関連団体との連携により、個々のニーズにきめ細かく対応した就労支援のためのセミナーや相談の展開が必要です。

解決策

経済状況及び雇用失業情勢の動向にかかわらず、市民の安定した暮らしを守るための雇用対策をはじめとする就労支援について、常に状況を把握しニーズに即した対応と施策の実施に努めます。

1　企業との連携強化
2　就労支援事業の展開
3　雇用対策・人づくりの推進

具体的施策

1 企業との連携強化

企業との情報交換の推進　●●●協働

定期的な企業訪問や企業との懇談を通じて、企業への地元雇用の拡大・安定化を促進・要請します。

2 就労支援事業の展開

就労支援セミナー及び就労相談事業の開催　●●●協働

求職者への就労支援の充実に向け、求人関連情報の提供及び就労に関するセミナー等の開催を促進します。

3 雇用対策・人づくりの推進

雇用対策　●●●行政

企業や関係団体等との連携により経済情勢･雇用情勢を的確に把握し、状況に応じて国･府の制度活用等による雇用対策を推進します。

職業能力開発の促進　●●●行政

国・府の制度を活用し、就業や職業転換を希望する人への職業能力訓練・技術取得機会を充実します。

第7章

快適な生活を支える
まちづくり

～都市基盤の整備～

第1節　道　路

現状と取組むべき課題

- 均衡ある発展と地域経済を支え、災害に強い高規格道路及び国・府道など広域道路、都市計画道路の整備促進が必要です。
- 車のすれ違いや緊急車両の通行が困難な狭小道路が存在しており、機能向上と通行の安全確保に向けた主要生活道路や狭小道路の整備が必要です。
- 国・府道にも歩道のない場所があり、少子高齢化が進む中、歩行者や自転車を優先にした、誰もが安全で歩きやすい道づくりが必要です。
- 道路の老朽化等が進む中、事故を未然に防ぐため、計画的な予防保全によって費用対効果の高い道路の維持管理に取組むことが必要です。

解決策

円滑で活気に満ちた都市活動と安全・安心で快適なまちづくりを支える道路網の計画的かつ効果的な整備を推進するとともに、地域の課題に対応し、歩行者の視点に立った誰もが安全で利用しやすい道路整備を図ります。

1　広域幹線道路の整備
2　生活道路の整備
3　都市計画道路網の構築
4　人にやさしい道づくり
5　道路施設の適切な維持管理

具体的施策

1 広域幹線道路の整備

国・府道の整備促進　●●●行政

歩道の整備や交通渋滞緩和に向けた交差点改良など、国道9号の整備を促進するとともに、地域防災力を高めるため、京都市への新たなルートを要望します。

また、阪神地域とのネットワーク強化に向け、国道372号、423号、477号各国道の整備を促進します。

さらに、市内の骨格を形成し、周辺・広域との連携を高める主要地方道、府道の整備を促進します。

地域高規格道路の実現化　●●●行政

阪神地域と南丹地域を結ぶ京都中部阪神連絡道路の計画決定と事業化に向けた取組を推進します。

2 生活道路の整備

主要生活道路の整備 ●●● 行政

集落間を連絡する主要な道路の改良など、道路網を整備します。

狭小道路等の整備 ●●● 行政

生活に密着した狭小道路の改良を進めるとともに、認定外道路の整備を支援します。

地域の特性に配慮した道路整備 ●●● 協働

地域の活性化やコミュニティ振興を支援するため、周辺の景観に配慮した道路整備や市民と一体となった道路緑化を推進します。

3 都市計画道路網の構築

効率的な道路整備の促進 ●●● 行政

計画的かつ効率的な道路整備を促進するため、都市機能の充実や面的整備と一体的な整備が必要な道路の都市計画決定を推進します。

街路事業の計画的な取組 ●●● 行政

良好な市街地の形成、円滑な交通処理、地域状況に応じたまちづくりを視野に、都市の骨格を形成する都市計画道路を整備します。

4 人にやさしい道づくり

歩行者自転車道の整備促進 ●●● 行政

交通安全対策を重視し、主要道路における歩行者自転車道の整備や交差点の改良を促進するとともに、健康志向の高まりからサイクリングやウォーキングができる環境を整備します。

歩道の整備とバリアフリー化 ●●● 行政

高齢者や障害者など誰もが歩きやすい歩道の整備や歩道の段差の解消など、バリアフリー化を推進します。

5 道路施設の適切な維持管理

道路管理の徹底 ●●● 協働

道路の破損等による事故を未然に防ぐとともに良好な道路環境を維持するため、定期的な道路パトロールの継続など適切な維持管理を推進します。

橋梁長寿命化計画の推進 ●●● 行政

橋梁の予防保全及び維持管理・更新費用全体のコスト削減のため、道路橋の長寿命化計画に基づき、計画的に修繕を実施します。

第2節　公共交通

現状と取組むべき課題

- 長年の課題であったJR山陰本線（嵯峨野線）京都～園部間の複線化が完成、また、JR各駅を中心とするまちの拠点整備が進んでいます。
- 関係機関との連携により、園部駅以北の複線化と山陰本線の大阪方面への直接乗り入れ構想の実現に向けた働きかけを継続・強化していくことが必要です。
- まちづくりの拠点として、JR各駅の駅舎・駅機能の充実や利便性・安全性の向上に向けた取組が必要です。
- 市民の利便性の向上と公共ネットワークの構築に向け、ふるさとバス、コミュニティバスを効率的、効果的に運行することが必要です。

解決策

JR山陰本線（園部駅以北）の利便性の向上について要望活動を行います。

また、駅舎や駅周辺の環境整備を図るとともに、JRとバス交通等が複合的につながった快適な公共交通ネットワークを構成します。

1　鉄道と駅舎の利便性の向上
2　バス交通の充実と市民の交通手段の確保
3　公共交通による市内ネットワークの向上

具体的施策

1 鉄道と駅舎の利便性の向上

鉄道利便性の向上　●●●協働

馬堀駅への快速の停車や輸送本数の増加など、鉄道サービスの向上を事業者に要請します。

山陰本線複線化等の促進　●●●行政

JR山陰本線複線化（園部駅以北）と大阪圏への時間短縮を促進します。

駅舎等の整備促進　●●●行政

鉄道駅をまちづくりの拠点と位置付け、千代川駅の駅東側広場の整備など、駅機能を充実します。

亀岡駅自由通路等の適正管理　●●●協働

施設維持管理業務の効率化などにより、亀岡駅自由通路等の維持管理のコスト抑制と良好で安定した維持管理を推進します。

駅前における自転車環境の整備・維持 ●●● 行政

自転車利用を促進するため、適宜、自転車等駐車場の使用料の改定を図ります。

また、放置自転車の抑制･解消に向け、指導啓発及び撤去保管業務を充実するとともに、時間・範囲の工夫や広報・ホームページにおける事前周知を推進します。

北陸新幹線の整備促進 ●●● 協働

北陸新幹線小浜ルートの実現に向けた活動を推進します。

2 バス交通の充実と市民の交通手段の確保

コミュニティバスの利便性の向上 ●●● 行政

公共交通による利便性を高めるため、市街地内の路線バスが運行していない地域に交通手段を確保するとともに、買い物や通院、公共施設へのアクセスの強化を図ります。

ふるさとバスの利便性の向上 ●●● 行政

周辺地域の生活交通の確保を目的に、市民が利用しやすく、また利用してもらえるよう、バスサービスの向上を推進します。

バス運行に伴う多様な施策の検討 ●●● 協働

バス利用者の増加を図るため、商業施設との連携、バスを通じたまちづくりの促進、市民意識の啓発など多様な施策について検討します。

公共交通空白地等の解消 ●●● 協働

公共交通空白地等における高齢者等の交通弱者の移動手段を確保するため、デマンド交通の導入を推進します。

3 公共交通による市内ネットワークの向上

公共交通ネットワークの充実 ●●● 協働

鉄道、バス、タクシーなど公共交通を主体に買い物や通院などの基本的な移動がおおむね可能となる基礎的ネットワークの構築を図ります。

第3節　河　川

現状と取組むべき課題

- 桂川河川改修は「当面計画」に基づく整備が完了し、さらなる治水安全度の向上に向けて暫定計画に基づく高水敷の掘削等の整備促進が図られています。
- 桂川のさらなる治水安全度の向上のため、戦後最大の洪水に対応できる水準の達成に向け、河川管理者へ継続的に整備促進されるよう要望していくことが必要です。
- 市民の生命・財産を水害や土砂災害から守るため、緊急性に配慮した中小河川の整備が求められるとともに、改修後の堤防管理道路や法面の適正な管理も必要となっています。
- 河川を市民の憩いや観光の資源として活用するため、高水敷・堤防敷の有効利用や親水性を持った水辺空間づくりなどが求められています。

解決策

さらなる治水安全度の向上のため、桂川の段階的な整備要望活動を、地元との調整を図りながら強力に進めます。

また、市街地内を流れる中小河川の改修を民間開発や区画整理事業との連携により促進するとともに、地域に合った河川環境の整備を進めます。

1　桂川治水対策の推進
2　中小河川改修の促進
3　適切な河川環境の創出

具体的施策

1 桂川治水対策の推進

桂川の整備促進　●●●行政

暫定計画から基本計画へ段階的に目標を定め、河川管理者との連携によって着実な治水安全度の向上が図られるよう、桂川河川改修を促進します。

2 中小河川改修の促進

中小河川の改修促進　●●●行政

良好な水辺空間の保全・創出に努め、水生生物の生息環境に十分配慮しつつ、河川の改修を促進します。

民間開発等との連携　●●●協働

民間開発や区画整理事業と整合を図りながら、市街地内を流れる中小河川の改修を促進します。

河川改修への市民参画 ●●● 協働

中小河川の改修計画の策定等における、地域住民や市民団体との協働の取組を推進します。

3 適切な河川環境の創出

河川の親水性の向上 ●●● 行政

市民が自然や水と親しめる親水空間の創出や水辺環境の整備を推進します。

桂川堤防・護岸高水敷の活用 ●●● 協働

「保津川かわまちづくり計画」に基づき、保津川水辺公園を整備し、川を活かしたまちづくり・まちを活かした川づくりを推進します。

地元との協議・協働による施設管理 ●●● 協働

河川沿線の環境に配慮し、沿線自治会のまちづくりと合致した河川整備を推進します。

第4節　水　道

現状と取組むべき課題

- 水道は市民生活に欠かせない最も重要なライフラインであり、日常はもちろん、災害時においても安全・安心の給水確保は最重要課題です。
- 施設の老朽更新･耐震化による機能強化や計画的な配水管の更新による漏水の防止など、災害対策や水資源の有効利用に向けた取組が必要です。
- 水道事業経営の安定化による安全・安心の水道供給を図るため、水道料金の収納確保や事務事業の効率化による経営の健全化に取組むことが必要です。

解決策

安全・安心で良質な水の安定供給に努めるとともに、経営の健全化の取組を継続することにより、経営基盤の安定を図ります。

1　安全・安心な給水の確保
2　水道事業経営の健全化

具体的施策

1 安全・安心な給水の確保

水道施設の老朽更新・耐震化の推進　●●● 行政

安全・安心かつ効率的な水の供給を維持するため、浄水場、配水池及び配水管などの耐震化並びに老朽管更新を推進します。

緊急給水拠点の整備　●●● 行政

災害時における飲料水確保のため、緊急給水拠点を充実します。

漏水防止対策の推進　●●● 行政

漏水防止に向けて策定した「漏水防止対策計画」に基づき、配水管の計画的な更新を推進します。

簡易水道統合整備の推進　●●● 行政

上水道への統合が可能な地域において、簡易水道の統合整備を推進します。

2 水道事業経営の健全化

経営状況の改善努力の継続 ●●● 行政

経営状況を的確に把握し、継続的に点検・評価を行い、経営の健全化を推進します。

水道料金の収納確保 ●●● 行政

口座振替制度などの周知や期限内納付の広報により、水道料金の収納確保を推進します。

事務事業の効率化の推進 ●●● 行政

民間委託の推進による人員配置の見直しなど、事務事業の効率化に向けた多様な手法の検討・導入を図ります。

水道技術職員の確保及び育成 ●●● 行政

円滑な技術継承のため、水道技術職員の確保及び育成を推進します。

経営情報提供の充実 ●●● 行政

市民や事業者の理解を深めるため、広報紙やホームページ等を活用した経営状況等の情報提供を充実します。

千代川浄水場見学

第5節 下水道

現状と取組むべき課題

- 公共用水域の水質保全及び生活環境の改善のため、公共下水道における下水道整備の推進と、公共・地域下水道における老朽更新及び適正な維持管理が必要です。
- 下水処理の適切な維持及び「大阪湾・淀川流域別下水道整備総合計画」に基づく高度処理への対応に向け、年谷浄化センターの機能維持・強化が必要です。
- 公共用水域の水質保全の効果は、下水道整備後、早期に下水道接続されなければ期待できないため、水洗化を促進していく必要があります。
- 事業経営の安定化を図るため、下水道使用料の収納確保や事務事業の効率化による経営の健全化に取組むことが必要です。

解決策

下水道未整備地区の計画的な整備と維持管理、未水洗化世帯への水洗化促進などの取組に努めるとともに、経営の健全化の取組を継続することにより、経営基盤の安定を図ります。

1 下水道施設の整備及び維持管理
2 下水道水洗化の普及促進
3 下水道事業経営の健全化

具体的施策

1 下水道施設の整備及び維持管理

公共下水道施設の整備、老朽更新及び維持管理 ●●● 行政

公共下水道における整備計画に基づき、効率的な管渠整備、老朽管更新及び維持管理の適正化を推進します。

地域下水道施設の老朽更新及び維持管理 ●●● 行政

地域下水道施設の効率的な機能更新整備及び維持管理の適正化を推進します。

雨水整備の推進 ●●● 行政

亀岡市公共下水道事業（雨水）の全体計画見直しにより諸条件を整え、関係機関と具体的に協議を行う中で、雨水排水整備を推進します。

年谷浄化センターの計画的な整備 ●●● 行政

年谷浄化センター施設の長寿命化を図るため、アセットマネジメント（資産管理）を推進し、適切かつ計画的な改築・更新整備を図るとともに、新しい排出基準（窒素・リン・CODの排出上限）の達成等に向けた高度処理施設を整備します。

2 下水道水洗化の普及促進

下水道水洗化の普及促進 ●●● 協働

公共用水域の水質保全及び生活環境の改善を図るため、水洗化の普及促進を推進します。

3 下水道事業経営の健全化

経営状況の改善努力の継続 ●●● 行政

経営状況を的確に把握し、継続的に点検・評価を行い、経営の健全化を推進します。

下水道使用料の収納確保 ●●● 行政

口座振替制度などの周知や期限内納付の広報により、下水道使用料の収納確保を推進します。

事務事業の効率化の推進 ●●● 行政

民間委託の推進による人員配置の見直しなど、事務事業の効率化に向けた多様な手法の検討・導入を図ります。

下水道技術職員の確保及び育成 ●●● 行政

円滑な技術継承のため、下水道技術職員の確保及び育成を推進します。

経営情報提供の充実 ●●● 行政

市民や事業者の理解を深めるため、広報紙やホームページ等を活用した経営状況等の情報提供を充実します。

下水道フェスティバル

第6節　住宅・住環境

現状と取組むべき課題

- 本市においては、宅地の開発や住宅建築に関する一定の基準として「亀岡市宅地開発等に関する指導要綱」を定め、地域ごとにふさわしい土地利用をコントロールする仕組みを構築しています。
- 都市計画法の改正や開発許可の権限移譲が進めば、亀岡市版の「開発許可制度マニュアル」等の策定により、主体的な開発指導の強化が必要です。
- 「亀岡市営住宅ストック活用計画」に基づき、市営住宅の適正管理と維持修繕、計画的な建替え事業を推進することが必要です。
- 厳しい経済情勢や人口減少・少子高齢化の進展を踏まえ、定住を促進し、中堅所得者や高齢者が安全で安心して居住できる賃貸住宅の供給も課題となっています。
- 今後は空き家の増加も予想され、これらが手入れされずに放置されれば周辺環境の悪化とともに、コミュニティやまちの活力低下につながることも危惧されることから、その適切な管理を促進するとともに、空き家を定住促進やまちづくりの資源として活用していくことも課題となっています。

解決策

民間・行政が協力・連携し、ニーズに対応した住宅地の供給や空き家の適切な管理の促進及び活用を行い、亀岡市の地域特性を活かしたゆとりのある良好な住環境の整備を進めるとともに、木造住宅の耐震改修を支援します。また、市営住宅の適正な供給、維持管理を推進するとともに、民間資金を活用した住宅建設に努めます。

1　ゆとりのある良好な住環境の整備
2　空き家の適切な管理の促進と活用
3　良好な市営住宅等の供給

具体的施策

1 ゆとりのある良好な住環境の整備

開発事業者への指導　●●●行政

ゆとりのある良好な市街地･住環境の形成に向け､｢亀岡市宅地開発等に関する指導要綱｣及び「開発許可制度マニュアル【亀岡市版】」等による指導を推進します。

住宅耐震化の啓発 ●●● 協働

広報やホームページを活用し、耐震の必要性をアピールするとともに、耐震学習会や出前タウンミーティングによる市民への啓発を充実します。

耐震相談会の実施 ●●● 行政

定期的な耐震相談会を開催し、相談窓口を充実します。

耐震診断の実施 ●●● 行政

耐震診断を支援するため、耐震診断士の派遣を推進します。

木造住宅の耐震化工事の促進 ●●● 市民

昭和56年以前建築の木造住宅の耐震化を推進します。

耐震改修費補助の実施 ●●● 行政

耐震改修補助を行い、木造住宅の耐震改修を支援します。

市街化調整区域の規制緩和 ●●● 行政

分権型社会の実現に向けて、京都府からの開発許可権の権限移譲を進めるとともに、規制緩和対策として、開発許可基準の見直しや都市計画制度の運用を図ります。

2 空き家の適切な管理の促進と活用

空き家対策に関する仕組みづくり ●●● 行政

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空き家の適切な管理を促進するとともに、活用等についての仕組みづくりを進めます。

空き家の利活用 ●●● 協働

事業者等と連携し、空き家情報の発信などにより利活用を推進します。

3 良好な市営住宅等の供給

市営住宅の計画的建替えの推進 ●●● 行政

「亀岡市営住宅ストック活用計画」に基づく計画的建替え事業を推進します。

市営住宅の適正な維持管理 ●●● 行政

平成22年に策定した市営住宅長寿命化計画に基づき市営住宅の適正な維持管理を実施します。

民間の賃貸住宅供給への支援 ●●● 協働

中堅勤労者向け特定優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅の供給を支援します。

第7節　火葬場

現状と取組むべき課題

- 亀岡市営火葬場は、大規模改修から10年以上が経過しており、火葬炉を含め年次維持管理計画に基づき、計画的な修繕及び円滑な運営が必要です。
- 現火葬場の利用状況及び今後の需要予測、更に現火葬場の耐用年数等を勘案し、新火葬場の整備について検討が必要です。

解決策

亀岡市営火葬場の計画的な修繕と適正な管理を行いつつ、新火葬場の建設について整備構想等を策定していきます。

1　火葬場の適正管理
2　新火葬場整備構想等の策定

具体的施策

1 火葬場の適正管理

火葬場の計画的な修繕　●●●行政

火葬場を適正に管理及び運用するため、設備機器の計画的な修繕を推進します。

2 新火葬場整備構想等の策定

新火葬場整備検討審議会の開催　●●●行政

新火葬場の整備構想を策定するため、広く市民の意見を聞く新火葬場整備検討審議会を開催します。

新火葬場整備構想の策定　●●●行政

新火葬場の整備に向けて、将来需要及び現火葬場の耐用年数等を見極めつつ整備構想を策定します。

第8節 情報・通信

現状と取組むべき課題

- 今日の激動する社会・経済情勢を反映し、市民生活で求められる情報や情報伝達手段は複雑・多様化しています。
- 市民への情報伝達の充実に向け、さらに効率的で確実な広報紙の配布方法の確立や、新たな情報伝達手段の調査研究に取組むことが必要です。
- 市民の日常生活において生じる諸課題への対応に向け、信頼のおける相談窓口を充実させることが必要です。
- 市民が行政施策への関心を深め、まちづくりへの参画・協働意識を育む仕組みが必要です。
- 市民生活の向上に向け、全庁的な情報化とともに、すべての人が情報通信技術（ICT）の利便性を享受できるようにしていくことが必要です。

解決策

広報紙等の配布方法を充実させるとともに、新たな情報伝達手段の調査研究に取組みます。また、市民ニーズの的確な把握に努めるとともに、市民からの相談に関係機関と連携して迅速かつ適切に対応します。さらに、高度なICTの有効活用により、市民や来訪者の誰もが、安心して、情報やサービスを利用できるまちづくりを進めるとともに、行政事務の効率化による市民サービスの向上を推進します。

1 市政に関する情報提供
2 広聴、法律相談・行政相談の充実
3 情報化施策の推進
4 シティプロモーションの推進

具体的施策

1 市政に関する情報提供

広報紙などの配布の充実 ●●● 協働

さらに多くの人へ広報紙を配布できる体制づくりに向け、民間店舗への広報紙の配置個所の拡充などを推進します。

新たな伝達・配布方法の調査・研究 ●●● 行政

インターネットや地上デジタル放送を活用した新たな情報伝達方法の調査研究を推進します。

2 広聴、法律相談・行政相談の充実

広聴機会の充実 ●●● 協働

市長との懇談会の開催など、地域課題の解決や未来志向のまちづくりについて多様な市民意見を把握する機会を充実します。

市民相談の実施 ●●● 行政

市民の安全・安心を確保するため、常設の市民相談に加え、弁護士による法律相談や、総務省行政相談委員による行政相談等の特設相談を開設し、相談窓口の一層の充実を図ります。

市民意見・提言に対する結果の公表 ●●● 行政

行政への信頼性の確保と協働のまちづくりの推進に向け、広聴事業等で得た意見・提言への迅速・的確な回答と、施策への反映状況の公表を推進します。

3 情報化施策の推進

情報化推進計画に基づく情報化施策の推進 ●●● 行政

高度なICTを有効活用した質の高い市民サービスの提供と、より効率的・効果的な行政運営を図るため、情報化推進計画に基づく情報化施策を計画的に推進します。

情報通信システムの研究 ●●● 協働

常に最新の技術やサービスを研究し、実施の可能性を探りながら、導入システムを充実します。

4 シティプロモーションの推進

シティプロモーションの推進 ●●● 協働

「にぎわい人口」の拡大、まちのブランド力強化、市内産業等の情報発信によるUJIターンの推進等に向け、トップセールスを行うとともに、様々な情報伝達手段について検討し、効果的なシティプロモーションを推進します。

市民主体のプロモーション活動の促進 ●●● 協働

口コミやSNSなど、市民が自らまちの広報役を担う効果的なシティプロモーションを促進します。

第8章

効率的で明るい都市経営

～計画を推進する行財政運営～

第1節　行政運営

現状と取組むべき課題

- 地方自治はこれまでの地方分権改革の成果を活用した独自の取組など、個性を活かし自立した地方をつくることを目指す新たなステージへ展開しています。
- 本市においても、自主性・自立性を基本としながら、国の制度改正や地域住民のニーズに迅速・的確・柔軟に対応できる組織体制を構築することが必要となっています。
- 時代の変化と市民ニーズの高度化･多様化に対応するため、職員の能力開発や人材育成･人事管理の見直しが必要となっています。
- 市民と行政がよきパートナーとして対話と議論を重ねながら、それぞれにまちづくりを担う役割と責任を果たしていく必要があります。
- 本市においては、人口急増期を中心に多くの公共施設等が整備され、今後、維持管理・更新等に係る費用の増大が見込まれることから、厳しい財政状況を踏まえ、効果的な活用と効率的な維持管理に取組む必要があります。

解決策

1　健全で効率的な行政運営の推進
2　組織・マネジメント改革の推進
3　市民参加による行政運営の推進
4　公共施設等の効果的な活用と効率的な維持管理の推進

亀岡市行財政改革大綱2015-2019に基づき、持続可能な行財政運営の健全化を基本とし、市民から信頼される職員の意識改革と組織の機能強化を図ります。

また、地域の課題や多様化する市民ニーズに対応するため、市民、NPO法人、自治会、企業、大学、行政などが連携・協力し、役割と責任を分担し合う協働の取組を推進します。

公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行います。

具体的施策

1 健全で効率的な行政運営の推進

組織・機構の見直し　●●●行政

社会情勢の変化に柔軟に対応し、簡素で効率的な市民にわかりやすい組織の再編を推進します。

監査能力の向上 ●●● 行政

監査知識の習得・向上と次代に即応した監査のため、専門的な研修などによる職員の資質の向上に努めます。

入札・契約制度の適正な運用 ●●● 行政

入札・契約制度の充実に向け、総合評価方式の導入を推進するとともに、入札監視委員会を設置し入札及び契約の透明性の確保と公正な競争を促進します。

工事データの電子納品、業者・職員への指導、厳正な検査の実施 ●●● 行政

業者からの工事に関するデータの電子納品化を促進します。また、厳正な工事検査を実施し、業者・職員の技術力向上を推進します。

2 組織・マネジメント改革の推進

市民から信頼される組織づくり ●●● 行政

多様化する行政課題に迅速かつ的確に対応するため、限られた人材の効果的・効率的な配置と、柔軟かつ機動的な組織体制の構築を図ります。また、職員自らの使命感を高め、倫理意識の高い組織づくりに努めます。

職員の意識改革と能力開発 ●●● 行政

地方分権・市民協働が進む中、多様化・高度化する住民ニーズに市民目線で柔軟に対応できる意識と能力を持った職員を育成するため、研修制度の充実や市民との協働事業への参画を推進します。

トータル人事システムの運用 ●●● 行政

職員の仕事に取組む意欲の高揚と意識改革のため、能力、実績主義を基本とした透明で納得度の高い人事評価システムの充実に努めます。

3 市民参加による行政運営の推進

情報公開の推進 ●●● 行政

行政の透明性の向上と市民・行政の情報の共有化に向け、情報公開を推進します。

開かれた市政の推進 ●●● 行政

審議会等への市民公募やパブリックコメントの実施など、まちづくりの方針決定過程における市民意見の募集・反映を推進します。

民間との連携 ●●● 協働

市民・民間との協働や連携によって効果的・効率的な行政サービスの提供が可能な事業について、民間活力を活かすあらゆる手法・手段の導入を推進します。

自治基本条例の研究

●●● 協働

住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定め、地域課題の解決やまちづくりにおける各主体の役割等を示す自治基本条例の制定に向けて研究します。

4 公共施設等の効果的な活用と効率的な維持管理の推進

適切な公共施設等のマネジメントの推進

●●● 行政

公共施設等総合管理計画を策定し、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共施設等の効果的な活用・再編と効率的な維持管理を推進します。

市役所1階の市民情報コーナー

第2節 財政運営

現状と取組むべき課題

- 景気は緩やかな回復基調といわれつつも、依然として地域経済の低迷と人口減少などにより市税収入等が減少し、自主財源の確保は厳しい状況です。また、少子高齢化による扶助費などの義務的経費の増加が続き、財政調整基金も残り少なくなるなど、財政の硬直化が一段と進行しています。
- 新規市債の発行額の抑制や基金に依存しない予算編成、行財政改革の不断の実行など、今後とも自立したまちづくりを継続するための取組が必要です。
- 市有財産の有効な利活用の推進と新たな自主財源の検討、サービスの対価としての各種料金の適正化など、収入の確保に取組むことが必要です。
- 納税者の理解・信頼に基づく納税を推進するため、公平・公正かつ正確な賦課や公平・公正な課税を行うシステムの整備と、納税者の多様なライフスタイルに対応できる納付チャンネルの拡大が必要です。

解決策

1 健全な財政運営
2 財源の確保と事業の選択と集中による予算編成
3 円滑な課税・徴収の推進

亀岡市行財政改革大綱2015-2019及び実施計画に基づき、中期的な財政見通しを視野に入れ、財源の「確保」と事業の「選択と集中」を基本とした予算編成を行い、持続可能な財政運営を目指します。

また、市有財産の状況把握と適正管理を進め、処分や貸付などの積極的な利活用を図るとともに、将来を見据えた持続可能な財政基盤の確立を目指します。

併せて、説明責任を果たし、納税者の理解・信頼を深めて円滑な納税を促すための取組を推進します。

具体的施策

1 健全な財政運営

中期的な視点による健全な財政運営 ●●● 行政

財政状況を分析するとともに、中期的な財務指標及び財政見通しを作成し、健全な財政運営を図ります。

財政状況の周知 ●●● 行政

広報紙やホームページなどによる市民へのわかりやすい財政状況の広報に努めます。

2 財源の確保と事業の選択と集中による予算編成

市有財産の活用

●●● 行政

市有財産台帳の整備により利活用の検証を進め、活用見込みがない未利用財産については、処分または他の活用方法による収入確保に努めます。

亀岡市行財政改革大綱2015-2019や財政見通しに基づく予算編成

●●● 行政

負担の公平・公正性の観点から、公共施設や各種サービス等の使用料・手数料、各種団体等への補助金・負担金等の見直しを行うとともに、普通建設事業の選択と集中による新発債の抑制、基金に依存しない予算編成と的確な執行管理、時代に即応した外郭団体のあり方の検討、併せて行財政改革の不断の実行を推進します。

税収の確保等

●●● 行政

地域経済の活性化による税収の確保に努めるとともに、ふるさと納税制度を活用した収入の確保も図ります。

3 円滑な課税・徴収の推進

税に対する正しい理解の促進

●●● 行政

市民が税を理解し、納得して納税できるよう、課税内容の説明やホームページへの課税の仕組みの掲載など、税に対する理解を育む情報提供に努めます。

公平性の確保

●●● 行政

公平公正な課税の推進に向け、未申告者に対する調査や土地・家屋の実態調査を実施します。

納付チャンネルの拡大

●●● 行政

ペイジー口座振替受付サービスの導入、口座振替取扱金融機関の拡大などにより、納税者の利便性の向上を図ります。

第3節　広域連携

現状と取組むべき課題

- 京都中部地域における広域的な発展を図るため、近隣市町等（南丹市、京丹波町、京都府南丹広域振興局）で連携を図っています。
- 本地域が持つ豊かな自然や農林畜産資源、伝統文化などの地域資源を最大限に活かした地域振興を図るため、各地域の実情に応じ、市町の自主性を重んじた形での広域連携が必要です。
- 近隣市町等の各部門を通じて、市域を接する京都市や大阪府をはじめとする近隣都市との多様な連携、交流を図っていくことが必要です。
- 国・府等関係機関との連携強化により、広域的事業の推進や国・府事業の効果的な活用を図ることが必要です。

解決策

亀岡市、南丹市、京丹波町、京都府南丹広域振興局で構成する「京都丹波」での取組をはじめ、施策ごとの連携によって、効果的な課題の解決や効率的な事業の推進が可能な取組について、国・京都府や近隣都市などとの多様な連携を推進します。

1　広域連携の推進

具体的施策

1 広域連携の推進

近隣都市との連携・交流　●●● 行政

「京都丹波」による広域連携を行い、各種取組や研究、情報交換等を進め、圏域における広域的課題の解決に向けた対応を図ります。また、隣接する京都市や大阪府をはじめ、各種活動等を通じて近隣都市との多様な連携、交流を図ります。

国・府等との連携　●●● 行政

国・府等関係機関との緊密な連携強化により、各種広域事業などの効果的な推進・活用を図ります。

『夢』、『希望』を実現するシンボルプロジェクト

シンボルプロジェクトは、後期基本計画で掲げる「①定住促進・少子化対策」「②安全・安心の推進」「③にぎわいの創出」の3つの重点テーマについて横断的に取組み、基本構想に掲げる「目指す都市像」を実現していくため、市民・団体・事業者・行政が同じスタートラインに立ち、検討するテーマについてみんなで考え、「夢」や「希望」を持って一緒に取組み、具現化していくまちづくりの取組です。

この仕組みを通じて、市民が亀岡市に住むことに喜びと誇りを感じ、その思いを広く発信することができ、さらには企業や観光客にも「行ってみたい」「また訪れたい」「住みたい・進出したい」と思われるキラリと光るまち・かめおかをみんなで築いていきます。

後期基本計画期間は、2018年に完成予定の京都スタジアム（仮称）と京都・亀岡保津川公園を活かしたまちづくりをテーマに取組を進めていきます。

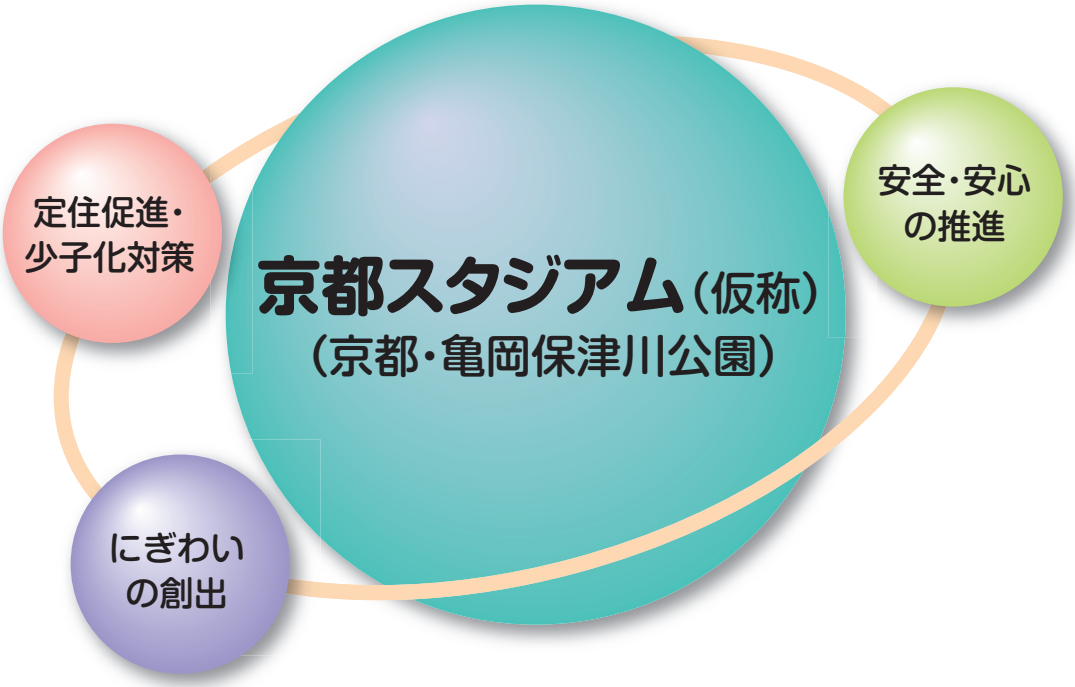

推進方策

プロジェクトの推進に向け、みんなで一緒に考えていく場をつくり、情報を共有し、市民のみなさんの積極的な提案と主体的な行動を活かしながら、市民・団体・事業者・行政の協働作業で「夢」と「希望」の実現に向けた取組を進めていきます。みんなで、知恵を出し合い、方向性を決定・共有し、最大限の効果を考えながら、それぞれの強みや得意なところを活かして実施に結びつけていきます。併せて、新しいまちづくりを支え、担う人材を育成していきます。

後期基本計画の進行管理

後期基本計画の進行管理に当たっては、前期基本計画の成果と課題を踏まえ、進捗状況の把握及び課題について検討するとともに、後期基本計画で掲げた目標に対する成果の把握・検証を行います。

また、本総合計画においては、基本構想のまちづくりの基本理念の一つとして、市民と行政がパートナーシップのもと、互いに役割と責任を認識し、協力しあう、市民の参画と協働によるまちづくりを掲げています。

このため、市民にわかりやすいまちづくりの目標として掲げた「後期基本計画の『目指す目標』」を市民と共有するとともに、その結果の公表等を通じて開かれた行政運営を推進します。

目指す目標は、①市民、事業者及び行政の協働の取組で目指す項目、②その成果が市民全体に実感できる項目、③市民にわかりやすい項目、④定期的な実績（推移）が把握できる項目を基本に選定するとともに、定量（数値）的な目標値や定性（非数値）的な目標を設定します。

なお、計画に掲げる各目標や施策について、検証の結果、あるいは社会経済情勢の変化などによって修正の必要が生じた場合は、市民ニーズにも合わせた柔軟な見直しを行います。

■進行管理の流れ

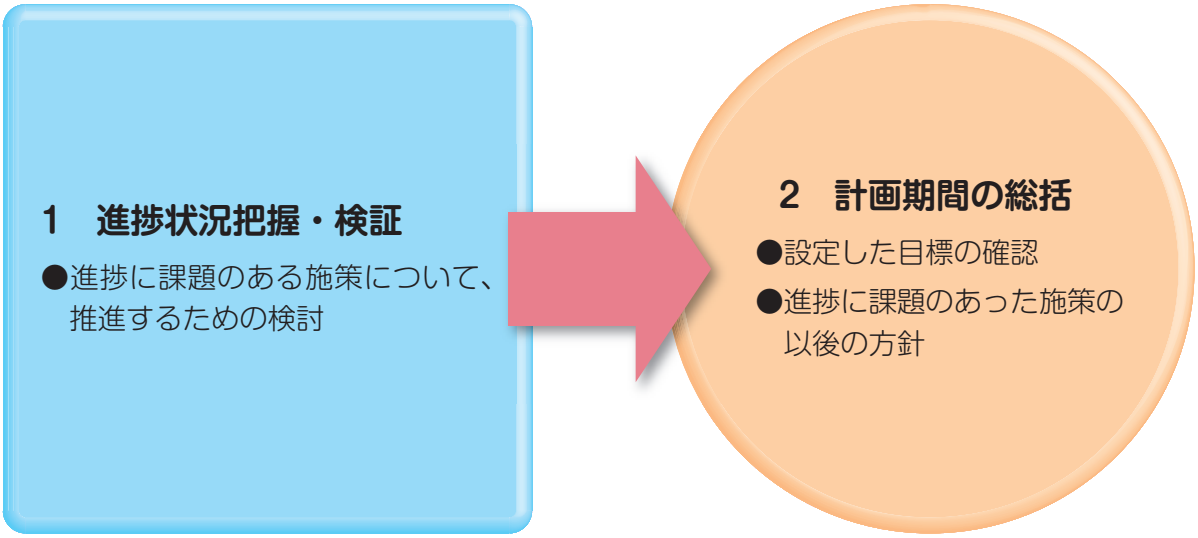

後期基本計画　市民と行政の協働による「目指す目標」

（前期基本計画の目指す目標について、24頁～参照）

市民と行政が、互いに目的を共有して、協働のまちづくりを進めるため、「目指す目標」を設定します。

目的と役割

- 計画の進捗状況の把握・検証と公表
- 計画の改善
- 市民の意識啓発
- 行政の意識改革

第1章　互いを認め合う、ふれあいのまちづくり

節	目指す項目	基準値（H26）	目標（H32）
人権尊重・平和	平和推進事業に参加した人数	2,428人	2,800人
	人権教育講座等への参加者の拡大	1,967人	2,200人
男女共同参画	審議会等への女性の登用の比率	32.3%	50.0%
コミュニティ	自治会加入世帯率	81.0%	維持
市民協働	市民活動への寄附を受け入れる基金の創設	未着手	創設・運用

第2章　安全で安心して暮らせるまちづくり

節	目指す項目	基準値（H26）	目標（H32）
セーフコミュニティ	救急搬送件数（重傷外傷分）	88件	79件
防災・消防	災害備蓄数（食料）	10,536食	19,000食
交通安全・防犯	交通事故死傷者数	421人	357人
	街頭犯罪認知件数	307件	260件
消費者保護	消費生活相談の開催回数	週5回	週5回

第3章　健康で元気あふれるまちづくり

節	目指す項目	基準値（H26）	目標（H32）
健康づくり・医療	がん検診受診率	14.3%	（H28）50.0%（国の目標値）
	特定健診の受診率（亀岡市国保加入者、40歳～74歳）	33.6%	（H29）60.0%（国の目標値）
地域福祉	ライフライン事業者との見守り協定数	33件	39件
子育て支援	地域子育て支援拠点事業等ひろば事業・つどい事業参加者数	34,273人	35,200人
高齢者福祉	認知症地域支援推進員数	2人	9人
障害のある人の支援	計画相談支援・障害児相談支援の進捗率	53.3%	100.0%

第4章　豊かな心と文化を育むまちづくり

節	目指す項目	基準値（H26）	目標（H32）
生涯学習	人材バンクの利用件数	4 件	10 件
就学前教育・学校教育	小中学校の非構造部材（建物本体の構造体以外の照明器具等）の耐震化率	平成 27 年度から開始	100.0%
社会教育	市民一人当たり年間貸出冊数	4.66 冊	5.30 冊
	各町「心の教育」取組参加者数	5,350 人	6,000 人
文化芸術・歴史文化	新資料館構想に基づく基本計画の策定	未着手	策定
生涯スポーツ	各種スポーツ大会・教室参加者数	9,809 人	15,000 人
地域間交流・国際交流	亀岡市・西京区住民交流推進事業参加者数	705 人	1,000 人

第5章　人と環境にやさしいまちづくり

節	目指す項目	基準値(H26)	目標(H32)
自然環境	公害監視活動日数	月3日	週1回
地球環境･省エネルギー	亀岡市の温室効果ガス排出量	471.2千t-CO2 (H24)	323.1千t-CO2 (H30)
資源循環・廃棄物処理	市民一人当たりの年間ごみ排出量	172kg/人	162kg/人
	資源化率	16.4%	20.9%
市街地	土地区画整理事業箇所数	13箇所	16箇所
景観保全・形成	景観まちづくり市民団体の支援	平成27年度から開始	1団体
公園・緑地	都市公園の整備面積	62.44ha	118.6ha

第6章　活力あるにぎわいのまちづくり

節	目指す項目	基準値(H26)	目標(H32)
農業	認定農業者数(地域認定・認定新規就農者含む)	107人	120人
	ほ場整備率	56.4%	72.4%
林業	林道・作業道延長	130km	135km
商業	卸売業・小売業の年間商品販売額	841億円	1,000億円
	卸売業・小売業の従業者数	5,780人	6,000人
ものづくり産業	誘致企業数(既存工場の増改築を含む)	32箇所	36箇所
	工業の従業者数	5,013人	5,100人
観光	観光入込客数	2,408,467人	2,530,000人
	観光消費額	63.0億円	70.0億円

第7章　快適な生活を支えるまちづくり

節	目指す項目	基準値（H26）	目標（H32）
道路	都市計画道路（国道・府道を除く）整備率	※　71.0%	87.6%
公共交通	コミュニティバス・ふるさとバス乗車人数	246,377 人	260,000 人
河川	準用指定 10 河川の整備率	84.8%	91.8%
水道	配水池の耐震化率	71.4%	100.0%
下水道	下水道水洗化率	85.6%	89.9%
住宅・住環境	住宅の耐震化率	80.0%	90.0%
火葬場	新火葬場整備計画等策定	未着手	策定
情報・通信	情報化推進計画に基づく年次計画の策定・推進	未着手	事業推進

※平成26年9月　都市計画道路の変更による修正

第8章　効率的で明るい都市経営

節	目指す項目	基準値(H26)	目標(H32)
行政運営	市民情報コーナーの利用者数	14,324人	15,000人
	市の審議会等における公募委員の比率	9.7%	10.0%
財政運営	市税などの収入額に対する一般会計や企業会計の借入金返済額などの割合（将来負担比率）	157.7%	152.7%
広域連携	広域連携を通じた情報発信	3回	5回

「資料編」

1 亀岡市の歴史

古　代

●丹波国の行政、文化の中心
●都と山陰を結ぶ陸路の要衝
●窯業の先進産業を持つ地域
●条里制の施行

●丹波国分寺・国分尼寺の建立

741年、国毎に国分寺・国分尼寺を建立との詔により、丹波国では、現在の千歳町に国分寺が、そして450mほどへだてた河原林町に国分尼寺が建立されました。

長岡京遷都（784年）、平安京遷都（794年）と隣接する地に都が移されたことでその位置と役割をさらに高めた丹波にあって、律令国家の権威を象徴するこの両寺が建立されたことは、本市域が要衝の地であったことを示しています。

中　世

●荘園制の成立
●丹波の武士の活躍
●明智光秀による城下町の形成

●室町幕府樹立への道　足利尊氏（あしかがたかうじ）

鎌倉幕府の有力御家人であった尊氏は、1333年、後醍醐天皇への攻撃を命じられ、上洛の途中、後醍醐天皇から幕府追討の綸旨を受け取ったともいわれます。尊氏は今の篠町で倒幕を呼びかけて篠村八幡宮で挙兵、願文を奉納します。ここに鎌倉幕府の命運は決し、建武の新政を経て室町時代への幕が開かれたのです。

篠村八幡宮には、源氏の白旗をかかげた旗立楊と矢塚の史跡があり、歴史が今に継承されています。

●城下町の基礎を築いた　明智光秀（あけちみつひで）

戦国期、織田信長のもと丹波平定に功績をあげた明智光秀は、1577年頃に亀山城を築城、城下町としての基礎を築くとともに、善政を敷いたといわれます。

1582年、中国地方を攻める羽柴秀吉の救援を命じられた光秀は、「ときは今　あめが下しる　五月哉」と決意を詠み、亀山城を発して京都の信長を討ち（本能寺の変）、日本史に新たな展開をもたらしました。

●光秀の三女　細川（ほそかわ）ガラシャ

明智光秀の三女で名は玉。織田信長の命で細川忠興に嫁し、容姿端麗、英明をもって聞こえました。

関ヶ原の戦いに先だって壮烈な死を遂げます。ガラシャはキリスト教の洗礼名です。

●丹波亀山城の築城

1610年に完成した亀山城は、徳川家康の命により諸大名が工事に動員され、「天下普請」で築城されました。天守は、築城の名人といわれた藤堂高虎が家康に進言し、自分の城であった伊予国今治城から移築したものといわれています。

この天守は、日本で最初の層塔型とされ、天守建築史上にさん然とその名をとどめています。

近　世

●亀山藩の成立
●保津川の開削と水運の隆盛
●山鉾行事の隆盛
●文芸家の輩出

●人の人たる道　石田梅岩（いしだばいがん）

1685年、石田梅岩は東別院町に生まれました。二度にわたって京都の商家に奉公したのち、45歳ではじめて講席を開き、1739年に『都鄙問答』を、1744年には『倹約斉家論』を刊行し、心学の創始者となりました。梅岩の心学は石門心学と称され、正直・勤勉・倹約をキーワードに、人としての生き方を追求しました。その教えは、商人にひろく受け入れられます。さらに弟子の手島堵庵らによって全国に広まり、現代にも息づいています。

●写生を重視した大家　円山応挙（まるやまおうきょ）

1733年、曽我部町に生まれた円山応挙は京都に出て、17、8歳の頃に石田幽汀に入門、狩野派の画風、中国古典絵画や西洋眼鏡絵から遠近法を学び、四条円山派の祖となりました。多くの優れた障壁画の中でも、ふるさと金剛寺の襖絵群（紙本淡彩「群仙図」、紙本淡彩「波濤図」、紙本墨画「山水図」）は代表的な作品で、いずれも国指定重要文化財となっています。

明治～市制施行まで

●郡制による亀岡地域の形成

1869年	「亀山」から「亀岡」への改称
1871年	亀岡県を経て京都府の管轄となる
1889年	1町17ヵ村の成立

●交通網の整備

1889年	老ノ坂トンネル開通（現国道9号）
1895年頃	遊船として観光客を乗せた川下りが始まる
1899年	鉄道開通（京都～園部）

●運輸業の設立

1921年	自動車による貨物輸送業の設立
1944年	丹波交通株式会社の設立

●世界平和を唱える　出口王仁三郎（でぐちおにさぶろう）

世界を舞台に超人的な宗教活動をした、大本教聖師・出口王仁三郎は、曽我部町に生まれました。

世界平和・人類愛を唱え、大正日日新聞を買収し、言論活動を展開したり、世界共通語エスペラントの普及、世界宗教連合の創設など、時代を先取りした活動を展開し、人々は巨人と称賛しました。また十万首といわれる歌や書に、陶芸作品も数多く、芸術家としても有名です。

●山陰本線生みの親　田中源太郎（たなかげんたろう）

中央政界や実業界で活躍した関西屈指の実力者である田中源太郎は、1853年、亀岡に生まれました。1893年、源太郎は浜岡光哲、中村栄助らとともに現在のJR山陰本線のうち、京都～園部間の前身となる民営鉄道の京都鉄道株式会社を設立、1897年には二条～嵯峨間、さらに1899年には園部までを開通させるなど、鉄道敷設に努め、「丹波鉄道の父」と称され、口丹波の近代化に大きく貢献しました。

旧邸は現在、国登録文化財となっています。

市制施行後～

●亀岡市誕生

1955年	1町15村合併、市制施行
1956年	船井郡東本梅村を編入
1958年	東本梅町の一部と西別院町の一部を分離する
1959年	南桑田郡篠村を編入
2015年	市制施行60周年

●昭和の大合併

1955年1月、町村合併促進法により、全国的にもスケールの大きい1町15村という大合併が行われました。

◆1955年　1町15村の合併
→南桑田郡亀岡町、東別院村、西別院村、曽我部村、吉川村、薭田野村、本梅村、畑野村、宮前村、大井村、千代川村、馬路村、旭村、千歳村、河原林村、保津村

◆1956年　船井郡東本梅村を編入

◆1959年　南桑田郡篠村を編入

2 亀岡ゆかりの人物

ひよどり越え前に丹波で休息
源　義経（みなもとの よしつね）

源義経は1184年、一の谷の平家軍追討のために旧山陰道を通って篠山方面に向かう途中、現在の薙田野町佐伯出山の地内において休息をとり、近隣の若宮神社にて戦勝を祈願したとされますが、その際義経が腰掛けたとされる岩（腰掛岩）があります。

また判官縄手などの地名も残るなど、亀岡を駆け抜けた義経軍の足跡が今に伝えられています。

保津川大改修で水路を開く
角倉了以（すみのくら りょうい）

高瀬川の開削で有名な角倉了以は、保津川改修の大事業を行い、難所である保津峡での舟運を可能にし水運の発展に貢献しました。

伝説上の怪鳥＝ヌエ退治の武将
源　頼政（みなもとの よりまさ）

つつじヶ丘小学校の東北隣にはヌエ退治の伝説と1180年に源平合戦の口火を切った挙兵で有名な源頼政の墓とされる頼政塚があり、付近の国道9号交差点にもその名前が冠されています。また、この他にも亀岡市内には頼政に関する伝説を伝える社寺がいくつかあります。

浄土真宗中興の祖の足跡
蓮如（れんにょ）

室町・戦国時代の浄土真宗中興の祖で、戦国時代に大きな勢力となる基礎を築いた本願寺8世蓮如は、吉川町浄光寺、東別院町徳円寺などに足跡を残しています。

遊行の僧
一遍（いっぺん）

いわゆる鎌倉新仏教の一つ時宗の開祖で、日本全土をめぐり歩いて踊念仏を行い、全国の人々に念仏を勧進しました。『一遍上人絵伝』には1284年の秋、上人が27日間、穴太寺に逗留したことが記されています。

日本初の医学書を著した名医
丹波康頼（たんぼ やすより）

日本で最初の医学書ともいうべき『医心方』（984年）は、隋・唐の医学書をふんだんに引用した当時の先端的業績であり、長く医学書の基本法典として尊重されました。医王谷は、これを著した丹波康頼が住んだところからそう呼ぶようになったといわれています。

900　1000　1100　1200　1300　1400　1500

平安時代の天文博士
安倍晴明（あべの せいめい）

6代の天皇に仕え、藤原道長に重用されるとともに朝廷の祭儀や暦による生活規範を定め、わが国独自の陰陽道を確立した安倍晴明は安行山（通称西山）に住んだとも伝えられ、山上には晴明を祀った晴明神社があります。

源頼朝に挙兵を促す
文覚（もんかく）

俗名を遠藤盛遠といい、もと北面の武士でしたが人妻（袈裟御前）への悲恋から出家。神護寺や東寺復興のため邁進し、源頼朝に平家への挙兵を説き、鎌倉幕府の樹立を助けました。『源平盛衰記』によれば、少年期を現在の保津町で過ごしたといわれ、保津町には文覚寺があるほか、市内にも延福寺など文覚にゆかりの伝説を持つ寺があります。

当代一の弓の名手の急病癒える
那須与一（なすの よいち）

屋島合戦の扇の的の射落としで有名な那須与一が丹波路で急病の折、法楽寺（那須与市堂）の霊験で回復し、武力をあげたといわれ、のちに伽藍整備をしたと伝えられています。

豊臣五奉行の一人
前田玄以（まえだ げんい）

前田玄以、浅野長政、増田長盛、石田三成、長束正家を豊臣氏五奉行と言います。この内の一人、前田玄以が丹波亀山5万石を領したのは、丹波・亀山が山陰地方から京都に至る重要な軍略拠点として位置付けられていたからでしょう。

丹波亀山城築城
藤堂高虎（とうどう たかとら）

藤堂高虎は近江生まれの戦国武将で、浅井長政の家臣から織田・豊臣と時代の進展にしたがって立身し、秀吉没後は徳川家康の信任を得て、伊勢津藩32万石余を領しました。

当時、築城の名人といわれた高虎は、家康が行う諸大名を動員した城の天下普請ではそのほとんどの縄張（城の設計）を担当しました。中でも丹波亀山では、伊予今治城の天守の部材を家康に献上し、1610年に亀山城天守として竣工させました。この5層の「層塔型天守」は日本で最初に建てられたものともいわれています。

徳川家光の乳母として威勢をふるう
春日局（かすがのつぼね）

明智光秀の重臣・斉藤利三の娘、福は徳川家光の乳母となり将軍継嗣に尽力し、家光が徳川3代将軍になると江戸城大奥を任され威勢をふるいました。

1582年本能寺の変には、明智光秀は亀山城から出陣しましたが、このとき幼少の福も母とともに在城していたともいわれます。

「春日局」は、後に朝廷から賜った称号です。

日本初の私立女学校の開設
三輪田真佐子（みわたまさこ）

1902年、東京神田にわが国最初の女学校である三輪田女学校を開設した三輪田真佐子の女性教育への熱意は、南桑田郡で最初の私塾である馬路村の典学舎で父に代わり講義を行っていたころに芽生えたのでしょうか。

教えを通じ「明治」を拓く
北村龍象（きたむらりゅうしょう）

徳川家茂に書を教え、1868年には馬路村に北村塾を開いて、30年以上にわたって、若者たちに法制・経済・漢籍等を教え、「明治」という新しい日本の礎を築いていった北村龍象は、一方で、丹波を深く愛し、郷土誌『丹波誌』を著しました。

後水尾天皇との交流
一絲文守（いっしぶんしゅ）

江戸時代初期の禅僧一絲文守は、今の畑野町に法常寺を開山し、彼に深く帰依していた後水尾天皇などのもとへたびたび上洛して禅を説きました。法常寺には、後水尾天皇の宸翰（国指定重要文化財）などが残されており、両者の地位や権勢を越えた愛情と信頼の心深い交流がうかがえます。

日本初の医学的人体解剖
山脇東洋（やまわきとうよう）

亀岡市本町の医師清水東軒の子に生まれた山脇東洋は1754年、京都において日本で初めての人体解剖を行い、実証によって古来の観念的医学を打破しようとしました。

わが国実験医学の祖であり、人体解剖を研究した最初の人です。

その記録『臓志』はわが国最初の解剖図譜として日本医学史上不朽の文献であり、その実証精神は近代医学の先駆けといえ、後に『解体新書』を著す杉田玄白らにも強い影響を与えることとなりました。

西園寺公望を支え、立命館を興す
中川小十郎（なかがわこじゅうろう）

1869年馬路村に生まれた中川小十郎は、西園寺公望の側近として活躍する一方、教育者として京都法政学校（のちの立命館）を創設しました。

1600　1700　1800　1900

不受不施派の派祖
日奥（にちおう）

安土桃山・江戸初期の日蓮宗僧侶だった日奥は、不受不施派の派祖です。

日蓮宗宗制をめぐり1595年、京都から追放され、現在の東別院町小泉にある好堅寺に6年間住まいしました。不受不施派は1665年以降、江戸時代を通じて禁教とされました。

伊賀堤を築造
松平（藤井）忠晴（まつだいらただはる）

1648年遠江掛川より亀山へ入封した松平忠晴は、千歳国分の治山治水事業として石堤を築きました。この石堤は、官名が伊賀守であったところから、伊賀堤や伊賀ばねと呼ばれています。

特殊鋼の研究に数々の業績
村上武次郎（むらかみたけじろう）

1882年、保津村に生まれた村上武次郎は大正から昭和にかけ、鉄鋼、特に特殊鋼の研究で世界をリードする数々の業績を残し、1927年には帝国学士院賞を受賞、1956年には文化勲章を授章しました。私たちのまわりにある種々の金属加工技術の基礎に彼の研究があります。

内膳堤をつくる
岡部長盛（おかべながもり）

1609年、下総山崎より亀山へ入封した岡部長盛は、保津川の水勢を制御するために二つの石堤を築きました。この石堤は、官名が内膳正であったところから上内膳・下内膳といわれます。

また、天下普請の一環として亀山城を整備、完成させました。現在の町割り等はこのころから変わっていません。

生涯学習とまちづくりの原点
矢部朴斎（やべぼくさい）

郷土のすばらしさを伝えるため、自らが仕える亀山藩内の名所・旧跡の歴史や云われを美しい挿絵とともにまとめた『盥魚庭落葉』や『桑下漫録』の著者・矢部朴斎の行動は、歴史に学び、新しい時代を開く生涯学習のまちづくりに通じるものがあります。

イネの改良に生涯をささげる
並河成資（なびかしげすけ）

1897年、曽我部村に生まれ、のち大井村の並河家へ養子に行った並河成資は、農林省の技師となり北陸の寒い地方に適したイネで今までのものより優れた品種の水稲「農林1号」を作り出しました。短稈・多収というその特性は北陸の湿田地帯に好適し、極早稲・良品質・美味という特性が当時の米穀市場に好評を博して急速に普及。農林1号はそれ自体が生産力の向上と産米改良に大きな役割を果たしただけでなく、コシヒカリなど多くの優良品種を生み出しました。

新潟県立農業試験場の庭には農林1号を記念して並河技師の胸像が建っています。

3 名所・観光地

三大観光	概　　要
保津川下り	**峻険な峡谷を縫って流れる、保津川下りの旅** 保津川下りは、丹波亀岡から京都の名勝嵐山まで約16kmの渓流を約2時間で下るスリル満点の舟下りです。 熟練した船頭が棹、舵、櫂を操り、岩の間をすり抜けてゆきます。通常、船頭は3人ですが、風、水量によっては、4人または5人で操船することもあります。四季を通じて保津峡谷にこだまする鳥たちの鳴き声と“櫂”の音や、それぞれ趣きをもった景観は保津川下りだからこそ味わえるのではないでしょうか。
湯の花温泉	**京の奥座敷、静かな山峡の温泉郷** 京の奥座敷「湯の花温泉」。亀岡市の中心部から西へ約7kmの静かな山あいにある温泉。はるか戦国時代、傷ついた武将たちが刀傷を癒したとの伝説を残す古い温泉郷です。山峡のいで湯を彩る澄んだ空気と四季折々の自然の景観。しっとり落ち着いた佇まいは、都会では味わえない素朴な風情が漂っています。穴太寺、稗田野神社、神藏寺、苗秀寺…、歴史と伝説が残る数々の社寺や史跡に往時を偲び、自然の恵みをそのまま食卓にのせた心暖まる味のもてなしに、心からくつろぎを感じます。
嵯峨野 トロッコ列車	**嵐山から25分の旅、トロッコ列車で絶景観賞** 山陰本線旧線の一部を利用して運行している嵯峨野トロッコ列車は、年間100万人を超える乗客でにぎわう人気の観光スポットです。 「嵯峨野トロッコ列車」は、トロッコ嵯峨駅からトロッコ亀岡駅までの7.3kmを約25分で結び、春は山桜と新緑、夏はセミ時雨と川のせせらぎ、秋は絢爛の紅葉、冬は雪景色と、四季折々の保津川峡谷の美しさが満喫できる観光列車です。

神社仏閣	概　　要
愛宕神社	元愛宕とも呼ばれ、数ある愛宕神社の総本宮ともいわれています。国の重要文化財に指定されている本殿は鎌倉時代の造営といわれています。火防せの神として知られ、4月24日には鎮火祭が行われます。
穴太寺	西国観音霊場21番札所。多宝塔を借景にした美しい庭園は、丹波名庭のひとつ。身代わり観音や撫で仏として知られる釈迦涅槃像が安置され、ご利益を授かろうと参拝者がたえません。
出雲大社京都分院	島根県・出雲大社の京都分院。縁結びの神様として広く知られていますが、単に男女の仲だけではなく人と人が結ばれ、互いに影響を与えながら成長し、すべての人間の幸福のために縁を結ぶ神様です。
出雲大神宮	縁結びで有名。本殿は国の重要文化財に指定されています。御神体山の御影山から湧き出た水は幸運を呼ぶ御神水とされ、遠くから汲みに来る人々でにぎわっています。
大井神社	和銅3年（710年）の創祀。祭神の月読命と市杵島姫命、木股命が保津川を鯉に乗って上がってきたと伝えられ、通称「鯉明神」ともいわれています。この地域では鯉は神の使いと考えられ、鯉を食べず、鯉のぼりも揚げず、大切にする風習が伝わっています。
宗教法人大本	大本は1892年に開教した神道系宗教団体です。「万教同根」の真理に基づき、世界平和のための宗教間の交流と一致協力を進める宗際化活動を行っています。また、多様な文化芸術活動なども取り組まれ、年間に一般の方も参加できるいろいろな行事があります。

鍬山神社	丹波の国を造った神を祀る神社。丹波を湖から肥沃な大地にした際、使われた鍬が山のように積み上げられたことからこの名がついたとされ、現在では紅葉の名所として知られています。
谷性寺	明智光秀公の首塚が祀られ、命日にあたる6月14日、回向が行われています。また、亀岡光秀まつりにはここで追善供養が行われます。光秀ゆかりの桔梗が咲き乱れ、「桔梗寺」とも呼ばれています。
金剛寺	円山応挙ゆかりの寺。9才のときに金剛寺に入門した応挙は、その後京都へ出て、四条円山派を樹立しました。紙本墨画「山水図」などの障壁画は国の重要文化財に指定されています。
御霊神社	大同元年（806年）の創祀。稗田野神社とともに佐伯灯籠を行う、四社のうちの一社です。境内には巨木が繁茂し、とりわけ樹齢800年ともいわれる椋の大樹が神域を保っています。
西岸寺	丸岡城跡（余部城跡）の本丸跡にあります。明智光秀による丹波攻略の際には、光秀に対峙した福井因幡守の居城でした。現在でも「古城（ふるしろ）」などの地名が残っています。
篠村八幡宮	足利尊氏ゆかりの神社。1333年、尊氏は1万騎あまりの軍をこの地に集め、源氏復興を願う願文や鏑矢を奉納し、旗立楊に白旗を立て、六波羅探題を攻め倒しました。現在でも白旗が翻った場所には楊の木がそびえ、往時を偲ぶことが出来ます。
神藏寺	最澄が開き、大師自ら彫られた本尊木造薬師如来坐像は、「佐伯薬師」さんとして親しまれ、国の重要文化財に指定されています。同寺は、源頼政が以仁王の令旨をもって挙兵した際に、同寺の僧兵も呼応し、挙兵したと伝えられています。
神応寺	「商売繁盛の毘沙門さん」として親しまれている丹波七福神の一つです。花と緑に包まれた石仏庭園では瑞雲三十三観音めぐりができ、8月には石仏万灯会が行われます。
西山神社	祭神は素戔嗚尊。毎年1月3日には、歳振り祭と呼ばれる五穀豊穣を祈る行事が執り行われます。1年間、神主役をつとめる年番神主の掛け声に合わせ、その年の恵方に向かって「ワッハッハ」と初笑いをし豊作を祈願する珍しいお祭りです。
稗田野神社	五穀豊穣・女性の守り神とあって、多くの参拝者が訪れます。境内にあるこぶのできた樫の木をさすりながらお祈りすると癌にならない、すでにかかっている人は治るといわれています。
法常寺	紅葉が見事なお寺です。後水尾天皇ゆかりの寺院とあって、歴代天皇により下賜された御物・古文書・美術品など多数保存されています。
法華寺	丹波亀山城主小早川秀秋の保護を受けて現在地に移されました。城下の寺院本堂の中で最も古く、本堂に祀られている高祖日蓮上人像は、身延山日号上人の作と伝えられます。
苗秀寺	曹洞宗の寺院。桜、ツバキなど季節の花が美しく、特に紅葉は燃えるような朱色が印象的です。
村山神社	本殿と八幡宮が長い階段の先に並んで建つ姿が印象的な神社です。本殿に大山祇命と木花咲耶比売命が、八幡宮に応神天皇と仁徳天皇がそれぞれ祀られています。創祀の年代は不明ですが、延喜式神名帳に記載があることから永い歴史を持つ神社といえます。
養源寺	臨済宗妙心寺派の寺院。きれいに手入れが行き届いた松の木や境内が目を引きます。かつてドラマ「大奥　華の乱」のロケ地として使用されたこともあるこのお寺は、保津峡を開削した豪商・角倉了以をまつる寺でもあります。

養仙寺	丹波七福神の一つ。内外・大小・新旧さまざまな布袋さんが約600体ほどあり、「布袋寺」といわれ親しまれています。1月15日に福徳円満・子孫繁栄を祈願する布袋祭が行われます。
龍潭寺	昔から子どものかん虫に効き目があると広く信仰を集めています。庚申堂に奉られた青面金剛童子は病魔・悪魔を払う大威力を持つといわれています。庭園は京都府の文化財指定を受けており、境内の落ち着いた雰囲気から映画のロケ地としても知られています。
名所・旧跡	概　　要
明智戻り岩	能勢方面へ向かう法貴峠の旧道には、屏風岩などの名がつけられた岩があります。光秀が進軍する途中、これらの巨岩に行く手をさえぎられ引き返し、「明智戻り岩」と呼ばれるようになったと伝えられています。
石田梅岩生誕地	1685年、東別院町東掛の農家の次男として生まれた梅岩は、日常道徳のあり方を探求し「心学」を説きました。石門心学は、質素倹約、正直、勤勉を基本に人の人たる道を極めたもので生涯学習の先駆的なものとして、その教えは活きつづけています。
音羽渓谷	半国山ハイキング・赤熊コースの途中にある渓谷。大小さまざまな滝が集まる景色は季節を通じて楽しめます。6月から7月は水量が多く、なお美しいと評判です。
丹波亀山城跡（宗教法人大本）	光秀が1577年ごろに築城した丹波亀山城は、1610年、岡部長盛の時代に城郭・城下町がほぼ完備されました。明治維新のあと廃城令により解体されましたが、宗教法人大本の手により石垣などが整備され、往時を偲ぶことができます。
千歳車塚古墳	全長80m・幅45mの前方後円墳。その独特な形から「車塚」と呼ばれ、国の史跡に指定されています。古墳時代の後期における丹波の盟主墳と考えられています。
佐伯灯籠（人形浄瑠璃）	孟蘭盆の灯籠行事と五穀豊饒を祈る神事が結びついた佐伯灯籠は、例年8月14日に稗田野神社で合同祭典が行われ、太鼓掛けや灯籠追いなど珍しい行事が行われます。台灯籠で演じられる人形浄瑠璃は、一人遣いの串人形で文楽以前の古態を伝える貴重なもので、国の重要無形民俗文化財に指定されています。
桜石	桜天満宮の境内周辺で採れる石の断面が桜の花の模様にみえるので「桜石」と呼ばれています。鉱物学では、花崗岩と粘板岩が接触してできた菫青石仮晶と呼ばれており、国の天然記念物に指定されています。
田中源太郎旧邸	丹波と京都を結ぶ京都鉄道（現JR嵯峨野線）を敷設した、田中源太郎の旧邸。名匠植治、7代目小川治兵衛作の日本庭園はとてもすばらしく、毎年亀岡光秀まつりには"つつじの茶会"が催されています。
丹波国分寺	奈良時代に国分寺がおかれた場所。国の史跡に指定されています。亀岡市の名木、オハツキイチョウとラッパイチョウがあります。
丹波七福神めぐり	日本で一番早く巡れるともいわれる七福神めぐり。第1番神応寺から第7番東光寺までが約5kmとちょうどよい距離で、ウォーキングコースとしても人気です。
西山緑花公園	西山に整備された公園。展望台からは亀岡市内が一望できます。山頂には磐栄稲荷宮があり、参道が平和台公園の散策路とつながっています。
農業公園	敷地面積は約2.3haで、ビオトープ、フラワーゾーン、芝生広場などを整備しています。
毘沙門　菜ばなの里	毘沙門営農組合が運営する菜ばな畑。約1haのほ場に2種類の食用菜ばなを作付けしています。

円山応挙生誕地	応挙は9歳の頃、金剛寺に入門しましたが、絵に才を見出し、狩野派・石田幽汀に弟子入りしました。後に写実を基本とした四条円山派を樹立しました。金剛寺では、応挙の作品が収蔵されており、毎年11月3日には応挙作品を特別公開しています。
水鳥のみち	旭町福田～馬路町稲森にかけて。平の沢池をめぐる周囲の道路（市道川東線）。平の沢池にはオニバスが自生し、水鳥が戯れています。クロスエリアなど府下有数の探鳥地として整備されています。
三俣渓谷	渓谷の北側に続く懸崖は赤松に彩られています。地層は中生代三畳紀からジュラ紀にわたるチャートで、学術的にも貴重なものです。
野鳥の森	「地球環境子ども村役場」内に、約4haの森が整備されています。散策路、野鳥の看板などがあります。
文化・観光施設	概　　要
亀岡市文化資料館	亀岡地域の歴史と文化について学ぶ拠点。常設展では、古代から現在までの時間軸にそって、実物資料で展示紹介しています。期間を区切って、特別展や企画展も開催しています。ロビーには、ふるさと亀岡の歴史や、明智光秀などゆかりの人物について調べることができる図書コーナーも設置しています。
ききょうの里	光秀公の首塚がまつられている谷性寺の門前で開かれる観光ききょう園です。「ききょうの里」には、約5万株の桔梗が大切に育てられていて、紫や白色の桔梗をはじめ、珍しいピンクの桔梗や沢ききょう、八重咲きの桔梗も観賞することが出来ます。
京都丹波/亀岡『夢コスモス園』	関西随一の規模を誇るコスモス園。20品種、約800万本のコスモスが咲き誇る様子は圧巻。期間中は、亀岡牛や栗など地元の食材を使った味覚が楽しめる味わい市や野菜市などが実施されます。ドッグランも設置されており、愛犬と一緒にコスモスが楽しめます。
みずのき美術館	アール・ブリュット作品を紹介することを基本に据えた美術館で、一年を通して様々な展覧会が行われています。
丹山酒造	亀山城跡のほど近くにある京格子やなまこ壁が美しい酒蔵。お酒造りのビデオを見ながら、利き酒を楽しめます。
大石酒造「酒の館」	大石酒造直営の酒の館、本館と本蔵の酒蔵見学が堪能できます。本館の1階には利き酒コーナー、2階には酒造り資料展示室があります。
京馬車	トロッコ亀岡駅から保津川下り乗船場を結ぶ馬車の旅。トロッコ亀岡駅に戻ってくる周遊コースもあり、引き馬体験や餌やり体験もできます。

4 特産物

特産物		概　　要
ぼたん鍋		11 月から 2 月までの厳寒期に最も脂がのっておいしくなる猪。その肉を薄く切って盛り付けた様子はまるでボタンの花のよう。身も心も暖まる冬のごちそうです。
地酒		上質の丹波米と全国でも有数の良水で造る亀岡の酒は、6 ～ 10 度の低い気温のときに仕込むため、口当たりのよいまろやかな味です。
たけのこ・山菜		早春の山野に春の訪れを告げるたけのこや山菜。自然の香りをのせた素朴な味わいは地元ならでは。独特の風味を活かした料理は新鮮です。
鮎・川魚		渓流の女王として夏の川魚を代表する鮎。澄んだ水とミズゴケの生えている川でしか取れない贅沢な魚です。繊細な味わいを楽しませてくれます。
犬甘野そば		澄んだ空気ときれいな水の里、犬甘野で大切に育てられたそば粉と山の芋から作られ、純粋な材料の味が生きる亀岡の逸品です。
丹波松茸		秋の味覚の王様ともいわれている松茸。丹波の松茸は特に、香り、味ともにすぐれており全国的にも有名です。
丹波くり		口丹波地方は、古くから栗の産地として知られています。形が大きく、味の良い「丹波くり」は品種ではなく、産地名としてつけられたものです。
小豆		「京都大納言」として有名な丹波地方の小豆。大粒で煮くずれしにくく、外観、品質ともにすぐれているため、和菓子の原料として重宝されています。
丹波の米		亀岡の美しい水と空気で育った良質の丹波米です。市内では、キヌヒカリとコシヒカリが主に作付けされています。
亀岡牛		恵まれた自然環境に育まれた亀岡和牛。そのやわらかい肉質は、近畿、東海、北陸地方の肉用牛が出品する品評会で優秀な成績を収めるなど、府外でも高く評価されています。
亀岡の焼き物（陶芸）		平安時代、亀岡は須恵器を京に供給する一大産地でした。ここ数年、若手の陶芸家が亀岡焼き再興へ、意欲的な創作活動をしています。

5 用語解説

用　語	解　　説
あ	
空家等対策の推進に関する特別措置法	問題のある空き家の適切な管理を強く促し、倒壊の恐れがある空き家の撤去などを地方自治体が行いやすくするために国が法的な根拠を提示して支援する法律。問題のある空き家への対策とともに、空き家のデータベース整備など、活用できる空き家や空き地の跡地活用も目的としている。
アセットマネジメント	様々な資産の管理・運用を代行する業務。下水道事業においては、持続可能な事業を実現するため、中長期的な視点で施設のライフサイクル全体にわたって効率的・効果的に管理運営する体系化された実践活動のこと。代替性が小さい、原則受益者負担などの特性を踏まえ、現有資産の状態･健全度を適切に診断･評価し、中長期の更新需要見通しを検討するとともに、財政支出見通しを踏まえた更新財源の確保方策を講じるなど、事業の実行可能性の担保を図る。
アユモドキ	国の天然記念物で環境省レッドデータブックの絶滅危惧種ⅠA類の淡水魚。ドジョウの仲間で泳いでいる姿がアユに似ていることからこの名前がついた。亀岡市と岡山県の一部に分布しており、近年、急激な減少が危惧されている。
インターナショナル・セーフスクール	心身のケガ及びその原因となる事故、いじめ、暴力を予防することによって、安全で健やかな学校づくりを進める活動。
海ごみサミット2012亀岡保津川会議	各地で漂流、漂着している海洋ごみ問題について、国内外の関係者による意見交換を目的としたサミット。本市では、2012年、海岸線を有しない内陸部として初めて開催され、「保津川がつなぐ　ひと・まち・うみ」をテーマに多種多様な視点から議論された。
英語活動サポーター	小学校高学年において、外国語活動の指導の充実を図るため、学校現場で担任をサポートしながら指導・補助を行う外国人または英語が堪能な日本人の協力者。
エコ通勤優良事業所認証	徒歩や自転車通勤など、環境に優しい通勤方法に取組んでいる会社や自治体を「エコ通勤優良事業所」として認証・登録する国土交通省の制度。認証・登録を受けるとロゴマークを使うことができる。
エコファーマー	「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」（平成11年7月）に基づいて、「化学肥料・化学農薬を減らす計画」を都道府県知事に提出し、当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者の愛称名。
大阪湾圏域広域処理場整備事業（大阪湾フェニックス計画）	「広域臨海環境整備センター法」（昭和56年6月）に基づき策定された「大阪湾広域処理場整備基本計画」により、近畿2府4県から廃棄物の受入を行い、大阪湾内で広域処理を行っている事業。
大阪湾・淀川流域別下水道整備総合計画	大阪湾・淀川の河川、海域等の公共用水域の水質環境基準を維持達成するため、下水道で整備すべき区域や下水処理場からの排水水質基準を定めた下水道整備に関する総合的な基本計画。
か	
外国語指導助手	小中高校などの英語の授業で日本人教師を補助する外国人指導者。1988年から国が実施してきた「語学指導等を行う外国青年招致事業」では、世界の英語圏から大学を卒業した青年を日本に招致しており、都道府県や市町村が必要に応じて配置してきた。

開発許可制度マニュアル【亀岡市版】	都市近郊における無秩序な市街化（スプロール化）を防止し、計画的な市街化を図る観点から、都市計画区域を計画的な市街化を促進すべき市街化区域と、原則として市街化を抑制すべき市街化調整区域に区分し、主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質（開発行為）の変更に対して、公共施設の整備等、一定の基準を定めて都道府県知事の許可を必要とするようにした開発許可制度の手続きを定めたもの。
かかりつけ医	現在、医療にかかっている、かかっていないに関わらず、日常的な健康相談をしたり、病気になったときに初期の医療を受けられる地域の診療所や医院の医師のこと。
学校安全対策協力員	小中学校への不審者などの侵入を防ぎ、児童・生徒の安全・安心を確保するため、登下校における見守りや学校の安全を守るために配置する地域人材。
学校規模適正化基本方針	少子化に対応した活力ある学校づくりのため、それぞれの地域の実情に応じ、教育的な視点から公立義務教育諸学校（小学校・中学校等）の学校規模の適正化、学校配置の適切な推進を図るための方針。
学校図書館図書標準	公立の義務教育諸学校において学校図書館の図書の整備を図る際の目標として、文部科学省が設定した蔵書冊数の基準。
かめおか健康プラン21（亀岡市健康増進計画）	健康増進法第8条に基づく市町村健康増進計画であり、市総合計画の保健部門の基本計画として位置付けられる。市民一人一人の健康づくりを亀岡市全体の健康づくりへとつなげていくことを目的に策定されたものであり、目的の実現に向けて健康づくり領域とライフステージを描き、具体的目標を掲げて取組むこととしている。
亀岡市いきいき長寿プラン（亀岡市高齢者福祉計画・第6期亀岡市介護保険事業計画）	高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が継続できるように支援することを目的に、保健、福祉、介護が連携して取組む「高齢者福祉計画」及び「介護保険事業計画」を一体的な計画として策定したもの。
亀岡市営住宅ストック活用計画	既設公営住宅ストックの有効活用を図るため、建替や改善等の各種整備内容、計画修繕を含む適切な維持管理について定めたもの。
亀岡市環境美化条例	環境美化について必要な事項を定め、市、事業者及び市民等が一体となって、空き缶及び吸い殻等の散乱を防止することにより、地域環境の美化を図り、清潔で快適なまちづくりに寄与することを目的とする。
亀岡市教育振興基本計画	国が平成20年に策定した「教育振興基本計画」を参考に、亀岡市がまちの将来を展望し、中長期的な視点に立って地域の実情に合った教育活動をより効果的に実施していくため、目指すべき教育の基本的な方向性や重点施策などを明らかにした教育施策に関する基本計画。
亀岡市行財政改革大綱2015-2019	今後の行財政改革を進めるため、平成27年度から平成31年度までの5ヵ年を計画期間として策定した計画。市民の信頼を獲得しながら、将来にわたり「持続可能な行財政運営」を行っていくため、市民と行政が目標を共有し、総意工夫によって行財政改革を推進することとしている。
亀岡市交通安全対策協議会	亀岡市における道路交通の安全と円滑を確保するため、関係行政機関及び民間市民団体等との連絡調整を密にし、その効果的な推進を図ることを目的とする組織。

亀岡市社会福祉協議会	社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき設置されている、民間の社会福祉活動の推進を目的とした営利を目的としない民間組織。都道府県・市区町村で、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動を行っている。
亀岡市消費生活センター	消費生活相談員が悪質な訪問販売や架空請求、多重債務などの消費生活に関する相談を受け付け、自主交渉の助言やあっせん、情報提供などを行う機関。
かめおか食産業振興プロジェクト	農業生産者の経営改善と中小企業者の経営向上を図るため、生産者と中小企業者とが有機的に連携して事業を展開することで、それぞれの経営資源を有効に活用し、新商品の開発・生産・販売等を行い、需要の開拓と地域経済の活性化を進めようとする取組。
亀岡市宅地開発等に関する指導要綱	亀岡市の円滑な都市機能と良好な都市環境に影響を及ぼす開発行為及び建築行為について、計画的な秩序ある住みよいまちづくりを目的として一定の基準を定めたもの。
亀岡市都市緑花協会	緑と花の都市を目指して昭和63年3月に設立された公益財団法人。 活動内容：「花と緑のフェスティバル」、「花づくりコンクール」、各種講習会・展示会･教室、都市公園の管理運営、街路樹の維持管理、駅前等の緑化業務など。
（第2次）亀岡市まちづくり協働推進指針	市民参画・協働の輪をより一層広げ、市民と行政がそれぞれの特性を活かしつつ、豊かで魅力のある、誰もが愛着心を持てるまちを目指し、協働によるまちづくりへの基本的な考えや方向性を示した指針。
亀岡市有害鳥獣対策協議会	亀岡市において野生鳥獣による被害防止対策の充実・強化を図るとともに、関係機関の連携の下、総合的かつ効果的な被害防止体系を確立し、農林水産物及び生活環境の被害の軽減等に資することを目的とする組織。
亀岡市要保護児童対策地域協議会	虐待を受けた子どもをはじめとする保護を要する子どもへの支援を図るため、関係機関が連携して児童虐待等への対応を行うために設置された、児童福祉法の規定に基づく組織。
亀岡食品衛生協会	食品衛生思想の普及啓発と食品衛生の確保のための活動を行う団体。
亀岡保津川宣言	海ごみサミット2012亀岡保津川会議において、今後の亀岡市における市民協働のあり方のひとつとして、保津川を中心に住民・事業者・自治体がそれぞれの川への関わりを通じて、海岸漂着ごみの発生源対策について、連携して効果的かつ継続的に取組む姿勢を示した宣言。
川のごみや海のごみをともに考える京都流域宣言	海ごみサミット2012亀岡保津川会議において、淀川でつながる府県・市町村に生活する人が個人・事業者という立場、自治体等の枠にとらわれず、水の恩恵を受ける共同体として、流域美化や水環境保全に意識を共有することを示した宣言。
環境学習指導員	自然体験等の環境学習における実践的な学習指導・プログラム作成から、イベントの企画・運営までコーディネートできる指導員。
環境マネジメントシステム	企業や団体が、その運営や経営の中で環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境方針や目的・目標を設定し、その達成に向けて取組んでいくための組織や事業者の計画・体制・手続きをシステム化したもの。

教育研究所	亀岡市における生涯学習の基盤を培う教育の振興を図ることを目的に平成9年に開所。近年は学力充実や新しい教育課題に対応するため、市内教職員の資質向上を目指す教職員研修や調査研究、不登校をはじめとする学校不適応を示す子ども達への居場所づくり・学校復帰の支援のための適応指導教室、教育に関わる様々な悩みへの教育相談事業などの充実を図っている。
京都・亀岡保津川公園	JR亀岡駅の北300mの位置に整備が計画される都市計画公園。地域のにぎわいと交流を育むとともに、天然記念物であるアユモドキなどが生息する豊かな自然環境を次世代へ継承するための環境保全の拠点としての役割を目的としている。
京都縦貫自動車道	京都府宮津市から乙訓郡大山崎町に至る、国土交通大臣指定に基づく高規格幹線道路。京都府内を縦貫し京都府の背骨とも表される。京都府北部と南部の連携を強化するとともに、京都市街地の外環状道路としての役割を果たす。平成27年7月の京丹波わちIC～丹波ICの開通により、全線（約100km）開通した。
京都スタジアム（仮称）	JR亀岡駅北側に建設が予定されているサッカー、ラグビー、アメリカンフットボールなどの専用球技場。Jリーグだけでなく、ジャパンラグビートップリーグ、Xリーグ、日本女子サッカーリーグなどの試合が開催できるよう、日本サッカー協会スタジアム標準やJリーグ規約、Jリーグクラブライセンス交付規則、ジャパンラグビートップリーグ規約等に即したスタジアムとして計画されている。
京都丹波観光協議会	京都丹波地域への観光客誘致を促進するため、亀岡市、南丹市、京丹波町、京都府南丹広域振興局で構成する協議会組織。
京都・西の観光推進協議会	「京都最大のゲートウェイであるJR京都駅から西の方角に、南は乙訓、西は南丹・京丹波、北は京北・美山までを緩くつないだエリア」を中心に魅力を発信する協議会組織。京都府、向日市、長岡京市、大山崎町、亀岡市、南丹市、京丹波町で構成。
景観法	都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、国民生活の向上、国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とした法律。
健康いきいきフェスティバル	健康づくり活動を積極的に推進し、市民の健康意識を向上させることを目的に開催している啓発事業。
健康寿命	健康で自立した生活を送ることができる期間をいう。平均寿命と健康寿命との差を縮めることにより、生涯にわたり個人の生活の質を低下させることなく過ごせるとする考え方。
減災	地震など大規模な自然災害の発生そのものを防ぐことは困難なことから、災害が起きた時に発生しうる被害を最小化するための取組。
公共施設等総合管理計画	過去に建設された公共施設等がこれから一斉に更新時期を迎える一方、地方公共団体の厳しい財政、人口減少等による利用需要の変化等をふまえて、市民の財産である公共施設やインフラを持続可能な形で次世代に引き継いでいくため、各地方公共団体が公共施設等の現状を把握し、長期的視点で公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための基本方針を定める計画。
高齢者向け優良賃貸住宅	「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、60歳以上の単身・夫婦世帯の方を対象にバリアフリー仕様などの良質な賃貸住宅を民間活力の活用により供給する高齢者向けの賃貸住宅。

子育て支援センター	地域の子育て家庭に対し育児支援を行う総合的な拠点施設。自由にのびのびと遊べる場や親同士の交流・学習の場を提供、また子育てサークル等への支援、相談事業、情報提供事業などを展開している。
子ども・子育て支援新制度	平成27年4月より施行された子ども・子育て支援法等に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めて、すべての子どもたちが健やかに成長していくために、子育てを取り巻くさまざまな課題を解決するための制度。
コミュニティ推進員制度	コミュニティに対する市民意識の高揚とコミュニティ活動の支援を図るとともに、亀岡市職員の資質の向上を図るため、各町を単位として各自治会の希望により、亀岡市コミュニティ推進員を必要数設置している。 具体的には、自治会、各種住民団体との連携を図り、その活動母体となる住民組織の確立を推進し、活動計画の立案等体制づくりに参画し、地域住民が集うスポーツ、レクリエーション、祭り等に参画し、地域コミュニティ活動を支援する事を目的とする制度。
コミュニティバス	JR亀岡駅とその周辺に点在する公共施設、医療施設、商業施設などを公共交通で結ぶことを目的に、JR亀岡駅を起点として路線バスの走っていなかった中心地域を巡回運行。
コミュニティビジネス	地域が抱える課題を地域の資源や人材を活かすビジネス手法で解決し、活動の利益を地域に還元する事業の総称。主にNPOなどにより、行政や企業では対応が困難なサービス等を対象とする。
さ	
サイエンスフェスタ	子どもたちに自然科学や環境について関心を持ってもらうとともに、科学の不思議に触れることで「感動」や「探求」のこころを育むことを目的に開催している市教育委員会主催の体験型の科学イベント。
サイエンスフレンズ学習クラブ	小学校4年生～中学校3年生までの児童生徒が実験や観察、工作などの体験学習を通して探究心を育てることを目的とした理科教室。
サイエンスボランティア	科学実験や科学に関する工作教室等を通じて、子ども達に科学の面白さや楽しさを伝える取組を支援するボランティア。
財政力指数	地方自治体の財政力を示す指標で、行政の収入（基準財政収入額）を支出（基準財政需要額）で除した数値の過去3年間の平均値。高いほど普通交付税算定上の留保財源が大きく財源に余裕があると言え、財政力指数が1.0を超える団体は地方交付税交付金が支出されない不交付団体に、下回れば交付団体となる。
市街化区域	都市計画区域において、すでに市街地を形成している区域および概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
自助・共助・公助	防災においては、 自助…「自らの安全は、自らが守る」ため、自らの手で自分・家族・財産を守り助ける備えと行動 共助…「自分たちのまち（地域）は、自分たちで守る」ため、近隣住民と協力し、地域を守り助ける備えと行動 公助…市役所をはじめ、警察・消防・府・国などの行政機関、ライフライン各社を始めとする企業などによる応急対策活動、救助活動、支援物資の提供などの公的な支援
シティプロモーション	地域が持つさまざまな資源を地域内外へアピールし、資源のブランド化や販売促進を図るとともに、まちの地域の力やイメージを高め、まちを売り込むこと。

姉妹都市・友好交流都市	文化交流や親善を目的として特別の関係を結んだ、異なる国の都市同士の関係。亀岡市では現在、クニッテルフェルト市（オーストリア）、スティルウォーター市（アメリカ）、ジャンヂーラ市（ブラジル）の3市と姉妹都市提携を、蘇州市（中国）と友好交流都市提携を結んでいる。
市民協働	市民と行政が市民生活の満足度を高めるため、開かれたプロセスのもと、対等なパートナーシップで取組み、互いに成長していくこと。
生涯スポーツ	国民すべてが老若男女を問わず、生涯を通じて健康の保持・維持や増進および人生の楽しみ、喜びとして「だれもが、いつでも、どこでも気軽に参加できる」スポーツのこと。
消費者ホットライン	消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在を知らない消費者に、全国共通の電話番号から身近な消費生活相談窓口を案内し、消費生活相談の最初の一歩を手伝う電話案内。 消費者ホットラインの番号は、全国共通「188」。
情報通信技術（ICT）	情報･通信に関する技術の総称。情報通信技術を表すITに、コミュニケーションの概念を加えたInformation and Communication Technologyの略。
食育	生涯を通じた健全な食生活の実現や食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する知識や選択する判断力を身に付けるための学習活動など。
人権啓発推進協議会	市民一人ひとりの人権意識の高揚を図り、互いの人権を尊重しあう人権文化豊かなまちづくりを市民運動として積極的に推進することを目的とする組織。
スクールカウンセラー	小中学校において、いじめや不登校など、児童生徒、保護者、教師の様々な悩みの相談に応じ、助言をするなど、心の問題に対応するため学校に配置される専門家。
スクールソーシャルワーカー	教育分野に関する知識に加え社会福祉等の専門的な知識や技術を有し、子ども本人と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係施設など外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整するコーディネーター。
スポーツ観光	プロスポーツの観戦者やスポーツイベントの参加者と開催地周辺の観光を融合させ、交流人口の拡大や地域経済への波及効果などを目指す取組。観光庁が「観光立国戦略」の一環として着目し、日本の持つ自然の多様性や環境を活用し、スポーツという新たなモチベーションを持った訪日外国人旅行者を取り込んでいくことも目指している。
スポーツ推進委員	市町村のスポーツ推進のため、亀岡市が委嘱するスポーツコーディネーター。スポーツの推進のための事業実施に係る連絡調整や住民に対する実技指導、その他スポーツに関する指導、助言を行う。
セーフコミュニティ	事故やけがは偶然の結果ではなく、予防できるという理念のもと、行政と地域住民など多くの主体の協働により、全ての人たちが安全で安心に暮らすことができるまちづくりを進めるもの。地域や組織（住民・行政・学校・警察・住民組織など）が協働で課題を見つけ、まちづくりに取組む仕組みをつくり、けがや事故などのデータを活用しながら、取組による影響や成果を科学的な視点から確認し、取組の改善につなげる。高齢者の転倒を防止するための「健康づくり体操」、地域住民で子どもを守る「子ども110番のいえ」や「地域安全見守り隊」などは、セーフコミュニティにつながる取組である。亀岡市は2008年3月、「WHO地域の安全向上のための協働センター」による国際認証を日本で初めて取得した。

世界連邦・非核平和都市（宣言）	昭和30年6月、全国で2番目となる「世界連邦平和都市」宣言をし、各種の平和の取組を推進してきた。しかしながら、その後、続発する地域間紛争やテロ、核をめぐる昨今の社会・国際情勢の動向を踏まえ、平成22年8月7日、さらなる平和を希求し、「核兵器廃絶」を趣旨とした世界連邦・非核平和都市を宣言した。
セクシュアル・ハラスメント	Sexual Harassment。相手の意志に反し、性的な言葉や行為で不快・不安な状態に追いこむこと。セクシュアル・ハラスメントに該当するかどうかは、基本的には受け手が不快に感じるかどうかによって決まる。
総合評価方式	従来の価格のみによる落札方式とは異なり、「価格」と「価格以外の要素」（例えば、技術提案の評価など)を総合的に評価する落札方式。
た	
第5次亀岡市生活排水処理基本計画	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により市町村に策定が義務付けられている計画の一つ。市内の生活排水の処理方法、排出見込等についての計画。平成4年1月に第1次亀岡市生活排水処理基本計画を策定後、概ね5年ごとに見直しを行っている。
耐震診断士	家屋の倒壊の危険性を診断する専門家で、京都府木造住宅耐震診断士の養成・登録講習会を受講し「京都府木造住宅耐震診断士」に登録された建築士。
大丹波連携推進協議会	京都府中丹・南丹広域振興局及び両府県7市町が連携し、観光キャンペーンなどの産業振興や災害時等相互応援など地域課題の解決を目的とした協議会組織。京都府中丹広域振興局・京都府南丹広域振興局、福知山市、綾部市、亀岡市、南丹市、京丹波町、兵庫県丹波県民局、兵庫県篠山市、兵庫県丹波市で構成。
丹波NEW風土記の里	史跡丹波国分寺跡を中心とした周辺の遺跡や文化財及び自然景観等を有機的に結びつけたネットワーク化により、市民をはじめ多くの人々が幅広く活動できる生涯学習の拠点。
地域包括支援センター	保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が中心となり、介護予防のマネジメント、高齢者への相談支援、包括的・継続的ケアマネジメント支援など、地域における高齢者への総合的な支援と課題解決に向けた取組を実践する機関。
地球環境子ども村	豊かな自然環境を有する亀岡市域を、子どもたちに学びと育ちの場として提供し、自発的な環境学習をすすめ、健やかな子どもたちの育成を図るとともに、すべての市民が国の内外の人々と連携しながら、環境に配慮したまちづくりを目指すため平成14年3月に亀岡市全域を「地球環境子ども村」宣言。宣言を推進する計画として「地球環境子ども村計画」を策定。村役場:亀岡市交流会館内（宮前町）
地区計画（制度）	住民が主体となって地区の将来に向けてのまちづくりの目標や方針を定めるとともに、地区内で建物を建築したり開発を行う場合に守らなくてはならない地区独自の制限を都市計画法に基づいて定め、その地区の特性に応じたきめ細かいまちづくりを進めていく制度。
地産地消	地域で生産された農作物等をその地域で消費することで、この取組を通じて農業者と消費者を結びつけ、地域の農業と関連産業の活性化を図ることを目指す。
地方創生	安倍内閣が掲げる政策のキーワードとして用いられ、国内の各地域・地方がそれぞれの特徴を活かし、自律的で持続的な社会、魅力あふれる地方のあり方を築くことを目指している。主要な柱として、東京一極集中の解消と人口減少対策、地域社会の問題の解決、若者を中心に地方で職を得、豊かに暮らせる就業機会の創出などが据えられている。

長寿命化	適切な施設点検、維持補修等を行うことにより既存公園施設の耐用年数の延伸及び公園施設の企画設計から、建設、維持管理、廃棄までに要する総費用の低減に役立てること。
出前タウンミーティング	行政が地域に出向いて住民を集めて実施する対話集会。
読書ボランティア	図書館や学校、地区公民館で、おはなし会や読み聞かせなどを通して子どもたちに読書の楽しさを伝えるボランティア。
特定鳥獣保護管理計画	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく計画制度で、増えすぎたり、減りすぎた動物の種の地域個体群を特定し、適正な個体数に導くための計画。都道府県知事が各都道府県の鳥獣保護事業計画に基づいて鳥獣の種類ごとに策定する。計画が策定された場合、都道府県知事は、環境大臣が定めた捕獲の禁止又は制限を緩和することが可能となる。
特定優良賃貸住宅	「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、中堅所得者に優良な賃貸住宅の供給を促進する目的で民間事業者が建設し、管理する賃貸住宅。
特別支援教育	障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点から、幼児児童生徒一人ひとりの教育ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。
都市計画公園	都市計画法により定められる公園。規模や内容によって街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、特殊公園、広域公園の7種類に分かれる。
都市計画道路	都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保するため、都市計画法であらかじめルート、位置、幅員などが決められた都市の骨格を形成する道路。
都市計画マスタープラン	都市計画法（第18条の2）に定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。市町村がその創意工夫のもと、市民の意見を反映しながら、都市の将来のあるべき姿や都市づくりの方向性を定めるもの。
土地改良区	農業生産を行う上で欠かせない用排水施設の整備・管理や農地の整備など、いわゆる土地改良を目的として土地改良法(昭和24年)に基づき設立された農家の人たちによる法人組織。
土地区画整理事業	道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の再配置・利用増進を図る事業。幅の狭い道路や家屋の密集の改善、災害発生時の避難や救急車両の進入の円滑化など、安全で安心なまちづくりにも寄与する。
な	
南丹地域商業ガイドライン	府内の7地域区分ごとに、中心市街地エリア、中心市街地の将来目標及び大型店抑制・誘導エリア等を明示した地域商業のガイドライン。京都府中心市街地活性化懇話会の「まちなか再生を推進するガイドラインに関する提言」に基づき、京都府と府内市町村が策定。
にぎわい人口	「観光入込客数」と買い物、文化・スポーツ活動、レジャー、習い事、通勤、通学などの来訪者数を加えたもの。亀岡市の「にぎわい」をはかる市独自の指標。
ニュービジネス	社会の新しい動向に対応し、既存の業種・業態の枠組みを超えて、特色のあるサービスの提供や規制緩和などで新しい市場を創り出す事業。提供する商品やサービスや経営手法に革新性、新規性や目新しさがあり、高成長、高収益を遂げていることが特徴。
認定外道路	市道認定がされていないが一般の交通がされている道路。

は	
パートナーシップ	市民やNPO、企業、行政など、異なる組織や人同士が、明確な目的のもとに対等な立場で、それぞれの得意分野を活かしながら連携し協力し合うこと。
バイオマス	木材や海草、生ごみ、紙、動物の死がい、プランクトンなど生物由来の有機性資源で、石油・石炭・天然ガスなどの化石燃料を除いた再生可能な生き物から得られるエネルギーや資源を利用すること。
ハザードマップ	洪水や土砂災害、地震などの自然災害に対して、被害が予測される区域及び避難場所などを記載した地図。
パブリックコメント	市民生活に関わる計画や条例案などを制度化する際に、事前にその趣旨や原案を公表し、市民の意見や情報提供を求め、提出された意見等を考慮して計画や条例案を決定するとともに、意見に対する考え方について公表する一連の制度。
バリアフリー化	障がいのある人や高齢者が社会生活を営む上で「バリア（障がい、障壁）」を「フリー（自由、取り除く）」にすること。建物や道路など物理的なものだけでなく、心理的・精神的（偏見・差別など）なもの、制度的なものなどがある。
美化推進重点地域	亀岡市環境美化条例に基づき、空き缶及び吸い殻等の散乱の防止並びに空き地の管理等が特に必要であると認められる地域を美化推進重点地域として別に指定することができる。亀岡駅前周辺、曽我谷川周辺及び曽我谷川流域が指定されている。
漂着ごみ	国内、国外、陸上、河川、海上（船舶等）等で発生し、山から川、そして海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着するごみ。現在、「海岸漂着物処理推進法」（平成22年7月成立）では、海岸での回収処理対策と陸域における発生抑制対策が求められている。
ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい依頼者と、育児の援助をしたい援助者がそれぞれ「おねがい会員」「まかせて会員」として登録し、センター事務局がその橋渡し役として、会員同士が地域の中で子どもの世話を一時的に有料で援助しあう事業。
ふるさとバス	2005年4月から民間事業者の破綻による廃止バス路線の代替措置として、市が主体となり市内周辺地域の生活交通を確保するため運行開始。
ふれあいネットワーク制度	災害発生時において、障害者や寝たきり高齢者などの要配慮者を地域の協力体制の中で速やかに救出・救護することを目的とした制度。
ペイジー口座振替受付サービス	今まで印鑑を使って行っていた口座振替に関わる申請を、金融機関・収納機関の提供するチャンネルから電子的に行えるようにするサービス。受付の方式は、収納機関側が受付チャンネルを提供する「収納機関受付方式」と金融機関が受付チャンネルを提供する「金融機関受付方式」の2種類がある。
ヘルスプロモーション	人々が自らの健康とその決定要因（個人の知識や力量、地域や周りの支え、社会のシステムや環境など）をコントロールし、改善することができるようにするプロセスのこと。
ベンチャー企業	他にはない独自の新技術・業態・高度な知識・ビジネスモデルを軸に、大企業では実施しにくい新分野で、創造的な事業を実施する中小企業。
ホスピタリティ	対価を求めるのではなく、おもてなしの心を持ち、様々なサービスを提供すること。

保津川かわまちづくり計画	川を活かしたまちづくり、まちを活かした川づくりを推進していくため、京都府と亀岡市で策定する計画。策定にあたっては、河川、自然環境、地域振興、市民協働等の観点から幅広く意見を聴くことを目的に、有識者等からなる検討委員会や市民団体等との意見交換会を開催し検討を進め、とりまとめた計画。
ま	
緑の基本計画	都市緑地法に基づき、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画として定めるもので、市民に最も身近な市町村が「緑」の現状や「緑」に対する多様なニーズを踏まえ、自然の緑をはじめとして、公共施設としての「緑」や民有地の「緑」を幅広くとらえ、将来像を展望する総合的な「緑」に関するマスタープラン。
民生委員・児童委員	民生委員法・児童福祉法に基づいて地域に設置が定められ、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努める。また、主任児童委員は、児童福祉を専門的に担当し、児童関係機関との連携·調整、地域を担当する児童委員と一体となって児童福祉の推進に努める。
民俗文化財	衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で人々が日常生活の中で生み出し、継承してきた有形・無形の文化財。これらは、人々の生活のうつりかわりを理解する上で必要不可欠なものである。
モデルフォレスト	1992年の世界地球サミットの際にカナダが提唱した持続可能な地域づくりの実践活動のこと。カナダでは、森林整備、木材の活用、森林生態系調査、野生獣の行動調査、渓流の水量・水質調査、生息魚類の調査など幅広い取組がモデルフォレストの活動の一環として、住民、ボランティア、NPO、NGO、企業、行政の協働で実施されている。
モビリティ・マネジメント	一人ひとり、あるいは組織・地域のモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等）に自発的に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策。
森の京都推進会議	生命を育む源でもある「森」をテーマに森・川・里の織りなす景観や環境・文化・生活を多面的な角度からとらえ未来に受け継ぐとともに、発信し、多角的に活かす地域となることをめざす京都府の「森の京都」事業を推進するブレインかつ実践者で組織されている会議。地域内外の各種分野の先駆者で構成し、自治体では京都府、亀岡市、南丹市、京丹波町、福知山市、綾部市、京都市右京区京北周山町等が参画。
や	
幼児教育総合センター	家庭や地域を取り巻く環境の変化の中で、市の全ての就学前幼児の健やかな成長を願い、公私立幼稚園間や保育所等の一層の連携、また小学校への円滑な連続性を図ることなどを目的として計画している施設。
ら	
ライフステージ	一生涯における発達段階（幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等）の区分。各発達段階に応じた生活課題を踏まえ、健康増進事業を行う。
老人介護支援センター	高齢者に関する相談や必要な保健·福祉サービスが受けられるように市、サービス提供機関との連絡調整や訪問等によって、高齢者の状況を把握し、介護等の相談や指導を行う機関。

労働集約的	事業活動を営む上で、資本や設備よりも労働力に対する依存度が高いこと。接客応対を中心とするサービス業に多く見られる。一般に従業員を多く抱え、コストに占める賃金の割合が高くなる。
療育	障害のある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。
わ	
ワーク・ライフ・バランス	仕事と、育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった仕事以外の生活との調和を図り、その両方を充実させる働き方・生き方。
A～Z	
COD	化学的酸素要求量(Chemical Oxygen Demand)の略。水の汚れを表す指標の一つで、水中の有機物を酸化剤によって酸化するのに消費される酸素量。
DV	ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)。一般的に配偶者や恋人など親密な関係にある、もしくはあった者から振るわれる暴力のこと。暴力には殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、精神的暴力や性的暴力なども含まれる。
NHK大河ドラマ誘致推進協議会	ゆかりの地である京都府の9市町と兵庫県2市、福井県1町の行政、民間の協働で明智光秀、細川ガラシャ、細川幽斎、細川忠興の大河ドラマ誘致に取組む組織。構成自治体は京都府福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、亀岡市、向日市、長岡京市、京丹後市、大山崎町、兵庫県篠山市、兵庫県丹波市、福井県若狭町。
PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）	Practical Living Information Online Network System。国民生活センターのデータベースと都道府県・政令指定都市等にある消費生活センターの端末を専用回線で結び、全国の主要なセンターに寄せられた相談情報を集約するシステム。消費者からセンターに寄せられた相談はすべてこのシステムのサーバーに蓄積され、活用される。なお、これらのPIO-NETのデータを閲覧できるのは全国の消費生活センター、国民生活センター等に限られる。
QOL（生活の質）	Quality of life。物理的な豊かさやサービスの量、個々の自立だけでなく、生きがいや幸福感といった精神面を含めた生活全体の豊かさや自己実現の確保といった、生活の質の概念のこと。
WHO（世界保健機関）	World Health Organization。世界保健憲章(1948年4月7日発効)に基づき発足した国際連合の専門機関の1つで、健康を基本的人権の一つとして捉え、その達成を目的とする。日本は1951年に正式加盟している。近年は、HIVやエボラ熱、SARSなど新種感染症への対処や生命倫理などの分野でも積極的に活動している。

6 市民アンケート結果

(1) 亀岡市まちづくりアンケート

① 調査目的

第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～の中間時点において、市民がまちづくりをどのように評価し、また、市民意識がこの間、どのように変化しているかを把握し、後期基本計画策定の基礎資料として活用するために実施しました。

② 調査方法

調査名称	亀岡市まちづくりアンケート (市民アンケート)
調査地域	亀岡市全域
対象者	18 歳以上の市内居住者
対象抽出方法	無作為抽出
抽出数	3,000 件
実施期間	平成 26 年 9 月 10 日（水）～ 9 月 30 日（火）
調査方法	郵送により配布・回収
回収状況	有効回収数 1,074 件、有効回答率 35.8%

③ 分析についての注意点

- 実数とともに、特記しない限り回答者総数 (n＝1,074) を母数とした出現率 (%) を算出しています。
- 集計結果において、出現率の値は全て小数点以下第二位を四捨五入して表記しているため、合計値が100%にならない場合があります。
- 「2つ以上を選択回答」の設問については出現率の合計が100%を超える場合があります。

■ あなた (回答者) ご自身について

問1 性別 (回答1つ)

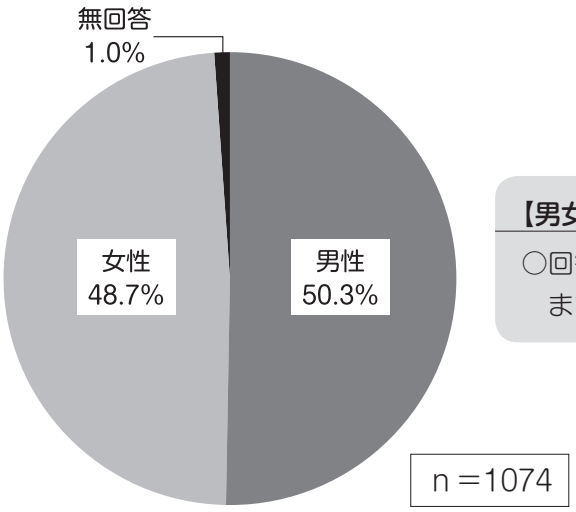

【男女比率はほぼ半数】

○回答者の男女比率は、男性がやや多くなっていますが、ほぼ半数ずつになっています。

問2 年齢（回答1つ）

【60歳以上で6割を占める】

○70歳以上で38.1％と最大の比率を占め、60歳代（23.4％）を加えると60％以上となり、比較的高い年齢層からの回答が多くなっています。
○若年層からの回答は、10・20歳代が2.3％、30歳代も8.9％で、合わせても10％をわずかに上回る回答となっています。
○結果については、実際の年代別人口構成比（下表参照）と比較しても年齢の高い層からの回答が多いことに留意する必要があります。

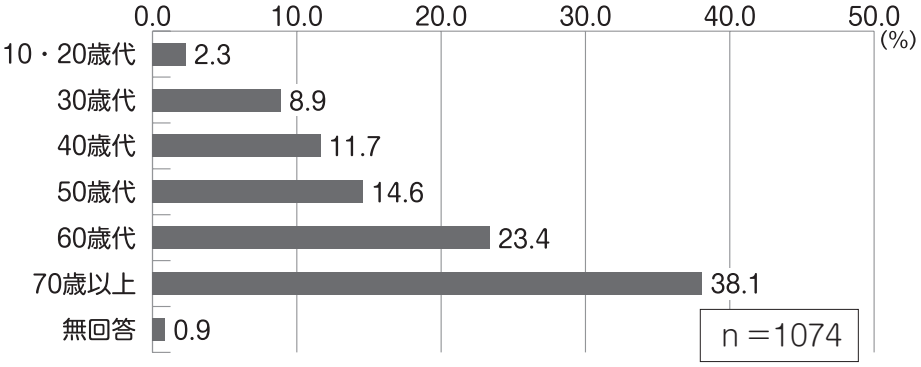

実際の年代別人口構成比とアンケート回答者の年齢構成比

	10・20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	無回答
H26.10現在※	15.0%	14.7%	16.2%	15.0%	18.9%	20.3%	－
今回調査	2.3%	8.9%	11.7%	14.6%	23.4%	38.1%	0.9%

※18歳以上の人口に占める割合（10歳代は18･19歳人口）

問3 お住まい（回答1つ）

【東部地区、亀岡地区、中部地区からの回答が多い】

○回答者を地域別にみると、東部地区が31.8％と最も多く、以下亀岡地区（28.7％）、中部地区（23.4％）が続き、この3地区で80％以上を占めています。
○結果については、実際の地域別人口構成比（下表参照）の高い地域からの回答が多いことに留意する必要があります。

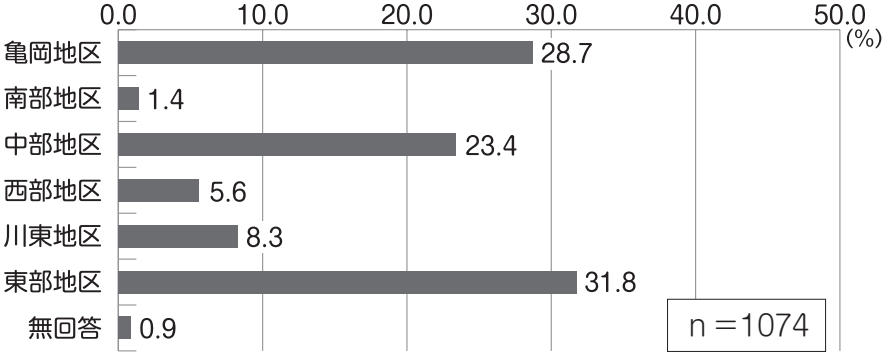

実際の地域別人口構成比とアンケート回答者の地域別構成比

	亀岡地区	南部地区	中部地区	西部地区	川東地区	東部地区	無回答
H26.10現在	22.0%	2.5%	25.8%	6.6%	7.1%	35.9%	－
今回調査	28.7%	1.4%	23.4%	5.6%	8.3%	31.8%	0.9%

問4 亀岡市の居住歴（回答1つ）

【回答者は30年以上住む人が多い】

○回答者の居住歴をみると、「30年以上」とする回答者が66.3%を占め、居住歴の長い人からの回答が多くなっています。

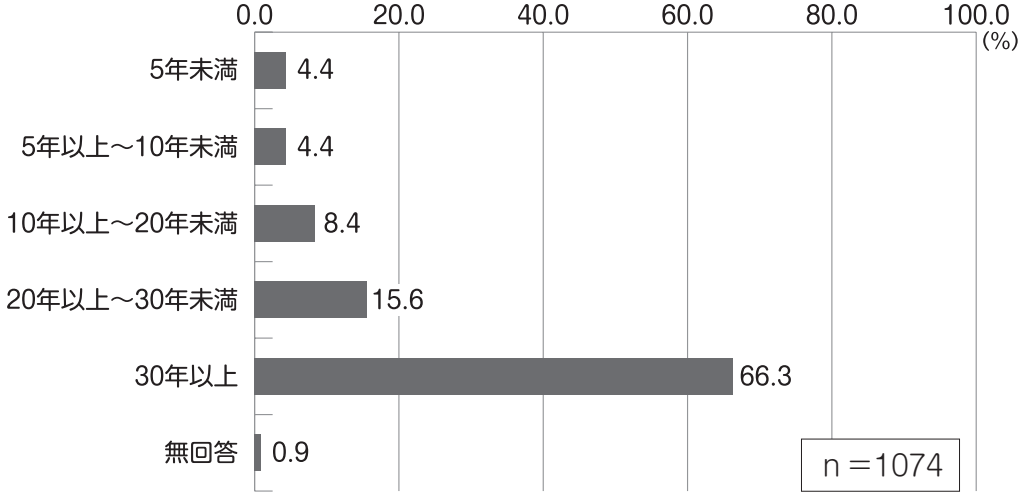

問5 まちづくりへの関心（回答1つ）

【まちづくりへの関心が高い】

○まちづくりの計画や取組への関心をみると、「とても関心がある」「少しは関心がある」「自分に直接関わることだけ関心がある」を合わせると90%近くなり、多くの回答者が何らかの形でまちづくりに関心があると答えています。

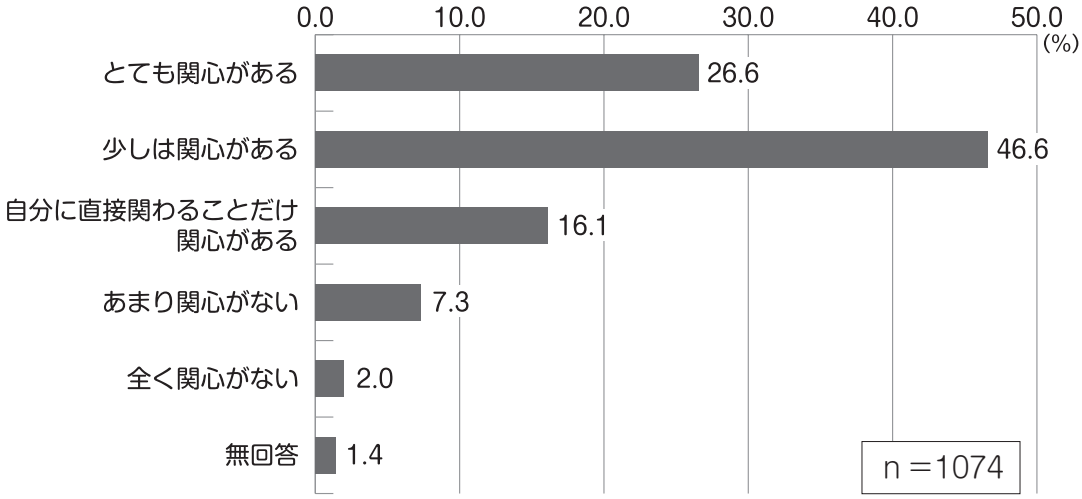

■ 住みごこちや、まちづくりの取組について

問6 定住意向（回答1つ）

【定住意向は高い】

○「ずっと住み続けたい」「当分の間は住みたい」を合わせて80%を超えており、高い定住意向を示しています。

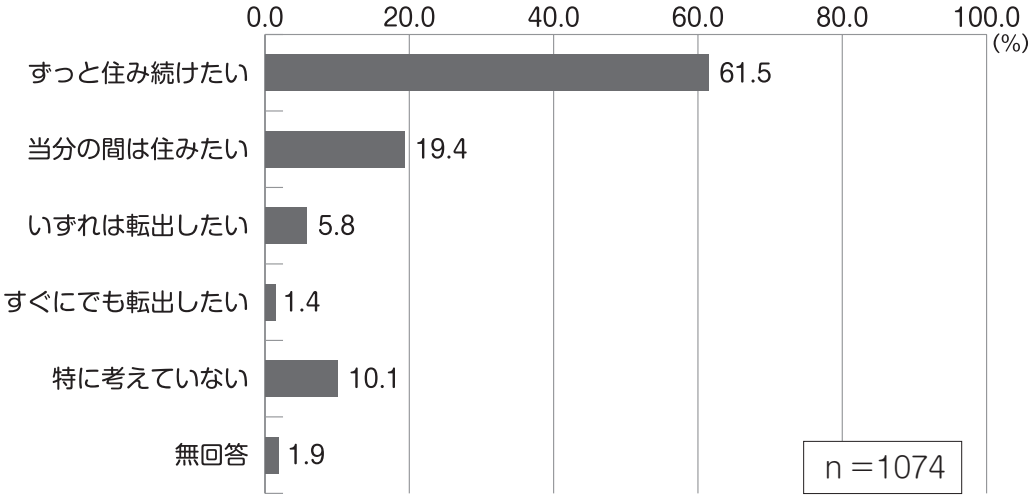

問7 住み続けたい理由（回答：第1位～第3位）

【自然環境・住環境やまちへの愛着が定住を望む理由に】

○住み続けたい人にその理由を第1位から第3位まで聞いたところ、60%を超える回答者が「まわりの自然環境や住環境がよいから」を1～3位のいずれかに選択し、最も多くの回答を得ています。以下、1～3位の合計では、「まちに住んで愛着があるから」「親・子や親類・知人が近くに住んでいるから」「住宅の都合」「通勤・通学や買物などが便利だから」が続いています。

○住宅や利便性など生活の都合をあげる回答が多い一方、環境や愛着がそれを上回っており、今後、本市における定住施策を検討する上で留意が必要です。

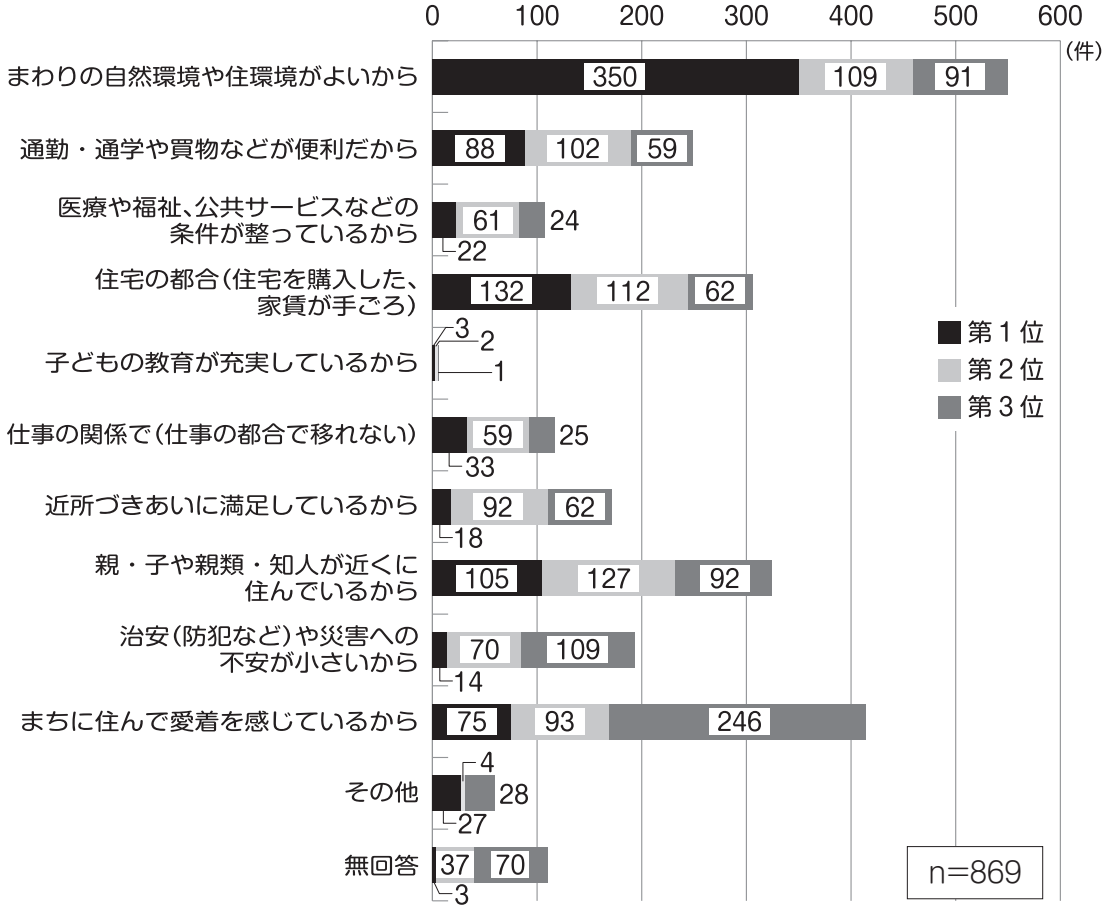

問8 転出したい理由（回答　第1位～第3位）

【転出したい理由は、通勤・通学・買物の利便性、医療・福祉・公共サービスへの不満】

○転出したい人にその理由を第1位から第3位まで聞いたところ、第1位の選択及び1～3位の合計いずれにおいても、「通勤・通学や買物などに不便」との回答が最も多くなっており、次に「医療や福祉、公共サービスなどの条件が不十分」が続いています。

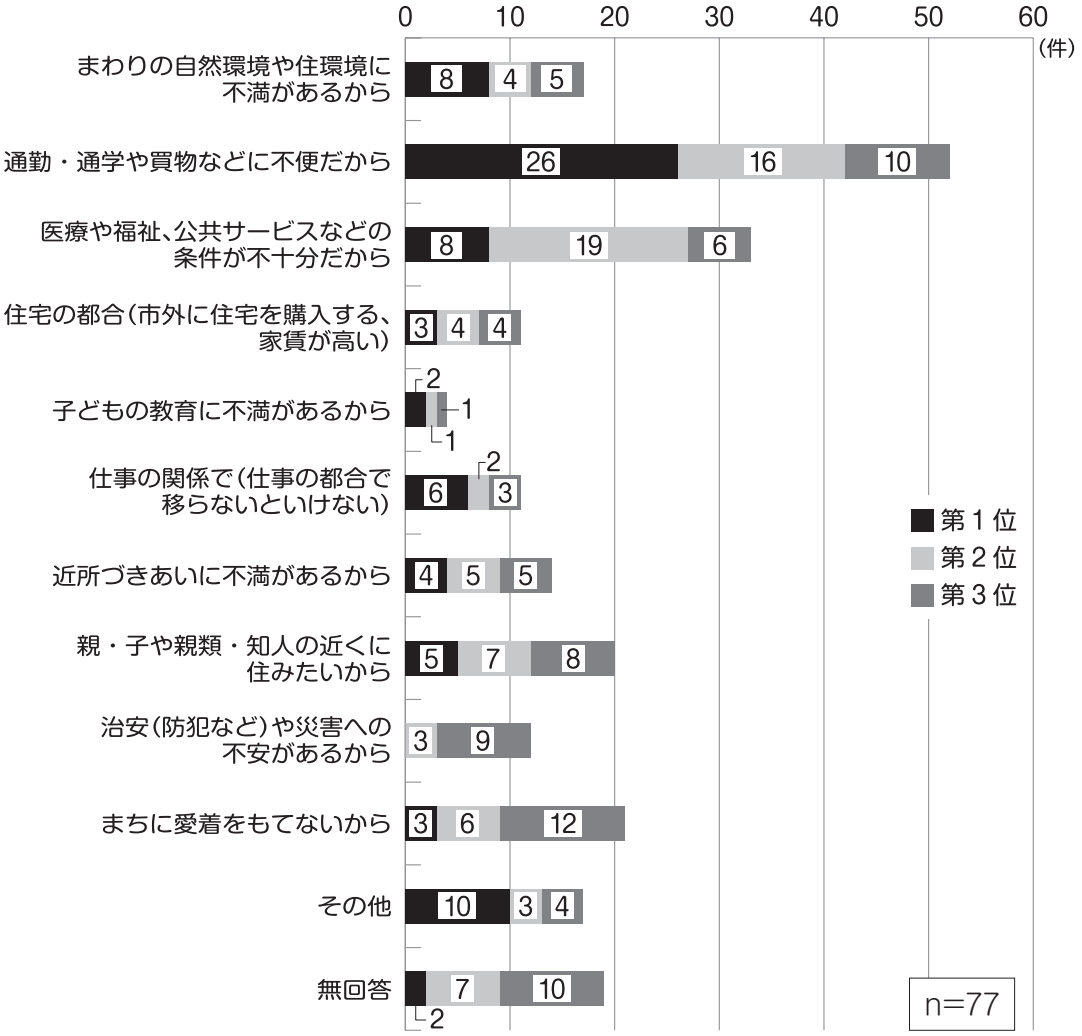

問9 住みごこちへの評価と今後の重要性（回答1つ）

満足度

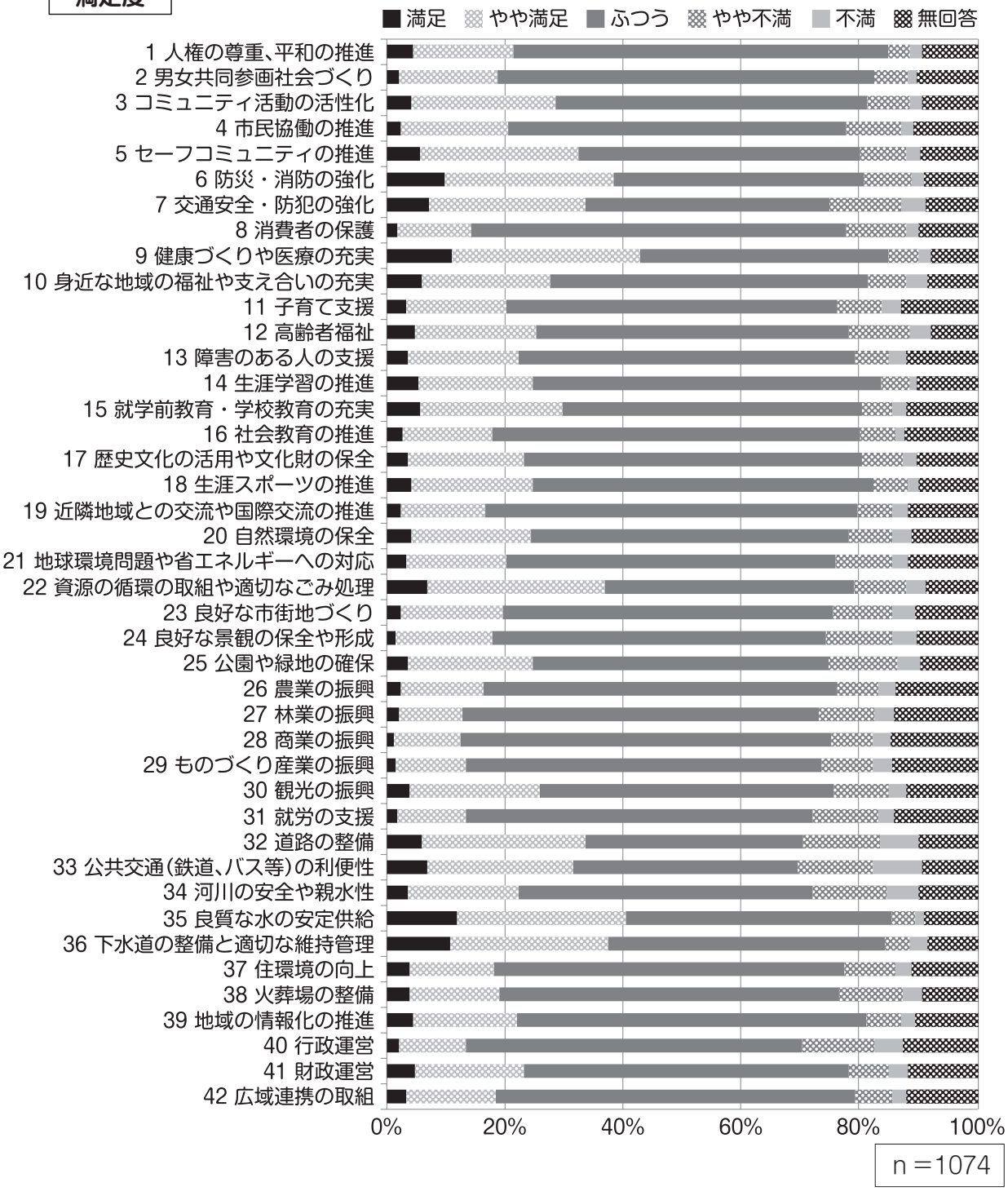

重要度

n =1074

【満足度上位】

選択項目	係数
35 良質な水の安定供給	3.50
9 健康づくりや医療の充実	3.48
36 下水道の整備と適切な維持管理	3.41
6 防災・消防の強化	3.39
22 資源の循環の取組や適切なごみ処理	3.31

【重要度上位】

選択項目	係数
6 防災・消防の強化	4.23
7 交通安全・防犯の強化	4.18
35 良質な水の安定供給	4.14
9 健康づくりや医療の充実	4.11
12 高齢者福祉	4.05

※「係数」は、満足度・重要度の5段階評価について、「満足」「高い」を5点、「不満」「低い」を1点として算出した平均値。
全回答が「普通」と答えると、係数は3.0となる。

【満足度：ライフラインや安全・安心に高い満足度】

○項目ごとの差異はあまり大きくはありません。そのなかでも、「良質な水の安定供給」に対する満足度が最も高く、「健康づくりや医療の充実」「下水道の整備と適切な維持管理」「防災・消防の強化」などが続いています。

○一方、満足度のポイントが最も低いのは「行政運営」で、市民からの厳しい意見が示されていますが、それでも「満足」「やや満足」「ふつう」の合計は70%を超えており、総じてまちづくりに対しては一定以上の評価が得られています。

【重要度：ライフライン、安全・安心とともに高齢者福祉、都市基盤に期待】

○上記の「良質な水の安定供給」「健康づくりや医療の充実」「下水道の整備と適切な維持管理」「防災・消防の強化」などは、満足度とともに重要度も高く、これまでの取組をさらに充実させることが求められていると考えられます。「資源の循環の取組や適切なごみ処理」「セーフコミュニティの推進」「交通安全・防犯の強化」も同様の傾向です。

○一方、「高齢者福祉」「道路の整備」「公共交通の利便性」などは、重要度が比較的高いのに対して満足度がやや低く、市民からの期待が強い項目といえます。

参考 係数ポイントでみる各項目の散布図

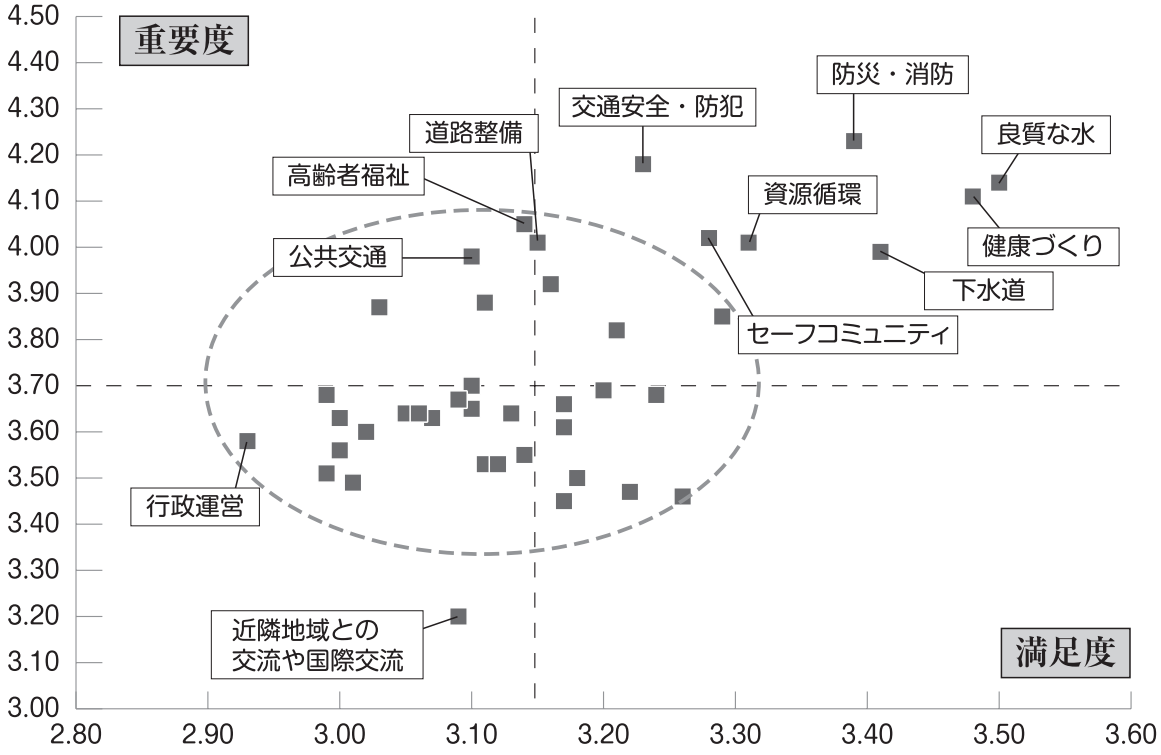

注）各項目には、第4次亀岡市総合計画で実施した代表的な取組を例示しています。このため、その施策分野全体（例えば教育行政全般）に対する満足度や重要度ではなく、その具体的な取組や事業に対する満足度・重要度を示していることに留意が必要です。

■ まちづくり課題について

問10 防災や減災に大切なこと（回答2つ）

【公的な防災体制とともに、自主防災にも高い意識】

○「地域における自主防災意識の啓発」が33.3%と最も高く、「消防団・自主防災会など、地域における自主防災体制の強化」「学校・公園などの公共施設における避難・防災機能の強化」が続いています。

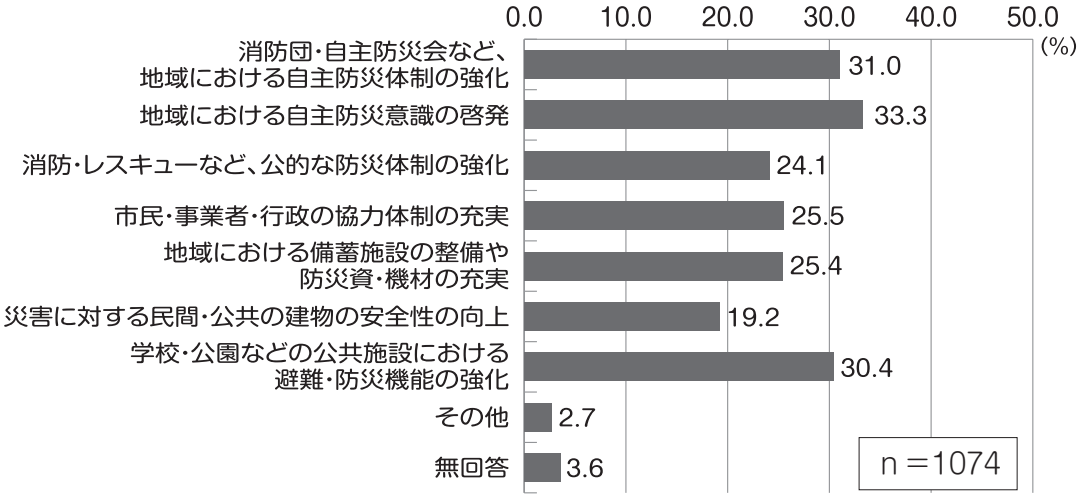

問11 大学連携への期待（回答1つ）

【学生の参加が期待されるとともに、技術や共同研究に対する意識も高まる】

○「ボランティアやまちづくり活動への学生の参加」が最も多くの回答を集め、学生の活動への期待が高くなっています。

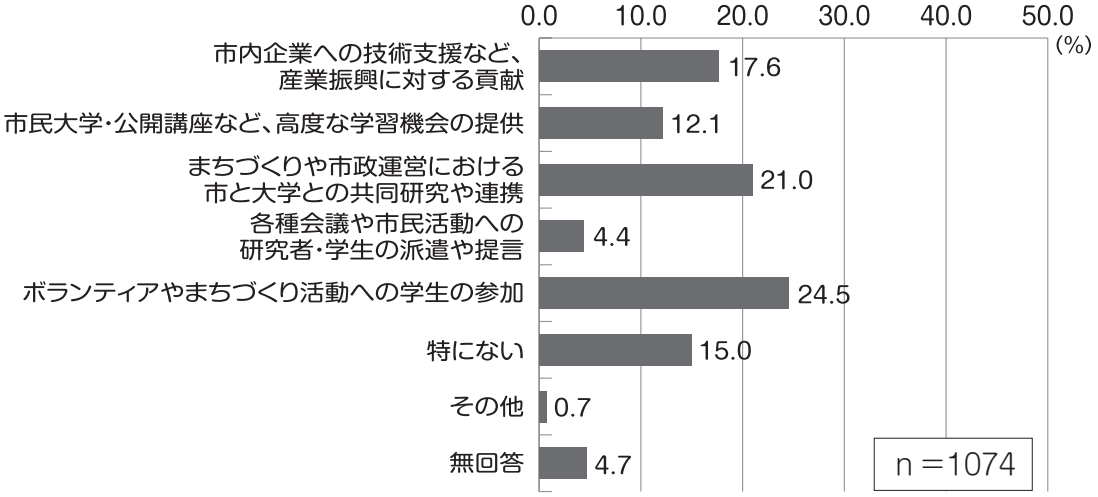

問12 環境問題で大切なこと（回答2つ）

【自然環境保全、エネルギー、リサイクルに高い意識】

○「森林・河川の保護や美化など、自然環境の保全」を選択した回答者がほぼ半数にのぼり、最も大きな関心事となっています。

○以下、「省エネや自然エネルギーの活用など、エネルギー資源の有効活用」「ごみの減量化、リサイクルへの取組」が続いています。

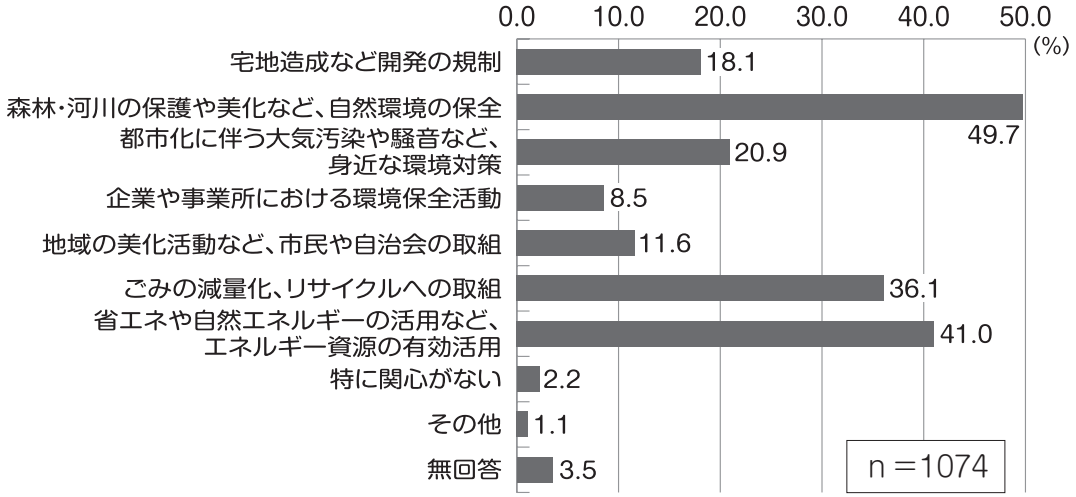

問13 「男は仕事、女は家庭のことを主として担うべきだ」という考え方について（回答1つ）

【従来からの男女の役割意識が男性でやや高い】

○全体で「そう思わない」がほぼ半数、女性では半数を超えており、この問題について女性の方がやや意識が高いのが現状です。

○男性も半数近い43.5%は「そう思わない」と回答していますが、「そう思う」が15.4%と女性に比べてやや高くなっています。

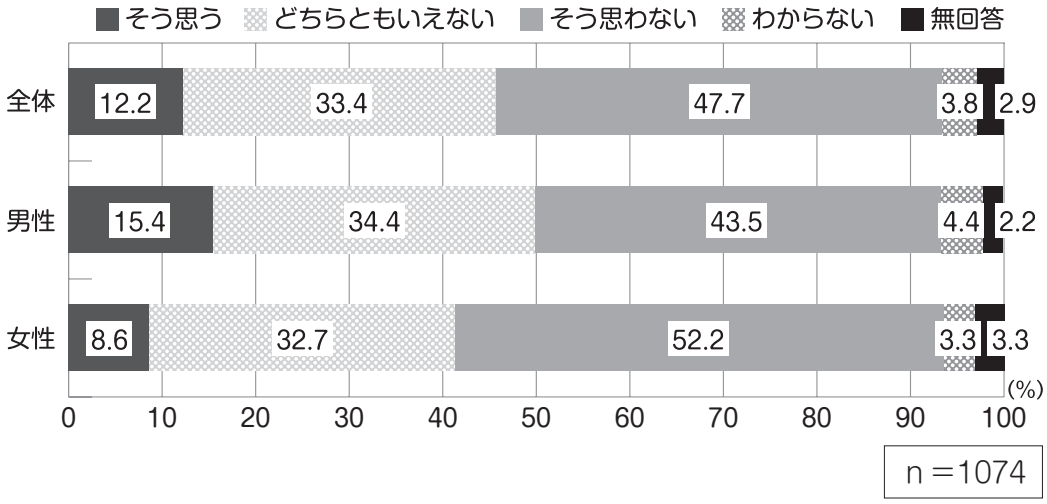

問14 障害のある人に対し大切な施策（回答3つ）

【自立を支援する意識が高い】

○「学校・家庭・地域における障害のある人への理解・啓発」が最も多く選択され、以下「働く場の確保や雇用の促進」「障害のある子どもの実態に応じた支援・教育の環境づくり」が続いています。

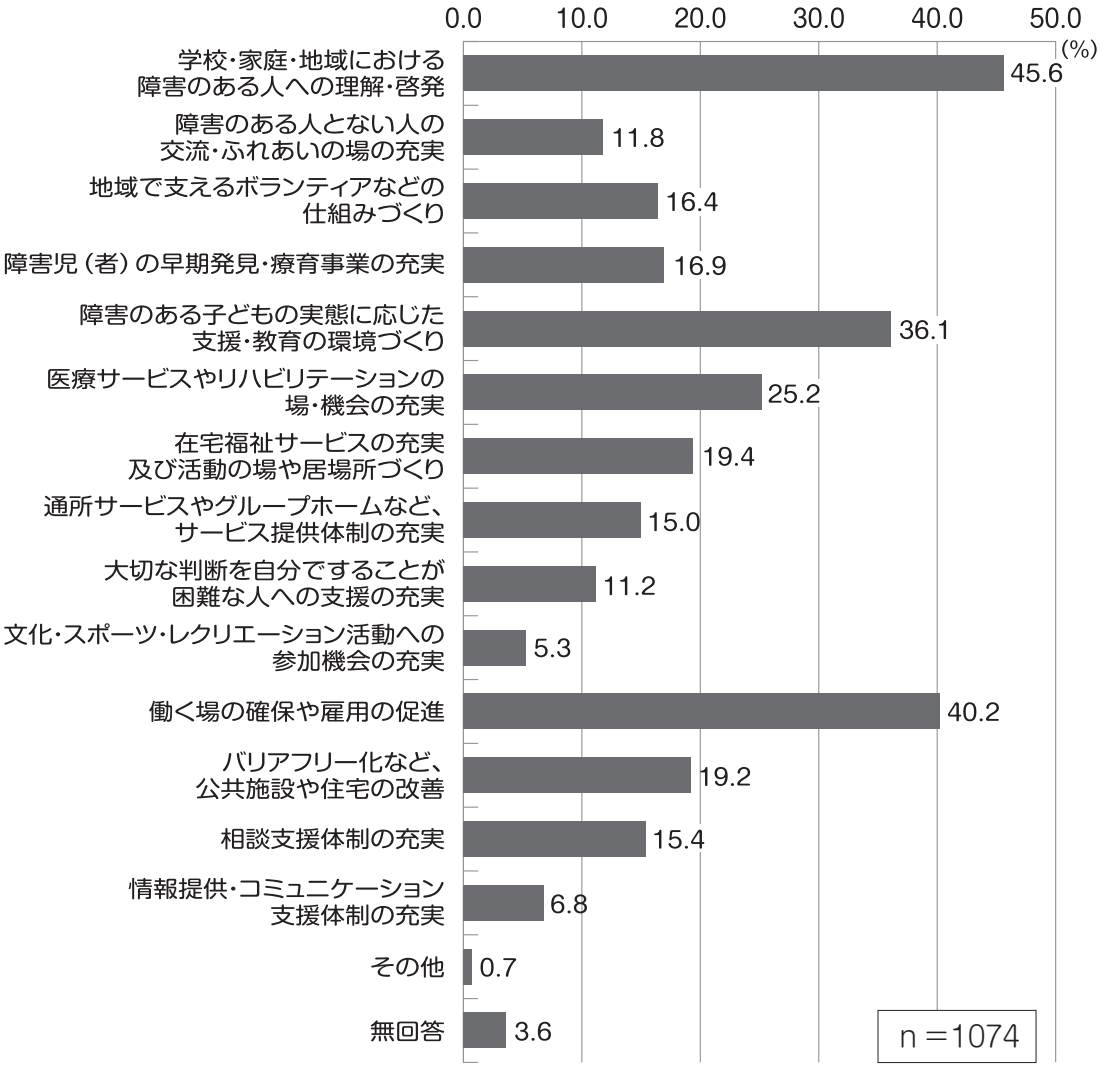

■ 地域社会（コミュニティ）について

問15 市民主体のまちづくり活動について（回答1つ）

【分野や役割を絞った協働に期待】

○「分野や役割をある程度絞って進めるべき」が最も多く、「積極的に取組むべき（さらに充実すべき）」を合わせて半数を超える回答者が協働を必要と考えています。一方で、「効果がわからない」との回答もあります。

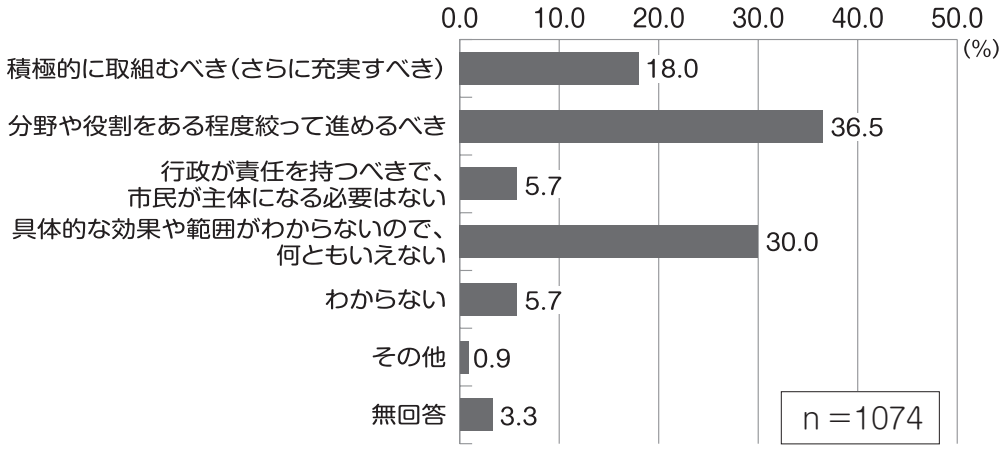

問16 NPO活動やコミュニティ活動の活性化に効果的なこと（回答2つ）

【活動参加のきっかけや参加しやすいイベントに強い期待】

○「活動に参加するきっかけづくり」の回答が最も多く、「参加しやすいイベントの実施」がわずかな差で続いています。

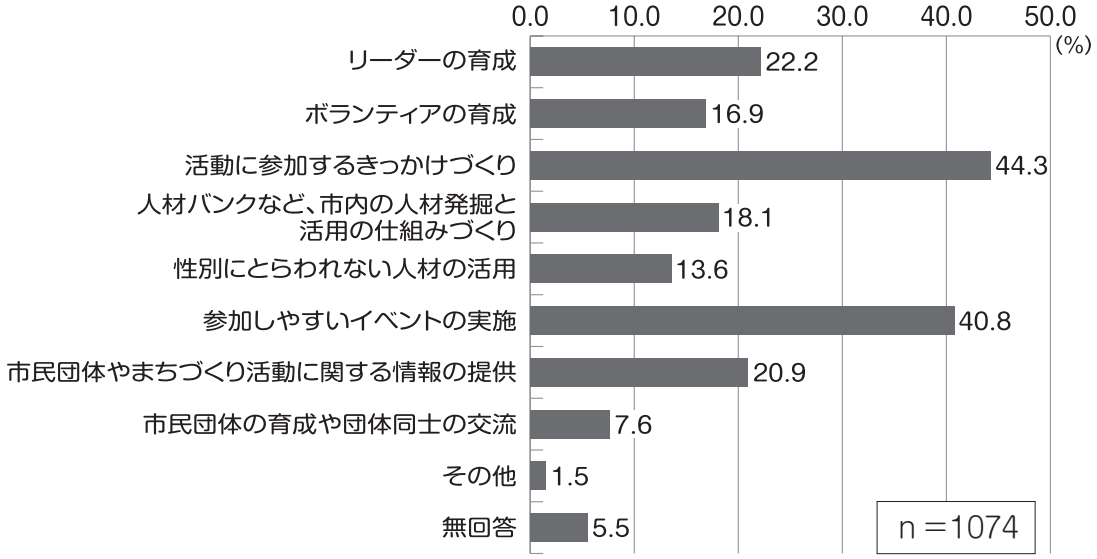

問17 コミュニティ活動の活発化に効果的なこと（回答3つ）

【福祉、安心、美化・緑化が上位。多様な活動に効果を期待】

○「近所同士の助け合いなどの地域福祉活動」の回答が最も多く、以下「自分たちの住む地域を自分たちで守る、防犯・防災活動」「地域の環境をよくするための美化・緑化活動」が続いています。

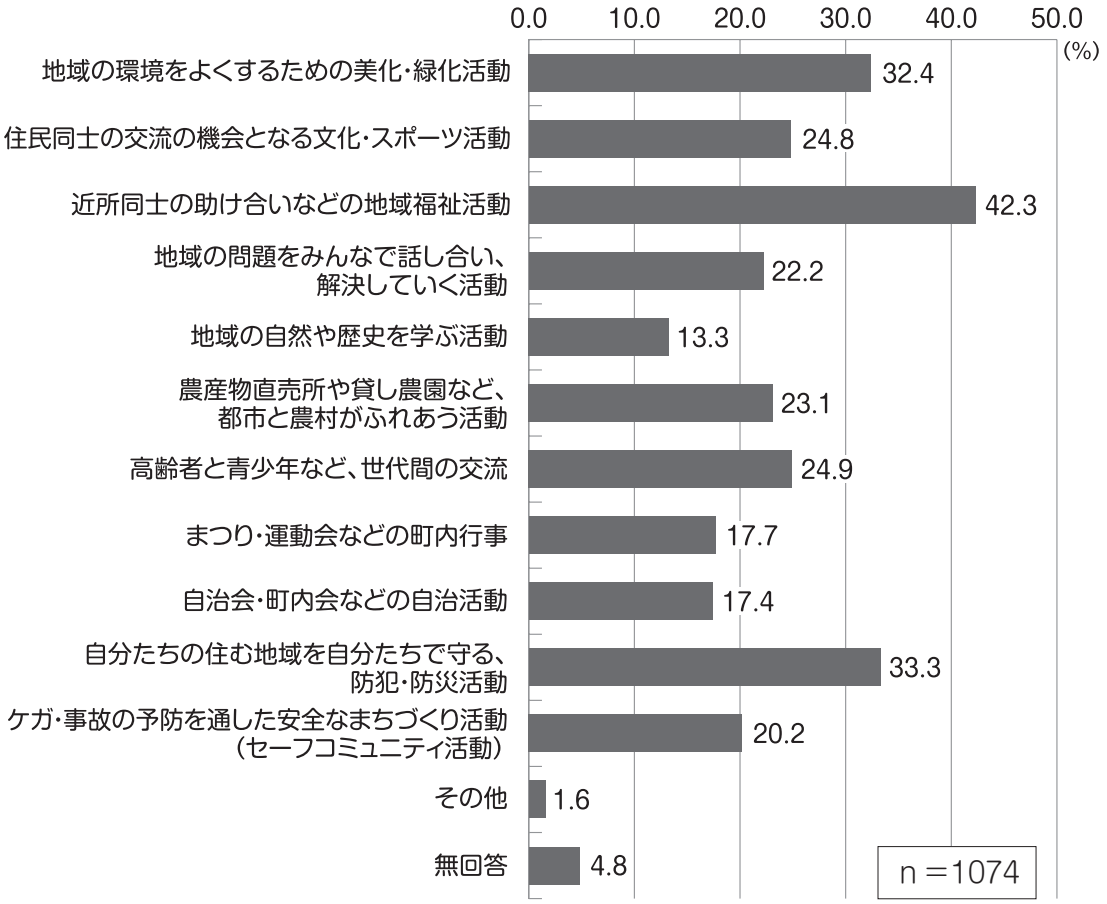

問18 セーフコミュニティの推進に重要なこと（回答1つ）

【安全・安心なまちづくりに向けて関係機関の連携・協働を期待】

○「住民、行政、警察、消防、関連組織の連携・協働の体制」をほぼ半数の回答者が選択しており、関係機関の連携による取組に対する期待が圧倒的に強くなっています。

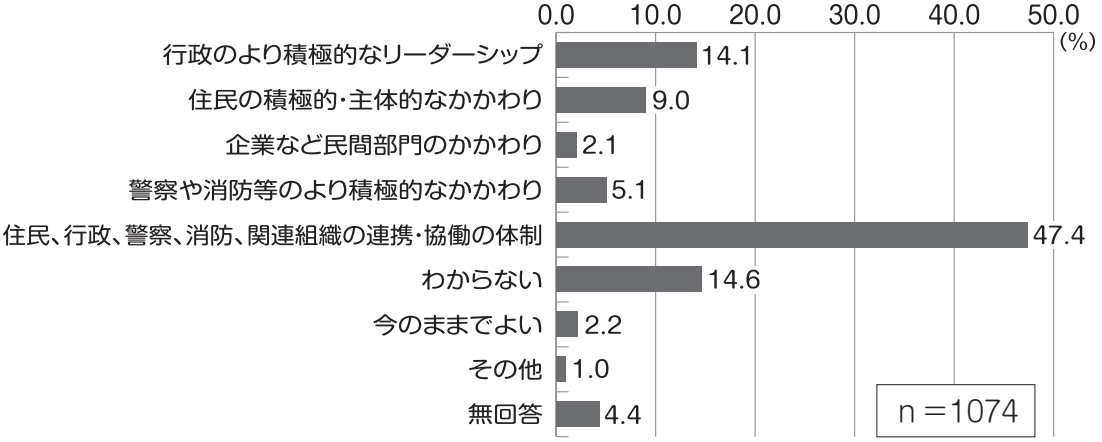

■ 行政との関わりについて

問19 市からの情報や行事、まちづくりの計画などを知る方法（回答3つ）

【広報紙、自治会回覧が情報取得の中心】

○「市の広報紙」が82.7%、「自治会などの回覧」が73.0%と多く、紙媒体によってまちづくり情報を取得する人が多いことを示しています。

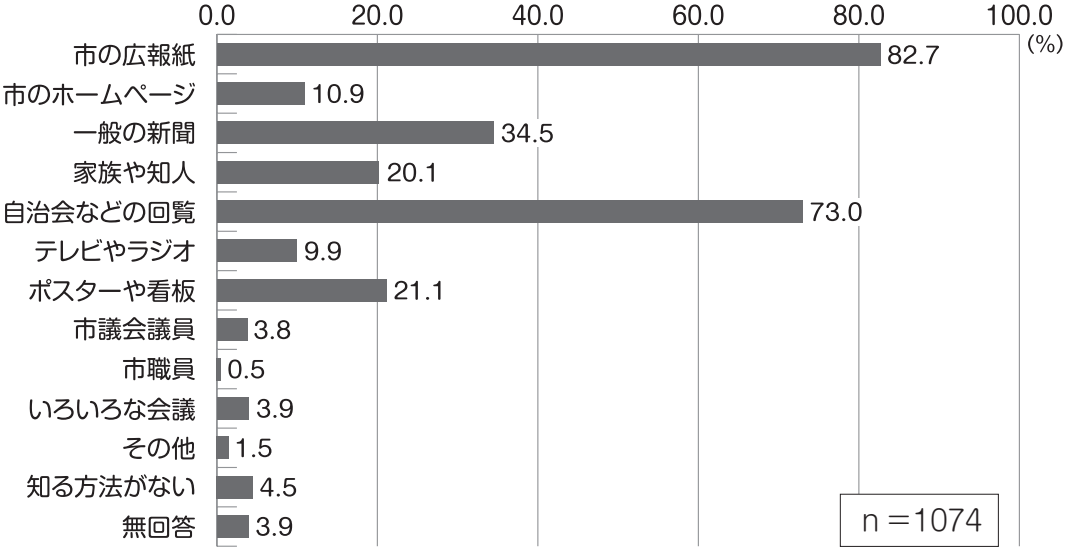

問20 広報紙やホームページに掲載してほしい記事（回答1つ）

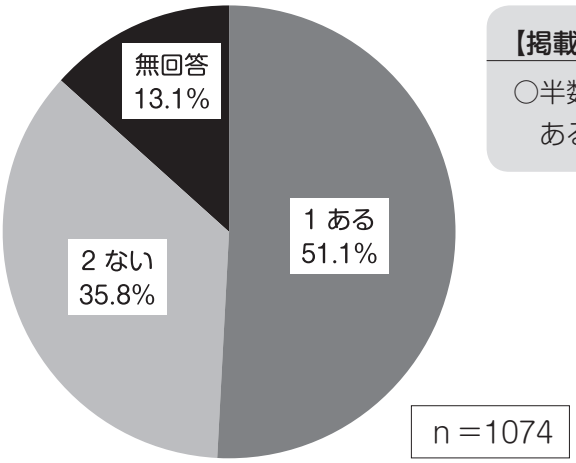

【掲載を希望する記事のある人が過半数】

○半数を超える回答者が、掲載してほしい記事があると答えています。

問21 期待する記事（回答3つ）

【情報媒体の特性を活かすことが求められる】

○全体として、広報紙に対する期待を示す回答の方がホームページに期待する回答よりも選択数が多く（複数選択）、ホームページについては32.1%の回答者が無回答になっています。

○広報紙では、「現在実施されている事業の内容や進みぐあい」「新しくできた制度や相談の場、事務手続きの紹介」など実務的な内容への期待が半数を超え、「今後進めていこうとしている事業の内容」「市内の行事や催しもの（イベント）のお知らせ」への期待も高くなっています。

○ホームページでは、「施設の紹介や利用方法の案内」が最も多く、インターネットの利便性を活かした取組が強く求められています。

広報紙に期待する記事

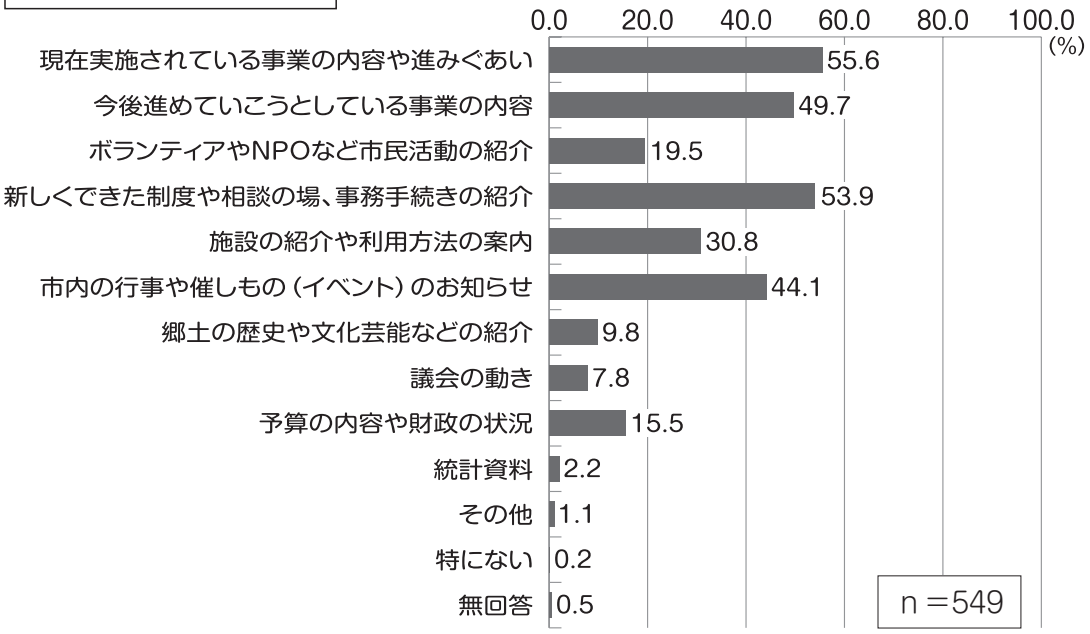

ホームページに期待する記事

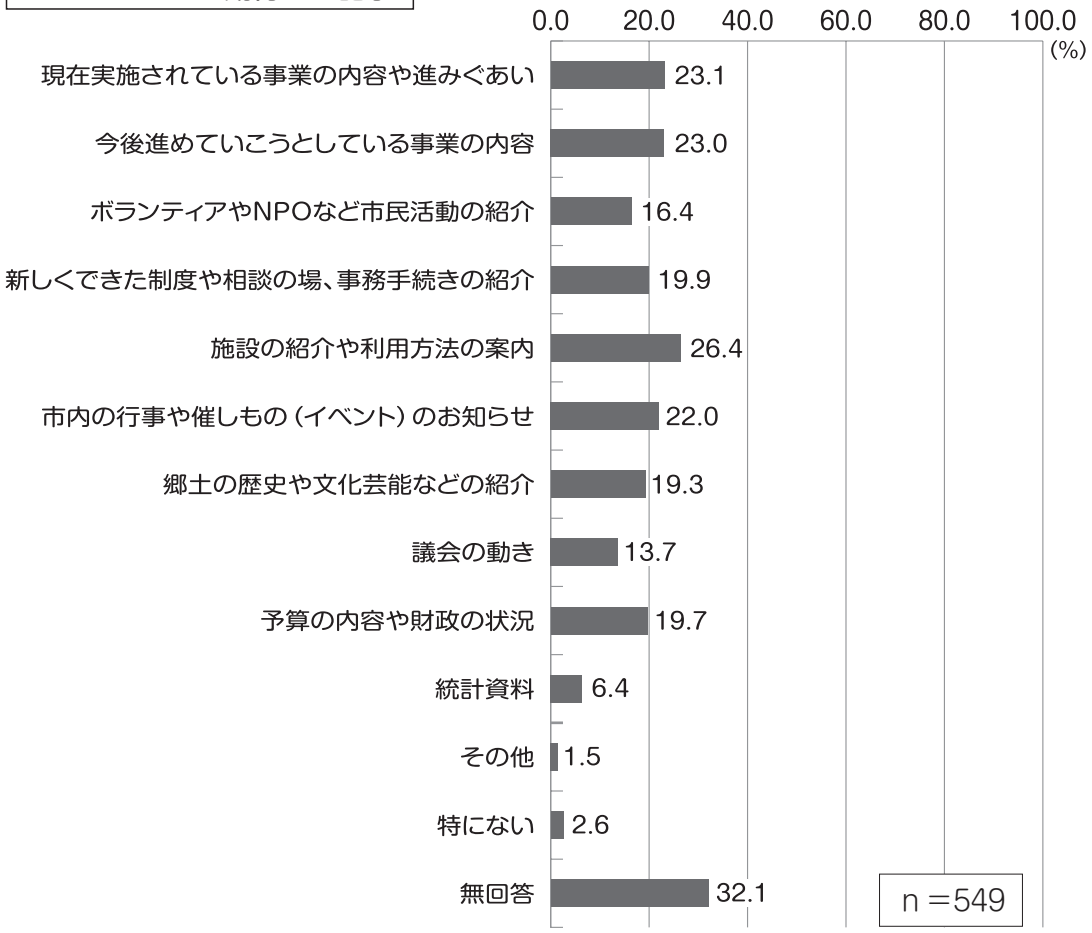

■ まちの将来について

問22 亀岡市の将来像（回答3つ）

【「災害に強く、犯罪の不安のない安全なまち」を求める回答が多い】

○最も多くの回答を集めたのが「災害に強く、犯罪の不安のない安全なまち」で、48.5%に達しており、近年の自然災害等によって市民の意識が高まっていることを示しています。

○以下、「自然やみどりが豊かでうるおいのあるまち」が47.6%、「交通機関や道路の充実した便利なまち」が44.3%で続いています。

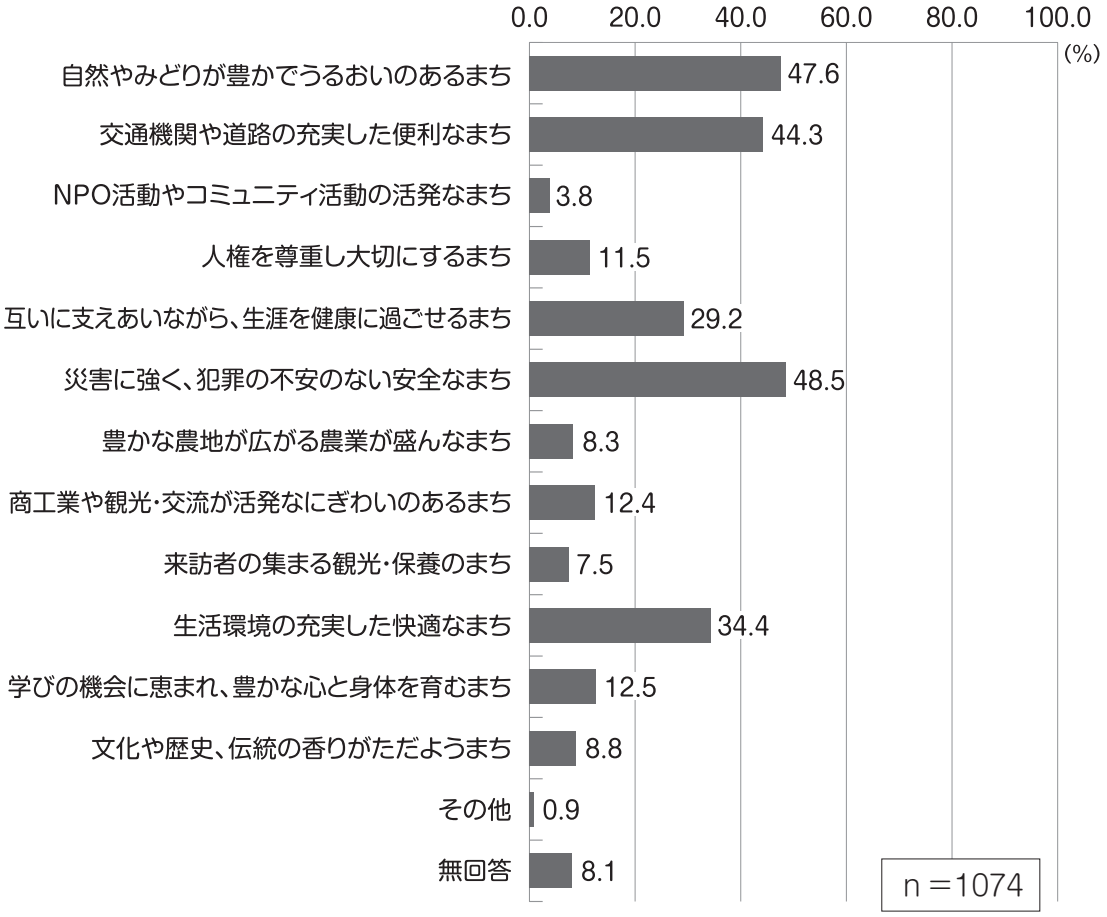

問23 都市基盤整備や市民福祉への市民負担について（回答1つ）

【「市民と行政の協働」の取組に強い支持】

○「必要な施設やサービスであれば、市民がまちづくりの主体として、行政と協働して取組むべきである」が40.4%と最も多く、市民と行政の協働の取組に強い支持が集まっています。

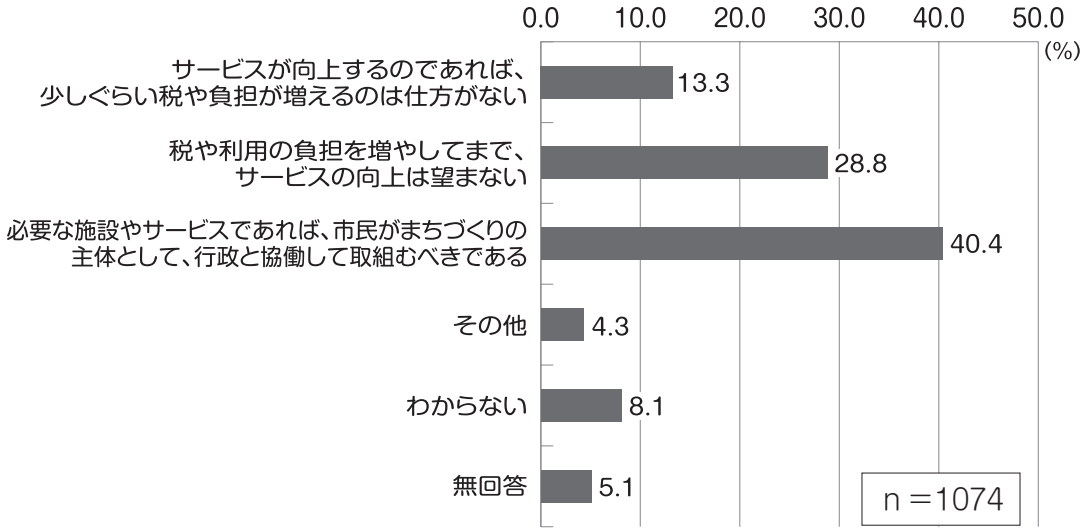

問24 市民や企業（民間）と行政の役割・責任の分担について（回答1つ）

【市民や民間と行政の役割分担に高い意識】

○「市民や民間と行政が役割分担し、まちづくりを進めていくのが良い」が30.8%と最も多くの回答を集めています。

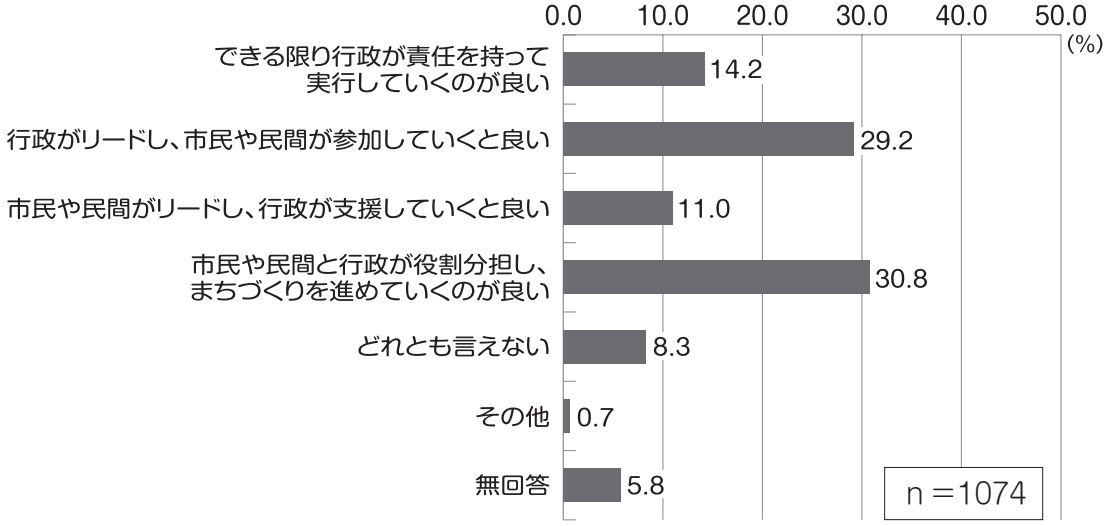

問25 大規模スポーツ施設の活かし方（回答1つ）

【スポーツ体験機会とともに、各種イベント、観戦にも期待】

○「市民が気軽にスポーツに参加・体験できる機会を増やす」が21.2%で最も多くの回答を集め、これに「スポーツ以外の集客イベントを開催する」が17.8%で続いており、スポーツ以外への多様な活用についても期待があることを示しています。

○以下「プロスポーツなどレベルの高い競技を観られる機会を増やす」（12.8%）、「市外から観客を集めるスポーツイベントを誘致する」（11.4%）など、「観る」スポーツに対する意見が続いています。

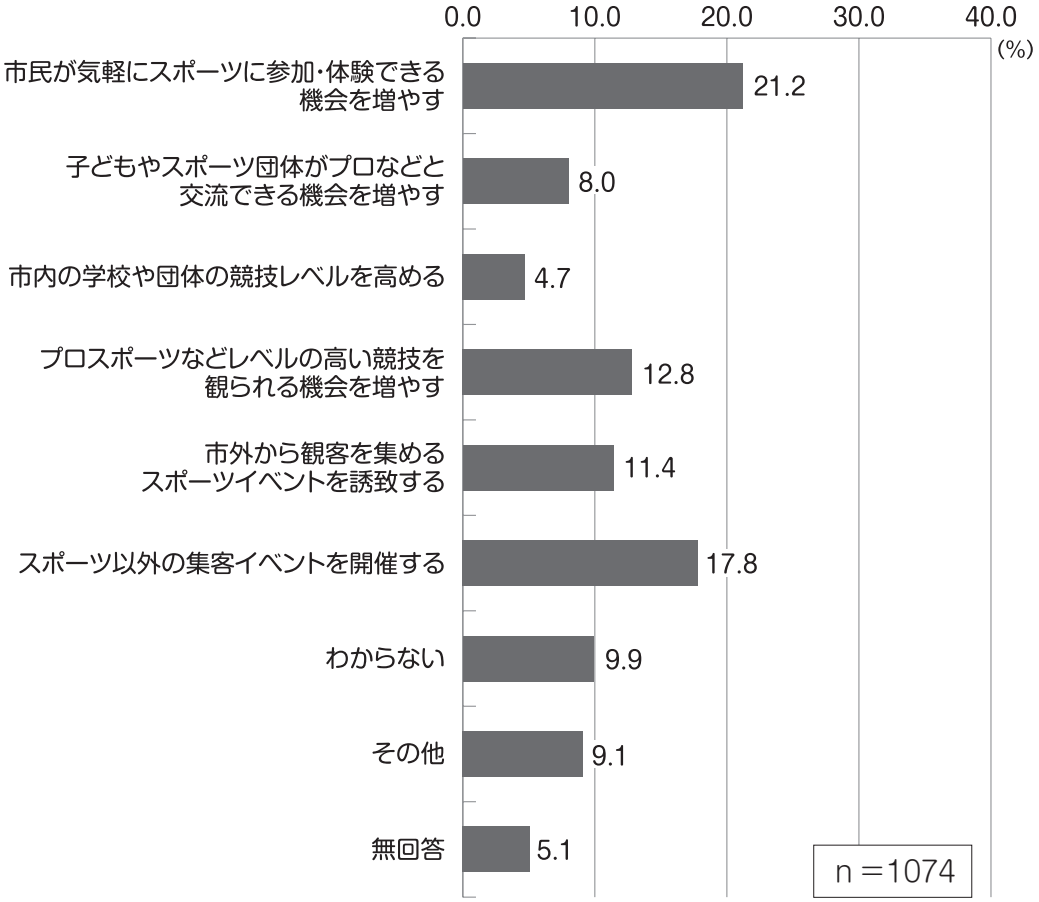

問26 交通利便性の向上への期待（回答2つ）

【「遠距離移動の利便性」「市内混雑の緩和」に期待】

○交通利便性への期待では「遠距離の観光や移動への利便性の向上」が45.0%と最も高く、「市内道路の交通混雑の緩和」（39.5%）、「物流や移動環境の向上による産業の活性化や企業の進出」（26.6%）にも期待が寄せられています。

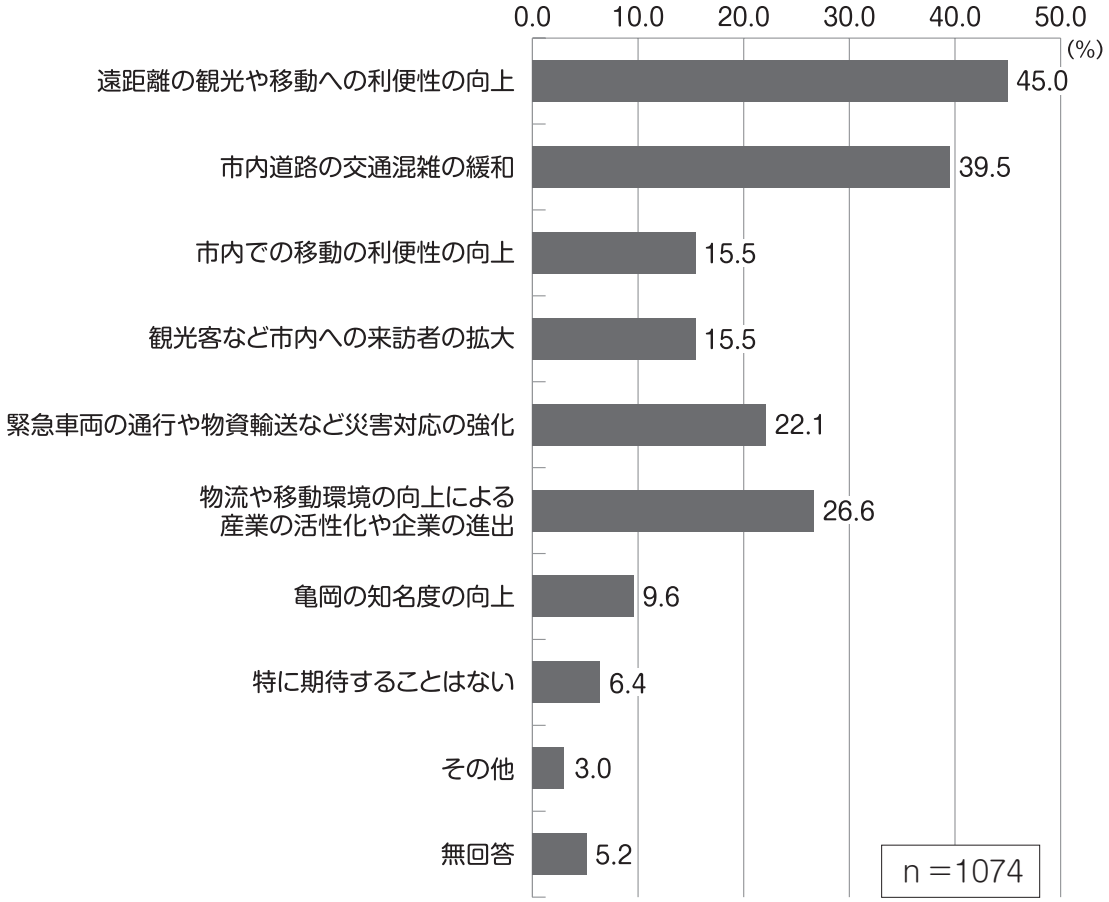

問27 優先的に進めるべき施策（回答5つ）

【「安全・安心」や交通の利便性への期待が強い】

○最も多くの回答者が選択したのは「健康づくり・医療の充実」（44.2%）で、以下「高齢者・障害者福祉の充実」（38.5%）、「鉄道・バス交通の利便性向上」（28.2%）、「子育て支援の充実」（27.7%）となっています。

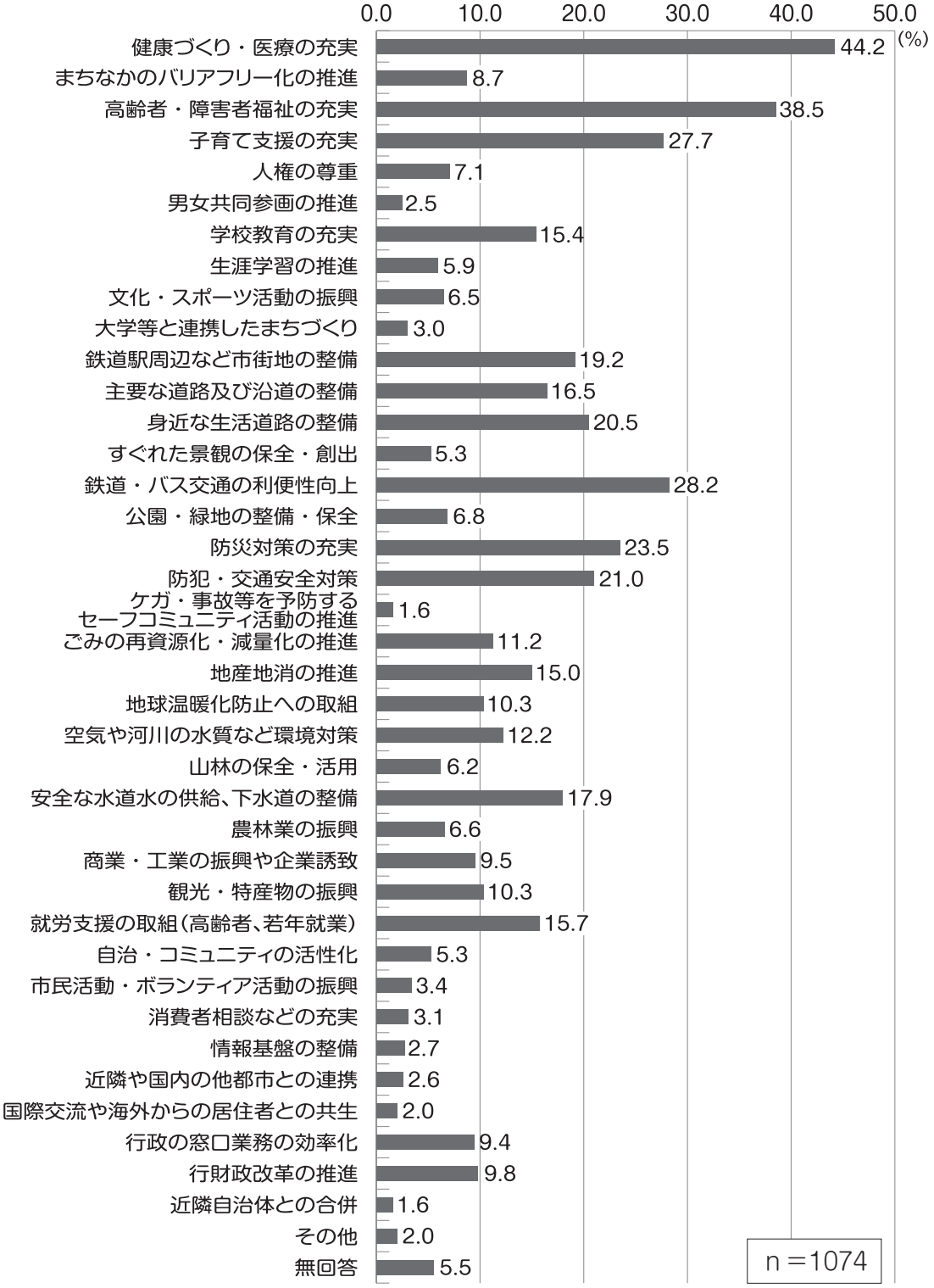

問28 亀岡市の望ましい人口（回答1つ）

【70%以上が人口の維持・増加策に期待】

○「まちの活力を維持するため、今くらいの人口を保つべき」が36.8%と最も多く、積極的な増加を求める「まちの活力を高めるため、今よりも人口を増やすべき」（35.0%）を加えて、70%以上の回答者が人口の維持・増加が望ましいと考えています。

○「社会の流れなので、無理に人口増や維持に取組まなくていい」は17.8%にとどまっています。

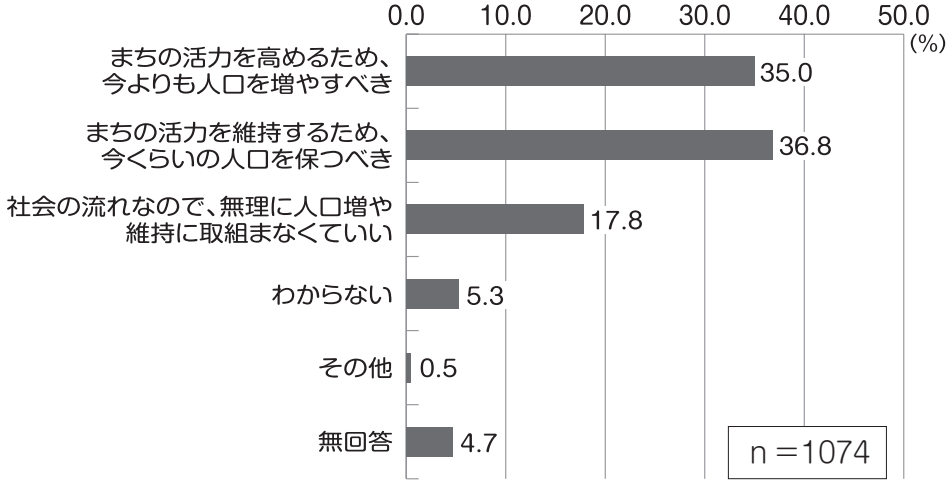

問29 人口の維持、増加に大切なこと（回答1つ）

【対応策に関する意見は分かれる】

○「医療や福祉、子育てや教育の環境を充実する」が28.1%で最も高く、以下「交通の利便性を高める」（19.8%）、「住みよさや自然など、快適な住環境を高める」（17.6%）が続いています。「医療や福祉、子育てや教育の環境を充実する」が30%弱を占めるほかは突出した項目はなく、人口定住に取組む処方箋が共通化していないことを示しています。

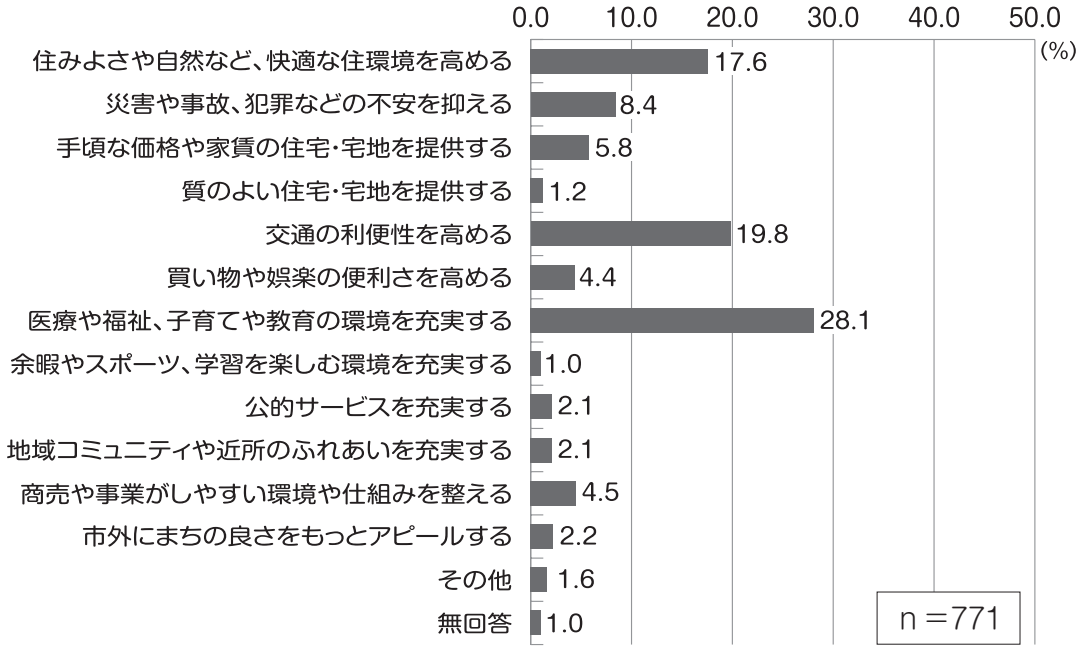

（2）亀岡市まちづくり学生アンケート

① 調査目的

第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～の中間時点において、市内に就学・通学する若者（大学生、高校生）がまちづくりについてどのように考えているかを把握し、後期基本計画策定の基礎資料として活用するために実施しました。

② 調査方法

調査名称	亀岡市まちづくり学生アンケート（学生アンケート）
調査地域	亀岡市全域
対象者	亀岡市内の高校・大学に就学する学生
対象抽出方法	亀岡市内の高校、大学に依頼
回収数	110件（高校生31件、大学生79件）
実施期間	平成26年10月～11月
調査方法	亀岡市内の高校、大学に依頼し、配布・回収

③ 分析についての注意点

- 実数とともに、特記しない限り回答者総数（高校生n＝31、大学生n＝79）を母数とした出現率（%）を算出しています。
- 集計結果において、出現率の値は全て小数点以下第二位を四捨五入して表記しているため、合計値が100%にならない場合があります。
- 「２つ以上を選択回答」の設問については出現率の合計が100%を超える場合があります。

■ あなた（回答者）ご自身について

問1 性別（回答1つ）

【大学生・高校生とも男性が70%超】

○回答者のうち、大学生の75.9%、高校生の71.0%が男性であり、いずれも男性の比率が高くなっています。

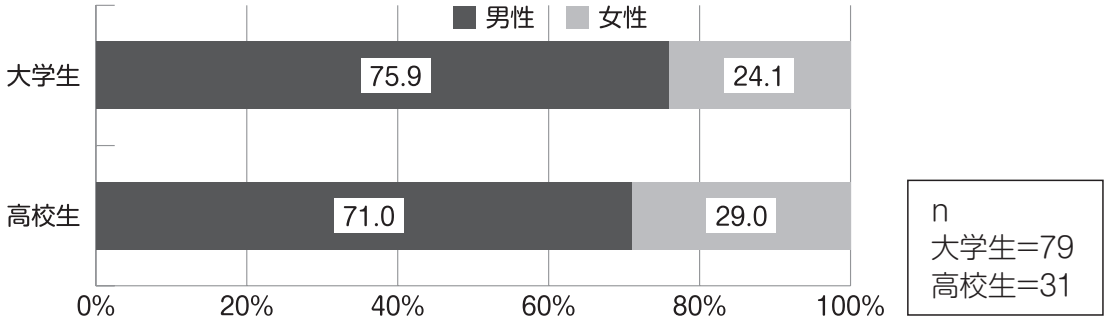

問2 所属（回答1つ）

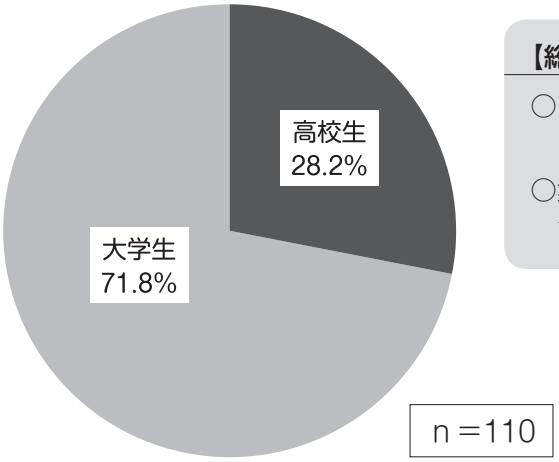

【総数は大学生71.8%、高校生28.2%】

○回答者は、大学生が71.8%、高校生が28.2%となっています。

○集計は大学生・高校生のそれぞれについて行っています。

問3 お住まい（回答1つ）

【高校生はほぼ市内在住、大学生の市内在住は35.4%】

○高校生はほとんどが亀岡市内在住、大学生は市内在住が35.4%で、60%以上は市外からの通学となっています。

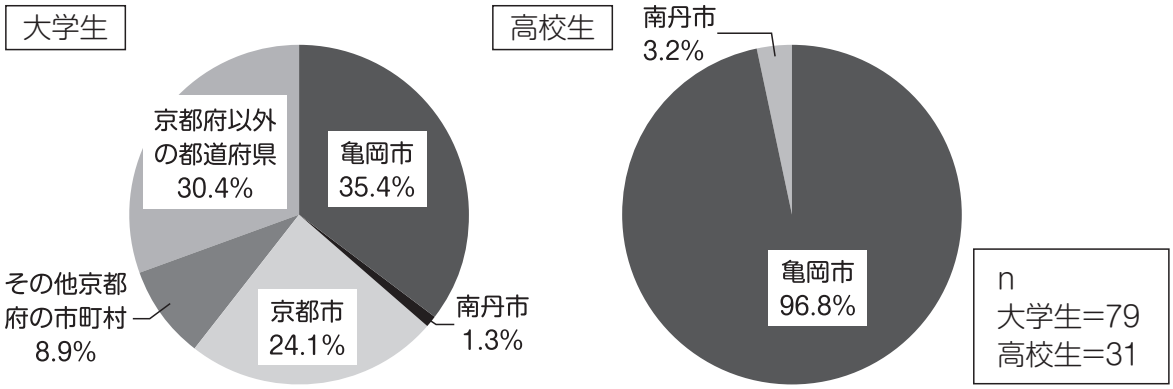

問4 亀岡市の居住歴（回答1つ）

【高校生は90%超が10年以上在住、大学生の多くは市外及び5年未満】

○高校生は90.3%が10年以上の市内在住、大学生はほぼ半数（49.4%）が市外在住で、市内在住の学生には下宿の学生も多く、5年未満が38.0%となっています。

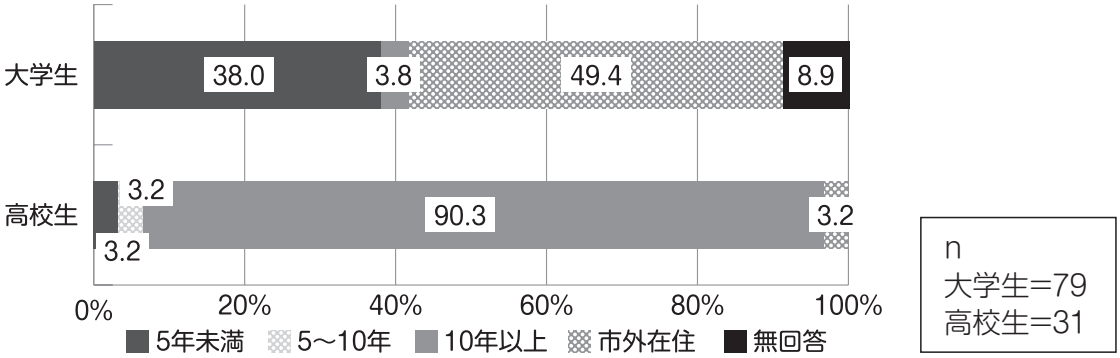

■ 住みごこちや、まちづくりの取組について

問5 暮らし心地（回答1つ）

【高校生は全員が「良いまち」】

○ほとんどが市内在住の高校生は「とても良いまちだと思う」74.2%、「どうにかしてほしいところはあるが、まあ良いまちだと思う」25.8%で、全ての学生が良いまちだと回答しています。

○一方、市外在住が多い大学生でも「とても良い」「まあ良い」を合わせて62%の学生が、亀岡市を良いまちだと回答しています。ただ、「わからない」が22.8%に達しており、こうした学生に亀岡市の良さをわかってもらうための工夫や取組が、将来的な定住人口確保につながっていく可能性があります。

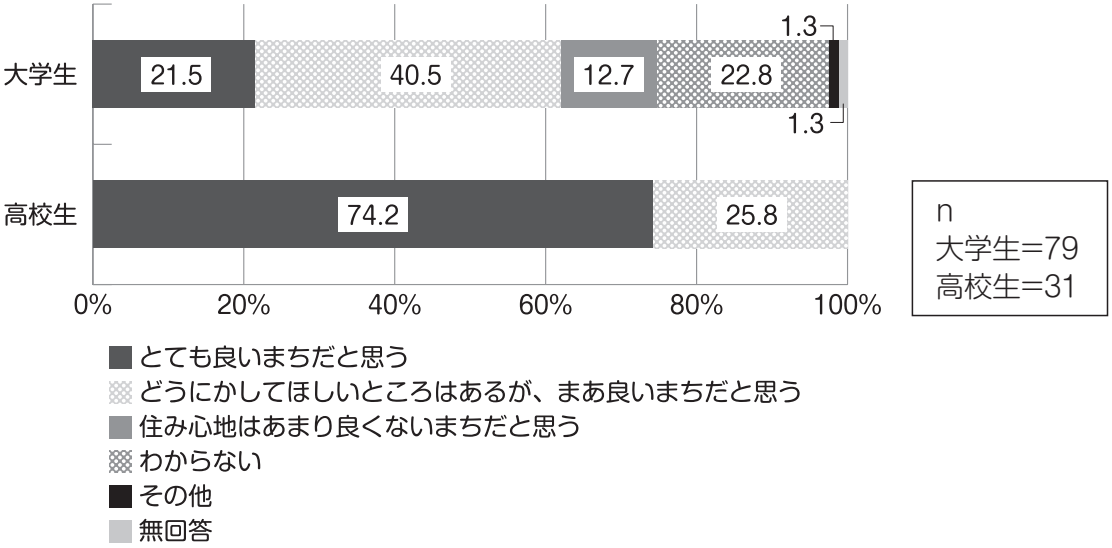

問6 定住意向（回答1つ）

【高校生の定住意向は60%、大学生の定住意向は低い】

○ほとんどが市内在住の高校生は「ずっと住み続けたい」22.6%、「当分の間は住みたい」38.7%で、合わせて60%以上が定住意向を示しています。ただ、「いずれは転出したい」も32.3%に達しています。

○一方、市外在住が多い大学生では総じて亀岡市への定住意向は低くなっています。ただ、「特に考えていない」が54.4%と半数を超えており、本市が将来的に定住の候補地になるような意識を高めていくための取組が必要と考えられます。

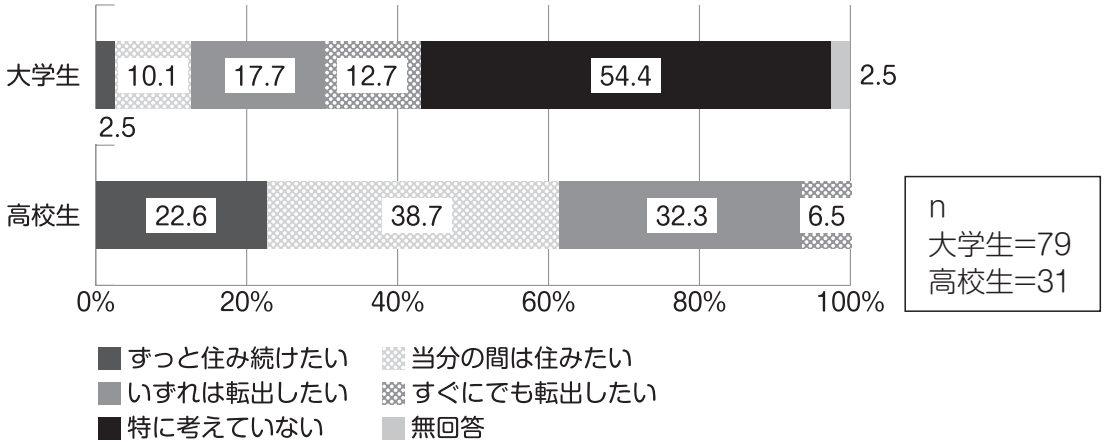

問7 居住地選択で大切なこと（回答3つ）

【買物・遊びの環境が大切。以下通学、通勤、住みよさなども重視】

○大学生・高校生とも「買物や趣味、遊びの環境」が最も多くの回答を集めており、定住要因における市民アンケート等との比較から、世代間で意識に違いがみられます。

○このほか大学生では「自然環境や防犯の安心などの住みよさ」（54.4%）、「働く場への通いやすさ」（44.3%）、「進学したい学校への通学しやすさ」（35.4%）などが続きます。

○高校生では「進学したい学校への通学しやすさ」（64.5%）、「働く場への通いやすさ」（51.6%）、「自然環境や防犯の安心などの住みよさ」（41.9%）が続き、順位こそ異なるものの、上位の項目は大学生・高校生とも共通しています。

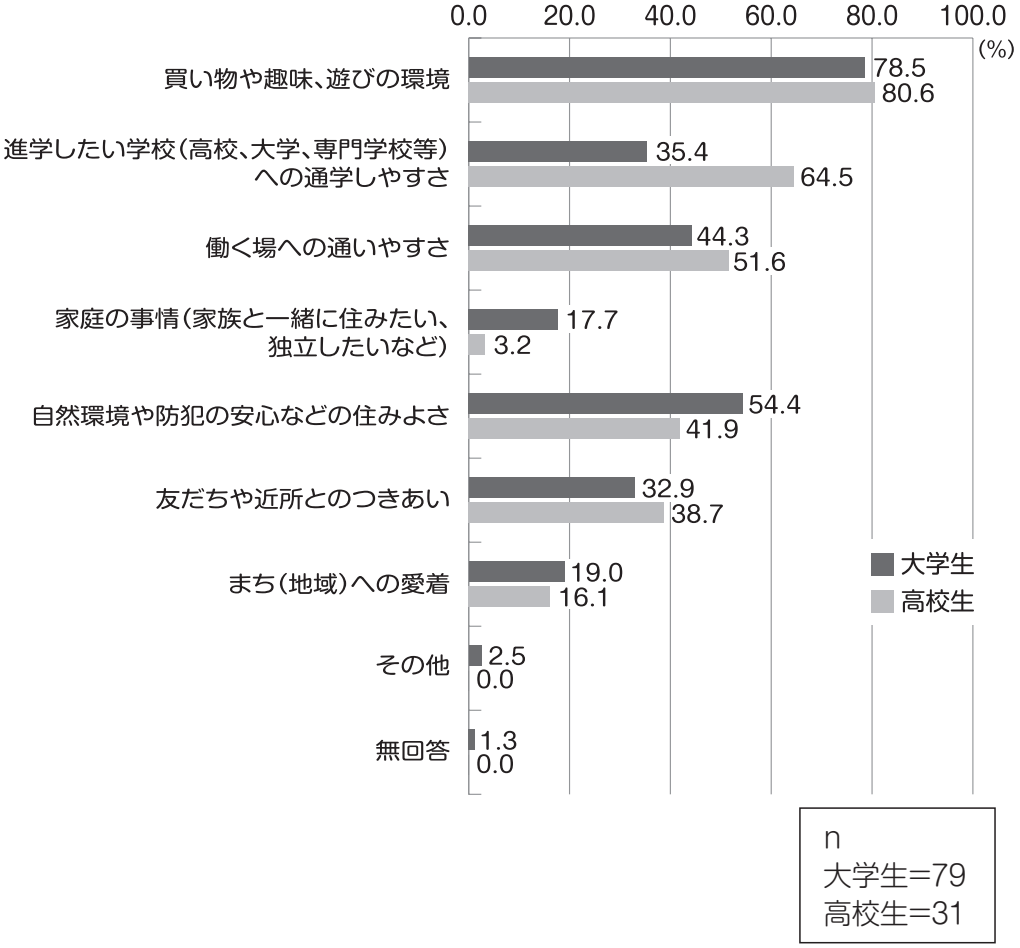

問8 学生のまちづくり参加（回答1つ）

【高校生は会社やお店との協力に関心、大学生はボランティアなどへの学生参加を意識】

○高校生では、「市内の会社やお店との協力など、産業への貢献」が38.7%と突出した比率を示し、以下「ボランティアなどへの学生の参加」（16.1%）、「いろいろな会議や市民の活動への先生・学生の参加」（12.9%）が続いています。

○大学生では「ボランティア」が25.3%と最も多くの回答を集め、以下、大きな差がなく「市内の会社やお店との協力など、産業への貢献」（24.1%）、「地域の困りごとの解決や行政の運営における共同研究や協力」（20.3%）が続いています。

○大学生は特に「学生自ら動く」ことを意識した回答が強く示されており、学生が主体的に活動できるような、学生とまちの関係を構築していくことが期待されます。

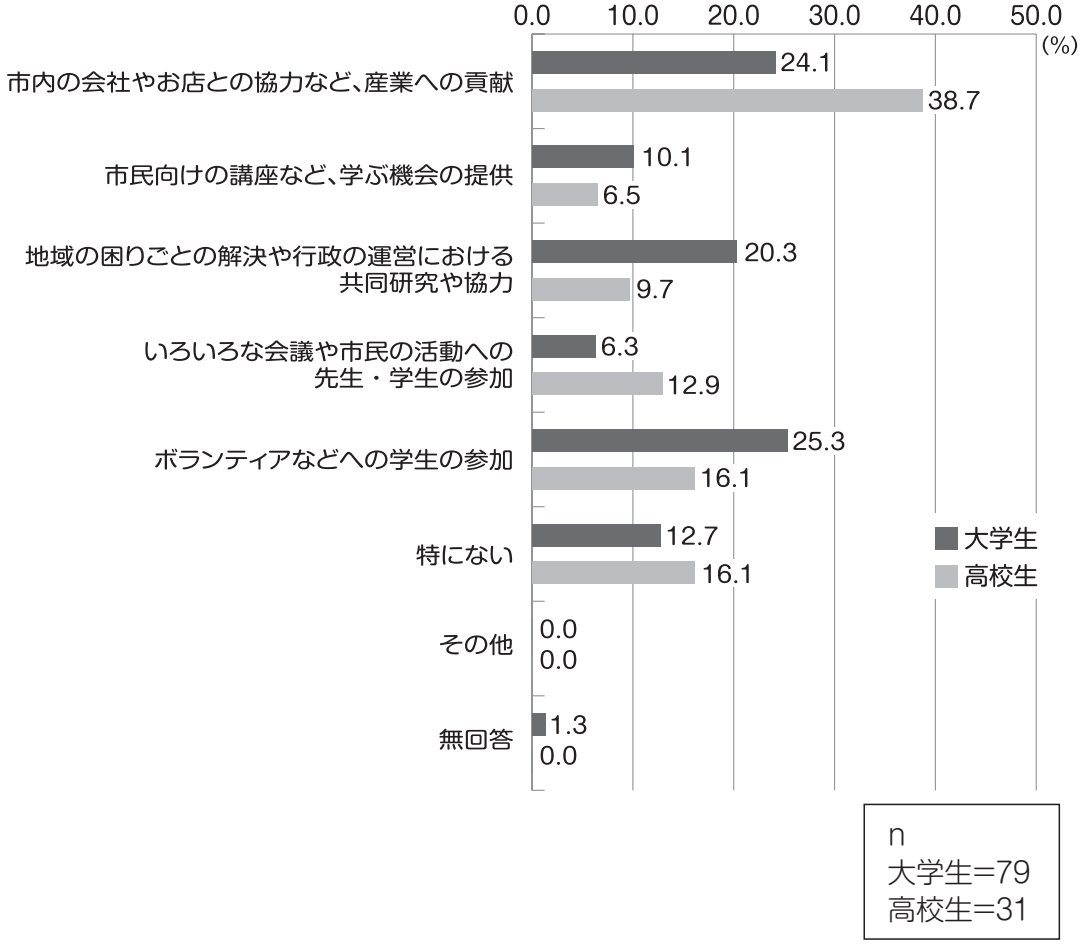

問9 「男は仕事、女は家庭のことを主として担うべきだ」という考え方について（回答1つ）

【高校生に強い男女の役割分担意識】

○大学生では「そう思わない」が51.9%と半数を超えており、男女共同参画への意識が高まっているものと考えられます。

○一方、高校生においては「そう思う」が32.3%と高く、より若い世代からの意識啓発が課題となっています。

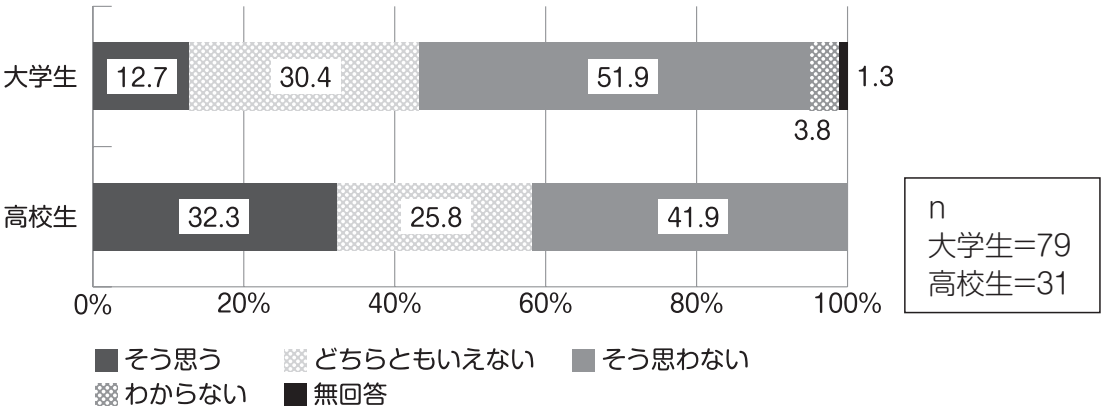

問10 コミュニティ活動の活発化に効果的なこと（回答3つ）

【コミュニティの活発化は、参加しやすいところから】

○高校生では「住民同士の交流の機会となる文化・スポーツ活動」が71.0%と最も多くの回答を集め、以下「まつり・運動会などの町内行事」（58.1%）、「地域の環境をよくする美化・緑化活動」（48.4%）が続いています。

○大学生でも順位に違いはあるものの「まつり・運動会」「美化・緑化」「文化・スポーツ活動」が上位で、きっかけとなるような参加しやすい取組が挙げられています。

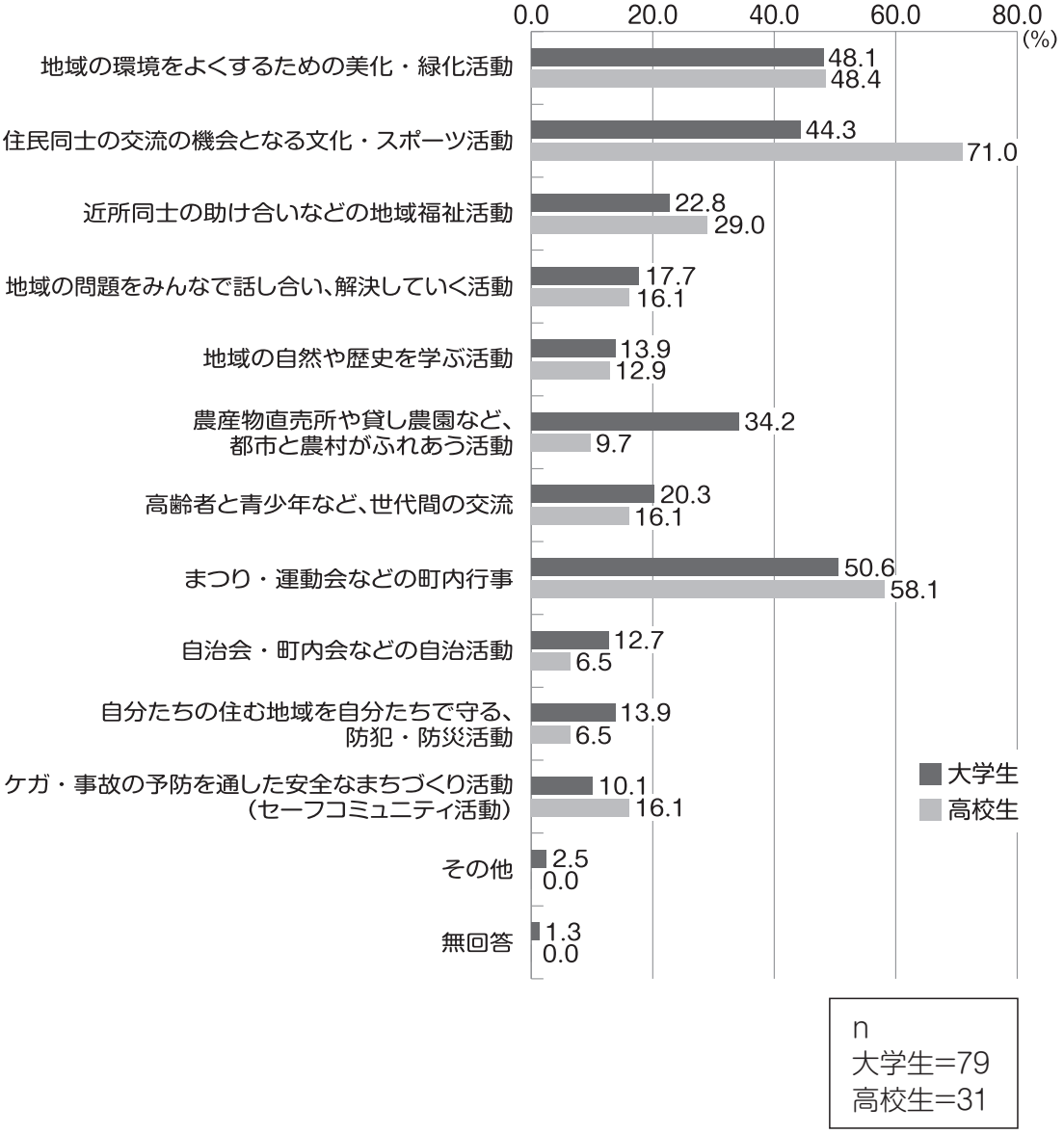

問11 「セーフコミュニティ」という言葉と内容への認知度（回答1つ）

【セーフコミュニティはまだ十分に浸透せず】

○「聞いたことがない」と「聞いたことはあるが、内容は知らない」を合わせると、市外居住の多い大学生では80%以上、ほとんどが市内在住の高校生でも70%以上の学生にセーフコミュニティの内容が浸透していません。

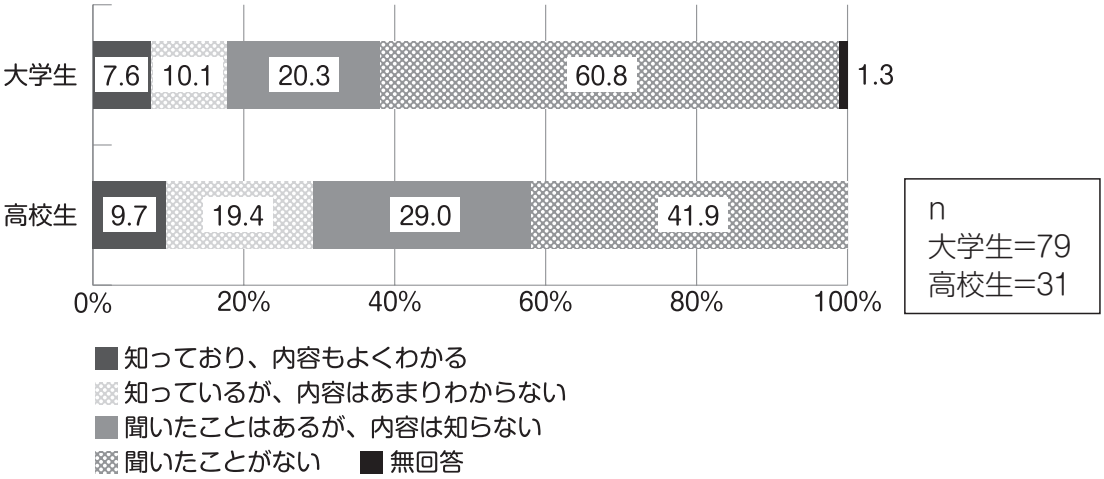

■ まちの情報について

問12 住んでいるまちや出かけるまちに関する情報の入手方法（回答3つ）

【若者は「口コミ」が重要な手段。大学生はネットやSNSへ】

○情報収集は、高校生では行動範囲が限られているためか、「家族や知人、友人からの口コミ」（61.3%）、「まちの広報紙」（54.8%）、「一般の新聞」（38.7%）が上位となっています。

○大学生でも「口コミ」が同様にトップ（51.9%）ですが、「ネットやSNSの情報」（45.6%）が小差で続き、以下「テレビ・ラジオ」（36.7%）、「ポスターやチラシ、看板」（35.4%）と様変わりします。コミュニティの異なる市外在住者が多いことも大きな要因と考えられますが、今後の情報受発信のあり方については、こうした若者が、将来の社会の担い手となることをにらんだ取組を進めていく必要があります。

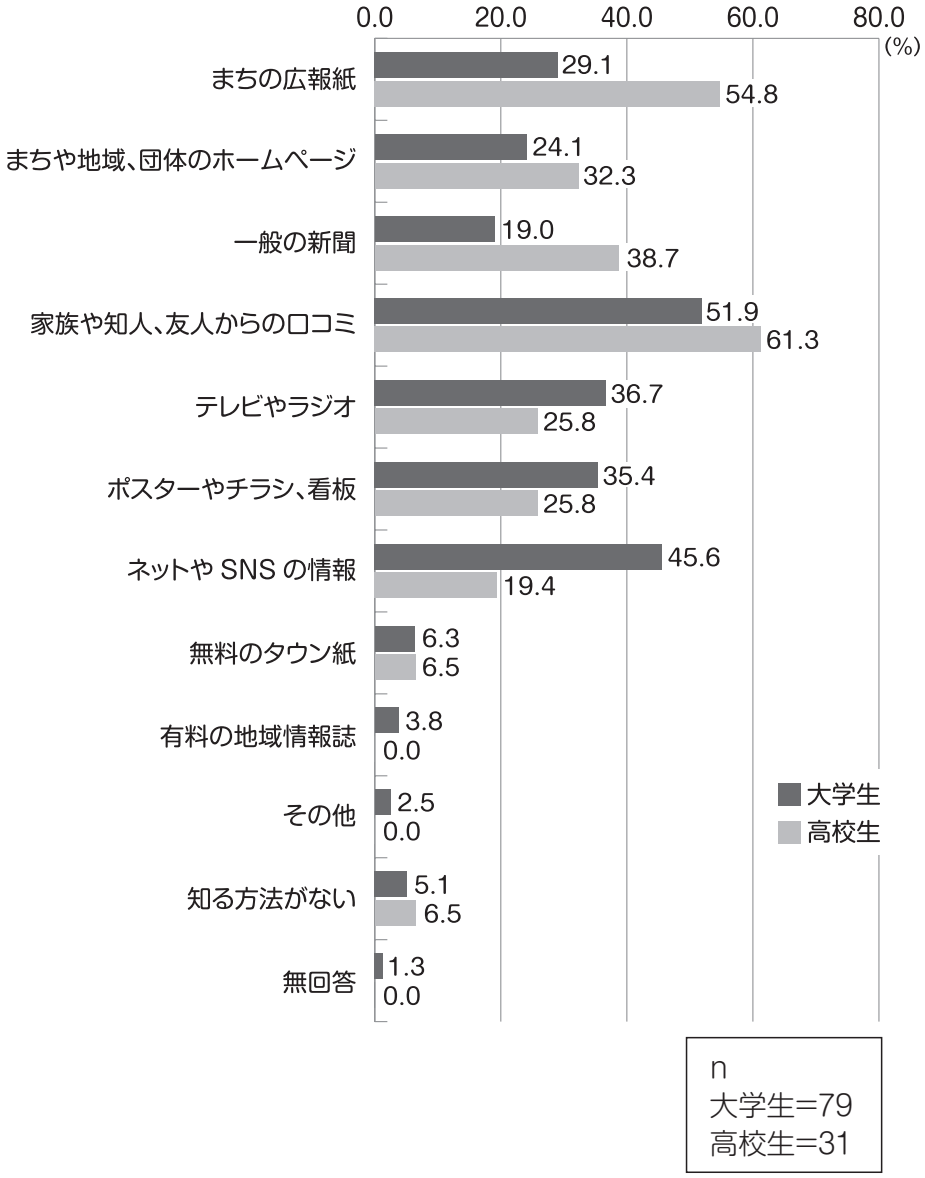

■ まちの将来について

問13 亀岡市の将来像（回答3つ）

【自然、安全、快適、便利とともに、高校生では市民活動、大学生では農業・農地の将来にも関心】

○「自然やみどりが豊かでうるおいのあるまち」は高校生、大学生がともに70%を超える回答を集めています。これは市民アンケート（47.6%）を大きく上回るもので、学生からは市内に居住しているか否かに関わらず、自然を大切にしたまちづくりに対する期待が高いことを示しています。

○高校生では自然とともに、「災害に強く、犯罪の不安のない安全なまち」（51.6%）、「交通機関や道路の充実した便利なまち」（38.7%）、「NPO活動やコミュニティ活動の活発なまち」（38.7%）に対する期待が続き、特にNPO活動等は市民アンケート（3.8%）に比べ非常に高いものになっています。

○大学生では自然が突出しており、以下「生活環境の充実した快適なまち」（31.6%）、「交通機関や道路の充実した便利なまち」（29.1%）となっています。また、「豊かな農地が広がる農業が盛んなまち」が27.8%で続き、大学生（＝市外の視点）からは、亀岡市が緑豊かなまちであり続けることへの期待が高いと考えられます。

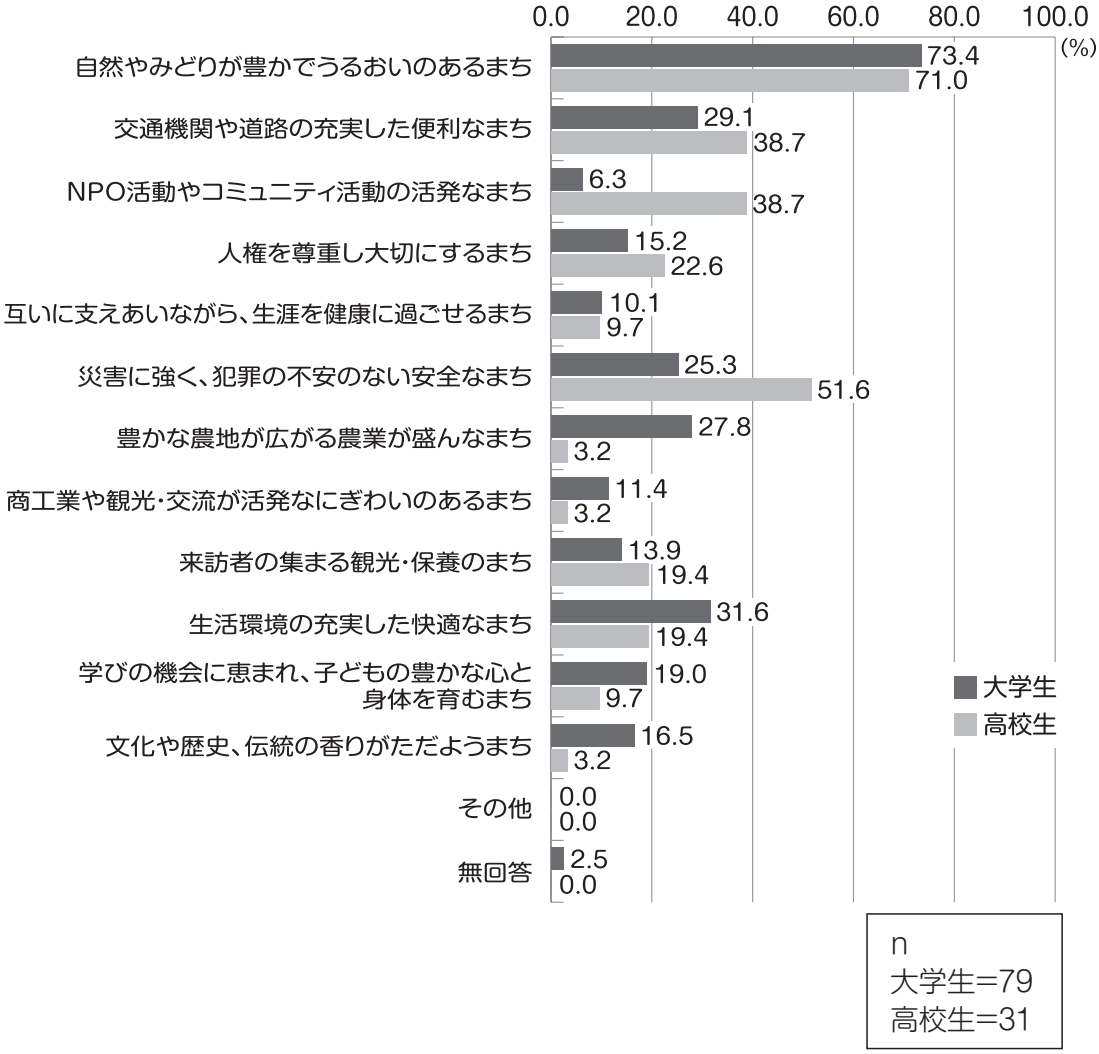

問14 大規模スポーツ施設の活かし方（回答1つ）

【「する」スポーツの拠点として期待。プロとの交流にも関心】

○大規模スポーツ施設の活用方法については、高校生、大学生とも「だれでも気軽にスポーツに参加・体験できる機会を増やす」が第１位、「子どもや学生、スポーツ団体がプロなどと交流できる機会を増やす」が第2位で、「する」スポーツの拠点としての役割に高い期待が寄せられています。

○市民アンケートとの比較（「気軽にスポーツ」21.2%、「プロと交流」8.0%）でも、この2項目、特にプロとの交流への関心が非常に高くなっています。

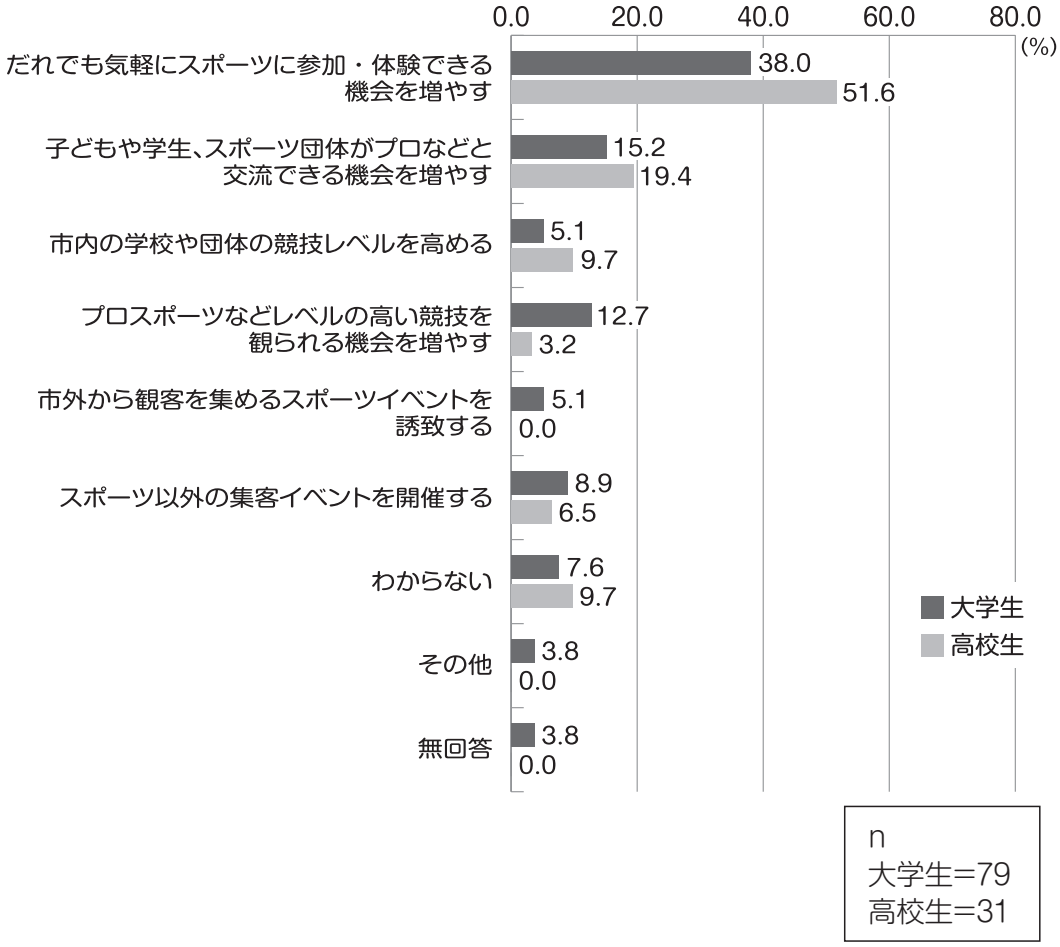

（3）亀岡市まちづくりWebアンケート

① 調査目的

第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～の中間時点において、市民アンケート等とは考え方やニーズの異なる市民層の意見や評価をさらにきめ細かく把握するため、これまでとは異なる手法として、Webアンケートを実施しました。

② 調査方法

調査名称	亀岡市まちづくりWebアンケート（Webアンケート）
調査地域	亀岡市全域
対象者	18歳以上の市内居住者
対象抽出方法	インターネットリサーチに登録している市民対象
回収数	106件
実施期間	平成26年11月6日（木）～11月10日（月）
調査方法	インターネットリサーチ登録者のうち、亀岡市に居住する市民を対象に、アンケートサイトへの案内を送信し、Web上で回答・送信する方法により回収

③ 年齢階層別の回収状況

年齢階層	有効回収数（件）
18 － 19 歳	5
20 － 29 歳	26
30 － 39 歳	28
40 － 49 歳	36
50 歳以上	11
合　計	106

④ 分析についての注意点

- 実数とともに、特記しない限り回答者総数（n＝106）を母数とした出現率（%）を算出しています。
- 集計結果において、出現率の値は全て小数点以下第二位を四捨五入して表記しているため、合計値が100%にならない場合があります。
- 「２つ以上を選択回答」の設問については出現率の合計が100%を超える場合があります。

問1 亀岡市の居住歴（回答1つ）

【30年未満の居住歴の人からの回答が多い】

○回答者の居住歴をみると、「20～30年未満」とする回答者が27.4%を占め、市民アンケートと比べると、全体として居住歴がやや短い回答者が多くなっています。

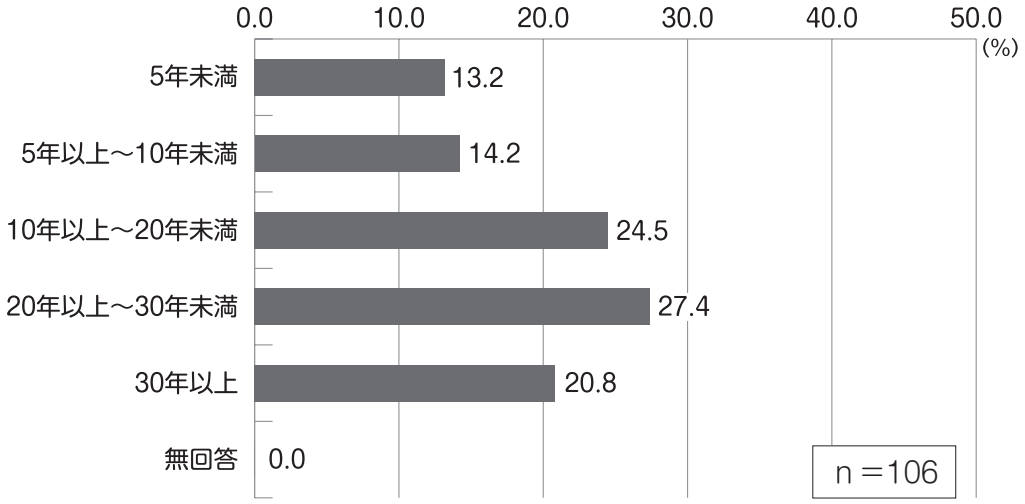

問2 まちづくりの計画や取組への関心（回答1つ）

【まちづくりへの関心度は高い】

○まちづくりの計画や取組への関心をみると、「とても関心がある」「少しは関心がある」「自分に直接関わることだけ関心がある」をあわせると80%を超え、多くの回答者が何らかの形でまちづくりに関心があると答えています。

○市民アンケートと比較すると、「とても関心がある」（市民アンケート26.6%）の比率がやや低い一方、「自分に直接関わることだけ関心がある」（同16.1%）の比率がやや高く、関心を持つ内容がやや限られている人が多くなっています。

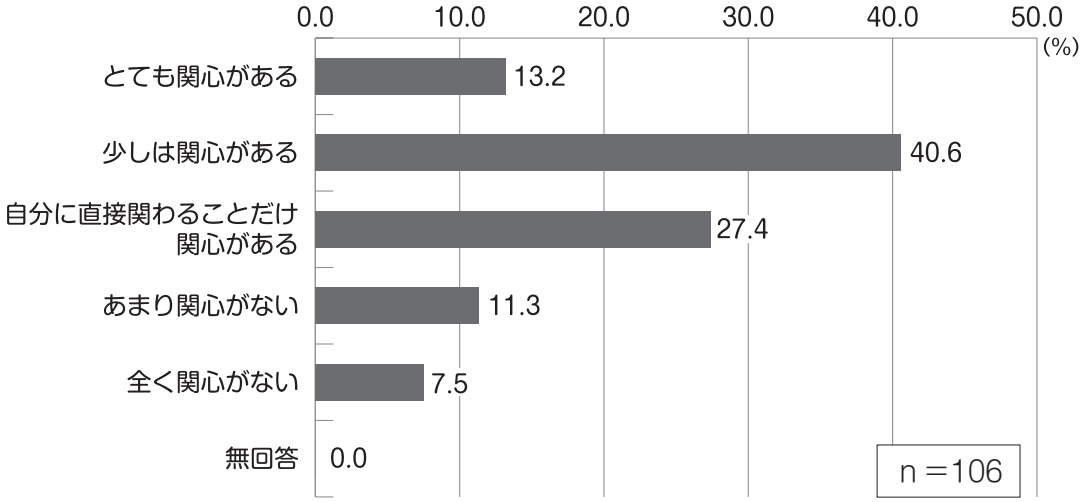

問3 定住意向（回答1つ）

【定住意向は半数超えるがやや低い】

○定住意向は、「ずっと住み続けたい」「当分の間は住みたい」を合わせて半数を大きく超えていますが、市民アンケートと比べると「ずっと住み続けたい」（市民アンケート61.5%）が非常に低く、「当分の間は住みたい」及び「特に考えていない」が高くなっています。

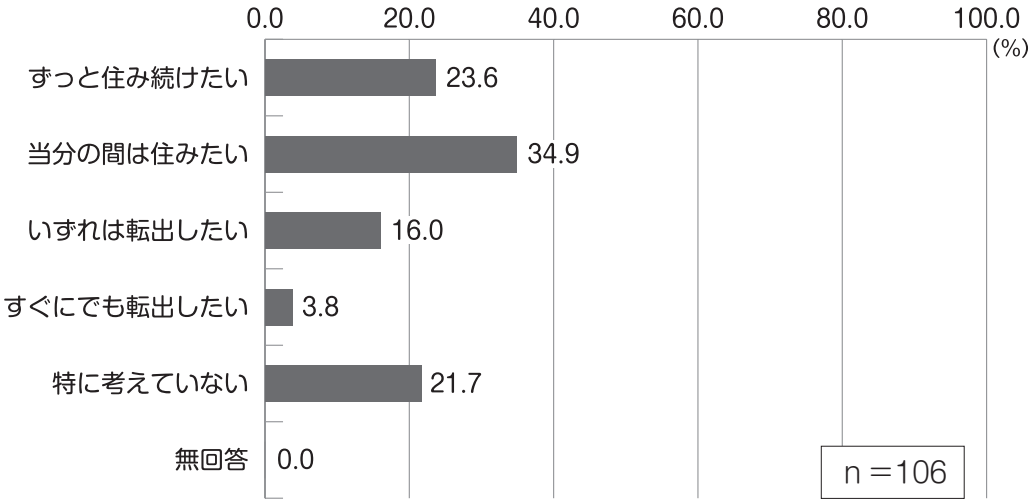

問4 防災や減災で大切なこと（回答2つ）

【防災の協力体制に高い意識。ハード面にも多くの意見】

○「市民・事業者・行政の協力体制の充実」が35.8%と最も高い比率を示しています。これは市民アンケートの25.5%を10ポイント以上上回り、また、「地域における自主防災意識の啓発」が34.9%で続くなど、防災体制においては公助だけでなく、地域の連携及び市民の主体性が重要なことを意識していることを示しています。

○以下、「学校・公園などの公共施設における避難・防災機能の強化」（32.1%）、「地域における備蓄施設の整備や防災資・機材の充実」（28.3%）などハード面への意見が多くみられる一方、「消防団・自主防災会など、地域における自主防災体制の強化」は20.8%とやや低くなっています（市民アンケートは31.0%）。

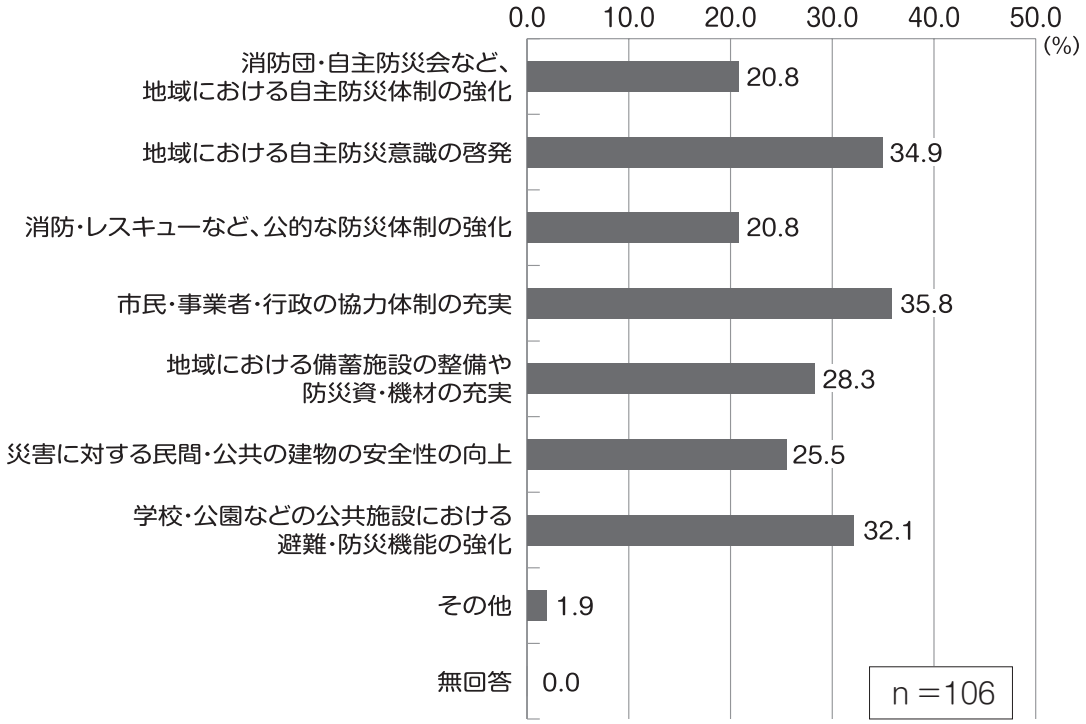

問5 地球環境問題に対する大切な取組（回答2つ）

【自然環境保全とリサイクルに高い意識】

○「森林・河川の保護や美化など、自然環境の保全」（47.2%）及び「ごみの減量化、リサイクルへの取組」（46.2%）を選択した回答者がほぼ半数にのぼり、この2つが大きな関心事となっています。

○以下、「省エネや自然エネルギーの活用など、エネルギー資源の有効活用」（34.9%）、「都市化に伴う大気汚染や騒音など、身近な環境対策」（23.6%）が続いています。

○市民アンケートと比較すると、「ごみの減量・リサイクル」（市民アンケートは36.1%）への意識がやや高い傾向にあります。一方、「エネルギー資源の有効活用」や「宅地造成など開発の規制」の比率は低くなっています。

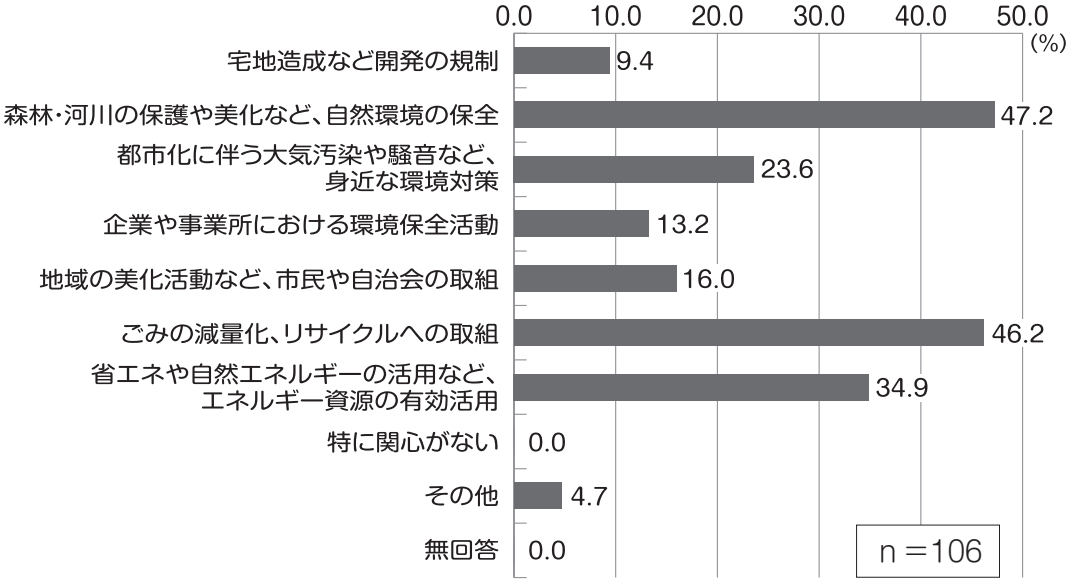

問6 「男は仕事、女は家庭のことを主として担うべきだ」という考え方について（回答1つ）

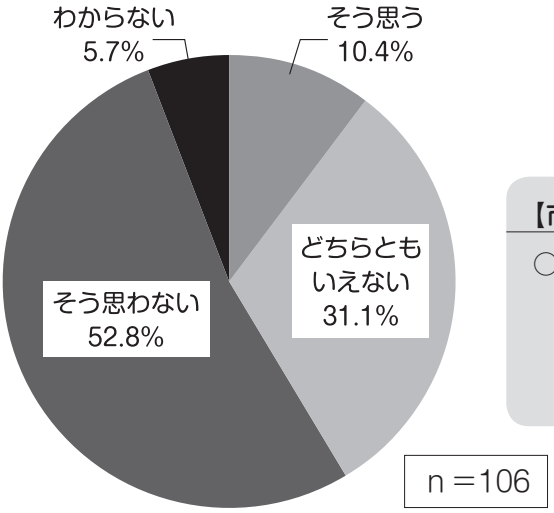

【市民アンケートに比べやや高い男女共同参画の意識】

○市民アンケートとの比較で大きな違いはありませんが、「そう思わない」が52.8%で市民アンケート（47.7%）に比べ5.1ポイント高く、共同参画の意識はやや高いといえます。

問7 市民が主体となったまちづくり活動について（回答1つ）

【分野や役割を絞った協働に期待。依然として「効果がわからない」も】

○「分野や役割をある程度絞って進めるべき」が42.5%と最も多く、「積極的に取組むべき（さらに充実すべき）」は市民アンケート（18.0%）に比べてわずかに低いものの、この2項目を合わせた比率は市民アンケートを上回っています。

○「具体的な効果や範囲がわからないので、何ともいえない」が市民アンケート（30.0%）に比べて小さく、賛否に関わらず市民主体のまちづくりに対する意見がはっきりしていることも特徴といえます。

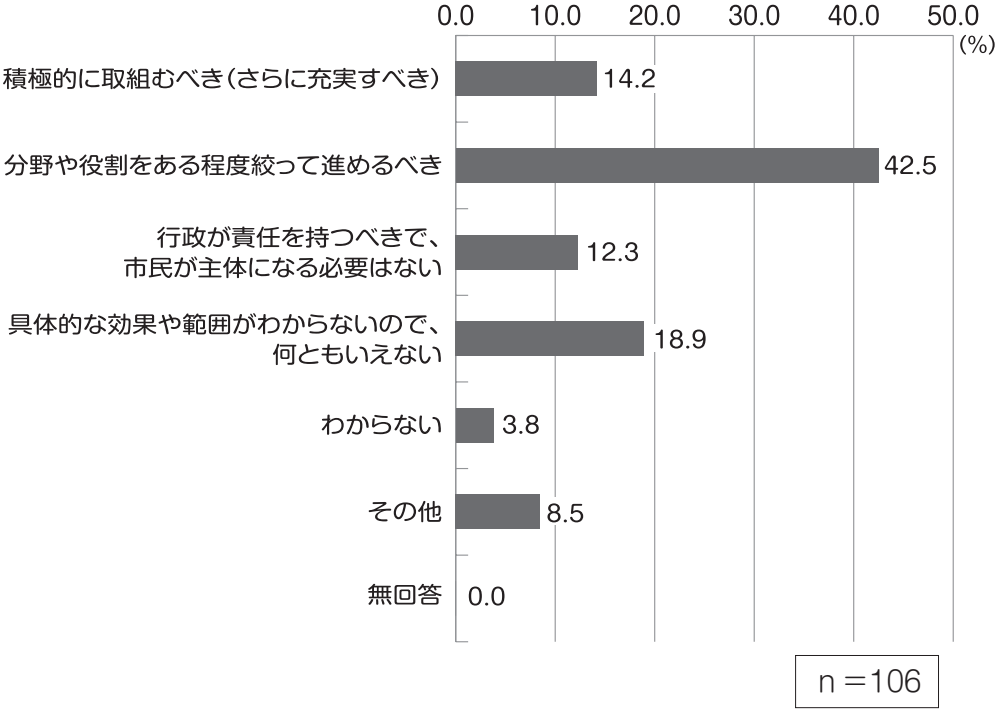

問8 コミュニティ活動の活発化に効果的な取組（回答3つ）

【福祉、美化・緑化、町内行事が上位。自然や歴史を学ぶ活動にも前向き】

○「近所同士の助け合いなどの地域福祉活動」の回答が42.5%と最も多く、以下「地域の環境をよくするための美化・緑化活動」（40.6%）、「まつり・運動会などの町内行事」（30.2%）が続いています。

○市民アンケートとの比較では、「美化・緑化運動」及び「まつり、運動会」、「地域の歴史や自然を学ぶ活動」で高い比率を示すなど、積極的な姿勢がみられます。

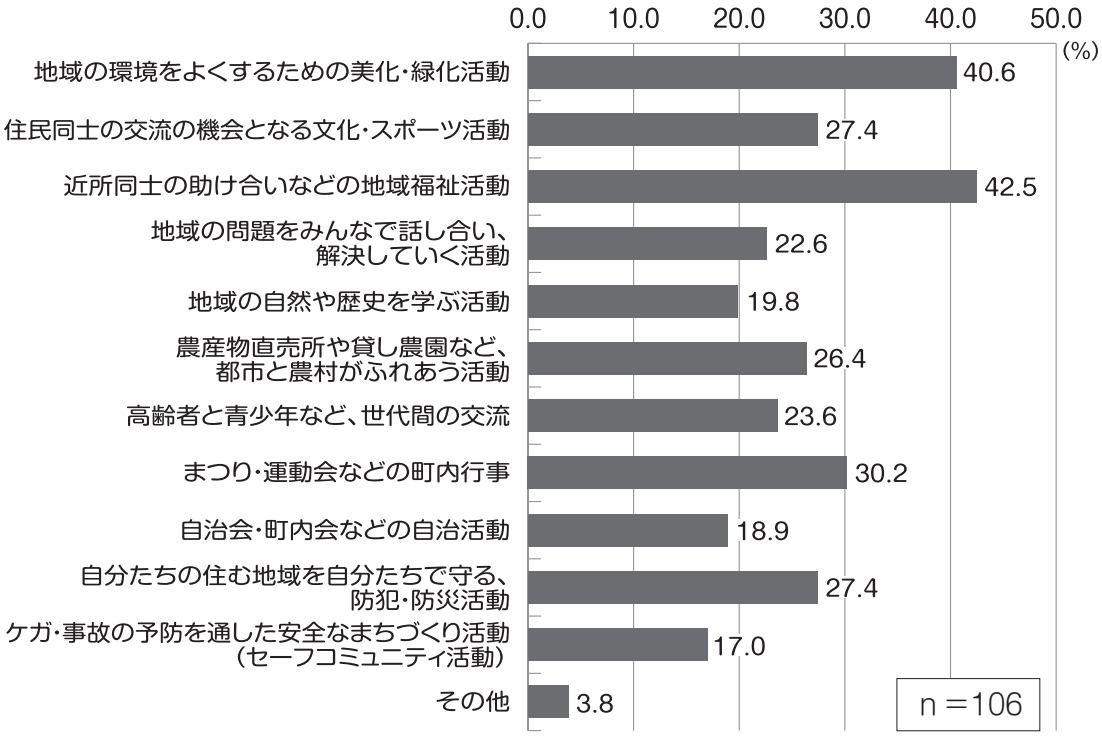

問9 「セーフコミュニティ」の言葉と内容への認知度（回答1つ）

【聞いたことはあるが、内容はあまり知らない層が多数】

○「聞いたことがない」と「聞いたことはあるが、内容は知らない」を合わせると70%以上となり、この層にはセーフコミュニティの内容が浸透していません。

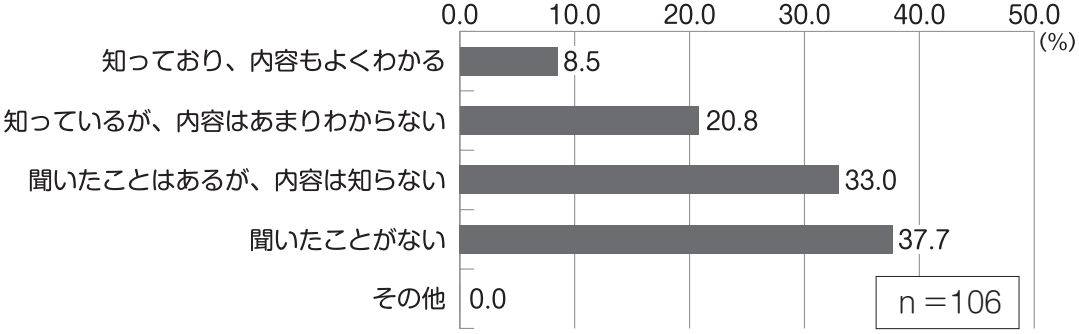

問10 住んでいるまちや出かけるまちに関する情報の入手方法（回答3つ）

【広報紙が最大比率も、マスメディア、ネット、タウン紙など情報源が多様化】

○「まちの広報紙」が最も高いものの67.0%にとどまり、市民アンケート（82.7%）とは大きな開きがあります。

○これに代わって「家族や知人、友人からの口コミ」が市民アンケート（20.1%）を大きく上回る回答を集めています。

○また、広報紙に代わるものとして、「一般の新聞」や「テレビやラジオ」など従来型のメディアのほか、「ネットやＳＮＳの情報」「無料のタウン紙」などが情報源として一定の役割を果たしており、情報源の多様化を反映しています。

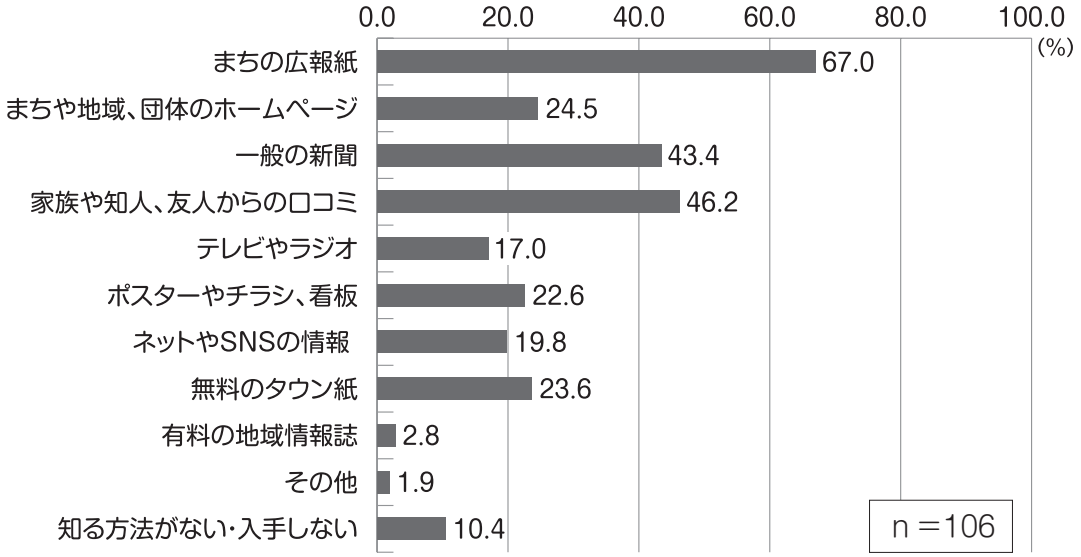

問11 広報紙やホームページで発信してほしいニュース（情報）（回答3つ）

【ネットに習熟した対象者は、いずれの情報もWeb経由を希望】

－広報紙－

○広報紙については、「市内の行事や催しもの（イベント）のお知らせ」情報が41.5%で最も高く、以下「現在実施されている事業の内容や進みぐあい」（37.7%）、「新しくできた制度や相談の場、事務手続きの紹介」（33.0%）、「今後進めていこうとしている事業の内容」（28.3%）と続き、順位に違いはあるものの、上位4つの項目は市民アンケートと同じです。

○ただし、これらの項目の比率は総体的に小さく、代わって「ボランティアやNPOなど市民活動の紹介」や「郷土の歴史や文化芸能などの紹介」など、より身近な情報に対するニーズも高くなっています。

－ホームページ－

○ホームページでは「施設の紹介や利用方法の案内」が39.6%と最多となっているほか、広報紙と同様の項目が市民アンケートに比べていずれも高い比率を示しています。

○本アンケートの対象者がインターネット等に習熟していることを踏まえ、情報入手の方法がネット経由に広がっていることから、こうしたニーズに対応した情報受発信のあり方を検討していくことが必要となっています。

広報紙に期待する記事

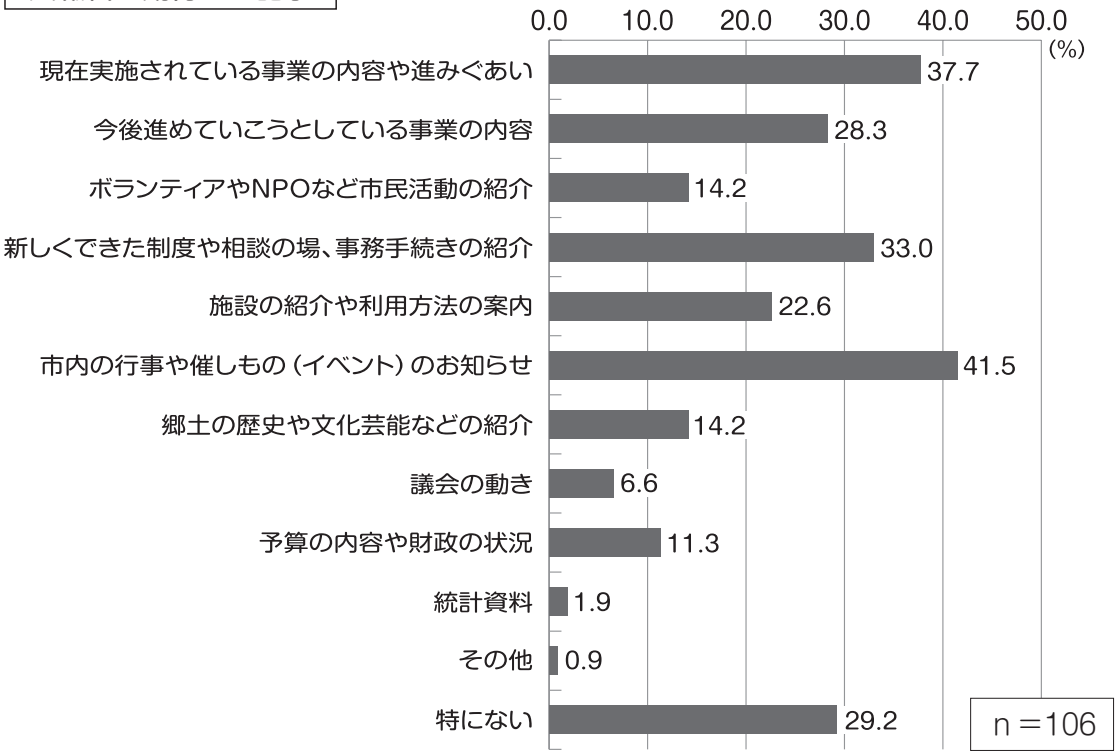

ホームページに期待する記事

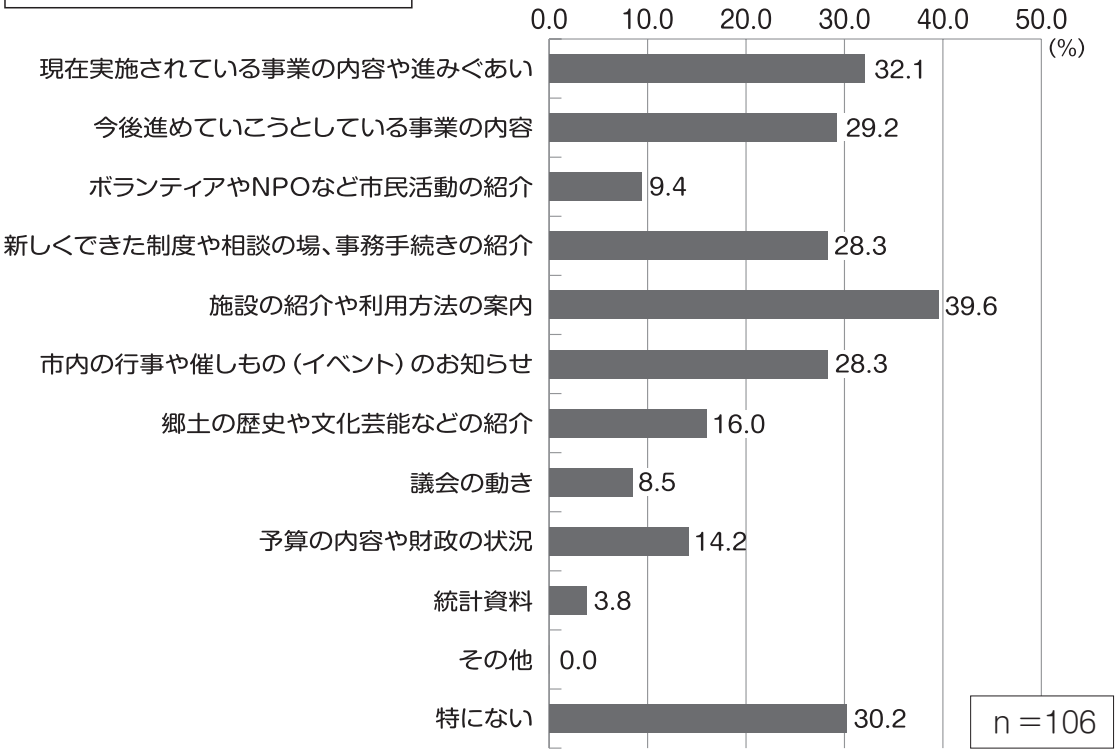

問12 亀岡市の将来像（回答3つ）

【多様な将来像に意見が分散】

○最も多くの回答を集めたのが「自然やみどりが豊かでうるおいのあるまち」で、51.9%と半数を超えています。これと合わせ、順位の違いはあっても、上位4項目（交通の利便性、安全なまち、快適な生活環境）は市民アンケートと同様です。

○一方、「NPO活動やコミュニティ活動の活発なまち」「商工業や観光・交流が活発なにぎわいのあるまち」「来訪者の集まる観光・保養のまち」「学びの機会に恵まれ、豊かな心と身体を育むまち」などの各項目が市民アンケートをそれぞれ5ポイント以上上回るなど、求める将来像が多様化していることを示しています。

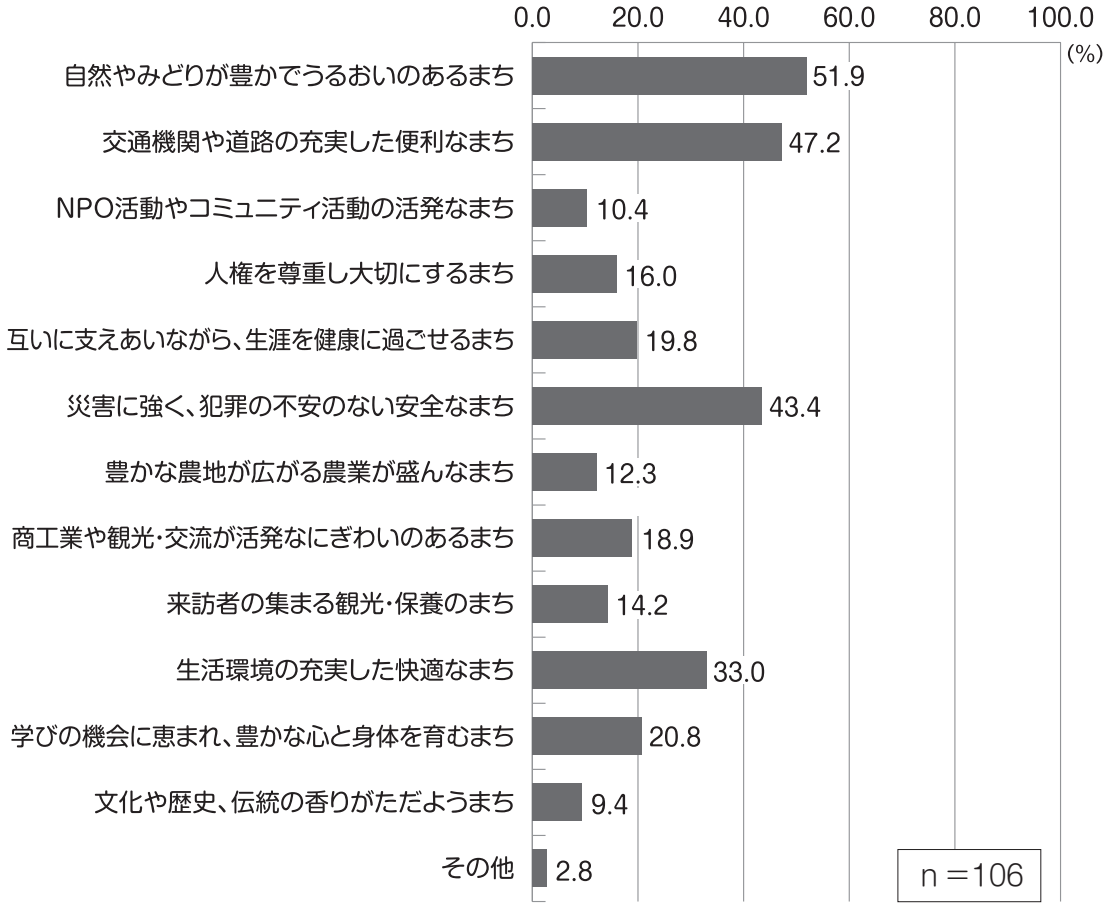

問13 今後の市民負担について（回答1つ）

【負担増を望まない回答が多い】

○今後の市民負担については、「税や利用の負担を増やしてまで、サービスの向上は望まない」が36.8%で高い比率を示し、「必要な施設やサービスであれば、市民がまちづくりの主体として、行政と協働して取組むべきである」が29.2%で続いています。

○市民アンケートと比較すると1位・2位が逆転しており、市民全体に比べて負担を望まない意見がより多い結果となっています。

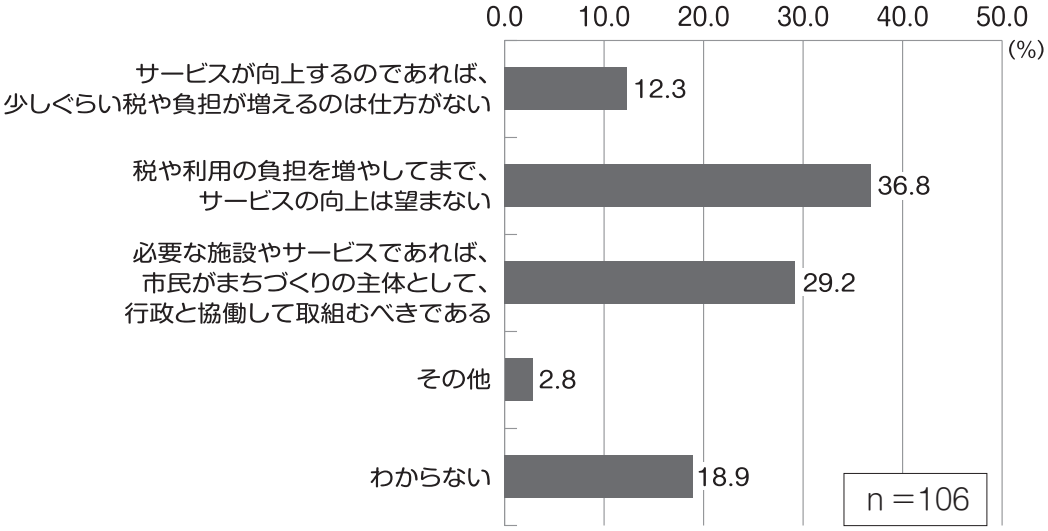

問14 市民や企業（民間）と行政の役割や責任分担について（回答1つ）

【「行政に市民や民間が参加」「市民・民間・行政が役割分担」に高い意識】

○「行政がリードし、市民や民間が参加していくと良い」が35.8%と最も多くの回答を集め、「市民や民間と行政が役割分担し、まちづくりを進めていくのが良い」が23.6%で続いています。これは市民アンケートの順位と逆で、市民全体に比べて行政のリードに期待する人が多くなっています。

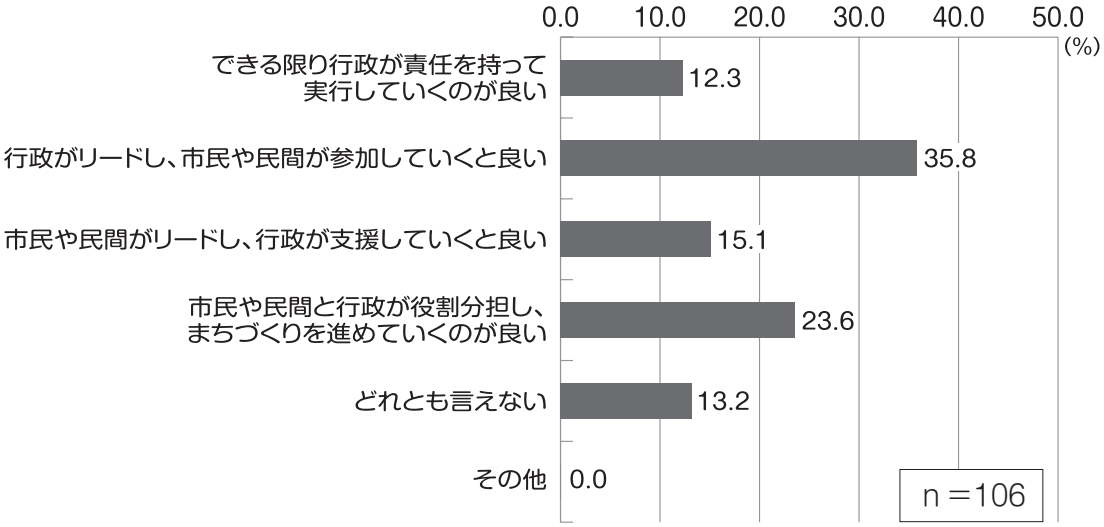

問15 大規模スポーツ施設の活かし方（回答1つ）

【気軽な参加機会やスポーツ体験機会に期待】

○最も多い意見は「市民が気軽にスポーツに参加・体験できる機会を増やす」で24.5%、その他各項目がそれぞれ10%前後の回答を集めています。

○市民アンケートと比較すると、総じて体験型の活用に対する期待が高いといえます。

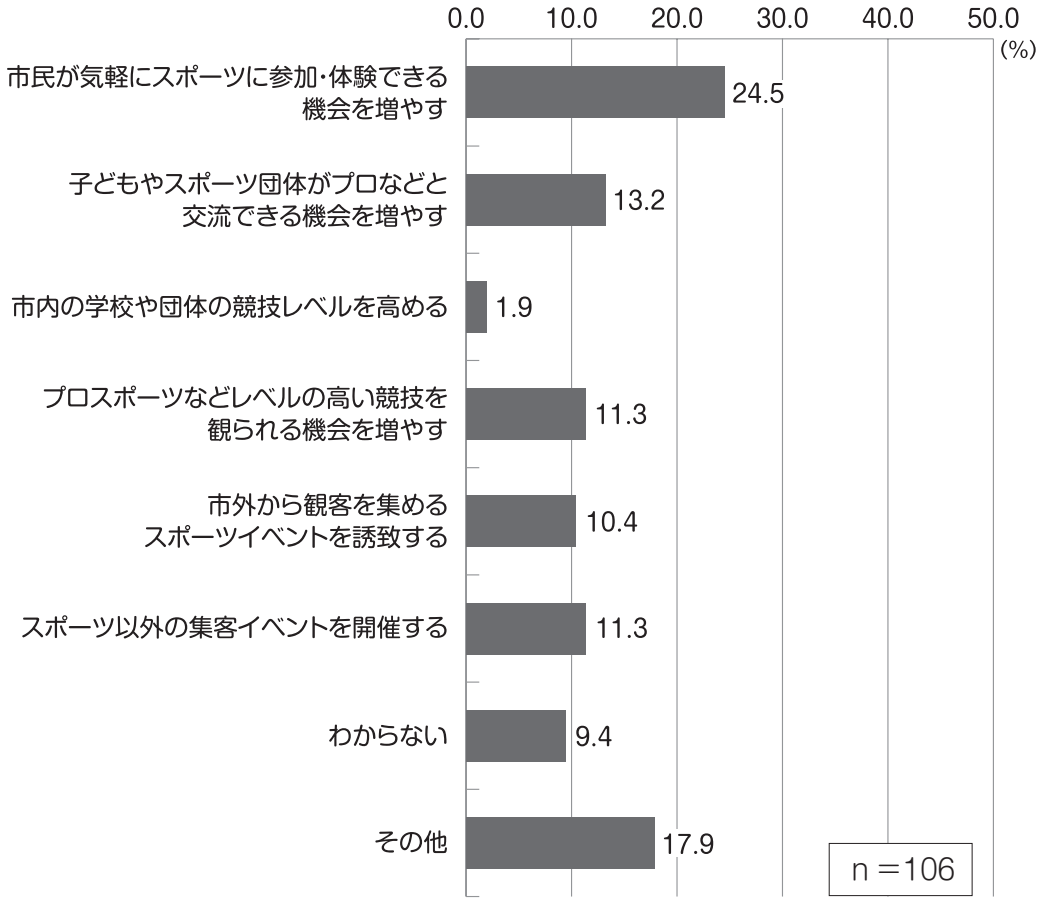

問16 交通利便性の向上に期待すること（回答2つ）

【観光や生活道路としての利便性の向上に期待】

○交通利便性への期待では「遠距離の観光や移動への利便性の向上」が45.3%と最も高く、「市内道路の交通混雑の緩和」（39.6%）が続いており、市民アンケートとほぼ同様の傾向を示しています。

○その他の項目では、市民アンケートに比べ「市内での移動の利便性の向上」「観光客など市内への来訪者の拡大」への期待が高くなっています。

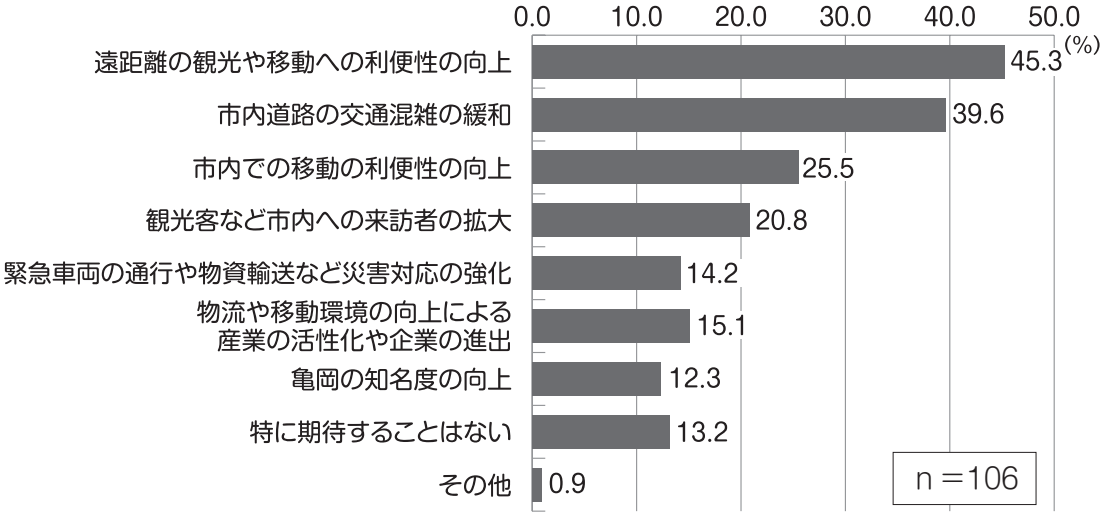

問17 亀岡市の望ましい人口（回答1つ）

【70%の回答者が人口の維持・増加に期待】

○「まちの活力を維持するため、今くらいの人口を保つべき」が36.8%と最も多く、積極的な増加を求める「まちの活力を高めるため、今よりも人口を増やすべき」（30.2%）を加えて、70%弱の回答者が人口の維持・増加が望ましいと考えています。

○「社会の流れなので、無理に人口増や維持に取組まなくていい」は17.0%にとどまっています。

○この傾向は市民アンケートの全体傾向とほぼ同様です。

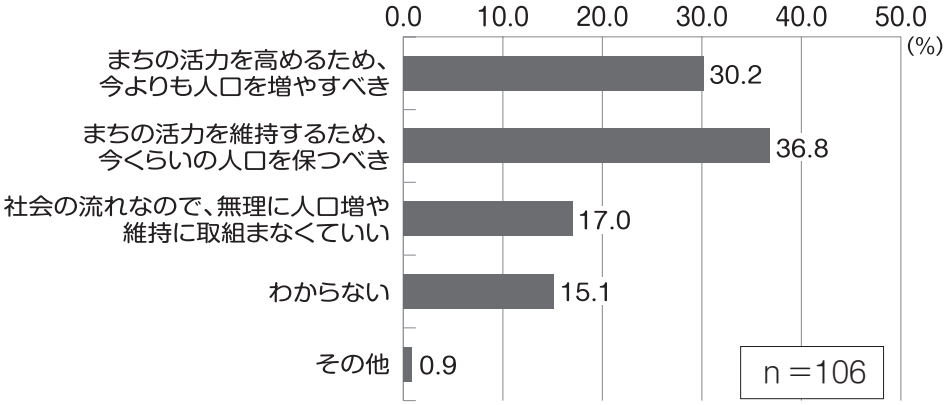

問18 人口の維持・増加で大切な取組（回答1つ）

【安全環境、利便性、住環境とともに、買物・娯楽の便利さも重視】

○「医療や福祉、子育てや教育の環境を充実する」が27.4%で最も多く、以下「交通の利便性を高める」（18.9%）、「住みよさや自然など、快適な住環境を高める」（16.0%）が続いており、市民アンケートと同じ傾向を示しています。

○違いがみられるのは「買い物や娯楽の便利さを高める」の9.4%で、市民アンケートに比べて高くなっています。

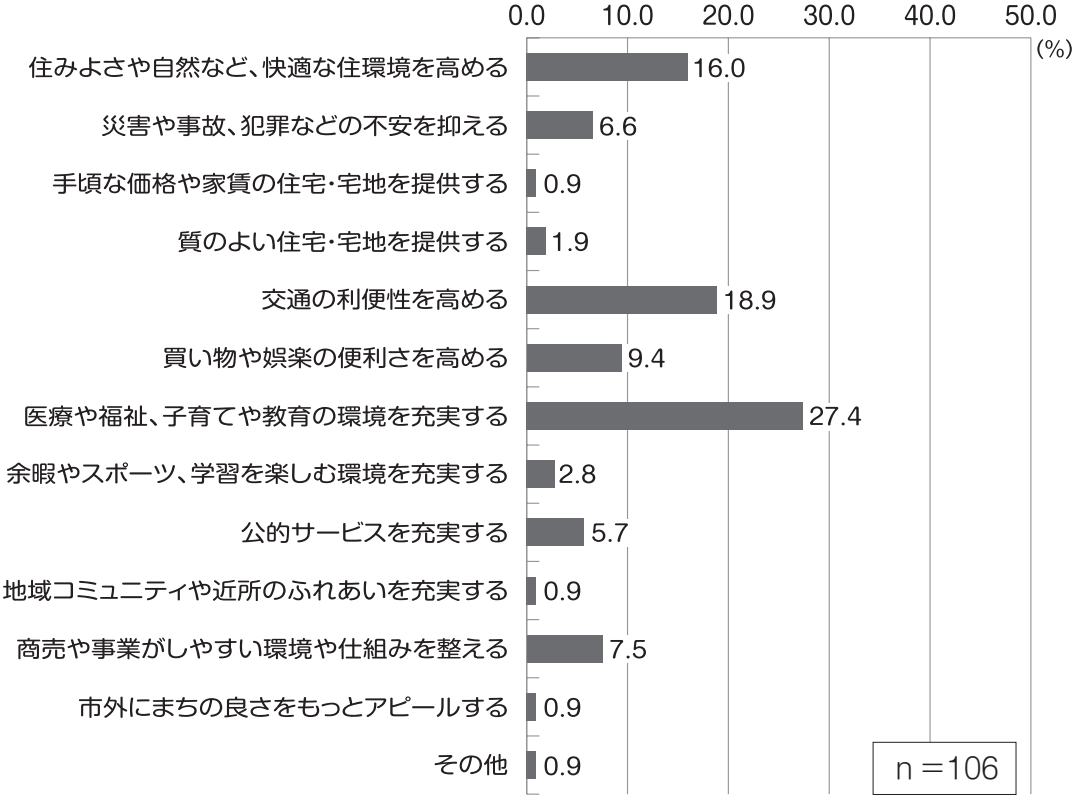

7 策定経過

(1) 策定体制

① 亀岡市総合計画審議会条例

○亀岡市総合計画審議会条例

昭和43年4月1日
条例第3号
(昭55条例4・題名改称)

(設置)
第1条　地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、亀岡市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
(昭55条例4・一部改正)
(所掌事務)
第2条　審議会は、市長の諮問に応じ、亀岡市総合計画の策定及び推進に関する事項について調査審議する。
(昭55条例4・平23条例22・一部改正)
(組織)
第3条　審議会は、委員20人以内で組織する。
2　委員は、学識経験者、関係団体の役職員その他必要と認める者のうちから市長が任命又は委嘱する。
3　委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(昭51条例43・昭55条例4・平23条例22・一部改正)
(会長及び副会長)
第4条　審議会に会長及び副会長を置く。
2　会長は、委員の互選によって定める。
3　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
4　副会長は、委員のうちから会長が委嘱する。
5　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(昭51条例43・一部改正)
(会議)
第5条　審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。
2　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
3　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
(昭55条例4・一部改正)
(部会)
第6条　会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。
2　部会に属する委員は、会長が指名する。
3　部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。
(昭51条例43・追加)

（専門委員）
第7条　審議会に専門事項を調査させるため、必要があるときは、専門委員を置くことができる。
2　専門委員は、学識経験を有する者等のうちから市長が委嘱する。
3　専門委員は、当該専門事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。
（昭55条例4・追加）
（幹事・調査員）
第8条　審議会に幹事及び調査員若干人を置くことができるものとし、職員のうちから市長が任命する。
2　幹事及び調査員は、上司の命を受けて資料の提出又は調査に従事し、会議の運営の補助に当たる。
（昭51条例43・追加、昭55条例4・旧第7条繰下）
（庶務）
第9条　審議会の庶務は、企画管理部において行う。
（昭46条例16・昭48条例20・一部改正、昭51条例43・旧第6条繰下・一部改正、昭55条例4・旧第8条繰下・一部改正、昭58条例23・昭62条例15・平7条例2・一部改正）
（委任）
第10条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。
（昭51条例43・旧第7条繰下、昭55条例4・旧第9条繰下）
附　則
（施行期日）
1　この条例は、公布の日から施行する。
（亀岡市建設審議会条例の廃止）
2　亀岡市建設審議会条例（昭和31年亀岡市条例第21号）は、廃止する。
附　則（昭和46年条例第16号）抄
（施行日）
1　この条例は、昭和46年7月15日から施行する。
附　則（昭和48年条例第20号）抄
（施行期日）
1　この条例の施行期日は、別に市長が定める。
（昭和48年規則第3号で昭和48年4月11日から施行）
附　則（昭和51年条例第43号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（昭和55年条例第4号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（昭和58年条例第23号）抄
（施行期日）
1　この条例は、公布の日から施行する。
附　則（昭和62年条例第15号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成7年条例第2号）抄
（施行期日）
1　この条例は、平成7年4月1日から施行する。
附　則（平成23年条例第22号）
この条例は、平成24年1月1日から施行する。

② 亀岡市総合計画審議会条例施行規則

○亀岡市総合計画審議会条例施行規則

昭和52年5月1日
規則第11号
（昭55規則13・題名改称）

（趣旨）
第1条　この規則は、亀岡市総合計画審議会条例（昭和43年亀岡市条例第3号）の規定に基づき、亀岡市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。
（昭55規則13・昭60規則18・一部改正）
（幹事）
第2条　幹事は、審議会に出席し、意見をのべることができる。
2　幹事のうち1人を常任幹事とすることができる。
3　常任幹事は、審議会の庶務を総括する。
（調査員）
第3条　調査員は、幹事の命を受け、必要な資料の提供又は調査を行うものとする。
2　調査員のうち若干人を常任調査員とすることができる。
3　常任調査員は、審議会に出席し、幹事を補佐する。
（会議）
第4条　幹事及び調査員会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて開くことができる。
2　会議は、常任幹事が招集し、これを掌理する。
（委任）
第5条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。
附　則
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（昭和55年規則第13号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（昭和60年規則第18号）
この規則は、公布の日から施行する。

③ 亀岡市総合計画審議会部会設置規則

○亀岡市総合計画審議会部会設置規則

平成26年3月10日
規則第2号

（設置）
第1条　亀岡市総合計画審議会条例（昭和43年亀岡市条例第3号）第6条の規定に基づき、亀岡市総合計画審議会（以下「審議会」という。）に部会を置く。
（部会の名称及び所管事項）
第2条　部会の名称及び所管事項は、次のとおりとする。
(1)　策定部会　総合計画の策定に関する事項
(2)　進行管理部会　総合計画の進行管理に関する事項
（組織）
第3条　部会は、審議会の委員のうちから審議会の会長が指名する者をもって組織する。
2　策定部会の委員の定数は、11人以内とし、進行管理部会の委員の定数は、8人以内とする。
3　部会の委員の任期は、審議会の委員の期間とする。
（部会長及び副部会長）
第4条　部会に部会長及び副部会長を置く。
2　部会長は、部会の委員の互選によって定める。
3　部会長は、部会の会務を総理し、これを代表する。
4　副部会長は、部会の委員のうちから部会長が指名する。
5　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第5条　部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。
2　部会長は、必要があると認めるときは、部会の委員以外の者を会議に出席させることができる。
（庶務）
第6条　部会の庶務は、企画管理部夢ビジョン推進課において行う。
（補則）
第7条　この規則に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が定める。
附　則
（施行期日）
1　この規則は、公布の日から施行する。
（亀岡市総合計画進行管理部会設置規則の廃止）
2　亀岡市総合計画進行管理部会設置規則（平成23年亀岡市規則第32号）は、廃止する。

④ 亀岡市総合計画審議会　委員名簿

No.	会長 副会長	策定 部会	進行管 理部会	審議会委員氏名	選出団体名等	役職
1		○		青　山　公　三	京都府立大学　京都政策研究センター 龍谷大学大学院政策学研究科	センター長 教授
2	副会長	部会長		井　内　邦　典	亀岡市セーフコミュニティサーベイランス委員会	委員
3			○	今　里　佳奈子	龍谷大学〔政策学部〕	教授
4	会長			内　山　隆　夫	京都学園大学〔経済経営学部〕	特別教授
5		○		大　西　辰　彦	京都産業大学〔経済学部〕	教授
6		○		奥　村　邦　夫	亀岡経済同友会	代表幹事
7		○		亀　岡　権四郎	市民公募	―
8			○	木　戸　庸　介	一般社団法人亀岡青年会議所	理事長
9		○		楠　　善　夫	一般社団法人亀岡市観光協会	会長
10			○	髙　田　己喜男	京都農業協同組合	常務理事
11		○		田　中　美賀子	亀岡市まちづくり協働推進委員会	委員
12			副部会長	手　塚　恵　子	京都学園大学〔人間文化学部〕	教授
13		○		中　川　重　年	京都学園大学〔バイオ環境学部〕	教授
14			○	中　西　まゆみ	市民公募	―
15			部会長	原　田　禎　夫	特定非営利活動法人プロジェクト保津川 大阪商業大学〔経済学部〕	代表理事 准教授
16			○	牧　野　吉　明	亀岡市自治会連合会	会長
17		○		宮　越　文　則	亀岡市PTA連絡協議会	会長
18			○	矢　田　　勲	社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会	会長
19		○		山　口　みどり	亀岡市民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡会	代表
20		副部会長		渡　辺　裕　文	亀岡商工会議所	会頭

【任期：平成26年3月28日～平成28年3月27日】

⑤ 亀岡市総合計画策定推進委員会設置規程

○亀岡市総合計画策定推進委員会設置規程

平成26年10月1日
訓令第4号

（趣旨）
第1条　この規程は、亀岡市総合計画基本構想及び基本計画を策定及び推進するため、亀岡市総合計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。
（所掌事務）
第2条　委員会は、亀岡市総合計画に関する全ての事項を所掌する。
（組織）
第3条　委員会の委員は、部長会議（亀岡市庁議等に関する規則（平成15年亀岡市規則第15号）に定める部長会議をいう。）の構成員をもって充てる。
（委員長）
第4条　委員会に委員長を置き、担当副市長がこれに当たる。
2　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
（副委員長）
第5条　委員会に副委員長を置き、他の副市長、病院事業管理者及び教育長がこれに当たる。
2　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する順序によりその職務を代理する。
（会議）
第6条　委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
2　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。
（庶務）
第7条　委員会の庶務は、企画管理部夢ビジョン推進課において行う。
（補則）
第8条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。
附　則
（施行期日）
1　この訓令は、平成26年10月1日から施行する。
（第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～推進委員会設置規程の廃止）
2　第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～推進委員会設置規程（平成23年亀岡市訓令第5号）は、廃止する。

⑥　亀岡市総合計画策定推進委員会委員名簿

【設置規程第3条に基づく構成員】

1	市長	特別委員
2	副市長	委員長
3	副市長	副委員長
4	病院事業管理者	副委員長
5	教育長	副委員長
6	企画管理部長	委員
7	政策推進室長	委員
8	生涯学習部長	委員
9	総務部長	委員
10	環境市民部長	委員
11	健康福祉部長	委員
12	産業観光部長	委員
13	まちづくり推進部長	委員
14	上下水道部長	委員
15	市立病院管理部長	委員
16	教育部長	委員
17	会計管理室長	委員
18	議会事務局長	委員

【設置規程第6条に基づく出席者】

1	総務部税・財政担当部長 兼財政課長事務取扱	―

(2) 策定経過

年月日	内容等
平成25年度	
H26.3.28	平成25年度亀岡市総合計画審議会 • 後期基本計画の策定等について
平成26年度	
H26.5.15	亀岡市総合計画審議会　平成26年度　第1回策定部会 • 策定部会の部会長及び副部会長の選出について • 後期基本計画の策定スケジュール等について
H26.9.10 ～9.30	亀岡市まちづくりアンケート（市民アンケート） （18歳以上の市内居住者に対し、郵送により配布・回収）
H26.10 ～11	亀岡市まちづくり学生アンケート（学生アンケート） （市内の高校・大学に依頼し、配布・回収）
H26.11.6 ～11.10	亀岡市まちづくりWebアンケート（Webアンケート） （18歳以上市内居住者に対しアンケートサイトへ案内を送信、Web上で回答・回収）

H26.12.17	亀岡市総合計画審議会　平成26年度　第2回策定部会 • 今後のスケジュール予定（後期基本計画策定）について • 亀岡市まちづくりアンケートの結果報告について • 本市の変化及び後期基本計画に係る重点テーマについて • 前期基本計画の進捗状況について
H26.12.24	◇平成26年度第1回亀岡市総合計画策定推進委員会 • 後期基本計画策定に係るスケジュールについて • 後期基本計画策定に係るアンケート結果の報告等及び重点テーマについて • 後期基本計画案の作成について
H27.2.23	◇平成26年度第2回亀岡市総合計画策定推進委員会 • 後期基本計画（案）について
H27.2.26	平成26年度亀岡市総合計画審議会 • 後期基本計画の策定等について
平成27年度	
H27.4.24	◇平成27年度第1回亀岡市総合計画策定推進委員会 • 後期基本計画（案）の修正について • 後期基本計画策定スケジュール（案）について
H27.5.21	亀岡市総合計画審議会　平成27年度　第1回策定部会 • 後期基本計画の策定について • 後期基本計画（案）第1章及び第2章について
H27.6.4	亀岡市総合計画審議会　平成27年度　第2回策定部会 • 後期基本計画（案）第3章から第5章について
H27.6.25	◇平成27年度第2回亀岡市総合計画策定推進委員会 • 後期基本計画（案）の修正について • 後期基本計画のシンボルプロジェクト（案）について
H27.6.29	亀岡市総合計画審議会　平成27年度　第3回策定部会 • 後期基本計画（案）第6章から第8章について • 策定部会第1回～第2回分について
H27.7.7	亀岡市総合計画審議会　平成27年度　第4回策定部会
H27.7.10	◇平成27年度第3回亀岡市総合計画策定推進委員会 • 後期基本計画（案）の修正について • 後期基本計画（案）の目指す目標について
H27.7.24	◇平成27年度第4回亀岡市総合計画策定推進委員会 • 目指す目標について
H27.7.30	亀岡市総合計画審議会　平成27年度　第5回策定部会 • 後期基本計画　目指す目標（案）について • 後期基本計画　シンボルプロジェクトのテーマ（案）について • 後期基本計画修正（案）について
H27.8.6	亀岡市総合計画審議会　平成27年度　第6回策定部会 • 後期基本計画　目指す目標（案）について
H27.8.12	◇平成27年度第5回亀岡市総合計画策定推進委員会 • 後期基本計画の目指す目標（案）について • 後期基本計画（案）について
H27.8.27	亀岡市総合計画審議会　平成27年度　第7回策定部会 • 後期基本計画　目指す目標（案）について

H27.8.31	◇平成27年度第6回亀岡市総合計画策定推進委員会 • 後期基本計画の目指す目標（案）について • 後期基本計画（案）について
H27.10.2	◇平成27年度第7回亀岡市総合計画策定推進委員会 • 後期基本計画（案）について
H27.10.15	亀岡市総合計画審議会　平成27年度　第8回策定部会 • 後期基本計画（案）について
H27.10.23	◇平成27年度第8回亀岡市総合計画策定推進委員会 • 後期基本計画（案）について
H27.11.17	◇平成27年度第9回亀岡市総合計画策定推進委員会 • 後期基本計画（案）について
H27.11.27	亀岡市総合計画審議会　平成27年度　第9回策定部会 • 後期基本計画（案）について
H27.11.27	平成27年度第1回亀岡市総合計画審議会 • 後期基本計画（案）について • 中間まとめ報告について
H27.12.9	第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～後期基本計画（案）について、総合計画審議会会長から市長に中間まとめ報告を実施
H27.12.12 ～H28.1.11	第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～後期基本計画（案）について、パブリックコメントを実施
H27.12.16	市議会全員協議会 • 施策分野別基本計画等の説明・質疑
H28.1.15	◇平成27年度第10回亀岡市総合計画策定推進委員会 • 後期基本計画（案）について
H28.1.27	平成27年度第2回亀岡市総合計画審議会 • 後期基本計画（案）について • 答申について
H28.1.29	第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～後期基本計画の策定に関する事項について、総合計画審議会会長から市長への答申を実施
H28.2.29	地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例第2条に基づき、第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～後期基本計画策定について、市議会へ上程
H28.3.15	◇市議会特別委員会 • 施策分野別基本計画等の説明・質疑
H28.3.28	◇市議会後期基本計画を議決

第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～

後期基本計画

発行　平成28年4月　亀岡市
〒621-8501　京都府亀岡市安町野々神8番地
TEL 0771-22-3131　FAX 0771-24-5501
http://www.city.kameoka.kyoto.jp
編集　亀岡市 企画管理部 企画調整課

亀岡市